青森県子ども・若者白書

令和5年度版



青 森 県

表紙絵 令和5年度笑顔の未来へのメッセージ作品募集事業

図画部門 最優秀賞 作品

八戸市立町畑小学校 4年 野上 雄萬

【作品説明】祖父からもらった枝豆の種を家族で育て、たくさんしゅうかくできました。 じいちゃん、えだ豆すごくおいしかったよ。ありがとう。

はじめに

青森県の未来を担う財である子ども・若者が心身ともにたくましく健やかに成長することは、県民全ての願いです。そして、その実現のため、私たち大人は模範となり、その健全な育成に努め、地域全体で温かく見守っていく必要があります。

近年、少子化や、核家族化、地域力の低下、情報化社会の急速な進展など、子ども・若者を取り巻く社会環境の急速な変化は、子ども・若者の意識や行動に大きな影響を及ぼしています。その結果、少年非行、いじめや不登校、ニート、ひきこもり、貧困のほか、インターネットが介在する問題行動など憂慮すべき事態が多く見られ、子ども・若者を巡る問題はますます複雑化、多様化しています。

県では、県の基本計画である「青森県基本計画 選ばれる青森への挑戦」において、「あおもりの未来をつくる人財の育成」を重要政策の一つに位置づけ、子どもたちが自己肯定感や充実感を持ち、心身ともにたくましく健やかに成長するよう、青少年の健全育成に係る諸施策を推進してきたところです。

また、子ども・若者を取り巻く新たな課題等に対応するべく、令和5年2月には、本県の未来を担う子ども・若者の成長と自立を社会全体で支援していくための指針として、子ども・若者育成支援推進法に基づく「第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定し、子ども・若者育成支援施策を推進しているところです。

本書では、第1部は子ども・若者の現状と課題、第2部は子ども・若者育成支援施策の実施状況、第3部は本県の子ども・若者関連事業の概要について取りまとめています。青少年育成関係者はもとより、県民の皆様に広く御活用いただき、本県の子ども・若者の育成・支援の一助になることを願っています。

最後に、本書の作成に当たり、御協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、本県の 未来を担う子ども・若者が自らの可能性を大きく伸ばし、心豊かでたくましく育つよう、更なる御支援、御 協力をお願いいたします。

令和5年12月

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

目 次

《弗 部	\$≫士	とも・右右の現状と課題	
第1章	人口	1	
	1	現状と推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	年齢階層別(男女別)人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	市町村別人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	健康	E	
	1	児童・生徒の体格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2	児童・生徒の体力	4
	3	性感染症及びエイズ・HIV 感染症 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第3章	教育		
	第1篇	お 幼児・児童・生徒・学生数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	第2篇	节 学校教育	
	1	学校概要	14
	2	幼稚園	15
	3	幼保連携型認定こども園 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	4	小学校 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	5	中学校	16
	6	高等学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16
	7	特別支援学校 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	8	専修学校・各種学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	9	大学	18
	第3筒	帝 学校に係る諸問題	
	1	いじめ	19
	2	不登校	19
	3	中途退学	20
	4	暴力行為	21
	第4億	進路状況	
	1	中学校	22
	2	高等学校 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23
	第5額	節 選挙における投票率の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第4章	労働	th	
	第1額	6 産業別就業者数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	第2領	前 就業状況	
	1	新規学校卒業者の求人・就職状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	2	新規学校卒業者の求職動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	3	新規学校卒業者の初任給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	4	新規学校卒業者の離職状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	5	完全失業率と完全失業者数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

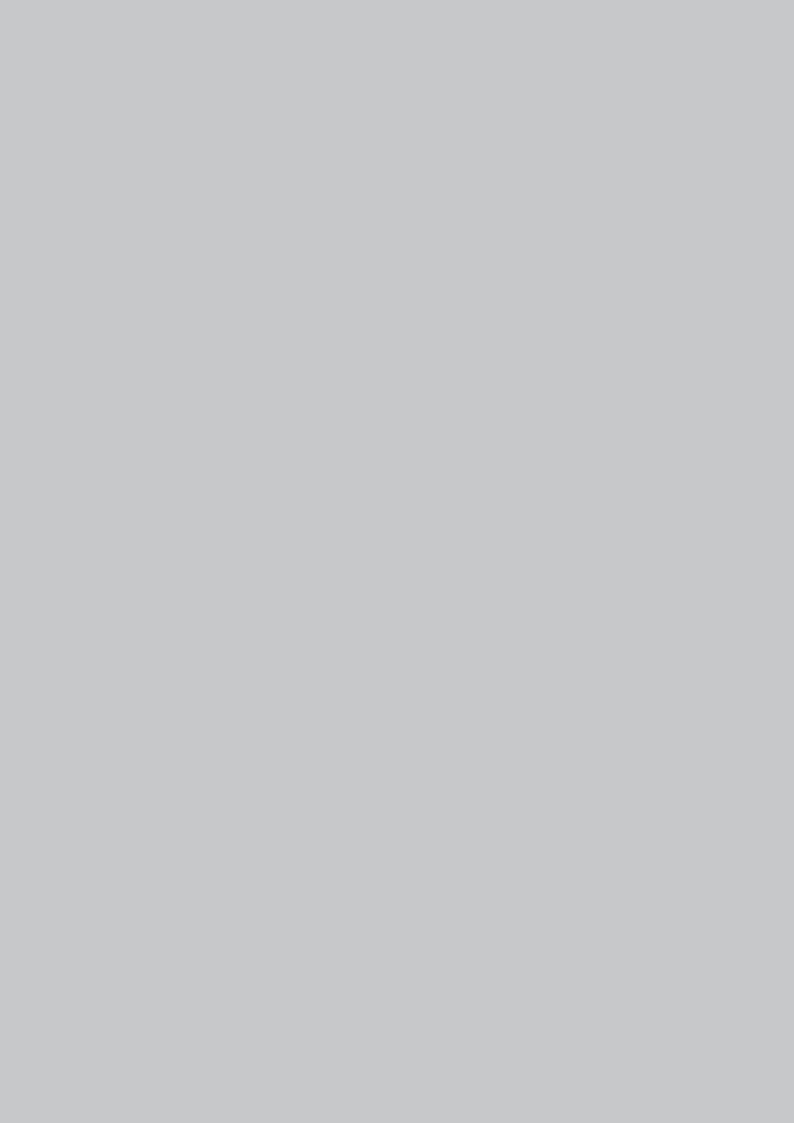
	6	ニート・フリーターの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第5章	子と	ごもの貧困問題	
	1	生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	2	要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	3	ひとり親世帯の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	4	ヤングケアラーの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第6章	安全	と問題行動	
穿	育1 貿	う 子ども・若者の安全	
	1	死亡者数 ·····	35
	2	交通事故	36
	3	水難	38
穿	育2貿	う 犯罪や虐待による被害状況	
	1	犯罪被害の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	2	児童虐待相談対応件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
穿	育3貿	5 少年非行の概況	
	1	非行少年等の検挙・補導人員の年別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	2	刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	3	刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
穿	售4貿	市 問題行動と対策	
	1	薬物乱用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	2	性逸脱行為 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	41
第7章	青少	〉年の意識	
	1	青少年の意識に関する調査について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	2	結果概要(単純集計)	43
	3	結果概要(クロス集計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
コラム	青森	深県の青少年の現状と今後 - 「青少年の意識に関する調査(令和4年度)の分析から」- ・・・・・・	55
	若者	首自立支援へむけて一希望と孤独一 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	ネッ	ァト依存の子どもへの影響について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	「才	ミ来は今にある~地域ではたらくということ」	61
	127	命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業を実施して ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		() V V III K C V V V V V V V V V V V V V V V V V V	
≪筆2部≫	。ヱレ	ごも・若者育成支援施策の実施状況	
		ごも・若者育成支援施策の総合的な推進	
	第1領		65
	万工点 第2領		50
4	7 1	Attack to the same and a second to the termination of the termination	65
	2		67
	_	県の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

第2章 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援	
第1節 基礎的能力である「知・徳・体」の育成	
1 豊かな心と健やかな体の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
2 確かな学力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
第2節 社会的・職業的自立に必要な能力の育成	
1 社会の変化に対応できる能力の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
2 社会参加の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
第3章 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援	
第1節 ニート等に対する支援	
1 ニート等に対する就労支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
2 若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
第2節 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応	
1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
2 高校中途退学対策と中途退学者への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
第3節 障害等のある子ども・若者への支援	
1 障害等のある子ども・若者への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
2 発達障害のある子ども・若者への支援	103
第4節 ひきこもりの子ども・若者への支援	
1 精神保健・福祉・医療分野での支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 社会教育からの支援	105
第5節 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援	
1 非行・犯罪防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 立ち直り支援	107
第6節 子どもの貧困対策の推進	
1 計画に基づく施策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
第7節 特に配慮が必要な子ども・若者への支援	
1 子ども・若者の自殺対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 性的マイノリティに対する理解の促進	116
第8節 困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援	
1 関係機関等による相談支援体制の強化	
2 支援対応能力の向上と支援機関の周知 ····································	117
第4章 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成	
第1節 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成	
1 グローバル社会で活躍する人財の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 科学技術に精通した人財等の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 地域で活躍する人財の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4 国際的に活躍できる次世代競技者の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128

第5章 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり	
第1節 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上	
1 家庭の教育力向上のための支援の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
2 家庭や地域との連携・協働による学校づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	133
3 地域の教育力向上のための取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
第2節 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくり	
1 地域活動の支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136
2 男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
第3節 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化	
1 社会環境浄化対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
2 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	148
第6章 子ども・若者の成長を支える担い手の養成	
第1節 子ども・若者の成長を支える担い手の養成	
1 地域の人財育成	150
2 専門性の高い人財の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
≪第3部≫ 令和5年度本県の子ども・若者関連事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
《参 考》 青森県青少年健全育成条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	168
利用上の注意	
○ 本書(第2部)の構成は、「第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画」によっています。	
計画の内容は、	
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/seishonen/kodomo-plan02.html	
をご覧ください。	
○ 本書に掲載されているデータでは、子ども・若者の年齢は30歳未満を基本としていますが、デー	ータ
によっては年齢層が異なるので、注意してください。	
〇 本書は令和5年9月30日現在の内容としていますが、掲載されているデータによって、令和5年	∓ 4
月1日現在のものや、令和4年度のものもあるので、注意してください。	

《第1部》

子ども・若者の現状と課題



第1章 人口

1 現状と推移

令和2年国勢調査による県の総人口は1,238千人である。このうち、青少年人口(0~29歳)は271千人 で、総人口(年齢不詳を除く。)に占める割合は22.2%となっている。

本県の青少年人口の推移をみると、昭和50年までは総人口の半数以上を占めていたが、昭和55年に初め て50%を割り、以後、国勢調査を重ねる度に、その占める割合が減少している。

これは、出生数の減少、平均寿命の延伸等に加え、大学への進学や就職等による青少年の県外流出が要因 と考えられる。

第 1-1-1表 本県の青少年人口の推移

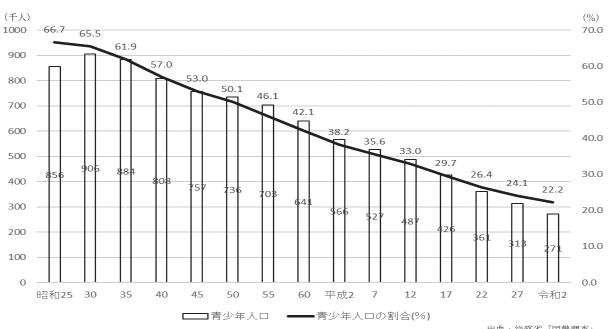
(単位:千人)

		1 - 1 - 1 - 1				(112:174)
区分 年次	青森県総人口	青少年人口	青少年人口の 割合(%)	青少年人口 増減数	青少年人口增減率 (%)	青少年人口の指数 (昭和 25 年=100)
昭和 25	1, 283	856	66. 7	-	_	100
30	1, 383	906	65. 5	50	5.8	106
35	1, 427	884	61. 9	△ 22	△ 2.4	103
40	1, 417	808	57. 0	△ 76	△ 8.6	94
45	1, 428	757	53. 0	△ 51	△ 6.3	88
50	1, 469	736	50. 1	△ 21	△ 2.8	86
55	1, 524	703	46. 1	△ 33	△ 4.5	82
60	1, 524	641	42. 1	△ 62	△ 8.8	75
平成 2	1, 483	566	38. 2	△ 75	△ 11.7	66
7	1, 482	527	35. 6	△ 39	△ 6.9	62
12	1, 476	487	33.0	△ 40	△ 7.6	57
17	1, 437	426	29. 7	△ 61	△ 12.5	50
22	1, 373	361	26. 4	△ 65	△ 15.3	42
27	1, 308	313	24. 1	△ 48	△ 13.3	37
令和 2	1, 238	271	22. 2	△ 42	△ 13.4	32

⁽注) 「青少年人口の割合」は「青森県総人口」から年齢不詳を除いて算出

出典:総務省「国勢調査」

第 1-1-2 図 本県の青少年人口の推移



2 年齢階層別(男女別)人口

令和2年国勢調査による本県の年齢階層別(男女別)青少年人口は、15~19歳が52,090人で最も多く、青少年人口全体の19.2%を占めている。

次いで、 $10\sim14$ 歳の 48,258 人(17.8%)、 $25\sim29$ 歳の 46,128 人(17.0%)などの順となっており、各階層とも平成 27 年よりも減少している。

第1-1-3表 年齡別(男女別)青少年人口

(単位:人)

		令和2年	国勢調査		平成27年国勢調査						
区分	総数	年齢別 割合(%)	男	女	総数	年齢別 割合(%)	男	女			
0~4歳	37, 334	13.8	18, 980	18, 354	42, 943	13.7	21, 983	20, 960			
5~9歳	43, 520	16.0	22, 328	21, 192	48, 296	15.4	24, 551	23, 745			
10~14歳	48, 258	17.8	24, 590	23, 668	56, 969	18.2	29, 127	27, 842			
15~19歳	52, 090	19.2	26, 958	25, 132	60, 960	19.5	31, 176	29, 784			
20~24歳	43, 854	16.2	23, 002	20, 852	50, 486	16. 1	25, 928	24, 558			
25~29歳	46, 128	17.0	23, 886	22, 242	53, 303	17.0	27, 101	26, 202			
計	271, 184	100.0	139, 744	131, 440	312, 957	100.0	159, 866	153, 091			

(注) 原数値による

出典:総務省「国勢調査」

3 市町村別人口

令和 2 年国勢調査よる本県の市町村別の青少年人口 $(0\sim29~~$ 歳)は、市部では、青森市が 59,019 人で最も多く、次いで、八戸市の 52,399 人、弘前市の 40,533 人となっており、市部における青少年人口の占める割合は 23.0%となっている。

また、町村部では、おいらせ町、藤崎町、東北町、階上町、南部町の順に多く、町村部における青少年人口の占める割合は19.8%となっている。

第1-1-4表 市町村別青少年人口

(単位:人)

	市町村名		可加用少牛	総人口		青少年	人口 (0~29)	裁)	青少年 割合	
	111 111 111 111		令和2年	平成27年	増減率(%)	令和2年	平成27年	増減率(%)		
青	森	市	275, 192	287, 648	\triangle 4.3	59, 019	68, 461	\triangle 13.8		24. 3
弘	前	市	168, 466	177, 411	△ 5.0	40, 533	46, 128	△ 12.1	24. 4	26. 2
八	戸	市	223, 415	231, 257	△ 3.4	52, 399	58, 275	△ 10.1	23. 7	25. 5
黒	石	市	31, 946	34, 284	△ 6.8	6, 982	8, 413	△ 17.0	21. 9	24. 6
五.	所 川 原	市	51, 415	55, 181	△ 6.8	10, 159	12, 375	△ 17.9	19. 9	22.5
+	和 田	市	60, 378	63, 429	△ 4.8	13, 742	15, 683	△ 12.4	23.0	24.8
=	沢	市	39, 152	40, 196	△ 2.6	10, 359	11, 559	△ 10.4	26. 9	28. 9
む	つ	市	54, 103	58, 493	△ 7.5	11,616	13, 848	△ 16.1	21.8	23.8
つ	がる	市	30, 934	33, 316	△ 7.1	5, 946	7, 209	△ 17.5	19. 2	21.7
平	Щ	市	30, 567	32, 106	△ 4.8	6, 685	7, 552	△ 11.5	21. 9	23.5
市	部	計	965, 568	1,013,321	△ 4.7	217, 440	249, 503	△ 12.9	23.0	24. 9
平	内	町	10, 126	11, 142	△ 9.1	1, 799	2, 191	△ 17.9	17.8	19. 7
今	別	町	2, 334	2, 756	△ 15.3	251	321	△ 21.8	10.8	11.6
蓬	田	村	2, 540	2, 896	△ 12.3	455	560	△ 18.8	17.9	19. 5
外	ケ浜	町	5, 401	6, 198	△ 12.9	624	856	△ 27.1	11.6	13.8
鰺	ケー沢	町	9,044	10, 126	△ 10.7	1, 359	1,771	△ 23.3	15.0	17.5
深	浦	町	7, 346	8, 429	△ 12.8	962	1, 292	△ 25.5	13.1	15. 3
西	目 屋	村	1, 265	1, 415	△ 10.6	251	276	△ 9.1	19.8	19.5
藤	崎	町	14, 573	15, 179	△ 4.0	3, 353	3, 636	△ 7.8	23.0	24.0
大	鰐	町	8, 665	9, 676	△ 10.4	1, 387	1, 746	△ 20.6	16.0	18.0
田	舎 館	村	7, 326	7, 783	△ 5.9	1,562	1, 790	△ 12.7	21.3	23.0
板	柳	町	12, 700	13, 935	△ 8.9	2, 448	3, 056	△ 19.9	19. 3	21. 9
鶴	田	町	12,074	13, 392	△ 9.8	2, 484	3, 116	△ 20.3	20.6	23.3
中	泊	町	9, 657	11, 187	△ 13.7	1,540	2, 025	△ 24.0	15.9	18. 1
野	辺 地	町	12, 374	13, 524	△ 8.5	2, 362	2, 835	△ 16.7	19. 1	21.0
七	戸	町	14, 556	15, 709	△ 7.3	2,747	3, 182	△ 13.7	18. 9	20.3
六	戸	町	10, 447	10, 423	0.2	2, 385	2, 401	△ 0.7	22.8	23. 2
横	浜	町	4, 229	4, 535	△ 6.7	869	1,004	△ 13.4	20.5	22. 1
東	北	町	16, 428	17, 955	△ 8.5	3, 324	3, 981	△ 16.5	20. 2	22.2
六	ケ所	村	10, 367	10, 536	△ 1.6	2,741	2, 911	△ 5.8	27. 0	27. 9
	いらせ		24, 273	24, 222	0.2	6, 175	6, 588	△ 6.3		27. 2
大	間	町	4, 718	5, 227	△ 9.7	985	1, 219	△ 19.2		23. 6
東	通	村	5, 955	6, 607	△ 9.9	1, 203	1, 493	△ 19.4	20. 2	22.6
風	間浦	村	1,636	1,976	△ 17.2	236	338	△ 30.2		17. 1
佐		村	1, 788	2, 148	△ 16.8	237	376	△ 37.0	13.3	17.5
11.	戸	町	9, 082	10, 135	△ 10.4	1,601	1, 987	△ 19.4	17.7	19.6
五.	戸	町	16, 042	17, 433	△ 8.0	2,837	3, 523	△ 19.5	17. 7	20. 2
田十	子	町	4, 968	5, 554	△ 10.6	812	1,016	△ 20.1	16. 3	18. 3
南	部	町	16, 809	18, 312	△ 8.2	3, 150	3, 785	△ 16.8		20. 7
階	<u></u>	町	13, 496	14, 025	△ 3.8	3, 290	3, 787	△ 13.1	24. 8	27. 3
新	郷	村	2, 197	2, 509	△ 12.4	315	392	△ 19.6	ì	15. 6
町	村 部	計	272, 416	294, 944	△ 7.6	53, 744	63, 454	△ 15.3	i	21.6
県		計	1, 237, 984	1, 308, 265	\triangle 5.4	271, 184	312, 957	\triangle 13.3	22.3	24. 1

(注) 「青少年人口の割合」は「総人口」から年齢不詳を除いて算出

端数処理の関係で、第1-1-1表の増減率と県計の増減率は一致しない。

出典:総務省「国勢調査」

第2章 健康

1 児童・生徒の体格

県教育委員会で実施した「令和3年度青森県学校保健調査」による本県児童生徒の体格の平均値は、第 1-2-1 表のとおりである。

(1) 全般的な傾向

身長、体重とも、加齢に伴う発達傾向は、全国とほぼ同様であり、年齢層間の成長値(1年間の伸び)の変化を見ると、女子が男子に比べて早くピークをむかえている。

(2) 項目ごとの特徴

ア身長

男女とも全年齢層で全国平均を上回っている。全国平均との差では、男子は 11 歳の 1.2cm が最も大きく、女子は 10 歳の 1.4cm が最も大きい値となっている。年間発育量は、男子は 11 歳から 12 歳が 7.7cm と最も大きく、女子は 9 歳から 10 歳が 6.9 cm と最も大きい値となっている。

イ 体 重

男女とも全年齢層で全国平均を上回っている。全国平均との差では、男子は 16 歳の 3.0kg が最も大きく、女子は 11 歳の 1.8kg が最も大きい値となっている。年間発育量は、男子は 11 歳から 12 歳が 5.6 kgと最も大きく、女子は 10 歳から 11 歳が 5.0 kgと最も大きい値となっている。

2 児童・生徒の体力

県教育委員会で実施した「令和3年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」による本県児童生徒の 新体力テストの調査結果は、第1-2-2表のとおりである。

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により体力調査を中止

(1) 全般的な傾向

新体力テストの得点換算表に基づき、各測定項目の平均値を得点化した合計点は、平成 15 年度まで男女とも全年齢層で全国平均を下回っている状況にあった。しかし、平成 16 年度調査において、初めて全国平均を上回る年齢層が現れ始めた。平成 18 年度調査では、男子が 8 年齢層(6~11、16、17 歳)、女子は 10 年齢層(6~12、15~17 歳)で全国平均を上回る結果となり、体力向上の兆しが見られていた。

令和元年度調査と令和3年度調査の各測定項目を比較すると、全国平均を上回った年齢層の合計は、男子は8年齢層から13年齢層へわずかに向上し、女子は30年齢層から24年齢層へと減少する結果となった。また、合計点の平均値は、男女ともに全年齢層で全国平均を下回る結果となった。このことから、本県児童生徒の体力は、男子はやや増加傾向、女子は減少傾向にあり、全国との差は大きいと言える。

全般的にみると、男子は全国平均を上回る体力評価が一部の年齢層に留まっており、どの体力評価も全国平均を下回る傾向にある。女子は敏捷性、全身持久力が一部の年齢層において全国平均を上回る傾向にあるが、その他の体力評価は全国平均を下回る傾向にある。年齢層及び男女差によっても各項目の平均値及び合計点にばらつきが見られることから、バランスのとれた体力向上が図れるよう取り組んでいかなければならない。

(2) 測定項目ごとの状況(全国平均との比較)

ア 握 力(筋力)

調査対象である 12 の年齢層のうち、男子は4年齢層(7、14~16 歳)で全国平均を上回り、女子は 4年齢層(7~10 歳)で全国平均を上回っている。

イ 上体起こし(筋力・筋持久力)

男子は4年齢層 $(7、14\sim16$ 歳) で全国平均を上回り、女子は3年齢層 $(6\sim7、11$ 歳) で全国平均を上回っている。

ウ 長座体前屈 (柔軟性)

男子は3年齢層(14~16歳)で全国平均を上回り、女子は4年齢層(13~15、17歳)で全国平均を上回っている。

エ 反復横とび (敏捷性)

男子は1年齢層(8歳)で全国平均を上回り、女子は6年齢層(6~11歳)で全国平均を上回っている。

- オ 持久走(全身持久力) ※12歳以上は20mシャトルランとの選択 男女とも全年齢層で全国平均を下回っている。
- カ 20mシャトルラン (全身持久力) ※11歳以下は必ず実施、12歳以上は持久走との選択 男子は1年齢層(6歳)で全国平均を上回り、女子は6年齢層(6~11歳)で全国平均を上回っている。
- キ 50m走 (スピード及び走能力)

男女とも全年齢層で全国平均を下回っている。

ク 立ち幅とび (筋パワー及び跳能力)

男女とも全年齢層で全国平均を下回っている。

ケ ボール投げ (筋パワー、投能力及び巧緻性)

男子は全年齢層で全国平均を下回っており、女子は1年齢層(10歳)で全国平均を上回っている。

第 1-2-1 表 性別、年齢別体格の青森県平均と全国平均

				身長((c m)			体重 ((kg)	
性別	区分	年齢	全国		青 森 県		全国		青 森 県	
לול	Л	翻	令和3年度 平均値	①令和3年度平均値	②令和2年度平均值	年間発育量 ①-②	令和3年度 平均値	①令和3年度平均値	②令和2年度平均值	年間発育量 ①-②
		6	116.7	117. 4	117. 4	-	21.7	22.5	22. 4	-
		7	122. 6	123. 3	123. 7	5. 9	24. 5	25. 4	25. 7	3. 0
	小	8	128.3	129. 1	129. 2	5. 4	27. 7	29. 2	29. 0	3. 5
男	学校	9	133.8	134. 5	134. 9	5. 3	31. 3	32.7	33. 3	3. 7
		10	139. 3	140. 4	140.5	5. 5	35. 1	37.1	37. 2	3.8
		11	145. 9	147. 1	147.0	6.6	39. 6	41.7	41. 9	4. 5
		12	153.6	154. 7	154. 7	7.7	45. 2	47.5	47. 5	5. 6
	中学校	13	160. 6	161.7	161.6	7.0	50.0	52. 3	52. 4	4.8
子		14	165. 7	166. 4	166. 4	4.8	54. 7	56.6	57. 0	4. 2
	高	15	168. 6	169. 1	169.0	2.7	59.0	61.3	61. 6	4.3
	高等学校	16	169.8	170. 4	170.4	1.4	60.5	63.5	62. 9	1.9
	仪	17	170.8	171. 2	171.3	0.8	62. 4	64.8	65. 3	1.9
		6	115.8	116.7	116.8	-	21. 2	22.0	21.9	-
		7	121.8	122. 6	122. 9	5.8	23. 9	24.7	24. 9	2.8
	小学校	8	127. 6	128. 9	128. 9	6.0	27.0	28.3	28. 3	3.4
女	校	9	134. 1	135. 4	135. 4	6. 5	30.6	32. 2	32. 2	3. 9
		10	140.9	142. 3	142. 2	6. 9	35. 0	36.7	36.6	4. 5
		11	147.3	148. 5	148.5	6.3	39. 8	41.6	41.7	5. 0
		12	152. 1	152. 8	152. 9	4.3	44. 4	46.0	45. 9	4.3
	中学校	13	155. 0	155. 4	155. 7	2.5	47. 6	49. 1	49. 3	3. 2
子		14	156.5	157. 0	157.0	1.3	50.0	51.6	51.7	2. 3
	高	15	157.3	157. 4	157.7	0.4	51.3	52.8	53. 1	1.1
	高等学校	16	157.7	157. 9	157.9	0.2	52. 3	53. 7	53. 4	0.6
	仪	17	158. 0	158. 1	158. 2	0.2	52. 5	53. 7	54. 2	0.3

出典:全国…文部科学省総合教育政策局「令和3年度学校保健統計調査」 県……スポーツ健康課「令和2・3年度青森県学校保健調査」

第1-2-2表 年齢別・運動能力テスト平均値及びT得点

男子

校種	学年	年齢	区分		握力(kg))	上体	起こし	(回)	長月	座体前屈	(cm)	反復	复横とび	(回)		持久走(私 (男子 1500	
				標本数	平均値	SD	標本数	平均值	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均值	SD	標本数	平均値	SD
			全国	1108	9. 24	2. 13	1089	12.05	5. 08	1108	26. 39	6. 48	1094	28. 28	5. 06			/
	1	6	県	4297	9. 00	2. 22	4235	11.74	5. 58	4292	25. 87	6. 51	4251	27. 92	5. 44		/	
	年	歳	Т		48. 87			49. 39			49. 20			49. 29				
			全国	1118	10.74	2.44	1086	13.86	5. 57	1107	28. 67	6.83	1101	31.65	6. 59			/
小	2	7	県	4410	10.78	2.62	4370	13. 93	5. 90	4413	26.63	7. 07	4382	31. 38	6. 42		/	
	年	歳	Т		50. 16			50. 13			47.01			49. 59				
			全国	1101	12. 73	2.80	1078	15. 73	5. 64	1100	30. 34	7.04	1096	34. 95	7. 43			/
	3	8	県	4467	12. 47	2.96	4438	15. 57	5. 98	4470	28.63	7. 75	4453	35. 09	7. 52		/	
学	年	歳	Т		49. 07			49.72			47. 57			50. 19				
-			全国	1120	14. 39	3. 13	1097	17. 98	5. 50	1113	31.78	7. 63	1118	39. 43	7. 53			/
	4	9	県	4524	14. 11	3. 49	4500	17. 52	6. 35	4524	29. 89	7. 69	4511	38.67	7. 99		/	
	年	歳	Т		49. 11			49. 16			47.52			48. 99				
			全国	1103	16. 90	3.71	1081	19. 94	5. 23	1102	33. 37	8. 03	1079	42.83	6. 92			/
校	5	10	県	4690	16. 44	4.00	4665	18. 97	6.07	4684	31.72	7.71	4674	41.99	8. 04		/	
	年	歳	Т		48.76			48. 15			47. 95			48. 79				
			全国	1118	19. 77	4. 55	1109	21.65	5. 31	1119	35. 78	8. 38	1109	45.86	6. 75			
	6	11	県	4504	19. 74	4. 98	4463	21. 14	5. 82	4494	33. 92	8. 33	4474	45. 74	7. 67		/	
	年	歳	Т		49. 93			49.04			47. 78			49.82				
			全国	1405	24. 53	6. 21	1384	23. 92	5. 42	1402	40. 98	9.64	1386	49.69	6. 76	309	410. 21	50. 20
	1	12	県	4748	24. 40	6.42	4710	23. 10	6. 26	4740	40.01	9.88	4709	48.53	7. 81	1663	444. 76	81. 94
中	年	歳	Т		49. 79			48. 49			48. 99			48. 28			43. 12	
			全国	1388	30. 39	7. 24	1364	27. 31	5. 64	1385	44.80	10.41	1367	53. 77	7. 00	305	389. 08	50. 51
学	2	13	県	4672	29. 73	7. 12	4627	26. 25	6. 35	4651	44. 45	11. 13	4620	52. 11	8. 19	1532	418. 79	78. 11
	年	歳	Т		49. 09			48. 12			49.66	T		47.63			44. 12	
校			全国	1400	34. 65	7. 29	1381	28.96	5. 57	1398	47.81	10. 48	1383	56. 28	6. 92	290	374. 31	51.00
	3	14	県	4660	34. 68	7. 51	4610	28. 98	6. 32	4642	48.61	11.11	4599	55. 11	8. 10	1632	395. 57	68. 04
Ш	年	歳	Т		50.04			50.04			50.76	ı		48. 31			45. 83	
			全国	1246	37. 03	7.05	1232	28. 44	5. 99	1243	47. 94	10. 96	1225	56. 23	6.81	373	385. 93	51. 54
	1	15	県	3288	37. 30	7.05	3268	28.63	5. 82	3281	48. 53	11. 13	3256	55. 85	7. 13	1523	399. 33	65. 22
髙	年	歳	Т		50. 38			50.32			50. 54	ı		49. 44			47. 40	
			全国	1232	39. 55	7.60	1221	30. 55	5. 96	1229	50. 27	11. 38	1212	57. 92	6. 94	361	362.02	47. 90
	2	16	県	3673	40.09	7. 34	3656	30. 67	5. 92	3669	50.77	11.01	3640	57. 87	7. 18	1573	393. 95	73. 26
	年	歳	Т		50.71			50. 20			50.44	ı		49. 93			43. 33	
校			全国	1253	41.80	8.05	1231	31. 94	5. 93	1236	52. 56	11. 19	1224	59. 16	6. 67	368	364. 91	49. 17
	3	17	県	3845	41.62	7. 68	3825	31. 69	6.04	3838	52. 13	11. 17	3823	57. 73	7. 46	1660	391. 19	72. 50
	年	歳	Т		49. 78			49. 58			49.62			47.86			44. 66	

出典:全国…「令和3年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」

県……スポーツ健康課「令和3年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

(注) SD:標準偏差

男子

校種	学年	年齢	区分	20 m	シャトル	ラン(回)	50) m 走 (和	少)	4	ち幅とび	(cm)		ヾボール投 生はソフトボ		í	合計点()	点)
L				標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD
			全国	1048	18. 92	9. 31	1087	11. 33	0.99	1107	117. 03	18. 23	1105	8. 43	3. 25	980	31. 42	5. 91
	1	6	県	4204	20. 12	10.38	4255	11.82	1.45	4293	113. 43	19.08	4253	7. 99	3. 19	4105	30. 38	6. 77
	年	歳	Т		51. 29			45.05			48. 03			48.65		ļ.,	48. 24	
			全国	1091	28. 40	13. 91	1085	10. 55	0.87	1109	127. 19	17. 54	1109	11.08	4. 26	983	37. 97	6.88
小	2	7	県	4288	28.40	13.83	4366	10.95	1. 27	4409	123. 86	19. 24	4367	10.77	4. 55	4218	36. 53	7. 67
	年	歳	Т		50.00			45.40			48. 10	T		49. 27			47. 91	
			全国	1083	36. 45	16. 85	1088	10. 07	0.83	1100	136. 77	18. 91	1108	14. 74	5. 79	999	43. 96	7. 63
	3	8	県	4447	35. 46	16.80	4399	10.46	1. 27	4461	132. 77	19. 99	4400	13.82	5. 66	4327	42.04	8. 37
学	年	歳	Т		49. 41			45.30			47.88	Ī		48. 41			47. 48	
ľ			全国	1110	44. 27	19. 36	1105	9. 59	0.77	1120	147. 73	19. 46	1122	18. 47	6. 69	1032	49. 79	8. 10
	4	9	県	4503	43. 15	20.01	4467	9. 99	1. 23	4512	140.72	21. 31	4472	17.00	6. 96	4410	47.08	8. 96
	年	歳	Т		49.42			44.81			46. 40			47.80			46.65	
			全国	1093	52. 45	21. 42	1092	9. 24	0.77	1101	155. 86	20. 43	1107	21.75	7. 99	997	55. 27	8. 20
校	5	10	県	4662	50. 15	22.74	4636	9.71	1.20	4674	149. 50	22. 52	4651	20. 51	8. 32	4570	52. 10	9.80
	年	歳	Т		48. 93		43. 90			46. 89			48. 45				46. 13	
			全国	1111	61. 16	22. 87	1105	8.84	0.77	1112	166. 33	22. 73	1122	25. 43	9.39	1026	60.78	8.60
	6	11	県	4450	59. 39	23. 42	4436	9. 19	1. 12	4475	162. 14	24. 04	4436	24. 89	9.88	4331	58. 60	9. 78
	年	歳	Т		49. 23			45. 45		48. 16				49. 42			47. 47	
			全国	1064	70. 58	23. 96	1369	8. 38	0.76	1391	185. 41	25. 53	1399	18. 14	5. 00	1272	35. 62	8. 73
	1	12	県	3900	67. 12	24. 97	4677	8. 59	1. 12	4712	180. 25	27. 44	4714	16. 76	5. 10	4467	34. 39	9.45
中	年	歳	Т		48. 56			47. 24			47. 98			47. 24			48. 59	
			全国	1064	86.88	23. 56	1350	7. 78	0.62	1360	203. 80	24. 11	1387	21.09	5. 48	1276	44. 66	9. 41
学	2	13	県	3853	80.49	26. 00	4547	7. 93	0. 90	4628	199. 26	28. 33	4606	19. 93	5. 74	4335	42. 93	10.83
	年	歳	Т		47. 29			47. 58			48. 12			47.88			48. 16	
校			全国	1070	94. 44	23. 77	1369	7. 41	0.58	1379	216. 35	24. 60	1392	23. 54	5. 85	1279	50.80	10.08
	3	14	県	3769	89.68	26. 30	4578	7. 50	0.81	4616	214. 24	27. 34	4620	22.66	6. 16	4378	50. 14	11. 17
	年	歳	Т		48.00			48. 45			49. 14	,		48.50			49. 35	
			全国	816	87.61	24. 64	1221	7. 39	0.58	1221	219. 17	23. 72	1249	23.82	5. 99	1126	50.82	10.33
	1	15	県	2420	83. 79	24. 70	3245	7. 47	0.74	3264	217. 24	26. 69	3265	23. 41	6.01	3164	50.30	10.38
髙	年	歳	t t 48.45 48.62				49. 19			49. 32			49.50					
			全国	826	93. 75	26. 98	1207	7. 21	0.55	1221	225. 41	24. 83	1232	25. 44	6. 37	1128	55. 37	10.75
	2	16	県	2712	89.65	27.77	3624	7. 28	0.72	3648	224. 93	26. 09	3617	24. 75	6. 39	3531	54. 61	10. 93
	年	歳	Т		48. 48			48.73			49.81			48.92			49. 29	
校			全国	818	95. 97	26. 98	1223	7. 12	0.55	1224	229. 74	24. 05	1249	26. 73	6. 55	1109	58. 64	10.62
	3	17	県	2726	89. 59	27. 35	3811	7. 18	0.65	3823	226. 52	26. 94	3816	25. 50	6.65	3729	56. 12	11. 26
	年	歳	Т		47.64			48. 91			48.66			48. 12			47.63	

出典:全国…「令和3年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」 県……スポーツ健康課「令和3年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

(注) SD:標準偏差

女子

校種	学年	年齢	区分	3	握力(kg))	上体	x起こし	(回)	長座体前屈 (cm)			反復横とび (回)			持久走 (秒) (女子 1000m)		
135		ΗП	23	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD
			全国	1110	8.71	2.00	1091	11.56	5.00	1114	28.78	6. 59	1096	27. 39	4. 45			
	1	6	県	4108	8.62	2. 33	4052	11.57	5. 59	4111	28. 23	6. 56	4070	27.65	4. 87		/	
	年	歳	Т		49.55			50.02			49. 17			50. 58	•			
			全国	1118	10.18	2.35	1089	13.46	5. 24	1108	31.01	6. 37	1098	30.74	5. 83			
小	2	7	県	4195	10. 22	2. 45	4151	13.70	5. 39	4200	29. 58	6. 96	4173	30.81	5. 84		/	
	年	歳	Т		50. 17		,	50.46			47. 76		,	50. 12				
			全国	1108	11.95	2.67	1064	15. 91	4. 78	1101	33. 91	7. 44	1088	33. 75	7. 14			
	3	8	県	4126	11.97	2.73	4117	15. 38	5. 58	4130	32. 23	7. 79	4117	34. 48	6. 87		/	
学	年	歳	Т		50.07			48. 89			47. 74			51.02				
7			全国	1122	13.87	3. 16	1097	17.64	4. 99	1107	35. 52	7. 62	1119	37. 64	7. 15			
	4	9	県	4450	13.96	3. 43	4418	17. 30	5. 67	4444	33. 77	7. 95	4432	38.04	7. 13		/	
	年	歳	Т		50. 28			49. 32			47.70			50. 56				
			全国	1109	16.49	3.72	1094	18.68	4.92	1107	37. 30	8. 14	1101	41.00	6. 90			
校	5	10	県	4605	16.61	3.84	4584	18. 52	5. 24	4603	36.04	7. 99	4587	41.04	7. 03		/	
	年	歳	Т		50.32			49. 67			48. 45			50.06				
			全国	1126	19.53	4. 17	1103	19.66	4. 79	1121	40.71	8. 81	1113	43. 44	6. 24			
	6	11	県	4438	19.43	4. 32	4403	19.78	5. 32	4431	38. 54	8. 73	4420	43.69	6.60		/	
	年	歳	Т		49.76			50. 25			47. 54			50.40				
			全国	1391	21.73	4. 35	1378	20.50	5.00	1389	43.64	9.82	1375	45. 78	5. 59	326	300.80	38. 36
	1	12	県	4494	21.35	4. 39	4450	19.74	5. 78	4487	42.82	9. 60	4443	45. 26	6. 33	1510	308. 56	46. 36
中	年	歳	Т		49. 13			48.48			49. 16			49.07			47. 98	
			全国	1401	24. 19	4.42	1382	23. 23	5. 51	1395	46.65	9. 72	1389	48. 31	6. 14	289	286. 56	39. 38
学	2	13	県	4427	23.51	4.53	4370	22.41	5.89	4411	46.81	10. 21	4353	47.00	6. 45	1467	305. 21	49.85
	年	歳	Т		48.46			48.51			50.16			47.87			45. 26	
校			全国	1395	25. 73	4.57	1373	24. 55	5.85	1387	49.00	9. 96	1381	49. 34	6. 16	279	287. 16	37. 86
	3	14	県	4622	25. 21	4.72	4566	24. 22	6. 23	4605	49. 45	10. 24	4570	48.08	6. 74	1604	302. 20	50. 35
	年	歳	Т		48.86		·	49. 44			50.45			47. 95			46.03	
			全国	1237	25.88	4.76	1217	23. 43	5. 71	1236	48.63	10.38	1218	48.40	5. 85	369	297. 80	40. 15
	1	15	県	3347	25.65	4.62	3336	23. 14	5. 72	3343	48.74	10. 22	3325	48.38	5. 89	1548	315. 53	49. 63
高	年	歳	Т		49. 52			49. 49			50. 11			49. 97			45. 58	
			全国	1247	26.78	4.72	1233	24. 95	6.04	1246	50. 24	10. 20	1234	49. 56	6. 10	360	291. 25	39. 93
	2	16	県	3543	26. 41	4. 69	3519	24. 28	5. 81	3534	49. 72	10.07	3508	48. 94	5. 93	1636	315. 41	48. 65
	年	歳	Т		49. 22			48. 89			49. 49			48. 98			43. 95	
校			全国	1235	26. 99	5.00	1225	25. 00	6. 29	1230	50.80	10. 13	1231	49. 29	6. 29	353	291.83	42. 85
	3	17	県	3642	26. 81	4. 74	3615	24. 83	6.02	3635	51. 44	9.82	3601	48.63	6. 34	1610	324. 97	59. 97
	年	歳	Т		49. 64			49. 73		1	50.63	1		48.95	Į.		42. 27	

出典:全国…「令和3年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」 県……スポーツ健康課「令和3年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

(注) SD:標準偏差

女子

校種	学年	年齢	区分	20 m S	ンヤトル	ラン(回)	50	m 走(和	沙)	7,	たち幅とび	(cm)		・ボール掲 生はソフトボ		,	合計点()	点)
198		नाव	23	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均值	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD
			全国	1049	15. 75	6. 28	1099	11. 77	1.00	1114	108. 78	16. 67	1108	5. 70	1. 91	994	31. 30	6. 19
	1	6	県	4010	17.88	8.39	4073	12.04	1.32	4111	106. 27	17. 34	4072	5.62	1. 94	3945	31. 23	6.81
	年	歳	Т		53. 39			47.30			48.49			49. 58			49.89	
			全国	1078	23. 14	9. 91	1105	10.89	0.84	1114	119. 28	17. 43	1116	7. 36	2. 34	995	38. 41	6.86
小	2	7	県	4103	24. 16	10.78	4149	11. 12	1.10	4196	116.44	17. 53	4153	7. 36	2. 77	4019	37.86	7. 39
	年	歳	Т		51.03			47. 26			48.37			50.00			49.20	
			全国	1081	29. 13	13.09	1082	10.32	0.86	1100	130. 53	17. 98	1096	9.45	3. 05	988	45. 33	7.45
	3	8	県	4102	30. 25	13.45	4086	10.63	1.07	4123	126.74	18.08	4097	9.31	3. 20	4036	44.08	7. 97
学	年	歳	Т		50.86			46.40			47.89			49.54			48.32	
T			全国	1107	35.60	16.01	1111	9. 91	0.77	1117	141.05	18. 75	1110	11.61	3. 69	1016	51.11	7.94
	4	9	県	4425	37.00	15. 89	4384	10. 13	1.06	4440	135. 41	19.68	4394	11.61	4. 25	4322	49.99	8.72
	年	歳	Т		50.87			47. 14			46. 99			50.00			48.59	
			全国	1095	42. 33	17.07	1099	9. 49	0.76	1105	148. 36	20.30	1097	13.86	4. 56	995	56. 52	8.35
校	5	10	県	4565	43.73	17.96	4531	9. 74	0.98	4590	145.38	20.66	4543	13.91	5. 06	4470	55.60	8.80
	年	歳	Т		50.82			46.71			48. 53			50.11			48.90	
			全国	1107	47. 52	18. 14	1109	9. 16	0.72	1120	155. 76	20.87	1110	15.97	5. 36	1021	61.59	8. 22
	6	11	県	4384	49. 42	19.77	4376	9. 40	0.94	4418	152. 82	21. 91	4385	15.82	5. 72	4279	60.40	8.85
	年	歳	Т		51.05			46. 67			48. 59			49.72			48.55	
			全国	1041	50.85	19. 03	1368	8. 98	0.72	1370	167. 23	21. 10	1386	11.92	3. 74	1280	45. 33	9. 94
	1	12	県	3644	49.88	20.63	4424	9. 15	0.94	4454	161.75	22. 99	4458	11.07	3. 61	4254	43. 77	10.61
中	年	歳	Т		49. 49			47.64			47. 40	ı		47. 73			48. 43	
			全国	1095	60.46	19. 97	1377	8. 66	0.70	1381	174. 40	22. 11	1397	13. 35	4. 12	1306	51. 76	10.49
学	2	13	県	3616	54. 59	20. 53	4303	8.88	0.96	4368	168. 28	23. 99	4354	12. 43	4. 03	4084	49. 35	11. 34
	年	歳	Т		47.06			46.86			47. 23	ı		47.77			47.70	
校			全国	1085	60. 91	19. 97	1359	8. 58	0.69	1376	178.61	22.00	1393	14. 44	4. 48	1296	54. 91	10.87
	3	14	県	3728	56. 22	20. 19	4503	8.72	0.85	4574	172.66	24. 29	4563	13.50	4. 31	4316	52.99	11.62
	年	歳	Т		47.65			47.97			47. 30			47. 90			48. 23	
			全国	817	52. 16	18. 76	1218	8. 76	0.75	1215	174.09	23. 43	1235	14. 27	4. 29	1117	52. 53	11.02
	1	15	県	2422	50.63	18. 33	3311	8.89	0.80	3335	171. 34	22. 46	3337	13. 34	4. 01	3278	51.02	11.00
高	年	歳	Т		49. 18			48. 27			48.83			47.83			48.63	
			全国	847	56. 24	20.83	1234	8.71	0.78	1237	175.40	23. 73	1244	14.64	4. 47	1146	54. 92	11. 36
	2	16	県	2578	51. 17	19.88	3480	8. 85	0.85	3517	173. 18	22. 40	3517	13. 77	4. 12	3418	52. 70	11. 19
	年	歳	Т		47. 57			48. 21			49.06			48.05			48.05	
校			全国	820	53. 71	20. 99	1208	8. 73	0.84	1229	174. 12	24. 88	1236	15. 20	4. 59	1126	54. 97	11. 97
	3	17	県	2478	49. 84	20.01	3577	8. 84	0.89	3616	172.66	23. 16	3617	14. 19	4. 46	3510	53. 28	11. 49
	年	歳	Т		48. 16			48. 69			49. 41			47.80			48. 59	

出典:全国…「令和3年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」 県……スポーツ健康課「令和3年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

(注) SD:標準偏差

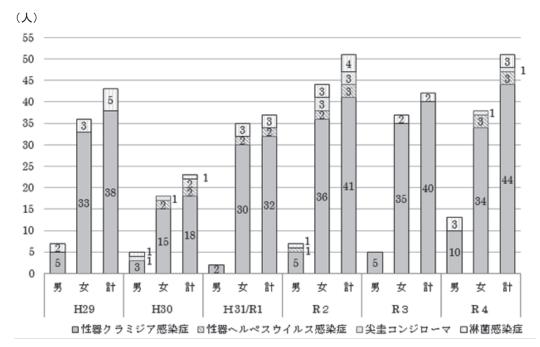
3 性感染症及びエイズ・HIV 感染症

(1) 性感染症の状況

性感染症は、性的接触によって感染する病気であり、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス 感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、梅毒などがある(注)。

県内における性感染症の状況を見ると、平成 30 年以降増加し、令和 3 年で減少したが、令和 4 年で再び増加した。令和 4 年の 10 代の感染者数は 51 人で、男女の内訳は、男性 13 人、女性 38 人となっている。(第 1-2-3 図、第 1-2-4 表)

第1-2-3 図 県内10代(男女別)の性感染症発生動向(梅毒を除く)



資料:保健衛生課

第 1-2-4 表 県内における 10 代の性感染症発生動向

				定	点把握対	対象疾.	患			全数把握	対象疾患		合 計	
年次	区分	1	ラミジア 染症		ルペス		注 'nーマ	淋菌	感染症	梅	毒		也握対象	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
	全年齢	76	184	38	45	42	13	25	16	42	21	181	258	439
29	10代	5	33	0	0	0	0	2	3	2	4	7	36	43
	(割合)	6.6%	17.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	18.8%	4.8%	19.0%	3.9%	14.0%	9.8%
	全年齢	83	184	35	48	21	18	34	12	20	20	173	262	435
30	10代	3	15	0	2	1	1	1	0	2	3	5	18	23
	(割合)	3.6%	8.2%	0.0%	4.2%	4.8%	5.6%	2.9%	0.0%	10.0%	15.0%	2.9%	6.9%	5.3%
	全年齢	96	237	29	55	24	17	37	14	17	13	186	323	509
R1	10代	2	30	0	2	0	0	0	3	2	2	2	35	37
	(割合)	2.1%	12.7%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	21.4%	11.8%	15.4%	1.1%	10.8%	7.3%
	全年齢	115	259	48	62	35	15	26	12	5	7	224	348	572
R2	10代	5	36	1	2	0	3	1	3	0	0	7	44	51
	(割合)	4.3%	13.9%	2.1%	3.2%	0.0%	20.2%	3.8%	25.0%	0.0%	0.0%	3.1%	12.6%	8.9%
	全年齢	129	305	37	41	33	5	42	9	11	7	241	360	601
R3	10代	5	35	0	0	0	0	0	2	0	0	5	37	42
	(割合)	3.9%	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	2.1%	10.3%	7.0%
	全年齢	137	284	57	67	52	11	52	8	23	7	298	370	668
R4	10代	10	34	0	3	0	1	3	0	0	2	13	38	51
	(割合)	7.3%	12.0%	0.0%	4.5%	0.0%	9.1%	5.8%	0.0%	0.0%	28.6%	4.4%	10.3%	7.6%

⁽注) 性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症は、 県の指定を受けた医療機関(定点医療機関)から報告される定点把握対象疾患。 梅毒は、患者を診断した全ての医師から報告される全数把握対象疾患。

資料:保健衛生課

(2) エイズ患者・HIV感染者の動向

本県のエイズ患者及びH I V感染者は、全て 20 代以上で、平成元年から令和4年までの累計で計 111 人 (エイズ患者 41 人、H I V感染者 70 人) となっている。(第1-2-5 表)

第1-2-5表 本県のエイズ患者・HIV感染者の発生動向

(単位:人)

20 2				٠٠٠ -	100->	10 H 2									()	- · / ·/
年人	H 元 ~20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	計
エイズ 患者	8	3	1	1	1	1	3	2	2	2	0	1	1	4	1	41
HIV 感染者	11	4	2	3	2	1	2	1	2	4	5	2	4	4	1	70
計	19	7	3	4	3	2	5	3	4	6	5	3	5	8	2	111

資料:保健衛生課

(備考) 日本におけるサーベイランス定義では、新規エイズ患者とは初回報告時にエイズと診断された者であり、 すでにHIV感染症として報告されている症例がエイズを発症するなどの場合は含まない。

第3章 教育

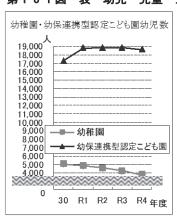
第1節 幼児・児童・生徒・学生数

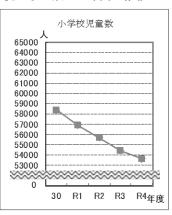
県内の幼児・児童・生徒・学生数の推移を学校種別にみると、第 1-3-1 図・表のとおりである。

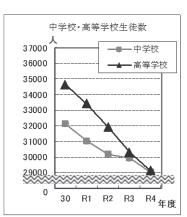
このうち、平成30年度から毎年減少しているのは、幼稚園幼児数、小学校児童数、中学校・高等学校生徒 数となっている。

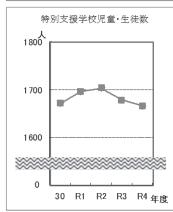
また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関わる法律(平成18年法律第77号)」 の改正により、新たな学校種として「幼保連携型認定こども園」が平成27年4月1日から創設され、幼稚園 や保育園から幼保連携型認定こども園に移行する園が増加したことにより、幼保連携型認定こども園の幼児数 が増加している。

第 1-3-1 図・表 幼児・児童・生徒・学生数の 5 年間の推移









度

児

童

徒

大学学生数

徒

年

学

学

等

小

中

高

高東

袁 幼保連携型認定こども園幼児

校

校

学

短 大

児

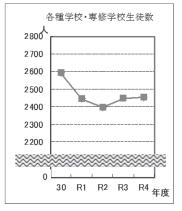
生.

生

校

計

特 別 支 援 学 校 児 童 ・ 生 徒 各 種 学 校 · 専 修 学 校 生 徒



R1

17, 497

166, 705

ī	高専・短大・大学学生数
18000	
17900	
17800	
17700	
17600	
17500	
17400	

0	00 84 80 80 84
	30 R1 R2 R3 R4 年度

R3

R4

17,504

155,911

0	3, 820	4, 287	4,632	4,877	5, 078	数
0	18, 650	18, 884	18, 875	18, 828	17, 338	数
4	53, 644	54, 460	55, 717	56, 886	58, 394	数
2	29, 042	29, 940	30, 206	31, 052	32, 137	数
9	29, 129	30, 324	31, 940	33, 422	34, 642	数
7	1, 667	1,679	1,704	1,697	1,672	数
5	2, 455	2, 449	2, 399	2, 446	2, 593	数

17,660

163, 133

R2

出典:教育政策課「学校一覧」

17, 525

159, 548

17, 551

169, 405

30

⁽注) 高等学校生徒数とは、全日制・定時制課程の生徒数であり、通信制課程及び専攻科は含まない。 また、高専・短大・大学学生数とは、学部学生数である。

第2節 学校教育

1 学校概要

令和 4 年 5 月 1 日現在における県内の学校数、学級数、幼児・児童・生徒又は学生の数等は、**第 1-3-2 表**のとおりである。

第1-3-2表 国・公・私立学校の概要(令和4年5月1日現在)

		JM 54 ()			1	71.10 10	1	
		学	校	数	学級数	幼児・児 童・生徒・	本務	本務
学校種別、影	设置者別	計	本校 (人)	分校 (人)	(学級)	学生数(人)	教員数 (人)	職員数 (人)
幼稚園	計	85	85	-	298	3, 820	643	180
	国 立	1	1	-	4	45	7	-
	公 立	2	2	-	6	22	8	1
	私立	82	82	-	288	3, 753	628	179
幼保連携型	計	247	240	7	773	18, 650	3, 890	942
認定こども園	公 立	1	1	-	5	143	27	7
	私 立	246	239	7	768	18, 507	3, 863	935
小学校	計	259	259	-	2, 846	53, 644	4, 444	712
	国 立	1	1	-	19	492	28	3
	市町村立	258	258	-	2,827	53, 152	4, 416	709
中学校	計	156	156	-	1, 303	29, 042	2, 945	406
	国 立	1	1	-	13	417	29	1
	県 立	1	1	-	6	240	15	1
	市町村立	148	148	-	1, 259	27, 793	2,847	402
	私立	6	6	-	25	592	54	2
高等学校(全日制)	計	68	67	1	871	28, 308	2, 550	676
	県 立	51	50	1	583	20, 498	1, 921	485
	私 立	17	17	-	288	7,810	629	191
高等学校(定時制)	計	9	9	-	52	821	162	31
	県 立	9	9	-	52	821	162	31
	独立校(再掲)	3	3	-	36	674	113	18
高等学校 (通信制)	計	6	6	-	-	808	46	4
	県 立	3	3	-	-	399	29	3
	私立	3	3	-	-	409	17	1
高等学校専攻科	計	4	4	-	-	220	-	-
	県 立	2	2	-	-	101	-	-
	私立	2	2	-	-	119	-	ı
特別支援学校	計	21	21	_	454	1,667	1,094	169
	国 立	1	1	-	9	52	33	1
	県 立	20	20	-	445	1,615	1,061	168
大学	計	11	11	-	-	15, 758	1, 455	1,560
	国 立	1	1	-	_	5, 982	795	1, 193
	県 立	1	1	-	-	915	93	27
	市町村立	1	1	-	_	1, 281	58	25
	私立	8	8	-	-	7, 580	509	315
短期大学	私立	5	5	-	-	913	116	66
高等専門学校	国立	1	1	-	-	833	64	42
専修学校	th th	26	26	-	-	2, 298	214	66
	公 立	4	4	-	_	272	44	22
	私 立	22	22	-	-	2,026	170	44
各種学校	私立	10	10	_	-	157	19	5

2 幼稚園

県内の幼稚園数は85 園で、設置者別にみると、国立1園、公立2園、私立82園(学校法人立81園、宗教法人立1園)で、幼児数は3,820人となっている。

第1-3-3表 幼稚園数及び幼児数の推移

(単位:園、人)

			幼稚	園数					幼児	数		
区分	計	国立	公立		私立		#	田子	公立		私立	
	ĦΤ	国 77.	公立	計	学校法人	宗教法人	司	国立	公立	計	学校法人	宗教法人
30年度	88	1	2	85	84	1	5, 078	73	39	4, 966	4, 956	10
R1年度	88	1	2	85	84	1	4, 877	64	32	4, 781	4, 768	13
R2年度	87	1	2	84	83	1	4, 632	54	31	4, 547	4, 531	16
R3年度	86	1	2	83	82	1	4, 287	51	27	4, 209	4, 191	18
R4年度	85	1	2	82	81	1	3, 820	45	22	3, 753	3, 739	14

出典:教育政策課「学校一覧」

3 幼保連携型認定こども園

県内の幼保連携型認定こども園数は 247 園で、設置者別にみると、公立 1 園、私立 246 園(学校法人立 21 園、社会福祉法人立 225 園)で、幼児数は 18,650 人となっている。

第1-3-4表 幼保連携型認定こども園数及び幼児数の推移

(単位:園、人)

	幼保	·連携型	型認定	こどもに	園数			幼児数		
区分	⇒ 1.	ハナ		私立		⇒ 1.	\ \ \ \ \		私立	
	盐	公立	計	学校法人	社会福祉 法人	盐	公立	計	学校法人	社会福祉 法人
R2年度	239	2	237	20	217	18, 875	185	18, 690	2, 159	16, 531
R3年度	245	2	243	20	223	18, 884	158	18, 726	2, 103	16, 623
R4年度	247	1	246	21	225	18, 650	143	18, 507	2, 151	16, 356

出典:教育政策課「学校一覧」

(注) 新たな学校種として、平成27年4月1日から「幼保連携型認定こども園」が創設された。

4 小学校

県内の小学校数は 259 校で、設置者別にみると、国立 1 校、市町村立 258 校で、児童数は 53,644 人となっている。

第1-3-5表 小学校数及び児童数の推移

(単位:校、人)

				学村	交数					児童	数	
区分		計		国立	Ħ	可时村立	江	私立	⇒ 1.	团士	± = ++ ±	#1
	計	本校	分校	本校	計	本校	分校	本校	計	国立	市町村立	私立
30年度	287	287	_	1	286	286	_	-	58, 394	552	57, 842	-
R1年度	282	282	ı	1	281	281	-	ı	56, 886	554	56, 332	-
R2年度	269	269	_	1	268	268	_	1	55, 717	549	55, 168	_
R3年度	263	263	_	1	262	262	_	_	54, 460	530	53, 930	-
R4年度	259	259	-	1	258	258	-	ı	53, 644	492	53, 152	-

5 中学校

県内の中学校数は 156 校で、設置者別にみると、国立 1 校、公立 149 校、私立 6 校で、生徒数は 29,042 人となっている。

第1-3-6表 中学校数及び生徒数の推移

(単位:校、人)

					学村	交数					生徒	差数	
区	分		計		国立		公立		私立	∌L	国立	公子	#1
	30年度	計	本校	分校	本校	計	本校	分校	本校	計	国业	公立	私立
30年	丰度	162	162	_	1	156	156	_	5	32, 137	484	31, 182	471
R1 [₫]	丰度	160	160	-	1	154	154	-	5	31, 052	489	30, 084	479
R2 ⁴	丰度	159	159	-	1	153	153	-	5	30, 206	491	29, 192	523
R3 [⊈]	丰度	157	157	-	1	151	151	-	5	29, 940	453	28, 921	566
R4 ⁴	丰度	156	156	_	1	149	149	-	6	29, 042	417	28, 033	592

出典:教育政策課「学校一覧」

6 高等学校

県内の高等学校数は、課程別にみると、全日制課程を置く学校が 68 校(県立本校 50 校、県立校舎 1 校、私立本校 17 校)、定時制課程を置く学校が 9 校(県立本校 9 校)で、通信制課程を置く学校が 6 校(県立本校 3 校、私立本校 3 校)となっている。

なお、全日制課程がなく定時制課程を置く学校は3校(県立本校3校)である。

また、全日制課程と定時制課程を併置している学校は6校(県立本校6校)、定時制課程と通信制課程を併置している学校は3校(県立本校3校)、全日制課程と通信制課程を併置している学校は3校(私立3校)となっている。

生徒数は、全日制課程 28,308 人、定時制課程 821 人、通信制課程 808 人で、全日制課程を学科別に見ると、普通科が 16,867 人で最も多く、次いで工業科、商業科、総合学科の順となっている。

第1-3-7(1)表 高等学校数の推移

(単位:校)

			至	<u> </u>	月	伟	J	定	時	制	通	信	制	Ę	 事攻和	科
区 分	合	計	計	県	: ;	17.	私立	111111	県立	市立	1111	県立	私立	計	県立	私立
			司	計	本校	校舎	本校	訂	本校	分校	ĦΤ	本校	本校	計	本校	本校
30年度	89	(9)	74	57	52	5	17	9 (6)	9 (6)	_	6 (3)	3	3 (3)	5	2	3
R1年度	88	(9)	73	56	52	4	17	9 (6)	9 (6)	-	6 (3)	3	3 (3)	5	2	3
R2年度	89	(9)	74	57	53	4	17	9 (6)	9 (6)	-	6 (3)	3	3 (3)	6	3	3
R3年度	89	(9)	74	57	55	2	17	9 (6)	9 (6)	-	6 (3)	3	3 (3)	4	2	2
R4年度	83	(9)	68	51	50	1	17	9 (6)	9 (6)	-	6 (3)	3	3 (3)	4	2	2

⁽注) ()は、全日制課程との併置校で、内数である。 定時制・通信制の両課程を併置している学校が3校(県立)ある。

出典:教育政策課「学校一覧」

第1-3-7(2)表 高等学校生徒数の推移

(単位:人)

	- 1-7			_ ,_ ,,											
				全日	制 (!	県立+	市町村	寸立+	私立)				定時制	通信制	専攻科
区分	合計	1111111	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	看 護 科	情 報 科	その他	総合学科	(県立+ 市町村立 +私立)	(県立+私立)	(県立+私立)
30年度	35, 350	33, 723	18, 889	1,705	4, 753	3,024	341	1, 112	233	90	1, 258	2, 318	919	708	260
R1年度	34, 117	32, 557	18, 447	1,679	4, 517	2,811	302	1, 108	238	74	1, 159	2, 222	865	695	231
R2年度	32, 658	31, 062	17, 781	1,659	4, 221	2, 491	293	1,079	263	59	1,072	2, 144	878	718	215
R3年度	31, 087	29, 479	17, 221	1, 464	3, 892	2, 255	263	1,062	281	51	951	2,039	845	763	219
R4年度	30, 157	28, 308	16, 867	1, 231	3,617	2,070	224	1,019	296	60	919	2,005	821	808	220

7 特別支援学校

県内の特別支援学校数は 21 校で、設置者別にみると、国立 1 校、県立 20 校で、幼児・児童・生徒数は 1,667 人(国立 52 人、県立 1,615 人) となっている。

第1-3-8表 特別支援学校の幼児・児童・生徒数の推移

(単位:校、人)

21.		032	14	// /·	10C 1 10	· • > • > · > · > · > · ·	, J	<i></i>		~ ~ ~	1E 19							1 1=== 0	,,,,,
		7	牟校娄	攵						幼り	見・児	きゅうしゅう きゅうしゅう しゅうしゅう しゅう	生徒	数					
				Ī			計				玉		立			県		立.	
区	分	計	国口	県立	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	盐	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部
30年	度	21	1	20	1,672	13	488	386	785	53	I	16	13	24	1,619	13	472	373	761
R1年	度	21	1	20	1,697	13	521	362	801	56	I	17	15	24	1,641	13	504	347	777
R2年	度	21	1	20	1,704	14	556	356	778	55	ı	16	16	23	1,649	14	540	340	755
R3年	度	21	1	20	1,679	14	584	340	741	53	_	16	18	19	1,626	14	568	322	722
R4年	度	21	1	20	1,667	13	604	348	702	52	-	17	16	19	1,615	13	587	332	683

出典:教育政策課「学校一覧」

8 専修学校・各種学校

(1) 専修学校

県内の専修学校数は 26 校で、設置者別にみると、公立 4 校、私立 22 校(学校法人 6 校、準学校法人 9 校、財団法人 2 校、社団法人 1 校、その他の法人 1 校、個人 3 校)となっている。生徒数は 2,298 人となっている。

専修学校の生徒数を学科別にみると、医療が 1,271 人で最も多く、次いで衛生、商業実務の順となっている。課程別生徒数では、専門課程が 2,108 人で最も多く、次いで高等課程の順となっている。

第1-3-9表 専修学校の学校数・生徒数の推移

(単位:校、人)

	学	校	数					生		徒		数			
					課	程別内	訳			学	科別	」内 訓	7		
区分	∌ [.	公	私	∌I.	高	専	<u></u>	工	農	医	衛	教福育加	商異	服関	文 化
	計	立	立	計	等課程	門課程	般課程	業関係	業関係	療関係	生関係	世・社会を	· 実 務	· 家係	· 教係
30年度	28	3	25	2,360	208	2, 152	-	48	80	1, 336	369	204	222	29	72
R1年度	28	3	25	2, 227	208	2,019	-	42	72	1, 310	323	173	212	26	69
R2年度	27	4	23	2, 215	203	2,012	1	79	76	1, 285	313	148	213	29	72
R3年度	26	4	22	2, 286	192	2,094	1	132	75	1, 291	321	158	161	26	122
R4年度	26	4	22	2, 298	190	2, 108	_	150	78	1, 271	322	154	225	25	73

出典:教育政策課「学校一覧」

(2) 各種学校

県内の各種学校数は 10 校で、全て私立校(財団法人 2 校、社団法人 2 校、個人 6 校)で、生徒数は 157 人となっている。

第1-3-10表 各種学校の学校数・生徒数の推移

(単位:校、人)

	学校数				生		徒		数			
					課	程	另	il]	内	訳		
	私		Н	#	- Ter	衛	教福育加	商業	家	文関	その)他
区 分		計	業	農業	医療	生	育強	業	 政	化	予	そ
		рI	関	関	関	関	• pp	•	盟	•	備	0
	立.		係	係	係	係	11 15	実 務係	関係	教 養 係	校	他
							会保	務		養 係		
30年度	11	233	_	Т	185	I	_	16	I	_	32	_
R1年度	11	219	-	-	185	-	-	9	-	-	25	-
R2年度	11	184	-	-	163	-	-	8	-	-	13	-
R3年度	10	163	-	-	152	-	-	11		-	-	-
R4年度	10	157	-	ı	148	I	-	9	I	-	_	_

9 大学

(1) 大学

県内の大学数は11 校(国立1校、県立1校、市町村立1校、私立8校)である。学生数は15,758人(国立5,982人、県立915人、市町村立1,281人、私立7,580人)となっている。 大学学生数を学科系統別にみると、保健が4,379人で最も多くなっている。

(2) 短期大学

県内の短期大学数は5校で、全て私立校である。学生数は913人となっている。 短期大学学生数を学科系統別にみると、教育が381人で最も多くなっている。

第1-3-11表 県内所在大学・短期大学の学科系統別学生数

(単位:人)

区	分	人文科	社会科	理	工	農	保	家	教	芸	その	計
		学	学	学	学	学	健	政	育	術	他	
	国 立	493	699	812	697	915	1,660	_	706	-	_	5,982
大	県 立	-	208	-	-	-	707	-	-	-	-	915
	市町村立	-	1,281	-	-	-	-	-	-	-	-	1,281
224	私立	326	1,987	_	1,369	1,568	2,012	318	-	-	-	7,580
学	計	819	4,175	812	2,066	2,483	4,379	318	706	1	-	15,758
短期 大学	私立	_	46	-	1	_	136	209	381	1	141	913

(注) 学生数とは、学部学生数である。

第3節 学校に係る諸問題

1 いじめ

文部科学省の調査によると、本県の令和 4 年度における国公私立小・中・高・特別支援学校のいじめの認知件数は、小学校 4,612 件、中学校 1,418 件、高等学校 208 件、特別支援学校 12 件の合計 6,250 件となっている。

前年度と比較すると、小学校で733件の増加、中学校で242件の増加、高等学校で68件の増加、特別支援学校で7件の減少となっており、合計では1,036件の増加となっている。

文部科学省では、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価していることから、本県においても、いじめの積極的な認知が求められる。

第1-3-12表 いじめの認知件数の推移(国公私立)

(単位:件)

	小兽	学 校	中学校		高等学校		特別支援学校			合	計	
									本	県	全	国
年度	本県	全 国	本県	全 国	本 県	全 国	本県	全 国	認知件数	1,000人 当たり	認知件数	1,000人 当たり
30	5,670	425, 844	1, 319	97, 704	241	17, 709	36	2,676	7, 266	57.0	543, 933	40.9
R1	4,840	484, 545	1,246	106, 524	204	18, 352	30	3, 075	6, 320	51.1	612, 496	46.5
2	3, 804	420, 897	921	80, 877	156	13, 126	29	2, 263	4, 910	40.8	517, 163	39. 7
3	3, 879	500, 562	1, 176	97, 937	140	14, 157	19	2,695	5, 214	44.5	615, 351	47.7
4	4,612	551, 944	1,418	111, 404	208	15, 568	12	3, 032	6, 250	54.7	681, 948	53.3

出典:文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 資料:学校教育課

2 不登校

文部科学省の調査によると、本県の令和4年度における国公私立小・中・高等学校の不登校の児童生徒数は、小学校611人、中学校1,638人、高等学校407人の合計2,656人となっている。

前年度と比較すると、小学校で111人の増加、中学校で228人の増加、高等学校で59人の増加となっており、合計では398人の増加となっている。(第1-3-13表)

第 1-3-13 表 不登校児童生徒数の推移(国公私立)

(1) 小学校 (単位:人)

(1	.) 小子仪		(里	【位:人)
	本	県	全	国
年度	人数	1,000人 当たり	人数	1,000人 当たり
30	323	5.5	44, 841	7.0
R1	358	6.3	53, 350	8.3
2	357	6.4	63, 350	10.0
3	500	9. 2	81, 498	13.0
4	611	11.4	105, 112	17.0

(2) 中学校 (単位:人)

	_				<u> </u>
		本	県	全	国
年	度	人数	1,000人 当たり	人数	1,000人 当たり
30	0	1,003	31.2	119, 687	36. 5
R	1	998	32. 1	127, 922	39.4
2	2	1, 130	37.4	132, 777	40.9
3	3	1,410	47.1	163, 442	50.0
4		1,638	56. 4	193, 936	59.8

(3) 高等学校

(単位:人)

	本	県	全	国
年度	人数	1,000 人 当たり	人数	1,000 人 当たり
30	265	7. 7	52, 723	16.3
R1	230	6. 9	50, 100	15.8
2	226	7. 1	43, 051	13.9
3	348	11.5	50, 985	16.9
4	407	14.0	60, 575	20.4

出典:文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

資料:学校教育課

3 中途退学

文部科学省の調査によると、本県の令和4年度における公私立高等学校の中途退学者数は、403人となっている。

前年度と比較すると、67人の増加となっている。(第1-3-14表)

第 1-3-14 表 中途退学者数の推移(国公私立高等学校)

	本	県	全	国
年度	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)
30	379	1. 1	48, 594	1.4
R1	311	0.9	42, 882	1.3
2	259	0.8	34, 965	1.1
3	336	1. 1	38, 928	1.2
4	403	1.3	43, 401	1.4

出典: 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※中途退学率は、在籍者数に対する中途退学者数の割合。

資料:学校教育課

4 暴力行為

文部科学省の調査によると、本県の令和 4 年度における公立小・中・高等学校の暴力行為の発生件数は、 小学校 1,386 件、中学校 486 件、高等学校 39 件の合計 1,911 件となっている。

前年度と比較すると、小学校で436件の増加、中学校で121件の増加、高等学校で11件の増加となっており、合計で568件の増加となっている。

第 1-3-15 表 暴力行為の発生件数

(1) 小学校

				本	県	(国 公	立)			
年度	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物	損壊	合計	
	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり
H30	138	2.4	1, 102	18. 9	13	0.2	48	0.8	1, 301	22.3
R1	77	1.4	823	14. 5	2	0.0	53	0.9	955	16.8
2	140	2.5	821	14. 7	5	0.1	43	0.8	1,009	18.1
3	68	1.2	821	15. 1	9	0.2	52	1.0	950	17.4
4	151	2.8	1, 108	20.7	14	0.3	113	2.1	1, 386	25.8

(2) 中学校

(2)	11: 尹汉									
				本	県 (国 公 私	、立)			
年度	対教的	币暴力	生徒間	間暴力	対人	暴力	器物	損壊	合	計
	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり
H30	11	0.3	271	8.4	13	0.4	73	2.3	368	11.5
R1	25	0.8	298	9.6	12	0.4	71	2.3	406	13. 1
2	13	0.4	210	7.0	2	0.1	58	1.9	283	9.4
3	17	0.6	276	9. 2	10	0.3	62	2. 1	365	12.2
4	26	0.9	382	13. 2	10	0.3	68	2.3	486	16.7

(3) 高等学校

(0)	1 1 1 1 1 N									
				本	県	(公 私	立)			
年度	対教的	币暴力	生徒間	『暴力	対人	暴力	器物	損壊	合	計
	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり
H30	2	0.1	36	1.0	0	0.0	4	0.1	42	1.2
R1	5	0.1	21	0.6	2	0.1	21	0.6	49	1.4
2	1	0.0	19	0.6	2	0.1	16	0.5	38	1.2
3	0	0.0	16	0.5	3	0.1	9	0.3	28	0.9
4	1	0.0	26	0.9	1	0.0	11	0.4	39	1.3

(4) 全体

(1 /	→ IT.					
		本	県 (国公利	7 平)		
年度	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	合	計
	件数	件数	件数	件数	件数	/1000人当たり
H30	151	1, 409	26	125	1,711	13.6
R1	107	1, 142	16	145	1,410	11.6
2	154	1,050	9	117	1, 330	11.2
3	85	1, 113	22	123	1, 343	11.6
4	178	1, 516	25	192	1,911	17.0

※文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

資料:学校教育課

(注) 発生場所は学校の内外を問わない。

第4節 進路状況

1 中学校

令和 4 年 3 月の国・公立中学校卒業者は、男子 5, 106 人、女子 5, 078 人で、合計 10, 184 人である。 卒業者の進路状況は、**第 1-3-16 表**のとおりである。

これによると、高等学校等進学者は 10,106 人で、高校等進学率は 99.2% (男子 99.1%、女子 99.4%) となっている。

また、就職率は0.1% (男子0.2%、女子0.0%) となっている。

第 1-3-16 表 令和 4年3月中学校卒業者の進路状況

(単位:人)

					A	7	高	4	Ś F	学		校	等	Ę	ì	隹	当	ź	者	-				
区	卒 業		高	等	学	校	(7	*	科)				等学 別科		高等	専門	学校	特	別支 (高等	援学 §部)	:校	高等
	· 業 者 数		全	Ħ	制		定	時	制	通	信	制	本	全	定時	別	県	県		本		科	別科	学校
分		ļ	県 内]	県	全 日	県	県	定時	県	県	通信	科	日制県	时制県	科	内	外	計	県	県	計	県	等 進
	(A+B+C+D +E+F+G)	県立	私立	計	外	制計	内	外	制計	内	外	制計	計	外	外	計				内	外		外	高等学校等進学者計
男	5, 106 (100. 0)	3, 339	1, 237	4, 576	89	4, 665	117	0	117	45	40	85	4, 867	-	-	-	109	4	113	80	-	80	-	5, 060 (99. 1)
女	5, 078 (100. 0)	3, 299	1, 330	4, 629	70	4, 699	145	2	147	55	64	119	4, 965	1	1	I	48	3	51	30	-	30	-	5, 046 (99. 4)
計	10, 184 (100. 0)	6, 638	2, 567	9, 205	159	9, 364	262	2	264	100	104	204	9, 832	ı	ı	ı	157	7	164	110	-	110	-	10, 106 (99. 2)

	B 専進	C 専修学	△校(一	·般課	D		職者等 ・B・C・	Dに含ま	ミれてい	F	G		,	就罪	哉 者	fi (再	掲)			特別]支援	学級卒	業者の	進路状	沈(再	[掲)
区分	修学校(高等課程)	程)等(一般課程)	入学各種学校	***	公共職業能力開発施設等入学者	る就職者 ア自営業主等	常イ無期雇用労	働有期雇用労働者一か月以上の者	臨時労働者	左記以外の者	不詳・死亡の者		·C·D ている B の う ち		就 Dのうち	工E有期雇用労働者の以上、かつフルタイ・動務相当の者	(ア+イ+ウ+エ)就職者計	左の県内	<u>うち</u> 県 外	A 高等学校等	B程)進学者	C 程)入学者	共職 業 能 学 入 学	就職者等(A・ の の の の は の は の は の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る る に る る る に る 。 る に る 。 る に る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	者	計
	Ŭ				設		者	が								う年ム	$\overline{}$							B て [▽]		
男	3	-	-	-	4	4	1	-	1	33	_	5	-	-	-	-	10	5	5	179	-	_	1	-	2	182
	(0.1)			(-)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(-)	(0.0)	(0.6)	(-)						(0.2)									
女	2	-	-	-	-	1	1	-	-	28	-	-	-	-	-	-	2	2	-	58	_	-	-	1	4	63
	(0.0)			(-)	(-)	(0.0)	(0.0)	(-)	(-)	(0.6)	(-)						(0.0)									
計	5	1	-	-	4	5	2	-	1	61	_	5	-	-	-	-	12	7	5	237	_	_	1	1	6	245
рІ	(0.0)			(-)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(-)	(0.0)	(0.6)	(-)						(0.1)									

^{※ ()}は、卒業者に占める比率である。

(注)()は、卒業者に占める比率である。「L 就職者(再掲)」のうち「E 就職のみの者」には「臨時労働者」等は含まない。 出典:教育政策課「中学校等卒業者の進路状況」

出典: 教育政策課「中学校等卒業者の進路状況」

2 高等学校

令和 4 年 3 月の県内高等学校(全日制・定時制課程)卒業者は、男子 5,270 人、女子 5,067 人で、合計 10,337 人である。

卒業者の進路状況は、**第1-3-17表**のとおりである。

これによると、大学等進学者は 5,383 人で、大学等進学率は 52.1% (男子 49.8%、女子 54.4%) となっている。

また、就職率は24.2%(男子29.9%、女子18.3%)となっている。

第1-3-17表 令和4年3月高等学校卒業者の進路状況

(単位:人)

							Α :	大	学	等	進	全 者				
区	卒業者数		大	学 (学	幸 部)			短期	大学	(本	科)	大学・短	大学・		特別支	1 336 6060
分		県	内	県	外	大学	県	内	県	外	短期大学	期大学の 通信教育 部及び放	短期大	高等学校の専	援学校 高等部 の専攻	大学等 進学者 計
	(A+B+C+D +E+F+G+H	国公立	私立	国公立	私立	学部計	国公立	私立	国公立	私立	十 計	送大学	科	攻科	科	ĒΤ
男	5, 270	391	591	531	971	2, 484	-	66	5	14	85	3	15	38	-	2, 625
	(100.0)					(47. 1)					(1.6)	(0.1)	(0.3)	(0.7)	(-)	(49.8)
女	5, 067	461	544	412	836	2, 253	_	288	26	98	412	10	11	72	-	2, 758
	(100.0)					(44. 5)					(8.1)	(0.2)	(0.2)	(1.4)	(-)	(54.4)
計	10, 337	852	1, 135	943	1,807	4, 737	_	354	31	112	497	13	26	110	_	5, 383
н	(100.0)					(45.8)					(4.8)	(0.1)	(0.3)	(1.1)	(-)	(52.1)

	В	C専修学校	(一般課程)	等入学者	D		E 就	職者等		F	G			(]	耳 掲)		
区					公共職	(A, B,	C, Dに含まれて	こいる就職者を除	<。)			ウ	工	オ		左の	うち
	専修学校 (専門課	専修学 校 (一般	各種学校	計	業 能力開	ア		労働者		左記以	不詳・ 死亡の	進学・入 学者のう	進学・入 学者のう ち就職	左記E有 期雇用労 働者のう	[ア+イ+ウ+ エ+オ]	足の) 6
分	程)進学者	課程)等	171里子仅	FI.	発 施設等 入学者		無期雇	有期雇用労働 者(契約期間 1か月以上か	臨時労 働者	外の者	者	ち就職 (自営業 主等、無	の肌臓 (雇用契約 期間1年以 上かつ7/49	利期間 1 年以上か	就職者 計	県 内	県 外
					,,,,		用労働 者	つフルタイム 勤務相当の 者)				期雇用労 働者)	仏勤務相 当の者)	つ7ルタイム勤 務相当の 者		N II	2K 21
男	609	27	67	94	165	21	1,552	8	1	195	-	_	1	4	1, 578	900	678
	(11.6)			(1.8)	(3.1)	(0.4)	(29.4)	(0.2)	(0.0)	(3.7)	(-)				(29.9)		
女	1,067	48	51	99	19	7	917	12	3	185	-	2	-	1	927	667	260
女	(21. 1)			(2.0)	(0.4)	(0.1)	(18. 1)	(0.2)	(0.1)	(3.7)	(-)				(18.3)		
計	1,676	75	118	193	184	28	2, 469	20	4	380	_	2	1	5	2, 505	1,567	938
īΤ	(16. 2)			(1.9)	(1.8)	(0.3)	(23.9)	(0.2)	(0.0)	(3.7)	(-)				(24. 2)		

(注)()は、卒業者に占める比率である。

出典:教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」

第5節 選挙における投票率の状況

平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げ られた。

第26回参議院議員通常選挙(令和4年7月10日執行)の18・19歳の投票率等は、第1-3-18表のとおり で、投票率の合計値は全年齢層の投票率よりも低くなっている。

第 1-3-18 表 第 26 回参議院議員通常選挙 (R4. 7. 10 執行) における 18・19 歳の選挙人の投票状況 (抽出調査)

年齢階層別	選挙当	日有権者数	(人)	投:	票者数(人)	书	3票率(%)	
十一断[26]	男	女	計	男	女	計	男	女	計
18・19歳	384	422	806	120	125	245	31.25	29.62	30.40
全年齢層	19,756	22,999	42,755	10,440	11,562	22,002	52.84	50.27	51.46

※県内の911 投票区の中から、40 投票区(40 市町村×1 投票区)を抽出して調査を実施 資料:選挙管理委員会

青森県知事選挙(令和5年6月4日執行)の18・19歳の投票率等は、第1-3-19表のとおりで、投票率の 合計値は全年齢層の投票率よりも低くなっている。

第 1-3-19 表 青森県知事選挙 (R5.6.4 執行) における 18・19 歳の選挙人の投票状況(抽出調査)

年齢階層別	選挙当	日有権者数	(人)	投	票者数(人	.)	找	3票率(%)	
十一 断陷 信 刀 1	男	女	計	男	女	計	男	女	計
18・19歳	351	359	710	111	115	226	31.62	32.03	31.83
全年齢層	19,764	22,805	42,569	11,354	13,773	25,127	57.45	60.39	59.03

※県内の909 投票区の中から、40 投票区(40 市町村×1 投票区)を抽出して調査を実施

資料:選挙管理委員会

第4章 労働

第1節 産業別就業者数

令和2年国勢調査の結果によると、15~29歳の就業者数は、73,024人で、5年前(平成27年)の81,125人と比較すると8,101人の減少となっている。このうち15~19歳の就業者数は420人の減少、20~24歳の就業者数は3,154人の減少、25~29歳の就業者数は4,527人の減少となっている。

産業別にみると、最も多いのは「卸売業、小売業」の 12,955 人で、全体の 17.7%を占めており、以下、「医療、福祉」の 11,260 人 (15.4%)「製造業」の 9,020 人 (12.4%) の順となっている。

平成22年から令和2年の10年間の就業者数の推移を産業別に見ると、第1次産業では890人(-24.7%)、第2次産業では3,050人(-17.6%)、第3次産業では12,800人(-19.0%)の減少となっている。

第1-4-1表 15~29歳の産業 (大分類) 別就業者数 (平成22年・平成27年・令和2年)

			3	平成22年				3	平成27年					令和2年		
	産 業		就業者	数(人)		産業別		就業者	数(人)		産業別		就業者	数(人)		産業別
		計	15~19歳	20~24歳	25~29歳	構成比 (%)	計	15~19歳	20~24歳	25~29歳	構成比 (%)	計	15~19歳	20~24歳	25~29歳	構成比 (%)
	総数	91,924	6,824	34,977	50,123	100.0	81,125	6,746	32,127	42,252	100.0	73,024	6,326	28,973	37,725	100.0
第 1 次	農業,林業	3,058	209	1,035	1,814	3.3	2,526	153	898	1,475	3.1	2,299	174	850	1,275	3.1
産業	漁	542	69	204	269	0.6	465	41	182	242	0.6	411	28	154	229	0.6
第	鉱業,採石業,配利 採 取 第		3	14	24	0.0	48	8	15	25	0.1	46	3	24	19	0.1
2 次産	建設業	6,308	453	1,933	3,922	6.9	5,491	591	2,203	2,697	6.8	5,221	386	2,092	2,743	7.1
業	製 造 茅	10,988	880	4,479	5,629	12.0	9,847	829	3,823	5,195	12.1	9,020	749	3,587	4,684	12.4
	電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	470	47	176	247	0.5	570	30	220	320	0.7	540	42	190	308	0.7
	情報通信業	1,115	31	393	691	1.2	954	21	332	601	1.2	1,027	30	379	618	1.4
	運輸業, 郵便業	2,792	138	874	1,780	3.0	2,169	124	723	1,322	2.7	2,120	145	811	1,164	2.9
	卸売業, 小売業	18,390	1,564	7,143	9,683	20.0	14,895	1,528	6,027	7,340	18.4	12,955	1,531	5,357	6,067	17.7
	金融業,保険業	1,857	35	694	1,128	2.0	1,598	43	556	999	2.0	1,611	33	592	986	2.2
	不動産業,物品賃 貸 第	1 808	60	326	422	0.9	736	71	291	374	0.9	657	43	239	375	0.9
第 3	学術研究, 専門・ 技術サービス業	1,557	78	481	998	1.7	1,378	78	525	775	1.7	1,440	95	558	787	2.0
次産業	宿泊業, 飲食サービ ス 第	6,847	1,341	3,013	2,493	7.4	5,582	1,122	2,541	1,919	6.9	5,147	1,070	2,509	1,568	7.0
	生活関連サービス 業, 娯楽業	4,606	288	1,862	2,456	5.0	3,253	240	1,338	1,675	4.0	2,446	175	1,013	1,258	3.3
	教育, 学習		123	1,060	1,790	3.2	2,821	97	1,133	1,591	3.5	3,223	153	1,270	1,800	4.4
	医療,福祉	14,587	473	5,680	8,434	15.9	13,447	500	5,269	7,678	16.6	11,260	366	3,994	6,900	15.4
	複合サービス事業		22	285	561	0.9	892	44	306	542	1.1	707	61	281	365	1.0
	サービス業(他に分類されないすの		214	1,226	2,260	4.0	3,424	224	1,266	1,934	4.2	3,546	254	1,303	1,989	4.9
	公務(他に分類されないもの		478	2,822	3,540	7.4	7,971	666	3,094	4,211	9.8	7,931	735	3,222	3,974	10.9
2	分類不能の産業	3,577	318	1,277	1,982	3.9	3,058	336	1,385	1,337	3.8	1,417	253	548	616	1.9
	F掲) 1 次 産 業	3,600	278	1,239	2,083	3.9	2,991	194	1,080	1,717	3.7	2,710	202	1,004	1,504	3.7
第	2次産業	17,337	1,336	6,426	9,575	18.9	15,386	1,428	6,041	7,917	19.0	14,287	1,138	5,703	7,446	19.6
第	3次產業	67,410	4,892	26,035	36,483	73.3	59,690	4,788	23,621	31,281	73.6	54,610	4,733	21,718	28,159	74.8

出典:総務省「国勢調査」

第2節 就業状況

1 新規学校卒業者の求人・就職状況

本県の令和5年3月の新規学校卒業者の求人状況は、中学校では就職希望者数0人により、求人数0人となっており、高等学校では就職希望者数1,936人に対して求人数4,736人となっている。

また就職状況は、中学校では就職希望者数 0 人となっており、高等学校では就職希望者数 1,936 人に対して就職者数 1,935 人(県内 1,143 人、県外 792 人) となっている。

第1-4-2表 令和5年3月新規学校卒業者の求人・就職状況

(単位:人)

区				1. 京	就職希望	望者	2	3.	就職者	数	4 4	3のうち	II do			旦 从
	安	定所	別				· 求				4.	30000	県内	5.	3のうち	県 外
分		<i>7</i> 2 <i>77</i> 1	/3 3	計	男	女	八人数	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	合		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	青		森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八		戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中	弘		前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学	む		つ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	野	辺	地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
校	五页	折川加	京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三		沢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	十	和	田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	黒		石	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合		計	1,936	1,158	778	4,736	1,935	1,157	778	1,143	659	484	792	498	294
	青		森	405	248	157	937	404	247	157	221	129	92	183	118	65
	八		戸	420	261	159	1,263	420	261	159	244	135	109	176	126	50
高	弘		前	314	202	112	826	314	202	112	189	126	63	125	76	49
等	む		つ	127	91	36	156	127	91	36	61	43	18	66	48	18
学	野	辺	地	92	44	48	427	92	44	48	80	41	39	12	3	9
校	五页	新川 加	亰	212	130	82	280	212	130	82	120	71	49	92	59	33
	三		沢	105	35	70	311	105	35	70	72	25	47	33	10	23
	+	和	田	158	114	44	335	158	114	44	98	64	34	60	50	10
	黒		石	103	33	70	201	103	33	70	58	25	33	45	8	37

資料:青森労働局

(注)求人数について・・・県外求人は平成24年7月より調査不能となったため県内のみの求人数

2 新規学校卒業者の求職動向

本県の令和5年次の新規学校卒業者の求職動向は、中学校では就職希望者4人となっている。また、高等学校では就職希望者2,354人で卒業見込者数の24.3%となっている。

第 1-4-3 表 年次別新規学校卒業者の求職動向

(1) 中学校 (単位:人)

×					(単位:人)
卒 業 年 次	卒業見込者数	進学希望者数	就職希望者数	うち学校 又は 安定所の 紹介による就職希望者数	その他 (家事等含む)
平成19年	15,355 (10)) 15,187 (98.9)	38 (0.2)	27 (71.1)	130 (0.8)
20	14,850 (10	14,731 (99.2)	30 (0.2)	14 (46.7)	89 (0.6)
21	14,633 (10	14,535 (99.3)	27 (0.2)	12 (44.4)	101 (0.7)
22	14,926 (10	14,815 (99.3)	31 (0.2)	13 (41.9)	80 (0.5)
23	14,075 (10	14,003 (99.5)	20 (0.1)	9 (45.0)	52 (0.4)
24	13,921 (10	13,815 (99.2)	16 (0.1)	8 (50.0)	90 (0.6)
25	13,433 (10	13,386 (99.7)	11 (0.1)	4 (36.4)	36 (0.3)
26	13,387 (10	13,339 (99.6)	11 (0.1)	4 (36.4)	37 (0.3)
27	12,813 (10	12,753 (99.5)	9 (0.1)	4 (44.4)	51 (0.4)
28	12,581 (10	12,505 (99.4)	14 (0.1)	3 (21.4)	62 (0.5)
29	11,973 (10)) 11,937 (99.7)	9 (0.1)	3 (33.3)	27 (0.2)
30	11,445 (10	11,405 (99.7)	5 (0.0)	4 (80.0)	35 (0.3)
31	10,883 (10	10,858 (99.8)	5 (0.0)	2 (40.0)	20 (0.2)
令和2年	10,205 (10	10,154 (99.5)	9 (0.1)	3 (33.3)	42 (0.4)
3	10,298 (10	10,242 (99.5)	7 (0.1)	2 (28.6)	49 (0.5)
4	10,077 (10	10,009 (99.3)	7 (0.1)	1 (14.3)	61 (0.6)
5	9,908 (10	9,870 (99.6)	4 (0.0)	1 (25.0)	34 (0.3)

(2) 高校 (単位:人)

₹									(里/	世:人)
卒業年次	卒業見込	者数	進学希望	者数	就職希望	者数	うち学校 又 に 紹介による就		その他の	_
平成19年	15,433	(100)	9,448	(61.2)	5,480	(35.5)	4,965	(90.6)	505	(3.3)
20	14,783	(100)	9,049	(61.2)	5,246	(35.5)	4,617	(88.0)	488	(3.3)
21	14,100	(100)	8,585	(60.9)	5,090	(36.1)	4,508	(88.6)	425	(3.0)
22	14,371	(100)	8,893	(61.9)	5,053	(35.2)	4,504	(89.1)	425	(3.0)
23	13,890	(100)	8,653	(62.3)	4,842	(34.9)	4,277	(88.3)	395	(2.8)
24	13,945	(100)	8,614	(61.8)	4,910	(35.2)	4,369	(89.0)	421	(3.0)
25	14,805	(100)	9,403	(63.5)	4,988	(33.7)	4,517	(90.6)	414	(2.8)
26	14,081	(100)	9,023	(64.1)	4,634	(32.9)	4,122	(89.0)	424	(3.0)
27	13,296	(100)	8,217	(61.8)	4,684	(35.2)	4,078	(87.1)	395	(3.0)
28	12,951	(100)	8,142	(62.9)	4,434	(34.2)	3,911	(88.2)	375	(2.9)
29	12,846	(100)	8,058	(62.7)	4,373	(34.0)	3,857	(88.2)	415	(3.2)
30	12,135	(100)	7,876	(64.9)	3,893	(32.1)	3,301	(84.8)	366	(3.0)
31	12,019	(100)	7,914	(65.8)	3,766	(31.3)	3,198	(84.9)	339	(2.8)
令和2年	11,408	(100)	7,703	(67.5)	3,349	(29.4)	2,794	(83.4)	356	(3.1)
3	10,998	(100)	7,770	(70.6)	2,887	(26.3)	2,384	(82.6)	341	(3.1)
4	10,468	(100)	7,510	(71.7)	2,645	(25.3)	2,169	(82.0)	313	(3.0)
5	9,689	(100)	6,974	(72.0)	2,354	(24.3)	1,988	(84.5)	361	(3.7)

資料:青森労働局

3 新規学校卒業者の初任給

本県の令和5年3月の新規学校卒業者の学歴別初任給(職業計)の全国対比は、高等学校卒では男子93.0%、女子91.8%、短大卒では男子88.1%、女子92.0%、大学卒では男子89.5%、女子92.0%と、いずれも全国対比90%前後となっている。

第1-4-4表 学歴別、就職郡別初任給(令和5年3月卒)

(単位:千円)

		職種	専門	管	事	販	サート	保	農林	の輸送	生産	· 建 設	職清運掃	職	全
郡			的	理	務	売	ビ	安	漁	•	エ		•		玉
			業技 術	的	の	の	ス の	の	業の	職機械	程 の	業採 掘	包搬	業	対
学			的	職	職	職	職	職	職	運	職	\mathcal{O}	装 等		
歴			職	業	業	業	業	業	業	業転	業	職	業の・	計	比
	全国	男	161	*180	-	*162	172	-	*174	*176	167	176	165	172	100.0
中学校	土四	女	*168	-	*199	*161	163	-	*162	-	153	*171	*167	163	100.0
校	丰木	男	-	I	I	-	-	-	ı	ı	*165	=	-	*165	*95.9
	青森	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人团	男	185	195	182	190	189	198	183	190	183	195	188	186	100.0
高等	全国	女	183	183	178	186	186	191	180	187	180	190	182	182	100.0
等学校	青森	男	175	*160	168	172	174	187	*172	*169	169	182	159	173	93.0
12		女	168	-	162	174	167	-	*154	-	166	168	152	167	91.8
	人团	男	203	208	202	206	202	209	194	200	195	207	203	202	100.0
短大	全国	女	205	197	191	202	200	200	192	197	190	205	197	201	100.0
大	青森	男	181	*160	172	180	179	-	*181	=	171	183	*142	178	88.1
	百米	女	191	*182	171	181	180	*186	*176	-	*175	-	-	185	92.0
	全国	男	230	234	227	229	226	219	209	219	217	231	226	228	100.0
大	王国	女	233	231	222	225	222	210	215	214	216	233	221	226	100.0
大学	主木	男	212	*205	204	204	189	*207	*196	*177	206	215	-	204	89.5
	青森	女	219	*205	197	211	193	*200	*216	*192	215	*223		208	92.0

資料:厚生労働省職業安定局

(注) 「*」 は対象者が10人未満、「-」は対象者がいないことを示している。

4 新規学校卒業者の離職状況

本県の新規学校卒業者の離職状況は、令和5年3月までの就職後3年間で、中学校卒では60.0%が離職しており、高等学校卒では39.7%が離職している。また、大学等では32.3%が離職している。

一方、全国中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、それぞれ約5割・4割・3割の割合となっている。

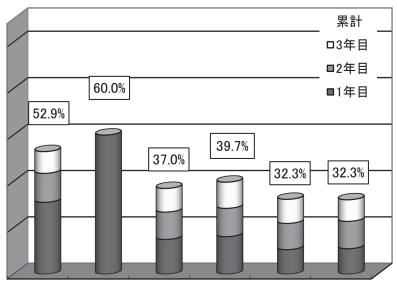
第 1-4-5 表 新規学卒者の離職状況(青森県)

(単位:人、%)

	項目		就職者数			卒業時次	から令和5年	3月までの	離職状況	
中・高・大		計	男	女	合	計	身	9	5	ζ
卒業年次別		ĒΙ	Ħ	女	離職者数	離職率	離職者数	離職率	離職者数	離職率
ф	R2.3月	5	2	3	3	60.0	2	100.0	1	33. 3
中 学 校	R3.3月	5	2	3	4	80.0	2	100.0	2	66. 7
饮	R4.3月	3	2	1	1	33. 3	0	0.0	1	100.0
高	R2.3月	1, 778	962	816	706	39. 7	351	36. 5	355	43.5
高等学校	R3.3月	1, 577	899	678	503	31. 9	242	26. 9	261	38. 5
校	R4.3 月	1, 505	812	693	307	20. 4	153	18.8	154	22. 2
	R2.3月	1, 417	768	649	458	32. 3	226	29. 4	232	35. 7
大学	R3.3月	1, 481	775	706	411	27. 8	196	25. 3	215	30. 5
	R4.3 月	1, 514	810	704	202	13. 3	109	13. 5	93	13. 2

資料:青森労働局

第1-4-6 図 新規学卒者の卒業後3年以内の離職率(令和2年3月卒)



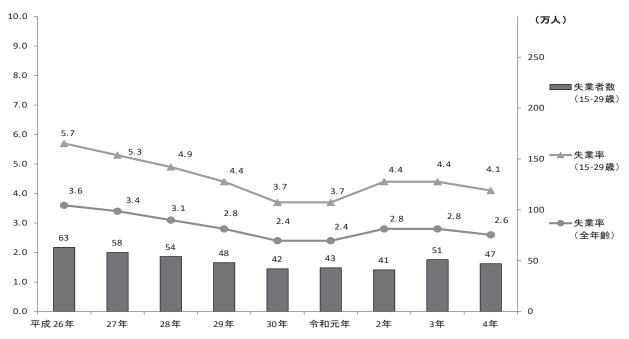
中学(全国)中学(青森)高校(全国)高校(青森)大学(全国)大学(青森) 資料:青森労働局

5 完全失業率と完全失業者数の状況

全国の29歳以下の完全失業率は、平成30年には3.7%まで改善されたが、令和2年には4.4%と悪化し、4%台を推移している。

また、29歳以下の若年者の完全失業率は、全年齢の失業率よりも高い状態が続いている。

第1-4-7図 完全失業率と完全失業者数の推移



出典:総務省統計局「労働力調査」

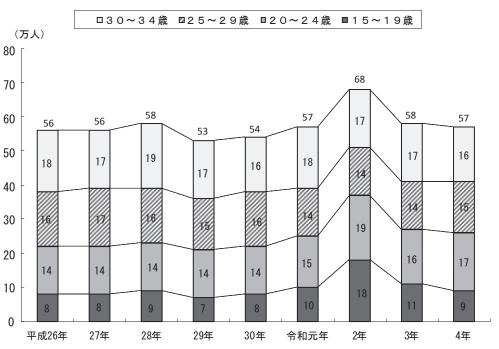
- (注) 1 「完全失業率」とは、「労働力人口に占める完全失業者の割合(%)」をいう。
 - 2 「完全失業者」とは、「仕事がなく、仕事を探していた者で、仕事があればすぐ就ける者」をいう。

6 ニート・フリーターの状況

全国のニートの状態にある若者(若年無業者:年齢が15~34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者)は、平成14年以降60万人前後で推移しており、平成22年には58万人に減少したものの、平成23年には再び60万人台に増加した。平成25年以降は50万人台で推移してきたが令和2年では68万人に増加し、その後また50万人台で推移している。

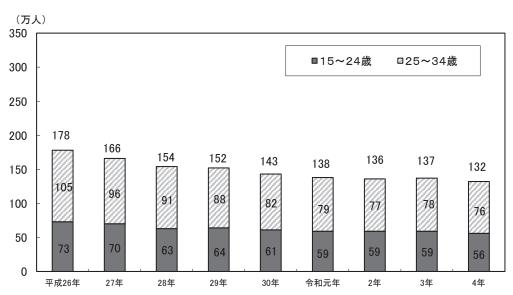
また、フリーター数は、平成15年の217万人をピークに5年連続減少したが、その後増加し、平成22年以降は180万人前後で推移していたが、平成26年より減少傾向となっている。

第1-4-8 図 ニートの数の推移



出典:総務省統計局「労働力調査」

第 1-4-9 図 フリーターの数の推移



出典:総務省統計局「労働力調査」

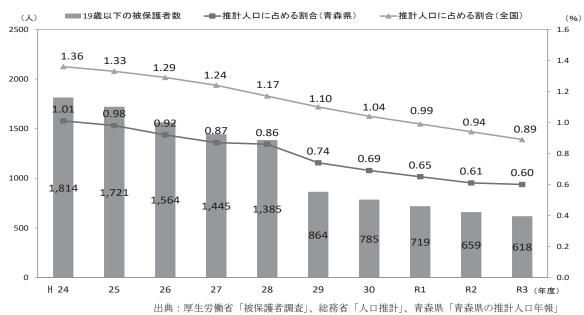
(備考) フリーターの定義:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」のうち、15~34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、次の者の合計。①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち、探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

第5章 子どもの貧困問題

1 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況

本県(中核市を除く)の生活保護世帯における19歳以下の被保護者数は、平成24年度以降減少し、令和3年度は618人となっている。また、県の19歳以下の人口に占める割合は、令和3年度は0.60%となっている。

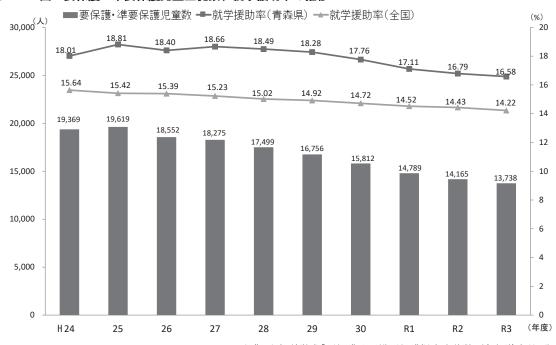
第 1-5-1 図 生活保護世帯の 19 歳以下の被保護者数の状況(中核市除く)



2 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移

本県における要保護・準要保護児童生徒数は近年減少しており、令和3年度は13,738人と、前年度より427人減少している。また、本県の就学援助率は全国を上回る状況が続いており、令和3年度は16.58%と全国を約2.4ポイント上回っている。

第 1-5-2 図 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移



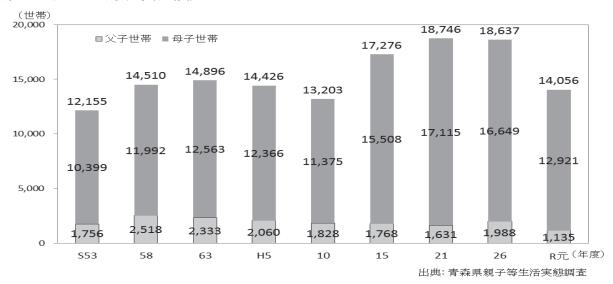
出典: 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数」(各都道府県別)

3 ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯数

本県のひとり親世帯数は、令和元年度に母子世帯 12,921 世帯、父子世帯 1,135 世帯、合計 14,056 世帯となっている。

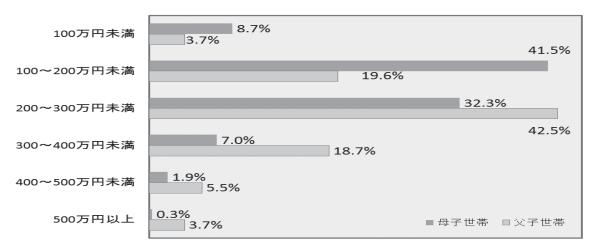
第 1-5-3 図 ひとり親世帯数の推移



(2) ひとり親世帯の年収

本県の母子世帯の年収は、100 万円~200 万円未満が 41.5%と最も多く、年収 200 万円未満が全体の 50.2%を占めている。また、父子世帯の年収は、200 万円~300 万円未満が 42.5%と最も多く、年収 300 万円未満が全体の 65.8%を占めている。

第1-5-4図 ひとり親世帯の年収の状況(令和元年度)



出典: 青森県親子等生活実態調査

(備考1) 青森県親子等生活実態調査における母子世帯、父子世帯の抽出方法

平成 26 年度まで 市町村が住民基本台帳又はこれに代わる的確な資料等により無作為抽出 令和元年度 児童扶養手当を受給している者から無作為抽出

(備考2) 割合の合計が100%とならないのは、「無効・無回答」を母数に含めて集計していることによる。

4 ヤングケアラーの状況

令和4年12月から令和5年1月にかけて実施した青森県ヤングケアラー実態調査によると、本県のヤングケアラーの割合は4.8%で、すべての学校種別で確認されており、小学6年生5.9%、中学2年生5.0%、高校2年生3.3%、大学3年生2.5%となっている。

第 1-5-5 表 ヤングケアラーの割合

小学6年生	中学2年生	高校2年生	大学3年生	合計
5.9%	5.0%	3.3%	2.5%	4.8%
(408/6,971人)	(331/6,584人)	(173/5,217人)	(19/760人)	(931/19,532人)

出典:青森県ヤングケアラー実態調査

第6章 安全と問題行動

第1節 子ども・若者の安全

1 死亡者数

令和 4年の子ども・若者 $(0\sim29$ 歳) の死亡者数は、75 人で前年に比べ 5 人減少し、死亡者総数に占める割合は 0.37% となっている。

第 1-6-1 表 年齢階級別死亡者数の推移

(単位:人)

医分 年	0~4歳	5~9 歳	10~14 歳	15~19 歳	20~24 歳	25~29 歳	計	総数	A(%)
Н30	19	5	7	8	17	18	74	17, 936	0.41
R 1	30	4	2	17	17	22	92	18, 424	0.50
2	22	4	0	11	24	28	89	17, 905	0. 50
3	13	1	6	9	22	29	80	18, 785	0.43
4	15	3	8	16	16	17	75	20, 117	0.37

資料:健康福祉政策課

(注) A (死亡者総数に占める子ども・若者死亡者数の割合) =

計 (子ども・若者死亡者数)

総数 (死亡者総数)

 $-\times 100$

(1) 死因別順位

令和4年の子ども・若者(0~29歳)の死因別順位をみると、第1位は自殺の24人で、青少年の死亡者の32.0%を占めている。

第2位は不慮の事故の14人、第3位は悪性新生物の8人となっている。

第 1-6-2 表 子ども・若者 (0~29 歳) の死因別順位 (死因簡単分類による)

(単位:人)

順位 年	第1位		第2位		第3位		死亡者数 (0~29歳)
Н30	自殺	23	不慮の事故	14	悪性新生物	8	74
R 1	自殺	22	不慮の事故	11	悪性新生物	10	92
2	自殺	26	不慮の事故	16	・悪性新生物 ・周産期に特異的な呼吸障 害及び心血管障害	8	89
3	自殺	41	不慮の事故	10	・悪性新生物・その他の神経系の疾患・心疾患(高血圧を除く)	4	80
4	自殺	24	不慮の事故	14	悪性新生物	8	75

資料:健康福祉政策課

(2) 不慮の事故による死亡数

子ども・若者の死亡者のうち、不慮の事故による死亡者は14人(18.7%)となっている。 また、不慮の事故による死亡者のうち、交通事故による死亡者は4人(28.6%)となっている。

第1-6-3表 子ども・若者の不慮の事故による死亡数(令和4年)

(単位:人)

区	分	0~29歳	0~4歳	5~9歳	10~14 歳	15~19 歳	20~24 歳	25~29 歳
年 齢	階級別死亡者数(a)	75	15	3	8	16	16	17
不	慮 の 事 故(b)	14	2	1	2	3	2	4
4-30	交 通 事 故	4	1	0	0	1	1	1
内訳	その他	10	1	1	2	2	1	3
不慮の	事故の割合(%) (b)/(a)	18. 7	13. 3	33. 3	0.25	18.8	12.5	23. 5

資料:健康福祉政策課

2 交通事故

(1) 令和4年中の交通事故概況

令和4年中の県内の交通事故は、発生件数2,375件(前年比-83件、-3.4%)、死者数31人(前年比+2人、+6.9%)、負傷者数2,853人(前年比-66人、-2.3%)で、負傷者数は平成14年以降、21年連続で減少し、死者数は昭和41年に全国統一の交通事故統計調査が開始されて以降3番目に少ない結果となった。

(2) 交通事故による子ども・若者の死傷者

ア 令和4年中の交通事故による子ども(中学生以下)の死傷者数は、死者数0人(前年比-2人)、負傷者数171人(前年比+15人、+9.6%)で、死者は全体の0.0%、負傷者は全体の6.0%を占めた。 また、若者(中学生以下を除く29歳以下)の死傷者数は、死者数3人(前年比+1人、+50.0%)、負傷者数543人(前年比-50人、-8.4%)で、死者は全体の9.7%、負傷者は全体の19.0%を占めた。

第 1-6-4 表 交通事故による子ども(中学生以下)と若者(中学生以下を除く 29 歳以下)の死傷数の推移

(単位:人、%)

項	目別		年別	H30	R1	R2	R3	R4
発	生	件	数	2,966	2,791	2,436	2,458	2,375
全	死	者	数	45	37	28	29	31
	うち子どもの死者			0	0	0	2	0
	上記の割合(%)		0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	0.0%
	うち若者の死者	数		9	3	5	2	3
	上記の割合(%)		20.0%	8.1%	17.9%	6.9%	9.7%
全	負 傷	者	数	3,649	3,378	2,939	2,919	2,853
	うち子どもの負債	傷者数		167	194	154	156	171
	上記の割合(%)		4.6%	5.7%	5.2%	5.3%	6.0%
	うち若者の負傷	者数		728	615	519	593	543
	上記の割合(%)		20.0%	18.2%	17.7%	20.3%	19.0%

資料:警察本部交通企画課

イ 令和4年の死者を状態別で見ると、子どもの死者は0人であり、若者の死者は自動車乗車中が2人、 二輪車乗車中が1人である。

第 1-6-5 表 子ども(中学生以下)と青少年(16 歳以上 29 歳以下)の状態別死者数の状態別死者数(令和 4 年)

(単位:人)

	自動車	二輪車	自転車	歩行者	その他	合計
交通事故死者数	11	1	4	15	0	31
子どもの死者数	0	0	0	0	0	0
若者の死者数	2	1	0	0	0	3

資料:警察本部交通企画課

(3) 若者運転者による交通事故

ア 令和4年中の若者(中学生以下を除く29歳以下)運転者による交通事故発生件数は458件、死者数は7人で、全発生件数の19.3%、全死者数の22.6%となっており、青少年の免許人口が全免許人口の11.3%であることを考慮すれば、交通事故発生件数の割合が高いと言える。

第1-6-6表 若者(中学生以下を除く29歳以下)運転者による交通事故の推移

(単位:件、人、%)

項	[目別 年別	H30	R1	R2	R3	R4
全	発生件数(件)	2,966	2,791	2,436	2,458	2,375
	うち若者運転者による事故件数	628	594	477	492	458
	上記の割合(%)	21.2%	21.3%	19.6%	20.0%	19.3%
全	死者数(人)	45	37	28	29	31
	うち若者運転者による死者数	11	6	5	4	7
	上記の割合(%)	24.4%	16.2%	17.9%	13.8%	22.6%
全	負傷者数(人)	3,649	3,378	2,939	2,919	2,853
	うち若者運転者による負傷者数	775	766	598	614	580
	上記の割合(%)	21.2%	22.7%	20.3%	21.0%	20.3%
運	転免許総人口(人)	842,414	835,072	828,625	822,194	816,221
	うち若者の免許人口	102,442	99,065	97,109	94,601	92,196
	上記の割合(%)	12.2%	11.9%	11.7%	11.5%	11.3%

- 注 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。 資料:警察本部交通企画課.運転免許課 運転免許総人口は、青森県警が保有する運転免許保有者データを基に作成(警察庁統計と異なる) 運転免許人口は各年12月末である。
- イ 令和4年中の若者運転者による死亡事故の法令違反別では、通行区分(3件、42.9%)によるものが 最も多い。

また、若者以外の運転者による死亡事故は、通行区分(6件、28.6%)及び安全運転義務違反(6件、28.6%)によるものが最も多い。

第1-6-7表 若者(中学生を除く29歳以下)運転者による死亡事故の違反別状況(令和4年)

(単位:件、%)

		伝者による 故件数		トの運転者 二事故件数	合計	
		構成率(%)		構成率(%)		構成率(%)
信号無視	0	0.0%	2	9.5%	2	7.1%
通行区分	3	42.9%	6	28.6%	9	32.1%
追越し方法違反	0	0.0%	1	4.8%	1	3.6%
踏切不停止	0	0.0%	1	4.8%	1	3.6%
優先通行妨害等	0	0.0%	1	4.8%	1	3.6%
歩行者妨害等	2	28.6%	4	19.0%	6	21.4%
指定場所一時不停止等	1	14.3%	0	0.0%	1	3.6%
安全運転義務違反	1	14.3%	6	28.6%	7	25.0%
計	7	100.0%	21	100.0%	28	100.0%

注1 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

資料:警察本部交通企画課

- 注2 第1当事者が原付以上の死亡事故件数は、28件(死者数28人)である。
- 注3 構成率は、運転者別の死亡事故件数に占める違反の割合である。

3 水難

過去5年間の水難発生状況は下表のとおりであるが、このうち子ども・若者の水難発生件数は16件で、 全体の約17%を占めている。

第1-6-8表 子ども・若者の水難発生件数

(単位: 件、人)

年別 区分		Н30	R元	R 2	R 3	R 4	計
	発生件数	1(15)	0(11)	5 (22)	6(27)	4(19)	16 (94)
事	水死者等 (行方不明含)	0(5)	0(3)	1(9)	3 (17)	1(7)	5 (41)
故	被救助者	3 (12)	0(8)	4 (14)	3(11)	4(15)	14 (60)
者	=	3 (17)	0(11)	5 (23)	6 (28)	5 (22)	19 (101)

(注)()内は、県内の全発生件数・人員である。

資料:警察本部地域課

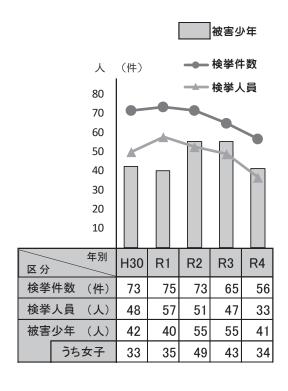
第2節 犯罪や虐待による被害状況

1 犯罪被害の状況

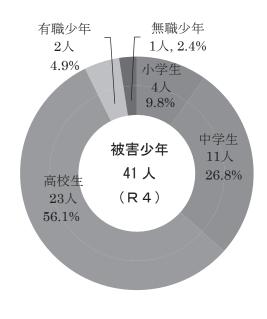
(1) 福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

令和4年中、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、県青少年健全育成条例違反などの少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)の被害者となった少年は41人で、前年に比較すると14人(25.5%)減少した。学校・職業別では、被害者の約8割(82.9%)が中学生、高校生で占められている。

第 1-6-9 表 福祉犯取締り状況



資料:警察本部生活安全企画課



資料:警察本部生活安全企画課

(2) SNS 等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別状況

令和4年中、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等が介在する福祉犯被害少年は20人で、前年に比較すると5人(20%)減少した。学校・職業別では、被害者の9割(95%)が中学生と高校生で占められている。

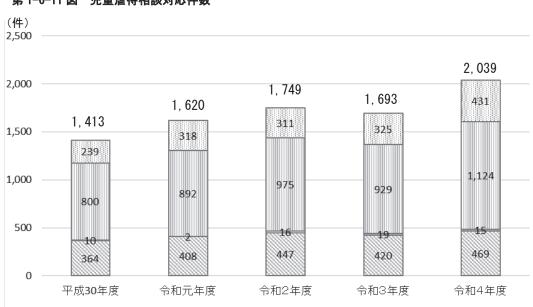
人 20 18 16 14 令和4年 12 令和3年 10 8 6 4 2 計 有職少年 小学生 中学生 高校生 無職少年 学職 区分 女 女 令和4年 20 19 0 9 9 10 0 令和3年 0 5 5 25 25 0 20 20 0 0 0

第 1-6-10 表 SNS 等 を介した福祉犯被害少年の学校・職業別状況

資料:警察本部生活安全企画課

2 児童虐待相談対応件数

児童相談所における令和 4 年度の児童虐待相談対応件数は、2,039 件(対前年度比+346 件)となっている。その内訳は、身体的虐待 469 件(+49 件)、性的虐待 15 件(- 4 件)、心理的虐待 1,124 件(+195 件)、保護の怠慢・拒否 431 件(+106 件)となっている。最近 5 年間の相談対応件数の推移は次のとおりで、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にある。



第 1-6-11 図 児童虐待相談対応件数

資料:こどもみらい課

図身体的虐待 ■性的虐待 ■心理的虐待 図保護の怠慢・拒否

第3節 少年非行の概況

1 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

令和4年中の刑法犯少年は126人で、前年から16人(14.5%)増加した。また、不良行為少年の補導は847人で、前年から31人(3.8%)増加した。

第 1-6-12 表 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

(単位:人)

区分	<u> </u>	年別	Н30	R1	R2	R3	R4
刑法》 非 行	파티가는 지미	犯罪少年	125	83	77	51	74
		触法少年	84	51	43	59	52
	少年	計	209	134	120	110	126
少	特別:	法犯少年	15	17	24	9	16
年	ぐき	犯 少 年	16	8	9	0	2
	合	計	240	159	153	119	144
	不良行	為少年	2, 130	1, 793	1, 167	816	847

資料:警察本部生活安全企画課

(注) 非行少年・・・・・刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年をいう。

刑法犯少年・・・・刑法の罪を犯した犯罪少年及び刑法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。

犯罪少年・・・・・・罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の者をいう。

触法少年・・・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

特別法犯少年・・覚醒剤取締法など刑法犯以外の特別法の罪を犯した犯罪少年及び特別法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。

ぐ犯少年・・・・・・保護者の正当な監督に服しない性癖など一定の事由があって、その性格又は環境から照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 20 歳未満の者をいう。

※少年法改正により、R4.4.1からは18歳未満の者をいう。

不良行為少年・・非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている 20 歳未満の者をいう。

2 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

令和4年中の刑法犯少年のうち、罪種別では、粗暴犯及び窃盗犯、風俗犯が前年から増加した。

第 1-6-13 表 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

罪種別		年別	Н30	R1	R2	R3	R4
区	悪	犯	2	4	1	2	2
粗	暴	犯	17	7	14	18	34
窃	盗	犯	161	95	78	60	66
知	能	犯	4	1	4	1	1
風	俗	犯	5	4	3	4	6
その	他の刑	法犯	20	23	20	25	17
合		計	209	134	120	110	126

資料:警察本部生活安全企画課

(注) 凶悪犯・・・・殺人、強盗、放火、強制性交等の犯罪をいう。

粗暴犯・・・・凶器準備集合、暴行・傷害、脅迫、恐喝の犯罪をいう。

知能犯・・・・詐欺、横領、偽造などの犯罪をいう。

風俗犯・・・・賭博、わいせつの犯罪をいう。

3 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

令和4年中の刑法犯少年のうち、学職別では、未就学と小学生、高校生、無職少年が前年から増加した。

第 1-6-14 表 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

学職別	年別	Н30	R1	R2	R3	R4
	未 就 学	0	0	0	0	1
	小 学 生	55	28	28	32	34
児童	中 学 生	57	37	29	38	26
生徒	高 校 生	51	41	24	9	36
	その他学生	7	0	3	5	3
	有 職 少 年	30	20	28	19	15
	無 職 少 年	9	8	8	7	11
	合 計	209	134	120	110	126

⁽注)その他学生…大学生、専修学校生などをいう。

第4節 問題行動と対策

1 薬物乱用

令和4年中、大麻取締法違反で少年1人を検挙したが、平成22年以降、薬物乱用で検挙・補導された中・高校生はなかった。

第 1-6-15 表 薬物乱用少年の法令別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

医分 年別	Н30	R1	R2	R3	R4
シンナー (毒物及び劇物取締法)	0	0	0	0	0
覚醒剤 (覚醒剤取締法)	0	0	0	0	0
大麻 (大麻取締法)	1	0	2	1	1

資料:警察本部生活安全企画課

2 性逸脱行為

(1) 不健全性的行為少年の推移

令和4年中、不健全性的行為(少年の健全育成上支障のある性的行為)をしていたことにより補導された少年は12人で、前年に比較すると10人(45.5%)減少した。

第 1-6-16 表 不健全性的行為少年の推移

(単位:人)

区分	年別	Н30	R1	R2	R3	R4
	人員	23	31	23	22	12
	うち女子	15	17	20	15	4

資料:警察本部生活安全企画課

資料:警察本部生活安全企画課(確定値)

⁽注)薬物乱用とは、医薬品を病気の予防又は治療等の医療目的から逸脱して使用すること、あるいは医療目的にない薬物を、快感を得る目的で不正に使用することをいい、薬物規制に関する法律については上記のほか、麻薬及び向精神薬取締法などがある。

第7章 青少年の意識

1 青少年の意識に関する調査について

県の施策を推進し、県民の自主的活動の有効な展開を図るためには、青少年問題に関する県民の理解と市 町村等関係機関の協力が必要である。

このため、県では、青森県青少年健全育成条例に基づく青少年行政基礎調査事業の一つとして「青少年の意識に関する調査」を隔年で実施し、その結果を県民に明らかにするとともに、市町村等関係機関に情報提供している。

(1)調査の目的

本県における青少年の意識や行動を把握して、青少年に関する施策の総合的な推進のための基礎資料を得るとともに、調査結果を広く県民に紹介することにより、青少年の健全育成に対する理解と協力を得る。

(2)調査の方法

質問紙とインターネットの併用による無記名調査

(3)調査の対象

県内の小学校6年生384人(16校)県内の中学校2年生380人(16校)県内の高等学校2年生354人(12校)合計1,118人(44校)

(4)調査の実施期間

令和4年8月から令和4年9月まで

(5)調査項目

- ① 地域のこと
- ② 学校のこと
- ③ 家族・家庭のこと
- ④ 自分のこと
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症流行下の心の状態
- ⑥ メディア・コミュニケーションのこと
- (7) 読書のこと
- ⑧ 世の中のこと
- ⑨ 就労に関する意識
- ⑩ 社会の価値観の変化に対する意識

(6) 調査実施主体

青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課

(7) 調査の監修

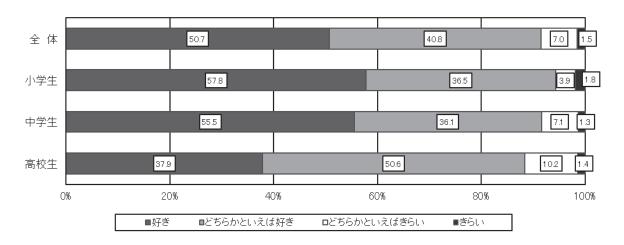
弘前大学教育学部 教授 田名場 忍 氏

2 結果概要 (単純集計)

(1) 地域のこと

自分が住んでいる地域が好きかどうか尋ねたところ、全体では、91.5%が「好き」「どちらかといえば好き」と回答している。

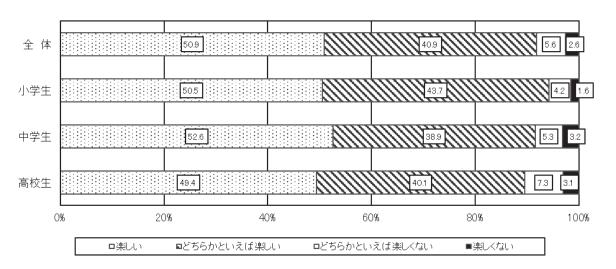
第 1-7-1 図 住んでいる地域への評価 (N=1,118)



(2) 学校のこと

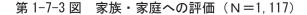
学校生活が楽しいかどうか尋ねたところ、全体では、91.8 %が「楽しい」「どちらかといえば楽しい」 と回答している。

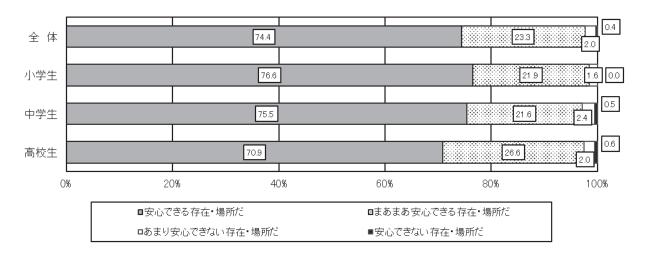
第1-7-2図 学校生活への満足度(N=1,116)



(3) 家族・家庭のこと

家族・家庭が安心できる存在・場所かどうか尋ねたところ、全体では、97.7 %が「安心できる存在・場所だ」「まあまあ安心できる存在・場所だ」と回答している。

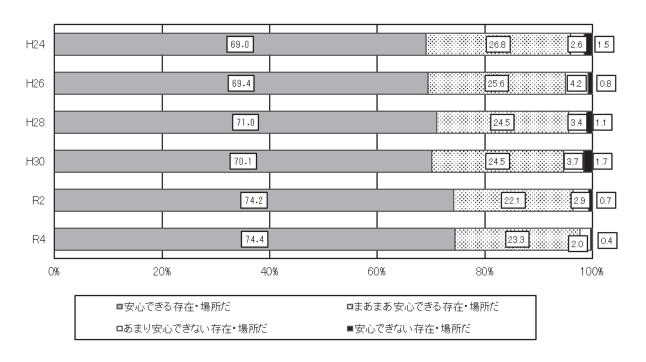




(経年変化)

「安心できる存在・場所だ」「まあまあ安心できる存在・場所だ」について、過去の調査と比較すると、 やや増加している。

第1-7-4図 家族・家庭への評価(経年変化)

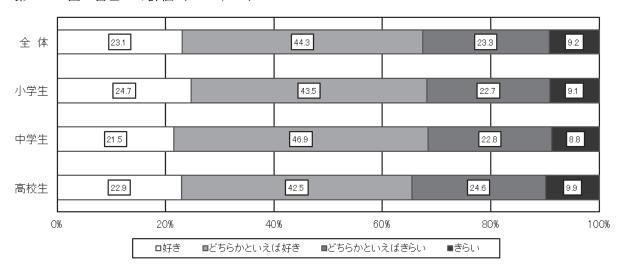


(4) 自分のこと

ア 自己への評価

自分のことが好きかどうか尋ねたところ、全体では、67.4%が自分のことを「好き」「どちらかといえば好き」と回答している。

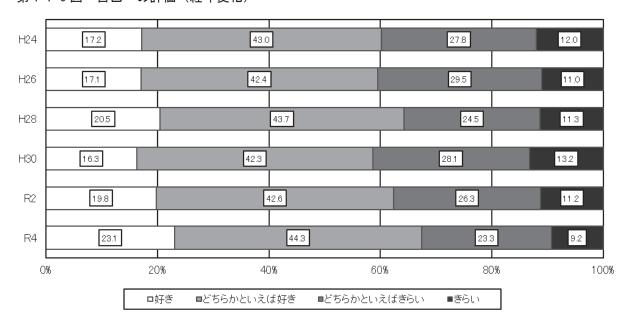
第1-7-5 図 自己への評価(N=1.114)



(経年変化)

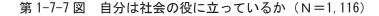
「好き」「どちらかといえば好き」については、平成 24 年度以外は 60%前後で推移しているが、令和 4 年度は、令和 2 年度から 5 ポイント増加して 67.4%となっている。

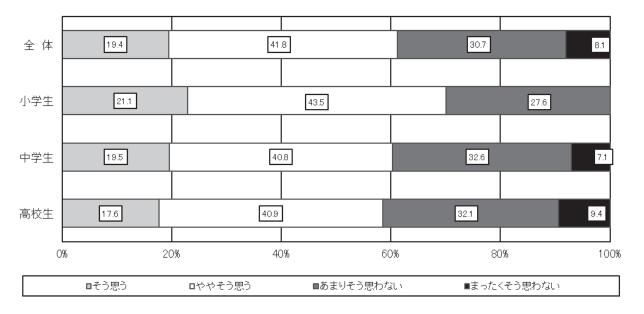
第1-7-6図 自己への評価(経年変化)



イ 家族や社会への関わりについて

世の中の役に立っていると感じるかについて尋ねたところ、「ややそう思う」が 41.8%で最も高い。 「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『そう思う』は、61.2%となっている。

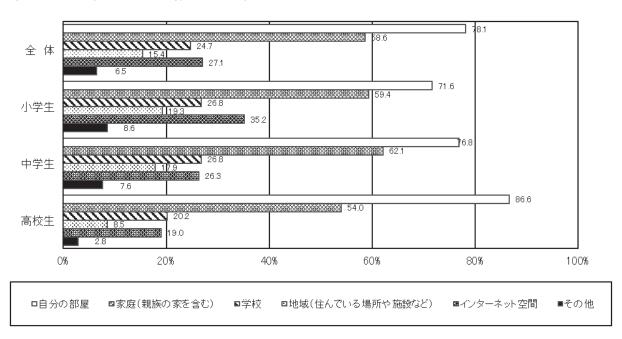




ウ 居心地のいい場所

居心地のいい場所について尋ねたところ、「自分の部屋」が 78.1%で最も高く、以下、「家庭(親族の家を含む)」(58.6%)、「インターネット空間」(27.1%)の順となっている。

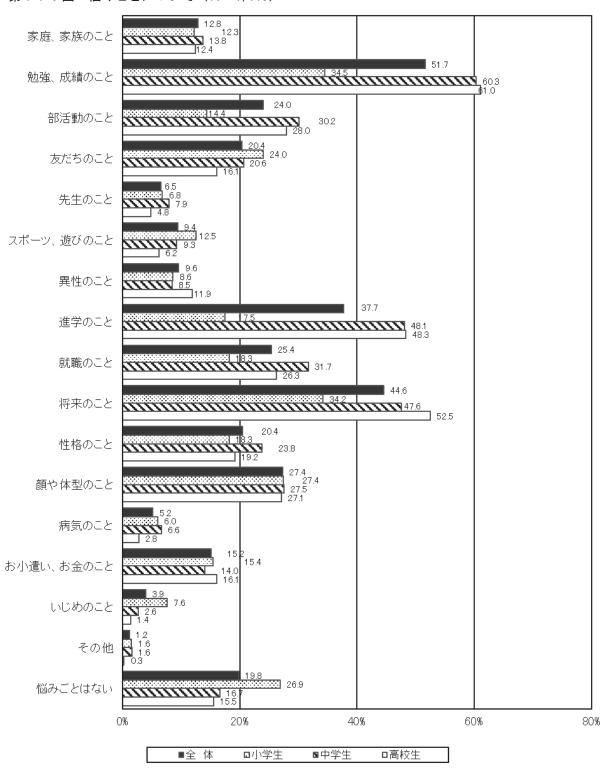
第1-7-8図 居心地のいい場所(N=1,116)



エ 悩みごと

悩みごとについて尋ねたところ、「勉強、成績のこと」が 51.7%で最も高く、以下、「将来のこと」 (44.6%)、「進学のこと」 (37.7%) の順となっている。

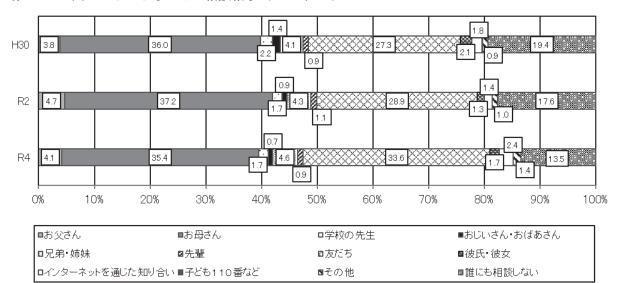
第 1-7-9 図 悩みごとについて (N=1, 115)



オ 悩みごとの相談相手

いろいろなことを相談する相手は誰かについて尋ねたところ、「お母さん」が 35.4%で最も高く、以下、「友だち」(33.6%)、「誰にも相談しない」(13.5%) の順となっている。

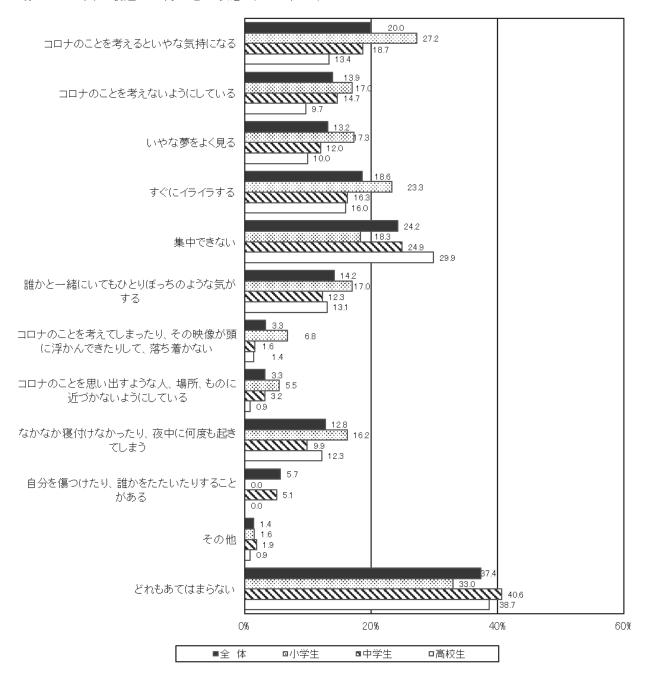
第 1-7-10 図 いろいろなことの相談相手(N=1,069)



(5) 新型コロナウイルス感染症流行下の心の状態

最近の心の状態について尋ねたところ、「どれもあてはまらない」が 37.4%で最も高く、以下、「集中できない」(24.2%)、「コロナのことを考えるといやな気持になる」(20.0%) の順となっている。

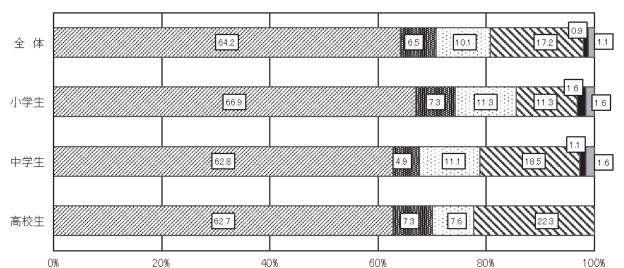
第 1-7-11 図 最近 1 か月の心の状態 (N=1, 107)



(6) メディア・コミュニケーションのこと

ア 友だちとのコミュニケーション方法

友だちとのコミュニケーション方法について尋ねたところ、「直接会って話をする」が 64.2%で最も高く、以下、「SNS を利用する」(17.2%)、「メールをする」(10.1%) の順となっている。



□メールをする

第 1-7-12 図 友達とのコミュニケーション方法 (N=1, 103)

イ インターネットの利用時間

☑直接会って話をする

インターネットの利用時間を尋ねたところ、「2時間~3時間未満」が23.9%で最も高く、以下「1時間~2時間未満」(22.4%)、「3時間~4時間未満」(18.9%)の順となっている。

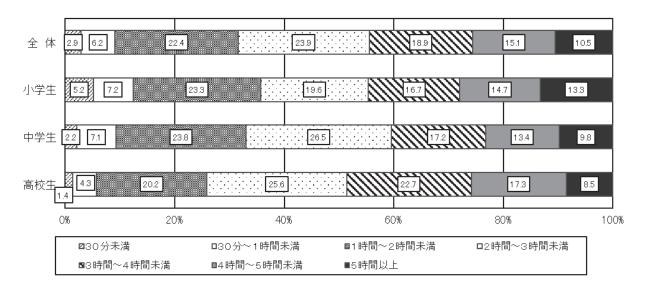
■SNSを利用する

■手紙をやりとりする

■その他

第 1-7-13 図 インターネットの利用時間 (N=1,065)

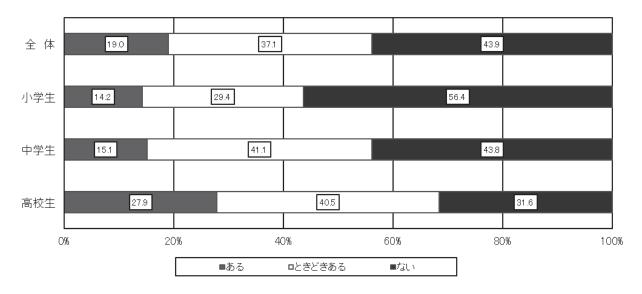
■電話をする



ウ インターネット利用の悪影響

インターネットにのめりこんで、勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりしたことがあるかどうか尋ねたところ、「ない」が43.9%と最も高い一方、「ある」「ときどきある」を合わせると56.1%と半数を超えている。

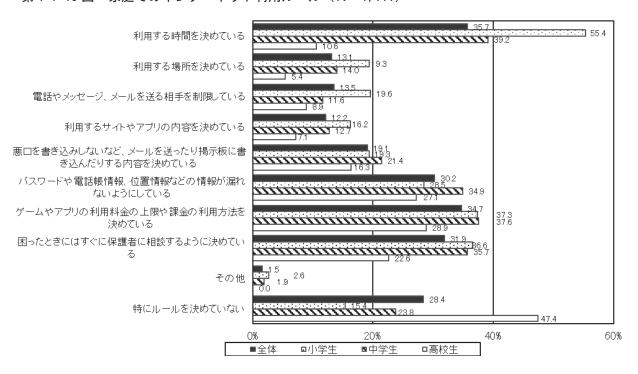
第 1-7-14 図 インターネット利用の悪影響 (N=1.057)



エ 家庭でのインターネット利用ルール

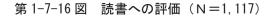
家庭でのインターネット利用のルールを尋ねたところ、「利用する時間を決めている」が 35.7%で 最も高く、以下、「ゲームやアプリの利用料金の上限や課金の利用方法を決めている」(34.7%)、「困ったときはすぐに保護者に相談するように決めている」(31.9%)の順となっている。

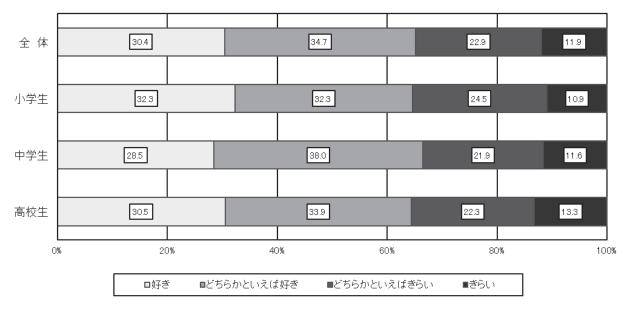
第 1-7-15 図 家庭でのインターネット利用ルール (N=1, 111)



(6) 読書のこと

読書が好きか尋ねたところ、「どちらかといえば好き」が 34.7%と最も高い。「好き」「どちらかといえば好き」を合わせた『好き』は、65.1%となっている。

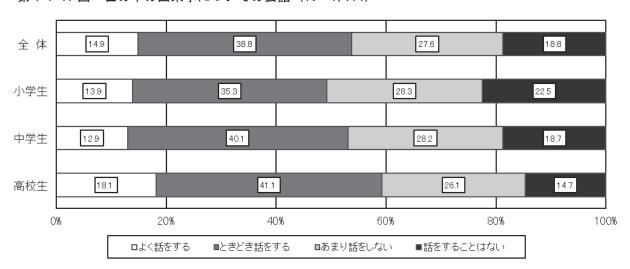




(7) 世の中のこと

世の中の出来事について家族や友だちなどと話をすることはあるか尋ねたところ、「ときどき話をする」が 38.8%で最も高い。「よく話をする」と「ときどき話をする」を合わせた『話をする』は 53.7%となっている。

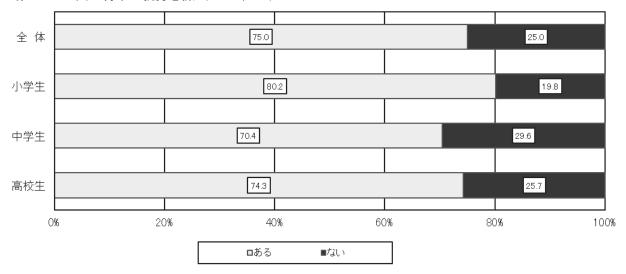
第 1-7-17 図 世の中の出来事についての会話 (N=1, 114)



(8) 就労に関する意識

将来したい仕事やつきたい職業があるかどうかを尋ねたところ、「ある」が 75.0%となっており、「ない」 (25.0%) よりも 50.0 ポイント高い。

第 1-7-18 図 将来の就労意識 (N=1, 116)



(9) 社会の価値観の変化に対する意識

男の人も女の人と同じように、家事や育児や介護をするべきかどうか尋ねたところ、「そう思う」が 87.7%で最も高い。

第 1-7-19 図 男性でも女性でも、家事や育児や介護をするべき (N=1, 114)

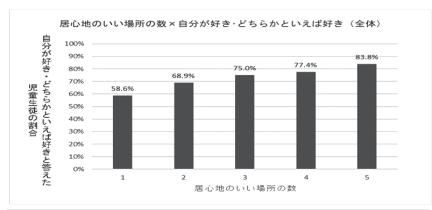


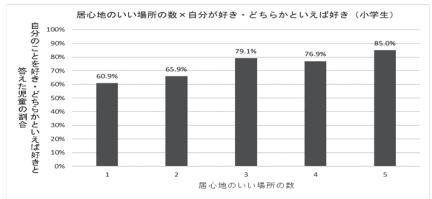
3 結果概要 (クロス集計)

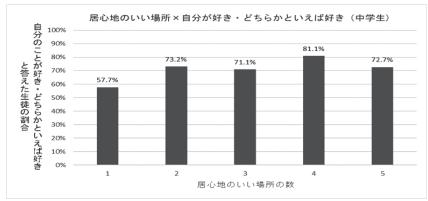
(1) 「居心地のいい場所の数」と「自己への評価」の関係

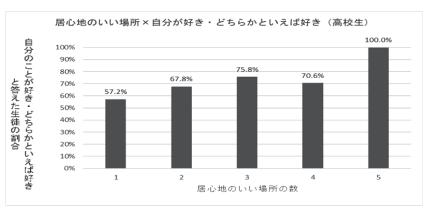
居心地のいい場所の数が多い子どもは、自己肯定感が高い傾向にある。

第 1-7-20 図 「居心地のいい場所の数」と「自己への評価」の関係

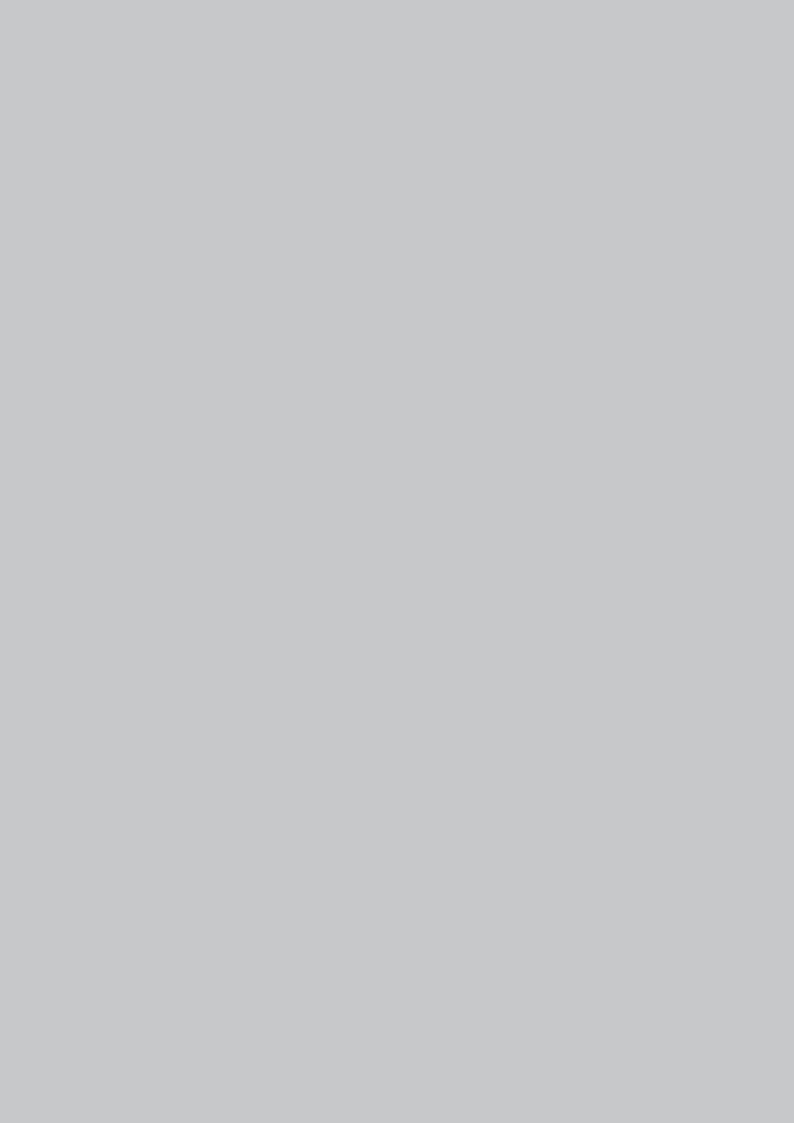








コラム



青森県の青少年の現状と今後 - 「青少年の意識に関する調査(令和4年度)の分析から」-

弘前大学教育学部 教授(青森県青少年健全育成審議会 会長) 田名場 忍

青森県では、青少年の意識に関する調査を隔年で実施しています。最近は、令和4年度夏に小中高校生から回答を得ております。令和4年度夏は、新型コロナウイルス感染症への3年にわたる対応が続けられており、令和4年2月からのロシアによるウクライナ侵攻とそれを契機としたウクライナ各地での戦いが続いていました。このような時期での調査回答でした。その後、令和5年5月には新型コロナウイルス感染症規制が緩和されました。しかし、青少年を取りまく状況がおだやかになった、とは言えないように思います。ウクライナでの戦いが長期化し、さらにパレスチナなどでの新たな争いで、毎日多数の尊い命が失われています。こうした世界的な緊張状態が長期化し、それを背景にエネルギー資源や農産物などの流通が滞るようになってきました。新型コロナウイルス感染症対策下で痛んできた日本経済ですが、さらに追い打ちをかけられるようにして、最近は物価の上昇が続いています。このような状況の中、今を生きる青少年は、どういったことに苦しみ、悲しみ、そして喜び、成長しているのでしょうか。家計が厳しい親の苦労を察しながら、子どもたちは、何を思い、どういったことに耐えているのでしょうか。冬の寒さの中、小さなストーブの心細い暖を年下の弟妹に譲る兄姉の思いはどのようなものでしょうか。本コラムでは、青森県の令和4年度の青少年の意識に関する調査のうち「青少年の自尊心と他者への思いやり」と「コミュニケーションに関する青少年の新たな課題」について、調査結果の概要を示しながら再度まとめることで、青少年の現状を考え、今後に重要となる課題も探っていこうと思います。

1 青少年の自尊心と他者への思いやり

青少年期は、まさに誰もが自分自身について懸命に考え、身近な他者とのやりとりや比較を通じて、悩み、ときに痛みも感じながら、これからの自分を模索していく時期といえます。ここでは、「自分のことが好きですか」などといった青少年自身や青少年と社会との関わりなどについての質問の回答結果を取り上げ、青少年の自尊心や他者への思いやりについて考えてみたいと思います。

まず、自尊心に直接関係する「自分のことが好きですか」という質問では、全体で「好き」という回答が23.1%、「どちらかといえば好き」という回答が44.3%、総計で肯定的な回答が67.4%でした。令和2年調査総計(62.4%)、平成30年調査総計(58.6%)と比較すると、少しずつですが増加しています。上級学校に進むにしたがって、そして女子でより、自尊心が減衰していく傾向は例年通り認められますが、例年に比較して中学、高校生の自尊心が高い結果となりました。

また、「家族や社会の一員として世の中の役に立っていると感じることがありますか」という質問には、「そう思う」「ややそう思う」という回答は、学校種別に小学生 64.6%、中学生 60.3%、高校生 58.5%と減少しながらも、半数以上の割合を保っており、総計で 61.2%と高い割合でした。今回の結果から、社会に貢献できているという実感が減衰していく中高校生に、自尊心の下支えにもなる社会への貢献の実感(他者のために役立てた自分の実感)につながる適切な役割を割りふることができるかが大切になると考えます。さらに一歩進めて、青少年一人ひとりに適切な新たな役割を作り出せるかが、家族や教師といった青少年に身近な大人達はもちろんですが、地域の大人や自治体にも求められるのではないでしょうか。

悩み事の種類を尋ねた質問の回答結果から、上級学校に進むにしたがって抱える悩みの種類も数も増えていることがわかります。こうした結果は、自尊心の低下とも関連しているようにも思えます。また、相談できる身近な他者いるかとどうかといった課題とあわせて検討する必要があるでしょう。悩みの種類や数も重要な点ではありますが、どのように悩んでいるのか、悩みを分かち合う信頼できる他者はいるのか、悩みの先に見つけて

いくものは何かに注意をはらうことが重要であることを忘れずに、青少年一人ひとりと向き合い続けていく必要があるでしょう。

2 コミュニケーションに関する青少年の新たな課題(情報機器とコミュニケーションなど)

青少年の新たな課題として、情報機器の進歩とコミュニケーションについて考えてみましょう。友だちとのコミュニケーションについて、いちばん気持ちが楽な方法を尋ねた質問の回答結果では、学校種別によらず「直接会って話をする」という回答が6割を超え、最も多くなっています。また、学校種別によらず「電話をする」は5%前後、「メールをする」は10%前後になりました。一方、「SNS を利用する」は、小学生で11.3%、中学生で18.5%、高校生で22.3%と増加しています。直接会ったり、電話で話したりするよりも、情報量が少なく、即時性も低いメールやSNSが、気持ちが楽だと感じるのはなぜでしょうか。新型コロナウイルス感染症対応のために安全なコミュニケーションをしたいということもあろうかと思いますが、スマートフォン等最新の情報機器の普及が利用の後押しをしているのかもしれません。また、ある程度の心理的距離を保った、一定の情報量の制限のあるコミュニケーション方法を求めている結果ということも考えられます。この最後の点について、若者の対人関係の持ち方の特徴として、近づきすぎず離れすぎない付き合い方が選択されるようになってきていることを指摘する心理学の研究もあります。その背景には、コミュニケーションを行うことで、自身自身が傷つくことを恐れると共に、相手を傷つけることも恐れることがあるのだということです。また、こうした要因が複数、絡み合っての結果なのかもしれません。今回の調査結果のみから、メールやSNSが一定程度選択された理由について結論を出すことはできませんが、今後も注意して考えていく必要があろうと思います。

新型コロナウイルス感染症に関する質問として、「学校が休校中、あなたが困ったことなど、休校前と違っていたこと」(令和2年度)と「最近の1か月のあなたにあてはまるもの」(令和4年度)の結果を参照しながら考えてみたいと思います。「どれもあてまらない」が全体の4割弱と少なくなったこと、「集中できない」という回答が中高校生で多かったことなどから、学齢が高いほど誰にも相談できないままストレスをためていることも心配されます。悩みもがく青少年の良き相談相手に誰がなれているのかという点が青少年健全育成の重要な課題であることが、今回もさまざまな結果からみえてきているように思います。

令和4年度調査から、新型コロナウイルス感染症対応や世界的な緊張状態、経済的悪化の直接的な影響と思われる顕著な結果はみられませんでした。しかし、こういった負荷は、ある一定のところまで顕在化せずに蓄積し、遅れて発現する可能性もあります。今後も注意してみていく必要があることを最後に指摘したいと思います。

若者自立支援へむけて一希望と孤独一

弘前大学人文社会科学部 教授 李 永俊

「若者自立支援のための実態把握調査」は、希望を一時的に見失った子どもや若者たちに、どのような支援を行えば希望を再発見し、笑顔を取り戻すことが出来るかを模索するために、令和3年度に実施したものである。

ここでは、自立に課題を抱えている若者について、社会とのつながりをテーマに、彼・彼女らの現状と背景、そしてどのような支援を必要としているのか見てみたい。

1 希望を見出した人の特徴

相談支援機関の利用者を対象に行った調査結果を用いて、現在職についている場合(有業者)は、少し希望を見出した者とみなし、まだ職に恵まれていない者 (無業者) は継続的で、より的確な支援を必要としている者として、それぞれの特徴を見てみよう。

相談機関利用者の性別構成比をみると、男性が 57.2% (95名)、女性が 42.8% (71名) となっており、男性の 利用者が少し多くなっている。また、男性の 70.5%が無業の状態で、女性より若干高いことがわかる。次に、年齢 階級別では、20 代の利用者が 111 名で最も多く、続いて 30 代 19 名、10 代 9 名となっている。職の有無については、年齢が高くなるにつれて、有業者割合が高くなっていることがわかる。学歴については、高卒以下と大学・大学院卒が同じ割合となっており、高学歴者でも就業に課題を抱えている若者が多いことがわかる。

ただ、困難から抜け出している有業者の割合を見ると、高学歴者のその割合が高いことがわかる。その要因については様々な理由が考えられるが、職の選択肢が学歴と比例して多くなることが要因であると思われる。そのような傾向は男女に共通している。

表1 個人属性と就業有無

(単位:%)

		有業者(57)	無業者(109)	合計(166名)
性別	男性	29.5(28)	70.5(67)	100.0(95)
ان کیا	女性	40.9(29)	59.2(42)	100.0(71)
	15~19歳	22.2(2)	77.8(7)	100.0(9)
年齢別	20~29歳	32.4(36)	67.6(75)	100.0(111)
	30~39歳	41.3(19)	58.7(27)	100.0(46)
	高卒以下	22.2(14)	77.8(49)	100.0(63)
学歴別	短大・専門卒	47.5(19)	52.5(21)	100.0(40)
	大学・大学院卒	38.1(24)	61.9(39)	100.0(63)

2 社会関係と仕事

東京大学の玄田有史氏は、友人の種類と希望との関係の分析から、友人を持つほど、実現見通しのある希望を持つ傾向が有意に高いことを明らかにしている。その理由については、1 つは日常的には得られない貴重な情報を獲得することが出来ることにある。また、友人からの承認は、「自分が存在してもいいのだ」という存在意義を与え、本人の自信につながる。そして最後は、サービス産業時代に欠かすことのできないコミュニケーション能力の向上につながるからである。

まず、移動と職との関係を、最終学歴の学校が「県内で、特に地元」であれば移住経験なし、それ以外の場合は 移住経験ありとしてみてみると、移住経験のない人が相談機関をより多く利用していることがわかった。

社会関係と仕事について、みてみる。学校や仕事、インターネット、町や遊び場、祭りや青年団、ボランティア活動など様々な機会で知り合い、今でもつきあいがある人を合計して数値化したところ、0人という「付き合いがある人」が全くいない人に無業者の割合が高く、10人以上という豊かな社会関係を持っている人は有業者比率が高くなっていた。

以上の結果から、第三者との付き合いが、自尊心やコミュニケーション能力を高め、仕事に有利な働きをすることが今回の調査でも明らかになった。また、移動経験は、第三者とのつながりを拡げ、若者の自立に役に立っていることもわかった。そのような経験を持っていない人に対する支援の場として、緩い人間関係を築くことのできるサード・プレイス(第三の居場所)を設ける必要性を強く感じる。

表 2 社会関係と就業有無

(単位:%)

			(
	有業者	無業者	合計
0人	23.5(8)	76.5(26)	100.0(34)
1~9人	22.6(14)	77.4(48)	100.0(62)
10人以上	50.0(35)	50.0(35)	100.0(70)

3 支援のニーズと相談相手

支援のニーズと相談相手について見てみると、無業者にとって相談相手として最も多かったのは母親であった。 その他、家族や親せきと、約半数が身内に頼っている傾向がわかった。他方、有業者の場合は、友人や知人、職場の上司や同僚と、第三の人間関係に頼っていることがわかる。また、無業者の32.7%と有業者の21.1%が誰にも相談していないと回答しており、多くの若者が日常の悩みと孤独に戦っている様子がうかがえる。

利用している相談機関を就業有無別にみても、公的相談機関としては、有業者無業者共に、地域若者サポートステーションやジョブカフェの利用者が多いことがわかる。支援機関を知ったのは、「インターネットや SNS などの情報」が最も高く、その次が「両親」となっている。続いて、「学校」、「民生委員などの紹介」となっている。 困難を抱えている若者たちや家族が、孤独に戦っていることがここからも分かる。

また、自由記述欄からは次のような特徴が分かった。有業者には、ジョブカフェや職業安定所を経由して職にたどり着いたことへの感謝の言葉が多く見られた。また、面接や話し合いの大切さなども多く指摘している。他方、無業者には求人の少なさや就職活動の辛さ、不採用が続いていることへの苦悩などが多く見られた。また、ジョブカフェなどの相談機関が本人の居住地からではアクセスが困難であることの悩みも多く見受けられた。このことから、インターネットを利用したリモート相談などを用いて、県内どこからでも専門的な相談が受けられるような体制づくりが求められる。

本調査の結果から、「希望」と「孤独」という、相反する二つの言葉が頭に浮かんだ。「希望」は、相談機関の利用者を対象に行った調査にも関わらず、3割以上の利用者が現在職に就いており、また、現在無業者であっても、ほとんどの若者が働く意欲を持っていることである。このことは、適切な支援があれば若者は希望を実現することが出来るという大きな光である。他方、「孤独」は、課題を抱えている若者たちが、一人であるいは家族のみで今の状況と戦っているという実態である。気軽に相談できる相手がなく、孤立している若者が2割以上あった。このような若者が交流できる地域社会の中のサード・プレイスの構築と家族が孤立しないように近隣同士で声かけすることの重要性を改めて感じている。

ネット依存の子どもへの影響について

国立病院機構久里浜医療センター 松﨑尊信

社会でインターネットが普及するにつれて、インターネットがやめられない、いわゆる「ネット依存」が注目されてきています。国立病院機構久里浜医療センターは、1963 年国内初のアルコール依存の専門病棟を設置し、以降、依存症の臨床・研究に力を入れていましたが、2011 年国内初のインターネット依存の専門診療を始め、全国から多くの患者様が受診されています。

1 ネット・ゲーム依存症とは

医学的に「依存」とはなにか?それは、「やめたくてもやめられない」というコントロール障害に加え、「様々な健康問題」が生じているものを医学的に「依存」と定義します。つまり、自分の行動が自分でコントロールできない状態のことです。

依存といえば、まずは、アルコール、たばこなどのニコチン、覚醒剤などの薬物といった物質による依存を思い浮かべる人が多いと思います。そして、社会の変化によって、いわゆる行動依存が増えてきました。例えばギャンブル依存もこれにあてはまります。そして、行動依存に、インターネットやSNSが含まれるかどうか、という問題が、臨床医や研究者の間で大きな議論になりました。この時期に、WHO(世界保健機関)が世界共通の診断基準を改訂するにあたり、インターネット依存を精神疾患のひとつとして定義しようという動きが出てきました。専門家による様々な議論を踏まえ、Gaming Disorder(ゲーム障害=ゲーム依存)が定義されました。

ゲーム障害の診断基準は、○ゲームのコントロールができない、○何よりもゲームを優先する、○様々な問題が起きてもゲームを続ける、○生活に著しい障害をきたしている、となります。

インターネットにはたくさんのコンテンツがありますが、WHOの診断基準では、ゲームだけが依存として定義されたということに注意しましょう。「インターネット依存」「SNS依存」「スマホ依存」という言葉はよくでてきますが、医学ではまだ疾患として定義されていません。

ゲーム依存の人は日本にどのぐらいいるかというと、若者の男性 7.6%、女性 2.5%、全体で 5%。という調査 結果があります。世界の疫学研究でも同じような傾向にありますが、男性が多く、女性には少ないです。

ゲーム依存では何が問題となるのでしょうか。ゲームそのものより、ゲームをすることによって生じる様々な生活での困り事が問題となります。例えば、朝起きられない、昼夜逆転する、学校の成績が落ちる、学校を休む、不規則な食事などがあります。これらは、本人のみならず、家族にとっても非常に悩ましい問題に繋がります。

ゲーム依存を簡便にみつけるにはどうしたらいいでしょう。世界には多くのスクリーニングテストがありますが、当院で作成した日本発のスクリーニングテストがあります。当院のHPで公開していますので、参考にしてみてください。(https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/screening/games-test.html)

ネット・ゲーム依存は精神疾患と関連があると指摘されています。ADHD、うつなどです。ADHDは、不注意、多動、衝動性という特徴がありますが、インターネットと親和性が高いとされています。ADHDを含む発達障害については、公立の小中学生の9%に疑いがあるという文科省の調査結果もあります。教育現場では、このような潜在的なリスクがある子どもが一定数いるかもしれない、という点に注意しておきましょう。

2 治療・予防のヒント

依存の治療で大切なのは、本人のモチベーション「動機づけ」です。自分の意思で行動を変えていくように、周りがサポートしてあげましょう。問題を、本人に押し付けるのではなく、親子で一緒に考えていきましょう。本人に寄り添う姿勢がとても重要です。いきなり「ゲームやめなさい」と言っても、反発するだけです。

最初は、「どんなゲームをやっているの?」とか「ゲームのどんなところが楽しい?」など、寄り添う姿勢を見せると、子どもたちも心を開いてくれるかもしれません。

私が診察するときには、「あなたはこれからどうしたい?」と、本人の意思を確認しています。これが治療目標の設定に繋がります。「ゲームをやめる」以外の目標をみつけると、本人のモチベーションに繋がりやすいです。

一方、モチベーションを高めるのは誰でも難しいです。私たちには、両価性、つまり、「変われない」という気持ちと、「変わりたくない」という両方の気持ちがあるからです。まず、この両方の気持ちに気づくこと。最初から、「やる気がない」「もう駄目だ」と捉えるのではなく、相反する気持ちの両方が「ある」ことに目を向けてあげてください。

家族は子どもたちにとって、とても大事な存在です。その子に影響を与えることができる一番身近な存在だからです。家族の変化は本人に必ず伝わります。しかし一方で、家族は非常に傷ついています。対応に困っているのに、周りから「育て方が悪い」などと責められて、傷ついています。だからそういう家族には、気持ちを整理する、有益な情報を得る、問題を共有して対応を見直す、などを目的とした家族会のような場は非常に重要です。

望ましい行動を増やすアプローチとして、例えば、小言のように伝えるのではなく、シンプルに、「私」を主語に、伝えたい言葉だけを伝えていくこと、子どもが黙ってしまうような言葉がけではなく、より効果的な対応だけを日々積み重ねていくことです。そして大事なポイントは、好ましい行動をしたときは、きちんと褒めてあげてください。褒めてあげると、子どもは嬉しくなり、また好ましい行動を繰り返すようになります。ですから、大人は、子どもをきちんと褒めてあげてください。

回復のヒントは、本人のことを理解してあげること。繰り返しになりますが、褒めてあげるのは大事です。そして、ルール設定です。成長してからルールを設定するのはもはや不可能ですから、電子機器を持たせた時、最初にやってください。因みに、私の家では、〇寝室にスマホを持ち込まない、〇スマホの充電はリビングで行う、というルールを設定しています。すると、子どもたちは手元にスマホがないから、夜遅くまでスマホを使うことがないから、睡眠には影響しません。私は、これらのルールをお勧めします。

居場所作り。現実社会に安心できる居場所がなければ、結局、ネットの中しか居場所がなくなるのです。だから、子どもたちが安心して過ごせるような場所を大人が社会に作ってあげないといけない。ネット・ゲームを無理やり止めさせるのではなく、ネットやゲームが2番になるようにすれば、自然と利用時間は減っていくでしょう。

これからの社会はますます複雑化していきますから、自分の頭で考え行動する、ということを、子どもたちにき ちんと教えていきましょう。そして、ネットやゲームの使い方について、これから、皆で一緒に考えていきましょ う。

(本稿は、令和5年6月1日に開催された、青少年育成青森県民会議総会での記念講演を要約したものです。)

「未来は今にある~地域ではたらくということ」 命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業を実施して

特定非営利活動法人 SEEDS NETWORK 理事長 大西晶子

私たちが暮らす弘前市は、日本一のりんごの街です。

青森県外からのお客様をご案内して観光地へ向かう時、とても驚かれる風景があります。それは、りんご畑の中を通り抜けるように配置された道路です。畑をかい潜りながら進むうちに、まるでりんごの国の奥深くへ連れて行かれるように錯覚することがあるようです。

当たり前にある日常の風景を別の視点から眺めると、まるで違って見えるから不思議です。こうした「そういえば!」「おお!」という閃きや感動を体験してほしいと考えたのが「キッズハローワーク」という社会体験プログラムです。「ハローワーク」というと、一般的に公共職業安定所を指しますが、子ども向けプログラムのタイトルを団体内で考えたところ、「ハローワーク」となりました。職業体験に特化したプログラムを作る目的ではなく、地域を伝える内容にふさわしい、明るい名前を考えて「キッズハローワーク」となりました。

WORK という言葉は、一般的に「仕事」「働く」という意味で用いられますが、一口に「仕事」と言っても多くの意味が含まれています。解決する、取り組む、仕掛けるという場合にも使われますし、影響を与えることも、一生懸命に努力することも、満足することも WORK です。また、HELLO も然りです。朝昼晩、一年中使うことのできる挨拶、呼びかけの言葉で、相手を選びません。すべての子どもたちに向けて、一緒に楽しもう!と呼びかけようとした時に、「KIDS HELLO WORK」というタイトルが生まれました。

次に、どのような方法で子どもたちに地域のよさを伝えることができるだろうかと考え、いろいろな人と触れ合う機会を作りたいと思いました。人によって考え方は違いますし、顔も声も体型も一人ひとり違います。たくさんの違いが寄り集まることで、社会は形作られ、均一ではないからこそ、その場の雰囲気や地域の特色というあいまいで確かなものが生み出され、それが個性や特徴ということになります。「仕事」をツールに、地域のさまざまな人と交流し、自分の暮らす地域のよさを体験できるのがキッズハローワークです。

社会にはたくさんの種類の仕事があり、その全てを把握することはできないほどです。また、世界中で共通する 仕事(職種)がある一方、その地域にしかない特徴的な仕事があります。「仕事」には一つひとつ大切な役割や意 味があり、多様な仕事を持ち寄ることでそこに暮らす人の生活が営まれてきました。特に、青森県のような地方、 地域には風土と密接に関係している仕事があり、そうした特色のある仕事を生業としている人がいます。ですか ら、子ども達には、生活と労働が密接に関わりあっていること。多様な仕事を持ち寄ることで社会が成り立ってい ることを知ってほしい、感じてほしいという思いがあります。

また、技術の発展、進化といった時代の状況によって社会は変化し続け、そこにある仕事や生活も環境に合わせて変わり続けてきました。しかし、私たちの生活が誰かの仕事によって支えられるという本質的なことは変わりません。だから、子どもたちと私たち、地域の方が一緒に作業をしながら何気ない会話を交わす機会を作ることで、共通の話題に気づいたり、世代を超えたフラットな関係性を築くきっかけになったり、日常を学びに育てていくことができるのではないかと考えています。

今般、「命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業」において、子ども達は「まち」と「りんご」というトピックを体感しました。

令和3年度は、「さがしてみる」「かんじてみる」「みつけてみる」をテーマに、まちを散策する体験を行いました。気になるものを求めて、商店街の方にお話を伺ったりしながら、市場やデパート、路地裏へも入ってみました。

町で見つけたものはイラストにして地図に貼り、インタビューの内容は、ポスターや新聞にしました。まちの中にあるきれいなものを見つけたり、仕事を教えてもらったり、140年以上も続く商店があることを驚いたり、好奇心をもって発見する喜びを感じたようです。







まちの人のおしごとインタビュー

令和4年度は、りんごの仕事をメインに体験活動を行いました。はじめに、りんご農家の仕事を体験しました。 常々、農家の方が、りんご畑の心地よさを知ってほしいと話されるのですが、心地よさを感じる体験というのはな かなかありません。いったいどうすれば心地よさを感じることができるのか。そこで、自由に座ったり、歩いたり、 おしゃべりしたりしながら(この間、りんご産業の歴史、弘前市りんご公園にあるすり鉢山の縁起、農家の暮らし や道具についてお話をしていただきました)、りんごを収穫し、収穫したりんごでスコーンを焼いておいしくいた だきました。お腹も満たされたところで、子ども達はりんごをピカピカに磨きはじめました。大切に磨いたりんご は持ち帰って、家族に自慢するのだと言っていました。

津軽にりんごの木が初めて植えられたのは、今から約140~150年前、明治初期のことだそうです。それまで津軽には一本のりんごの木もなかったとは、想像もつきません。りんごの木が植えられた頃、津軽には既に打刃物の技術があり、剪定ハサミや斧といった畑で使う道具を作ることができました。これは、城下町であることがアドバンテージになっています。時代の変化に沿って、作るものは変わりましたが、技術は変わりません。技術を持ち寄ることで、その時代に合う暮らしを支えるということ。りんごは、互いに生かし合う関係を作る産業であること。こうした体験を通して、人はひとりで生きているのではなく、互いに生かし合うことが大切で、自分自身や目の前の誰かを大切にする心を育むことができると思います。

このように、キッズハローワークは、生活に密着する仕事を通した社会体験プログラムです。多様な産業を体感しながら、その仕事が社会の中で担う役割や働きを考察できる仕掛けとなっています。社会の中のさまざまな仕事があり、世界は広く、知らないことはまだまだたくさんあって、自分のことは自分が選ぶことができる。自分が自分のために、選択をしながら生きることができるのだということを伝えていくことが、地域の魅力を伝えることであり、一人ひとりの命を大切にすることにつながっていくと考えています。



りんごもぎ

レスタの流儀 ~異年齢交流による WIN-WIN な成長~

レスタ相談役(前代表) 須藤 優海

◆レスタの概要

レスタは2012年に設立された学生団体で、青森公立大学、青森県立保健大学、弘前大学、弘前学院大学、青森 明の星短期大学、山形県立米沢女子短期大学、山形大学、文教大学、京都橘大学、青森コンピューターカレッジ、 青森北高校、明の星高校、東奥義塾高校に24名のメンバーが在籍しています。

活動の目的は、小学生から大学生までが異年齢交流活動を通して楽しみながら学べる環境をつくり、互いに成長することです。現代の生活においては様々な年齢の子どもたち同士での交流が減少し、昭和の時代には自然に得られていた学びの機会がほとんど無くなっています。レスタの活動では、異年齢交流の場を創出し、吸収するような自然な学びの場を現代に再生することが第一の目標となっています。

◆活動の体制について

レスタは様々な活動を行うにあたり、それぞれのイベントで「プロジェクトチーム」を組みます。リーダーとなる「チーフ」、チーフのサポートをする「コアスタッフ」、当日の運営にあたる「当日スタッフ」から構成されていて、高校生メンバーもチーフやコアスタッフを務めます。実施要項の作成、チラシの作成・発注・発送、開催場所の確保、物品の用意などすべての作業をプロジェクトチーム内の人たちが協力しながら行います。自分たちだけで様々な準備を行うことや、チーフやコアスタッフが順番に回って来ることがレスタメンバー全体の資質の向上に繋がっています。

◆具体的な活動について

レスタが実施している活動は主に5つあります。それぞれの概要を紹介しましょう。

1. 寺子屋れたす

毎月第4日曜日の開催で学習と交流の二部制となっています。学習は自学自習をできるようになることが目標です。交流の時間にはこぎん刺しなどの伝統文化やクリスマスリース製作などの季節感に触れられるようなもの、手話教室やSDGsカルタ製作などの社会的なものなどを提供しています。

2. 異年齢交流イベント

年間5~6回、不定期開催する活動です。クッキングや絵本作り、野外体験活動など様々なジャンルのものを行います。10月に行った絵本企画では「物語の続きを想像して1冊の絵本を完成させよう」をテーマに、子どもたちが絵本を作るという内容で行いました。活動を通して、お互いを思いやる気持ちを育むことができました。

3. 高校生の活動のサポート

NPO法人日本人財発掘育成協会が主催する、青森の魅力発見プロジェクト高校生チャレンジチームのサポートも行います。高校生と一緒にショートムービーの制作を行い、青森県の魅力を発信するという活動を行っています。

4. 公開研修

レスタは自分たちの資質向上のために様々な研修を行います。そして、これらの研修は一般の人たちも参加できるように公開研修の形をとっています。昨年度はコミュニケーションの研修や発達障害の理解に関する研修、デザインに関する研修などを行いました。どの内容のものも、受講した後に日常の活動の中で実践しながら身につけていきます。

5. レスタ・ワールドカフェ

レスタ・ワールドカフェは私たちの活動の中で一番大きなイベントです。このイベントはカフェでおしゃべりをするような感覚のワークショップで、高校生〜社会人を対象として開催しています。毎年 100 人規模で行っていて、150 人を超える参加者が集まった年もありました。コロナ渦でオンライン開催の年が2年続きましたが、昨年は再び対面で開催することができ、88 人の参加がありました。少しずつワールドカフェの活気が戻ってきたように感じます。今年は参加者100 人を目指して準備を進めています。

◆表彰について

レスタは昨年、内閣府が主催する令和4年度「未来をつくる若者オブ・ザ・イヤー」内閣総理大臣表彰を受賞しました。これまでの10年間の活動が認められたことで、自分たちの活動に大きな自信を持つことができました。

◆今後に向けて

レスタは結成当初から多くの子どもたちに異年齢交流の場を提供してきました。そういう点では、子どもたちのための活動と思われがちですが、一方で、高校生や大学生メンバーの成長という側面もあります。実際、レスタメンバーは子どもたちとの関わりの中で「小さな何か」を吸収して自分のものにしようとしています。例えば、自分たちより年下の子が活動の中で「自分の役割」を見つけて主体的に活動している姿を見ると、「自分のやるべきことをきちんと理解していてすごいな」と尊敬の気持ちが溢れてきます。

様々な年齢の子どもたちが一緒に活動する場は、今の子どもたちだけでなくこれから生まれてくる子どもたちにも必要なものだと考えています。この先10年、20年とこの活動を続け、互いに成長し合える環境づくりに励んでいきたいと思います。



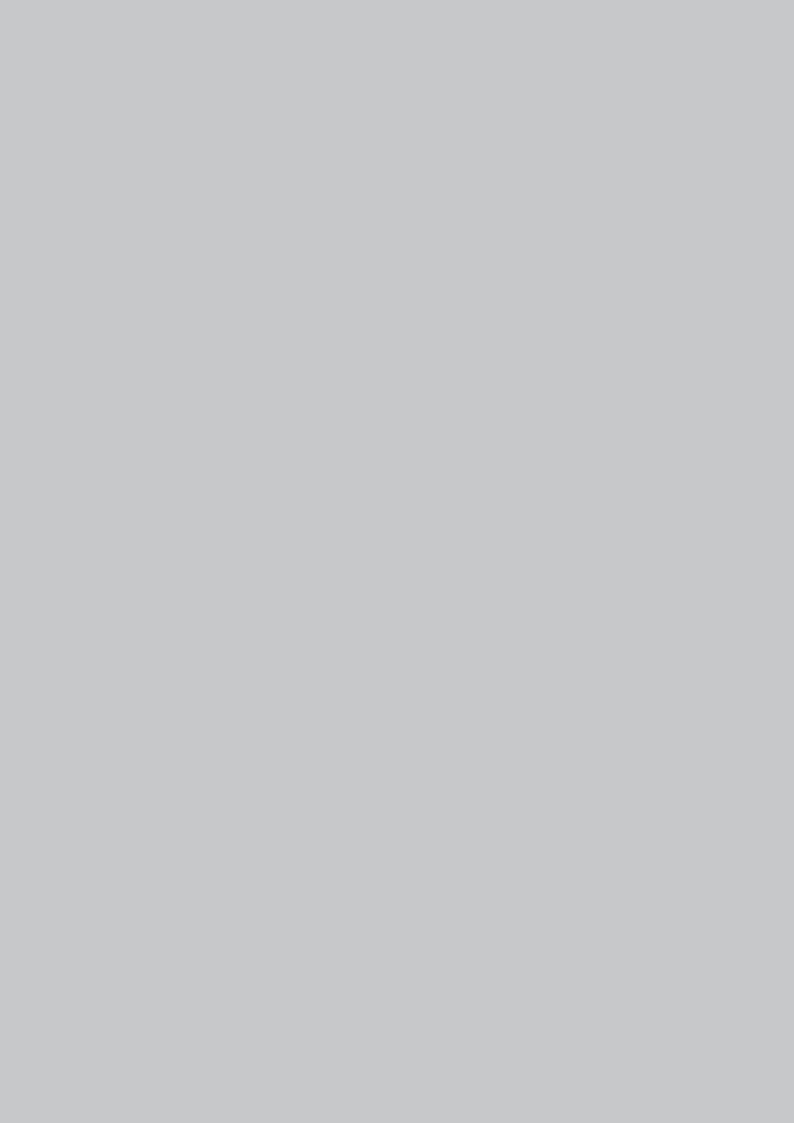
レスタ・ワールドカフェの様子



寺子屋れたすの様子

《第2部》

子ども・若者育成支援施策の 実施状況



第1章 子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

第1節 国の動き

平成22年4月、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、これまで同法に基づく子供・若者育成支援推進大綱(以下「大綱」という。)を策定し、施策を総合的に推進してきた。

一方、大綱実施期間中、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の流行、さらには情報化、国際 化、少子高齢化の急激な進行など、子供・若者を取り巻く状況は大きく変化し、多くの子供・若者は 不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は更に深刻さを増している。

このような中、平成31年に「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」を設置し、同会議での新たな大綱の在り方等についての議論を行ったところであり、その結果を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を図った上で、令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。

さらに、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるよう、令和5年4月1日に、こども基本法が施行されるとともに、こども家庭庁が設置された。これにより、こどもの置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされた。

第2節 県における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

1 第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画の策定

子ども・若者育成支援推進法の施行を踏まえ、あおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針として、平成25年1月に「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を、平成30年3月には「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定し、各種施策を展開してきた。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、少子高齢化や核家族化、情報化、国際化等の影響により大きく変化しており、これらを背景に、人間関係の希薄化、家庭や地域における教育力の低下、有害情報の氾濫など、悪化が進んでいる。

あわせて、多くの子ども・若者は、生まれてから現在に至るまでの生育環境において、様々な問題に直面し、不安を高め、孤独・孤立の問題を深めるなど、状況は更に深刻さを増している。

こうした中、国においては、新たな課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、 令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。

これらの状況や未来を生きる子ども・若者に深く関係するSDGs (持続可能な開発目標)の考え方等を踏まえ、本県における取組を更に推進するため、令和5年2月に「第3次青森県子ども・若者育成支援計画」を策定した。

(1) 計画の位置付け

この計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である。

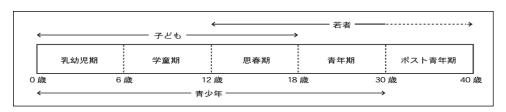
(2) 計画期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間 なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと としている。

(3) 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、基本的には 0 歳から 30 歳未満の者とするが、施策によっては 40 歳未満の者も対象とする。

(参考) 本計画における「子ども」「若者」の年齢区分



(4) 施策体系

〇 基本理念 あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために ~

· 【基本目標 ID 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

重点目標 1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します

重点目標 2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します

・■【基本目標Ⅲ】■ 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

- ■点目標 3 ニート等に対する支援の充実を図ります

- **重点目標 4** いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります

| 重点目標 5 | 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります

重点目標 6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります

重点目標 7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

| 重点目標 8 | 子どもの貧困対策を推進します

| 重点目標 9 | 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります

- **| 重点目標 10 |** 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します

- ■(基本目標皿)■ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成

- 「重点目標 11 | 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します

【基本目標Ⅳ】 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

- 「重点目標 12 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します

| **重点目標 13** | 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを 推進します

| 重点目標 14 | 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

【基本目標Ⅴ】 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

重点目標 15 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します

2 計画の進行管理

(1) モニタリング指標

「青森県子ども・若者育成支援推進計画」の全体的な進行管理を行うに当たり、各種施策の取組状況を把握・確認するための目安として、重点目標ごとに一定の「モニタリング指標」を設定し、毎年度の数値の推移を公表してきた。

「第3次青森県子ども・若者育成支援推進計画」においても、モニタリング指標 29 項目を設定し、その推移を公表することとしている。

(2) 進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「青森県青少年行政連絡会議」において、各種施策の進行管理を行っている。

また、各種施策に関連する取組の内容や進行管理の状況について、県民に公表するとともに、「青森県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていくこととしている。

3 県の推進体制

(1) 青森県青少年行政連絡会議

青少年の健全な育成を図るための施策を策定し、及び施策の総合的な推進を図るため、環境生活部長を議長とし、知事部局、教育委員会、警察本部の31課で構成する青森県青少年行政連絡会議を設置している。

<知事部局>21課

総務学事課、広報広聴課、県民生活文化課、青少年・男女共同参画課、自然保護課、健康福祉政策課、がん・生活習慣病対策課、医療薬務課、高齢福祉保険課、こどもみらい課、障害福祉課、商工政策課、地域産業課、労政・能力開発課、構造政策課、林政課、水産振興課、道路課、都市計画課、観光企画課、誘客交流課

<教育庁>5課

学校教育課、教職員課、学校施設課、生涯学習課、スポーツ健康課

<警察本部>5課

生活安全企画課、人身安全対策課、地域課、生活保安課、交通企画課

(2) 青森県青少年健全育成審議会

ア設置

昭和55年4月19日、青森県附属機関に関する条例に基づき、青森県青少年健全育成審議会を、 知事の附属機関として設置した。

平成18年4月19日、青少年問題協議会(委員24人)と青少年健全育成審議会(委員20人)を 統合し、新たに青森県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を設置した。また、 青森県青少年健全育成条例(以下「条例」という。)の規定によりその権限に属させられた事 項を調査審議するため、図書類等部会を置いて審議会を運営することとした。

平成26年8月1日、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に 関する事項を調査審議するため、新たにいじめ調査部会を設置した。

イ 組織構成

審議会は、関係業者を代表する者、青少年の育成に携わる関係団体を代表する者及び学識経験を有する者からなる委員 (24 人以内) により組織され、条例の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するための「図書類等部会」(12 人以内) 及びいじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するための「いじめ調査部会」(9 人以内) が置かれている。

審議会では、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、図書類等部会では、有害図書類の指定、条例第25条の規定に基づく優良書籍等の推奨、条例第26条の規定に基づく青少年育成関係者等の表彰について、知事の諮問を受け、調査審議及び答申を行っている。また、いじめ調査部会では、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項について必要に応じて調査審議している。

第 2-1-1表 青少年健全育成審議会の組織及び委員構成表

組織	委員等の構成	定数	任期	会長等の選任方法
会長 副会長 委員	1 関係業者を代表する者 2 青少年の育成に携わる関係団体を 代表する者 3 学識経験を有する者	24 人 以内	2年	委員の互選

資料:青少年·男女共同参画課

第 2-1-2 表 青少年健全育成審議会委員構成表

(令和5年9月現在)

委員数	学識経験者	関係業界	青年団体	学校関係	青少年育成者	公募
24 人	6 人	3 人	3 人	4 人	6人	2 人

資料:青少年 · 男女共同参画課

(3) 青森県子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者支援に関わる関係機関の連携・協力体制を強化するため、子ども・若者育成支援 推進法に基づく地域協議会として、平成25年度から、「青森県子ども・若者支援地域協議会」を 設置している。この協議会は、教育、福祉、保健、医療、雇用などの各分野における公的相談機 関や行政担当課、民間支援団体、学識経験者など、計31の構成機関で構成されている。

第 2-1-3 表 青森県子ども・若者支援地域協議会の構成機関

分野等	構成機関
/L-	青森県教育庁学校教育課
教育	青森県総合学校教育センター
	青森県総合社会教育センター
	青森県健康福祉部こどもみらい課
福祉・保健・医療	青森県健康福祉部障害福祉課
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部保健総室
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室
	青森県子ども家庭支援センター
	青森県立精神保健福祉センター
	青森県発達障害者支援センター「ステップ」
	青森県発達障害者支援センター「わかば」(津軽地域)
	青森県発達障害者支援センター「Doors」(県南地域)
	社会福祉法人青森県社会福祉協議会

分野等	構成機関				
雇用	青森県商工労働部労政・能力開発課				
/正/11	青森労働局職業安定部職業安定課				
	青森公共職業安定所				
	青森県若年者就職支援センター				
	あおもり若者サポートステーション				
	はちのへ若者サポートステーション				
非行対策	青森県警察本部警務部広報課				
	青森県警察本部生活安全部生活安全企画課				
矯正・更生保護	青森少年鑑別所				
	青森保護観察所				
人権擁護	青森地方法務局人権擁護課				
市町村地域協議会	青森市子ども・若者支援地域協議会				
	子ども・若者サポート「つがる・つながる」				
民間団体	全国ひきこもり家族会連合会青森県支部「青森さくらの会」				
	特定非営利活動法人コミュサーあおもり				
学識経験者等	青森県が委嘱する学識経験者等 (1名)				
調整機関	青森県環境生活部青少年・男女共同参画課				

資料:青少年·男女共同参画課

(4) 青少年の意識に関する調査と子ども・若者白書

条例第10条では、「知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び 青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を 提供しなければならない」と定めている。

このため、本県の青少年の意識の現状や将来展望・社会との関わりなどについて意識調査を実施し、その実態をまとめた「青少年の意識に関する調査」結果報告書の作成と青少年の現状と問題点、対策をまとめた「青森県子ども・若者白書」(平成25年度までは、青少年白書「青森の青少年」)を隔年で作成している。

(5) 青森県青少年健全育成推進員

ア経緯

条例に基づき、青少年の健全育成を目的として、地域と密着した形で諸活動を行う「青森県 青少年健全育成推進員」を設置し、県内各市町村に配置している。

現在の定員は473人で、任期は2年となっている(再任を妨げない)。

イ 職務(活動)の内容

- (ア) 命を大切にする心を育む県民運動の推進に関すること。
- (イ) 研修への参加及び地域住民への情報提供に関すること。
- (ウ) 行政機関等との連絡及び協力に関すること。
- (エ) 青森県青少年健全育成条例の普及啓発に関すること。
- (オ) 青森県社会環境浄化一斉調査への協力に関すること。
- (カ) その他青少年健全育成県民運動の活動に関すること。

第 2-1-4 表 青森県青少年健全育成推進員の活動状況(令和 4 年度)

	活動内容	実施人数 (人)
1	地域活動の促進	249
2	行政機関等との連絡及び協力	163
3	研修等への参加及び協力	193
4	県社会環境浄化一斉調査への協力	206
5	県青少年健全育成条例の普及啓発	110

資料:青少年・男女共同参画課

ウ 推進員の担当区域及び定員

市町村別の定員は、第2-1-5表のとおりで、担当区域は、市町村の行政区域となっている。

第 2-1-5 表 青少年健全育成推進員市町村別定員

(令和5年4月1日現在)

第 2-1-5 表 有少年健主胃以推進員巾剛刊別定員 (令和5年4月1日現在)								
市町	村名 区分	定員	市町	村名 区分	定員	市町	区分 村名	定員
	青森市	67		鯵ヶ沢町	6		野辺地町	8
	弘前市	49	西	深浦町	7		七戸町	9
	八戸市	55	北	中泊町	8		六戸町	5
	黒石市	16	津	鶴田町	7	上业	横浜町	3
	五所川原市	21	津軽郡	板柳町	7	上北郡	東北町	11
市	十和田市	18	тыр	計	35		おいらせ町	7
	三沢市	16	中	西目屋村	3		六ヶ所村	6
	むつ市	27	•	藤崎町	8		計	49
	つがる市	20	南津軽	大鰐町	6		三戸町	6
	平川市	12	軽	田舎館村	5		五戸町	9
	計	301	郡	計	22	=	田子町	5
	平内町	7		大間町	4	三戸	南部町	8
東	外ケ浜町	4	下	東通村	3	郡	階上町	5
東津軽郡	今別町	3	北	風間浦村	3		新郷村	3
郡	蓬田村	3	郡	佐井村	3		計	36
	計	17		計	13		市計	301
							町 村 計	172
							県 計	473

資料:青少年・男女共同参画課

第2章 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

第1節 基礎的能力である「知・徳・体」の育成

1 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 命を大切にする心を育む県民運動の推進

平成 16 年 6 月に長崎県佐世保市で起きた小学生による同級生殺害事件を契機に、同月に、「命を大切にする心を育む県民運動庁内推進本部」を設置し、全庁的に取り組むこととした。また、同年 8 月には、教育、福祉、医療や青少年健全育成など数多くの民間団体や関係機関で構成する「命を大切にする心を育む県民運動推進会議」を設立し、県民総ぐるみで推進することとした。



命を大切にする心を育む県民運動推進会議会員は、令和5年3月末現在1,448団体で、それぞれの立場で「命の大切さ」をテーマとした活動や情報発信などに取り組んでいる。

(2) 地域の見守りで輝く笑顔推進事業

子どもたちの孤立感を解消し、明るく前向きに未来へ進んでいく心を育むとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりを図るため、地域の見守りで輝く笑顔推進事業を実施している。

【令和5年度の実施状況】

ア 県内一斉声かけ活動

年4回、県内の全小・中・高等学校・特別支援学校で一斉に、地域の大人、保護者などが、登校する児童生徒にあいさつ・声かけを行った。

(実施期間)

- ・4月10日~14日 (入学、進級時) ・7月10日~14日 (夏休み前)
- ・8月28日~9月1日(夏休み明け)・11月6日~10日(子供・若者育成支援推進強調月間)

イ 他人を思いやり命を大切にする心を育む対話集会

児童生徒と地域の大人との相互理解を促進し、信頼関係の構築を図ることにより、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを進めるとともに、子どもたちの孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちを醸成することを目的として実施した。

時期:令和5年7月~11月

実施校:県内6地区の中・高等学校 計12校

テーマ:「思いやり」「生命の尊さ」

内容:生徒と地域住民がテーマに沿って一緒に考え、意見交換やグループワークを行う

特別講師:リポーター 中島 美華 氏

コーディネーター:

- ・特定非営利活動法人はちのへ未来ネット代表 平間 恵美 氏
- ·特定非営利活動法人日本人財発掘育成協会理事長 坂本 徹 氏
- ・学び・生かすあおもりグループ事務局長 渡部 靖之 氏
- ・青森県環境生活部青少年・男女共同参画課主幹 三上 健

大学生ボランティア:青森大学、弘前大学、八戸学院大学短期大学部

第 2-2-1 表 他人を思いやり命を大切にする心を育む対話集会実施状況

校種	地区	学校名	開催日時	
	東青	青森市立筒井中学校	11月16日(木) 13:25~15:00	
	中南	黒石市立中郷中学校	10月4日(水) 14:25~15:25	
中学校	三八	田子町立田子中学校	10月20日(金) 13:35~15:05	
校	西北	五所川原市立金木中学校	7月20日(木) 13:35~15:05	
	上北	横浜町立横浜中学校	7月19日(水) 13:30~15:20	
	下北	むつ市立大湊中学校	10月27日(金) 13:40~15:10	
	東青	県立青森南高等学校	10月5日(木) 14:30~16:00	
高	中南	県立弘前中央高等学校	9月7日(木) 14:15~15:15 15:25~16:25	
高等学校	三八	県立八戸工業高等学校	11月8日(水) 13:35~15:15	
	西北	県立五所川原農林高等学校	11月22日(水) 13:30~15:10	
	上北	県立三沢商業高等学校	9月6日(水) 13:20~14:50	
	下北	県立大間高等学校	10月19日(木) 13:20~14:50	

資料:青少年·男女共同参画課

ウ 子どもの夢・未来応援メッセージソング&メッセージ動画

自分の周りには、応援してくれる人、いつも見守ってくれる人がたくさんいるというメッセージを子どもたちに伝え、子どもたちが夢や希望を持ち笑顔で明るい未来に進んでいけるよう、「輝く笑顔推進キャンペーン」の取組のひとつとして、子どもたちの夢や未来を応援するメッセージソングとメッセージ動画を発信している。

エ 相談先ステッカーの作成・配付

児童生徒が必要な時にいつでも相談できる、県教育庁学校教育課「24 時間子供 SOS ダイヤル」の電話番号を記載したステッカーを、令和5年3月に県内の全小・中・高等学校・特別支援学校の新入児童生徒に配付した。

(3) 命を大切にする心を育む絆プロジェクト

ア 命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業

子どもたちと地域社会との関係づくりを支援するため、子どもたちが地域の様々な世代・団体との協働作業を経験することで、他者との連帯感や自己肯定感を育むことを目的に、公募により選定した 県内の2団体に委託して事業を実施している。

【令和5年度委託先】

青森大学ぬい撮り倶楽部 (青森市)

特定非営利活動法人学びどき(南部町)

イ 笑顔の未来へメッセージ作品募集事業

子どたちの自己肯定感を育むため、夢や希望、将来の目標など、未来への前向きな思いや家族のだんらんをテーマとした「笑顔の未来へメッセージ作品」を広く募集し、入賞作品を掲載したカレンダーを作成して学校や図書館等に配付するものである。

令和5年度は、県内の小学生、中学生、高校生から1,560点の応募があり、図画部門(小学生のみ) 並びにメッセージ部門(小学生の部、中学生の部及び高校生の部)から、それぞれ最優秀賞1名、優 秀賞1名、入賞4名(図画部門は5名)を決定した。

(4) 肥満傾向児出現率低下に向けた施策

肥満傾向児出現率は、全国と比べると依然として高い状況である。小学校低学年において、運動しない児童の割合が高い傾向にあることから、小学校低学年も含めた幼少期からの運動機会の増加が望まれる現状である。このことから、実生活の中で、自らがスポーツや運動に取り組む児童生徒の育成のために、各学校において、体力テストなどを用いて児童生徒の体力や健康状態等の実態を継続して把握し、学校・家庭・地域社会及び関係機関等が連携した指導が大切である。

県教育委員会では、令和2年度から、小学校低学年担任を対象に研修会を開催し、児童が楽しいと感じる体育に向けて授業改善を図るとともに、小学校低学年を対象に運動遊びチャレンジカードを作成、配布し、学校だけでなく家庭や地域でも楽しみながら運動に取り組めるようにしているほか、短い時間で手軽に楽しく取り組める運動プログラムを令和3年度に弘前大学と共同で作成し、各校に普及を図ってきたところである。さらに、令和5年度からは、「県民の未来の健康創造事業」において、児童生徒及びその保護者の生活習慣に係る実態調査を実施し、今後、その実態に応じて取組を検討することとしている。そのほか、小学校中学年担任を対象に児童が楽しいと感じる体育について研修会を行うとともに、朝食の大切さや行動につながる授業作りについての食育の講義演習を実施している。

(5) 食育の推進

ア 食育とは

食育とは、県民一人ひとりが、生涯にわたって健全な食生活を実現し、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するよう、食について考える習慣や食に感謝する心、食に関する様々な知識や、自らの食を選択する判断力を正しく身につける活動や学習等に取り組むことである。

イ 本県の食育推進の仕組み

本県では「食育基本法」(平成 17 年 7 月施行)に基づき、次のような仕組みで食育を推進している。

- (ア) 「第4次青森県食育推進計画」(令和3年3月策定) 本県の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に継続して推進するための指針。
- (イ) 「青森県食育推進会議」(平成18年6月1日設置) 食育推進計画に基づく施策の進捗状況を管理・評価し、必要な提言を行う。
- (ウ) 全県的な推進体制

県や市町村、食育推進関係機関・団体等は、全県挙げての食育県民運動として、県民が主体的 に食育を実践する環境づくりを推進。

第 2-2-2 図 本県の食育推進の仕組み

青森県食育推進会議

提言

第4次青森県食育推進計画 (計画期間:R3-7年度)

青森県の食育の方向性

目指す姿 健康で活力に満ちた 「くらし」と持続可能な 「食」の実現 推進

基本方向

- 1 ライフステージや暮らし方・働き 方に対応した食育の推進
- 2 健全で充実した食生活の実現
- 3 青森の「食」を支える環境づくり

資料:食の安全・安心推進課

ウ 青少年等を対象とした県の推進施策

(ア) 「あおもり食育サポーター」による食育活動の実施

望ましい食習慣の形成と、本県の豊かで良質な食文化への理解促進を図るため「あおもり食育サポーター」を育成、登録し、地域の保育所・学校などの要請に応じて、食に関する講話や郷土料理の調理実習などの食育活動を実施している。

第2-2-3図 本県の食育推進の仕組み「あおもり食育サポーター」の活動イメージ

「あおもり食育サポーター」の活動イメージ ① 食育活動の要請 【連絡·調整役】 ② 要請にもとづき、食育活動を展開 〇食育講座 保育所、幼稚園 ○漢理字習 • 食生活改善推進員 小、中学校 - 農林漁業者 〇栄養指導 高等学校 生活改善グループ員 ・専門学校、大学 〇農作物の栽培指導 - 野菜ソムリエ ・企業、各種団体 ○農林漁業休餘受入 -00名人 など ・町内会、公民館 など 〇食関係視察受入 など



資料:食の安全・安心推進課

(イ) 農業高校生を講師とする園児対象の「食農体験会」

農業高校生には食の大切さや食育への理解を深めてもらうため、園児には子どもの頃から食や命の大切さを実感してもらうため、県内の農業高校において、農作業体験及び調理・加工体験を 実施している。

(令和4年度 実施校:2校)

(ウ) 児童・生徒対象の「調理講座」

「食」に興味を持ち、感謝する心を育むため、食と健康に関する専門研修を修了し、県に登録された「あおもり食命人」を小・中学校に派遣し、食の知恵やマナー、地産地消などを学ぶ調理 実習を実施している。

(令和4年度 実施校:7校)

(エ) 高校生対象の「自炊塾」

進学・就職等で一人暮らしをする可能性がある高校生を対象に、健康的な食生活の基礎を学んでもらうため、調理の方法や食材の活用方法などを学ぶ調理講座を開催している。

(令和4年度 実施校:3校)

(オ) オンライン食育講座

若い子育て世代を対象に、食育をテーマにしたオンライン食育講座を実施している。 (令和4年度 3回)

(カ) 「共食の場」のニーズに応じた食育出前講座

「子ども食堂」等の「共食の場」に講師(管理栄養士、料理研究家、生産者等)を派遣し、 ニーズに合わせた食育講座を実施している。

(令和4年度 実施箇所 8箇所)

(キ) 食材マッチング

「共食の場」の活動を支援するため、農林水産業で発生する未利用農林水産物(規格外品、余剰品)等食材と「共食の場」をマッチングする取組を実施している。

(令和4年度 マッチング件数 6件)







資料:食の安全・安心推進課

エ 県教育委員会における食育の推進施策

子どもの朝食欠食や孤食、偏食などの食生活の乱れ、肥満傾向児出現率の増加や過度のダイエットなど子どもたちの心身の健康に関わる問題は深刻かつ多様化している。また、食を大切にする心の希薄化や伝統食文化の衰退、食の安全に対する信頼の低下など子どもたちを巡る食に関わる課題も多岐にわたってきている。

県教育委員会では、学校教育指導の方針と重点に「食に関する指導の充実」を掲げ、子どもたちの生涯にわたる健康づくりの基礎を培うため、児童生徒が食に関する課題に対し、主体的に取り組めるよう学校教育活動全体を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった食育の推進に努めており、次のような取組を行っている。

(7) 栄養教諭の配置

県では、学校における食育を一層推進するため、令和5年度現在、46名の栄養教諭を配置している。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かし、小中学校等における「食に関する指導」の中核的な役割を担い、子どもたちの健康の保持増進や地域の食文化の理解などの指導を行っている。

<栄養教諭配置校>(43 校)

《小学校》 青森市立三内西小学校、平内町立小湊小学校、今別町立今別小学校、五所川原市立松 島小学校、鰺ヶ沢町立舞戸小学校、深浦町立深浦小学校、中泊町立薄市小学校、鶴田町立 鶴田小学校、弘前市立西小学校、黒石市立黒石東小学校、平川市立小和森小学校、藤崎町 立藤崎中央小学校、野辺地町立野辺地小学校、横浜町立横浜小学校、むつ市立苫生小学校、 東通村立東通小学校、八戸市立白銀南小学校、八戸市立小中野小学校、八戸市立桔梗野小 学校、三戸町立三戸小学校、五戸町立五戸小学校、田子町立田子小学校、南部町立名川小 学校、階上町立赤保内小学校、新郷村立新郷小学校

〈中学校〉 青森市立三内中学校、外ヶ浜町立蟹田中学校、蓬田村立蓬田中学校、つがる市立木造中学校、板柳町立板柳中学校、弘前市立東中学校、大鰐町立大鰐中学校、田舎館村立田舎館中学校、十和田市立東中学校、三沢市立第二中学校、七戸町立天間林中学校、六ヶ所村立第一中学校、おいらせ町立下田中学校、むつ市立田名部中学校、むつ市立大畑中学校

〈県立学校〉県立青森第一高等養護学校、県立青森第二養護学校、県立八戸聾学校

(イ) 学校給食を活用した食育の推進

令和3年度から、県産食材を活用したレシピのアイデアを県内の小学校、中学校及び特別支援 学校の児童生徒を対象に募集する「学校給食レシピコンテスト」を実施している。

(令和5年度応募総数:小学校の部7校110点、中学校の部17校529点、特別支援学校の部3校4点)

2 確かな学力の向上

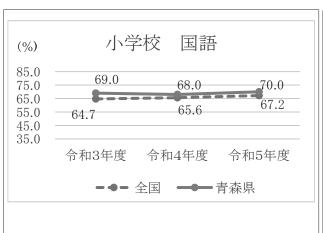
文部科学省による「全国学力・学習状況調査」によると、本県児童生徒の学力の状況は、**第2-2-4図**のとおりである。

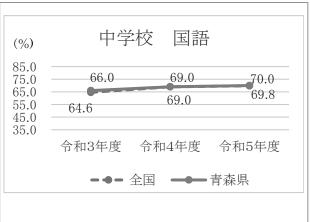
平均正答率を全国と比較すると、小・中学校ともに、令和3年度から令和5年度において、調査を実施した教科において全国を上回るか同程度であった。

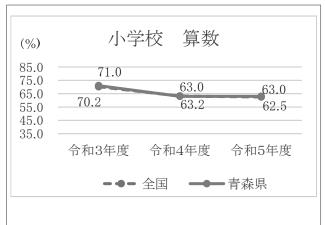
なお、平成15年度から継続実施している県学習状況調査の結果から、本県の児童生徒は、教科によって差はあるものの、全体の平均としてみると、小学校ではおよそ6割、中学校ではおよそ5割を上回る通過率となっている。今後学習活動の充実を図る必要があるものとして、情報や条件に着目して、それを適切に使う力や目的に応じて、複数の情報の共通点や相違点を明らかにし、組み合わせたり、関連付けたりして、整理・分析し、自分の考えをまとめ、説明する力などをより一層確実に身に付けさせる必要がある。

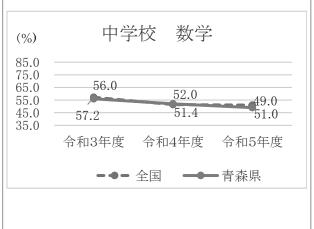
これら学力の実態を踏まえ、県教育委員会では、小・中学校を対象に「小・中学校外国語教育充実支援事業」を、高等学校を対象に「高等学校におけるICTを活用した資質・能力を育む授業づくり推進事業」を実施し、小学校から高等学校まで一貫して、児童生徒の学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の育成に取り組んでいる。

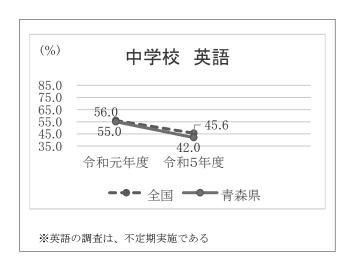
第2-2-4 図 全国学力・学習状況調査正答率の推移(青森県・全国)











出典: 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

第2節 社会的・職業的自立に必要な能力の育成

1 社会の変化に対応できる能力の育成

(1) 読書活動の推進

令和元年度に策定した「青森県子ども読書活動推進計画(第四次)」に基づき、読書に親しみ自主的に読書活動をする子どもたちを育てるため、子どもが読書に親しむ機会の充実、環境の整備・充実、理解と関心の普及啓発を進める取組を展開している。

ア あおもりの中学生・高校生による『大切なあなたへ薦める青春の一冊』 県内の中学生・高校生を対象に仲間や友だちなどに薦めたい一冊の本の紹介文を募集し、優秀作品 を表彰している。

【令和4年度の実績】

募集期間:令和4年7月1日~9月16日

応募数:4,080点(中学生の部:38校1,142点、高校生の部:34校2,938点)

イ 子どもの読書活動推進大会

広く県民が子どもの自主的な読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、家庭・地域・学校を通じた社会全体で子どもの読書活動を推進する気運の醸成を図るため、学校の教職員並びに保護者、市町村職員、読み聞かせ団体及び一般県民を対象に開催している。

【令和4年度の実績】

日 時:令和4年12月3日

場 所: HOCコネクト (八戸市) 内 容: 講演「読書って楽しい!」

講師 辻村 深月 氏 進行 境 香織 氏

参加者:200人

(2) 情報教育の推進

いじめの防止を主目的とした児童生徒及び保護者向けの指導啓発用リーフレットを作成し、授業や家庭等での活用に向けた学校・PTA団体等への講演会等の啓発活動を実施した。

(ア) 指導啓発用リーフレットの周知

県教育委員会ホームページに掲載するとともに、教員研修会等で周知した。

(イ) 情報モラル教室の実施

学校・PTA団体等の要請に応じて、指導啓発用リーフレットの内容を踏まえた情報モラル教育に関する講演を実施した。

(3) 環境教育・環境学習の推進

本県の豊かな環境を保全し次世代に引き継ぐためには、県民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境配慮行動を実践していくことが必要であることから、家庭や地域、学校、職場等における環境教育・環境学習を推進している。

ア 環境出前講座の実施

次代を担う子どもたちが、ごみの減量、リサイクル、省エネ型のライフスタイルについて学び、自ら環境配慮行動ができる人財の育成を推進するため、県では環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門員」と地域の環境NPOとの協働により、環境出前講座を実施している。

令和4年度は、小学校49校において、2,111人を対象に93回の環境教育プログラムを実施した。

イ 大学との連携による環境人財の育成

環境保全活動や環境教育・環境学習の担い手となる若者を育成するため、青森大学、弘前大学及び八戸工業大学に、「環境+経済+社会」思考に基づく地域課題解決型授業等による大学生の育成事業を委託し、環境関連講義や現地調査、ワークショップ等の実施により、大学を拠点とした、SDGsの考え方や将来の脱炭素社会の視点を有する人財の育成を推進している。

ウ こどもエコクラブの活動支援等

こどもエコクラブは、各地域の子どもたちが、自主的に環境学習や実践活動を行うものであり、令和4年度は全国で約9万人、青森県内では25クラブ、1,229人の子どもたちがこどもエコクラブ会員として活動した。

また、全国コンクールへの応募作品取りまとめやイベント等でこどもエコクラブの周知を図った。

エ 地域資源を活用した体験型の環境教育の促進

「体験の機会の場」の認定制度の普及啓発を図るため、各種イベントでのチラシ配布や県ホームページで周知を図った。

オ 既存プログラムの活用促進

環境問題に対する「気付き」と環境配慮行動の「実践」を促す環境教育・環境学習の機会の教材として、幼児及び児童を対象としたDVD紙芝居「環境戦士カンキョマン」や、イベントや研修会などで活用できる環境教育プログラムツール「青森もりもりエコラボ」の無償貸出を実施している。

カ環境情報の提供

環境問題や施策に関する情報、エコ・ライフに関する情報、環境教育・環境学習に関する情報などを広く県民に提供するため、平成11年9月からあおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」を開設し、運営している。

また、県民、環境保全団体及び事業者等と行政との情報共有を促進するとともに、環境配慮行動を促進するため、青森県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「あおもり脱炭素チャレンジメールマガジン」を月1回発行・配信している。

キ 小学生3Rチャレンジの実施

家庭でごみ減量やリサイクルなどの3R(リデュース、リユース、リサイクル)を実践してもらうため、県内の小学生を対象に3Rチャレンジブックを配付し、4つのチャレンジ全てに取り組んだ小学生に「エコキッズ認定証」を進呈するとともに、取組が活発な小学校20校を「チャレンジ優秀校」として表彰した。

2 社会参加の推進

(1) 主権者教育

ア 主権者教育について

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたが、これは若い人の意見を政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものである。主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められている。

平成27年10月29日付け文部科学省の通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」では、政治的教養を育む教育について、次のように示している。

- ・学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。
- ・教科においては公民科での指導を中心とし、総合的な学習の時間や特別活動も活用して適切な指導 を行うこと。
- ・各学校においては、議会制民主主義などの政治や選挙に関する知識に加えて、現実の具体的な政治 事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ 実践的な指導を行うこと。
- ・生徒が政治や選挙に関する理解を深め、課題を多面的・多角的にとらえ、主権者としての政治参加 の在り方へと考察が深まるように工夫するなど、適切に取り組む必要があること。

イ 主権者教育の取組について

- (ア) 県教育委員会の取組
 - a 公職選挙法改正に伴い実施した取組
 - 主権者教育推進講座

(平成27年11月6日、県選挙管理委員会、県明るい選挙推進協議会との共催)

- ・県選挙管理委員会と学校教育課による「主権者教育についての連携協力に関する覚書」締結 (平成27年11月20日)
- ・高等学校等の政治的教養の教育と生徒の政治的活動等に係る研修会 (平成28年2月4日)
- b 選挙実施時における学校の対応についての文書の通知
 - ・選挙における生徒の不安を取り除くよう学校が適切に対応すること。
 - ・期日前投票に関する注意喚起。
 - ・国が作成した副教材『わたしたちが拓く日本の未来』等を活用して、事前に選挙や選挙運動等 に関して確認すること。
 - ・参政権を適切に行使できるよう時間的な配慮をすること。

(イ) 各県立学校における取組(令和4年度)

a 実施状況

政治的教養の教育については、すべての県立高等学校において、公民科の指導を中心に、特別活動等を活用して実施している。

令和4年度の実施状況は、**第2-2-5表**のとおりである。

第2-2-5表 県立高等学校における主権者教育の実施状況(令和4年度)

実施時間	校数 (延べ数)
公民の授業	5 3 校
総合的な探究(学習)の時間	5校
特別活動	18校
その他	5校

資料:学校教育課

b 実施内容(一般的なもの、特色のあるもの)

- ・国の作成した副教材『わたしたちが拓く日本の未来』を活用した政治や選挙の仕組み等についての学習
- ・選挙出前講座の実施 (講演、模擬選挙等)
- ・政策と投票行動に関するワークショップの実施
- ・話合いを通して、現実の政治的事象についての考察を深めるための学習
- ・若者の投票率を上げるための方策について考えるグループ学習
- ・主要政党の政策の違いを通して、政治についての理解を深めるための学習

(ウ) 県選挙管理委員会の取組

将来の有権者である児童・生徒や、若者の主権者意識の向上を図るため、市町村選挙管理委員会、 県・市町村明るい選挙推進協議会、教育委員会等と連携し、学校での出前講座や若者を対象とした フォーラム等を開催している。

a 選挙出前講座の実施

将来の有権者である児童・生徒の政治や選挙に関する意識を高めるため、平成24年度から、県内の小・中・高等学校等を対象に、県・市町村選挙管理委員会職員や明るい選挙推進協議会委員等が学校に赴き、選挙に関する講座やクイズ、模擬投票などを行う選挙出前講座を開催している。 (令和4年度実施校数:小学校10校、中学校4校、高等学校15校、大学等2校)

b ヤングフォーラムの開催

若者の政治や選挙に関する意識の向上や地域への参加意識の高揚等を図るため、10代後半から 20代の若者を主な対象として、年1回ワークショップ等を開催している。

令和4年度は、令和4年11月23日(水・祝日)に柴田学園大学で開催し、14人の高校生、大学生等が参加した。

c 高校生模擬議会の開催

県内高等学校において、青森県の活性化策を検討するグループワークを実施するとともに、そのうち3校の代表生徒を県庁に一堂に集め、県議会議員に政策提案を行う模擬議会を開催している。

(令和4年度の参加校

グループワーク: 八戸聖ウルスラ学院高等学校、五所川原第一高等学校、県立大湊高等学校、 八戸工業大学第二高等学校、県立八戸北高等学校、県立六ヶ所高等学校

模擬議会: 五所川原第一高等学校、県立大湊高等学校、県立八戸北高等学校)

d 模擬投票体験コーナーの設置

県高等学校総合文化祭の主会場等、若者が多く集まる場に模擬投票体験コーナーを設置している。

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開会式等のイベントが中止となり、設置を見送った。

(2) 消費者教育

民法改正により、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、高校生であっても、成年になると、保護者の同意なしにクレジットカードの作成や各種契約の締結が可能となり、「未成年者取消権」が行使できなくなった。

このため、特に在学中に成年となる高校生等に対する消費者教育を重要な課題と認識し、県と県教育 委員会が連携し、消費者教育の実践例の作成や、弁護士等による授業の実施等の学校における消費者教 育を推進している。

また、新学習指導要領では消費者教育の拡充が重点項目の一つとなっている。中学校では令和3年4月から、高校では令和4年4月から消費者教育を全面実施しており、学校現場での消費者教育は必須となっている。

ア 中学校における消費者教育研修会の実施

消費者教育の担い手としての役割が期待される学校の教職員等の指導力向上を図るため、県内2地区(西北地区、上北地区)において、中学校の教職員を対象に講義等を収録したDVD等による消費者教育研修会を開催し、参考資料と教材を県内各中学校へ配布している。

イ 特別支援学校における消費者教育の実践

県内の特別支援学校で消費者教育の充実が図られるよう、県内すべての特別支援学校教諭、障が い者支援団体、大学教員、消費生活アドバイザー、保護者の代表者等による検討会議を開催し、消 費者教育の実施状況や先進事例を共有し、必要な検討を進めている。

ウ 高等学校における消費者教育の実践

県内の高等学校で消費者教育の充実が図られるよう、消費者教育関係教職員、大学教員、消費生活専門家等による検討会議を開催し、公民科・家庭科などの関係教科におけるカリキュラムマネジメントを踏まえた授業の指導案等をまとめ、県内各高等学校へ提供している。

また、県弁護士会や県司法書士会と連携し、弁護士や司法書士といった法律の専門家が外部講師となって行うモデル授業を実施している。

センターへの相談について若者へ更なる周知を図るため4コマ漫画動画(1話)を作成し、YouTube で配信するとともに、学校及び関係機関等へ通知している。

エ 大学における消費者教育の実践

県内7大学(青森大学、弘前大学、柴田学園大学、八戸工業大学、八戸学院大学、青森中央学院大学、青森明の星短期大学)と連携し、大学での消費者教育活動(授業、ボランティア、学園祭等)の支援及び各大学での活動発表の場として、学生自身の企画・実施による「学生による消費生活フェスタ」の実施を支援している。

令和4年度は11月20日に「学生による消費生活フェスタ」を開催し、連携大学の学生が消費者教育の取組を紹介した。

オ 消費者教育推進コーディネーターの配置

教育関係者や関係団体と連携した消費者教育を推進する「消費者教育推進コーディネーター」を 青森県消費生活センターに配置し、学校における消費者教育を推進している。

カ 移動消費生活講座(出前講座)の実施

高等学校等が主催する消費者教育をテーマとする講座等に消費生活相談員を講師として派遣し、悪質商法等による消費者トラブルや成年年齢引下げに伴う注意点などをテーマにした講座を実施している。

令和4年度、中学・高等学校・特別支援学校及び大学等において17回実施し1,774名が受講した。

キ 青森県消費生活センターホームページの運営

青森県消費生活センターホームページ内に若者向けページを掲載し、若者が遭いやすい消費者トラブル事例や成年年齢引下げに伴う注意点などの情報提供を行っている。

(3) 青少年団体活動

青少年が、集団の中で自己を確立し、連帯の心を身につけていく上で、青少年団体が果たす教育的役割は大きい。これら青少年団体の活動としては、学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動、野外活動、国際交流活動などがある。

ア 少年団体

主な少年団体の加入状況は、第2-2-6表のとおりである。

第2-2-6表 少年団体加入状況の推移

212 2	· · · · · · · · ·	H > 1 D 110 - 0 11	- 12						
区分	年度	H28	29	30	R 1	2	3	4	5
フじょム	団体数(団体)	921	874	831	794	618	617	584	577
子ども会	加入者数(人)	30, 860	28, 947	27, 098	25, 747	17, 845	17, 845	17, 713	17, 590
ボーイ	団体数(団体)	10	10	10	10	10	6	6	6
スカウト	加入者数(人)	320	299	272	221	197	153	139	125
ガール	団体数(団体)	8	8	8	8	8	8	8	8
スカウト	加入者数(人)	221	225	215	210	214	201	201	162

資料:生涯学習課

少年団体には、地域を基盤とし主に町内のように、ある一定の地域に居住するものによって組織される「地域子ども会」や、同じ趣味・関心をもつものにより定められた活動を行うボーイスカウト、ガールスカウトなどの「目的少年団」に大別される。

青森県子ども会連合会は、昭和42年に結成されて以来、様々な研修会や日常的な活動の中で、子どもたちの豊かな感性や社会性、ボランティア精神を養っている。現在は、全国子ども会連合会が作成した育成基準に基づき、リーダー・指導者・育成者等の養成が計画的に進められている。

ボーイスカウトは、昭和25年に青森市に最初に結成されて以来、弘前、八戸、上十三、むつなどの各地に結成され、観察活動、創作活動、奉仕活動、野営訓練、救助訓練など、多彩な訓練や学習が続けられている。

ガールスカウトは、昭和26年に弘前市で結成されて以来、活動の輪を広げ、現在、弘前、青森、三沢、八戸、むつ、十和田の各地区で活動している。少女と女性が自らの可能性を最大限に発揮できる社会に向け、「やくそく」と「おきて」をもとに、「自己開発」、「人とのまじわり」、「自然とともに」の3つのポイントを大切にしながら、一人ひとりが地域社会の中で共に成長できる活動を重ね、変化する社会の中で、様々な体験を通じ、自らの力を伸ばしながら、自分らしく行動できる女性を育てている。

イ 青年団体

青森県連合青年団は、県青年大会及び県青年問題研究集会の参加者の減少や同団の役員不足などか ら、平成29年度より活動を当面休止することとなった。また、県内各地域の青年団については組織 されている数が少なく、活動の縮小や活動中止となっているところもある。

一方で、まちおこしや子育て支援など、地域課題等について特化した青年組織が、青年団よりも多 く存在しており、各地域において活動を展開している。

本県の青森県連合青年団の加盟団体及び加盟者数の推移は第2-2-7表のとおりである。

第 2-2-7 表 青森県連合青年団加盟団体及び加盟者数の推移

(単位	<u>: 団体、人)</u>
28	29~

区分	H22	23	24	25	26	27	28	29~
加盟団体数	5	6	5	5	5	4	4	江利 仕 山
加盟者数	120	110	120	100	100	100	100	活動休止

資料: 生涯学習課

(4) 体験活動・ボランティア活動

青少年に社会性と思いやりの心など豊かな人間性を育むため、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動 の機会充実を図ることを目的として、幅広い関係機関・団体等との連携を図る協議会を組織するととも に、情報提供やコーディネート等を行う支援センターを自治体が設置している。

第2-2-8表 体験活動ボランティア活動支援センター一覧

(令和4年11月1日現在)

77		幼小 フン ハイ ノ 石 幼 人 版 こ ファ	(1) (1) (1) (1) (1) (1)
	設置する 自治体	名称	設 置 場 所
1	青森県	インフォメーションプラザありす	青森県総合社会教育センター
2	青森市	青森市ボランティアセンター	青森市社会福祉協議会
3	おいらせ町	おいらせ町ボランティアセンター	おいらせ町社会福祉協議会
4	大間町	大間町ボランティアセンター	大間町社会福祉協議会
5	黒石市	黒石市ボランティアセンター	黒石市社会福祉協議会
6	五戸町	元気ッズサポートセンター	五戸町教育委員会教育課
7	五所川原市	五所川原市ボランティア・市民活動センター	五所川原市社会福祉協議会
8	七戸町	七戸町社会福祉協議会	七戸町社会福祉協議会
9	中泊町	中泊町ボランティアセンター	中泊町社会福祉協議会
10	八戸市	八戸市ボランティアセンター	八戸市社会福祉協議会
11	三沢市	三沢市ボランティアセンター	三沢市社会福祉協議会
12	横浜町	横浜町社会福祉協議会	横浜町社会福祉協議会

資料:生涯学習課

(5) 森林・林業と子ども・若者

本県の森林は、県総土地面積の約66%を占めており、木材の生産はもとより、水資源のかん養、土砂崩れの防止、二酸化炭素の吸収、保健休養、教育・文化の場の提供など、多岐にわたる非常に重要な役割を果たしている。

こうした森林内で自ら体験し学ぶことを通じて、子どもたちの「生きる力」を育み、森林の多面的機能や森林資源の循環利用に対する理解を深めるため、森林環境教育や「緑の少年団」等、森林・林業に関心を持ち、自然に親しむ子どもたちの育成活動を支援している。

また、林業への就業希望者を対象とした研修として、「青い森林業アカデミー」を令和3年度に開講し、 就業までを支援している。

ア 森林環境教育の実施

近年、学校や市民団体等による森林環境教育の取組事例も見られることから、学校等における森林環境教育をさらに進めることを目的として、森林・林業教室の実施や森林環境教育指導者情報の提供等により、子どもの「生きる力」の育成や、森林を社会全体で支えるという県民意識の醸成に努めることとしている。

<取り組み内容>

- ○森林·林業教室
- ○木工教室

(必要に応じ、随時実施)

○自然観察

イ 緑の少年団の育成

「緑の少年団」は、緑を愛し、緑を守り、緑を育てる活動を通して、少年少女が広く自然の知恵を 学び、人とのふれあいを深くして、自らの社会を愛する心、豊かな人間性を育てることを目的に結成 された団体である。(未就学児による「緑の幼年団」もある。)

県内では、昭和46年にむつ市(旧大畑町)で「小目名ひばの子森林警備隊」が結成されて以降、各地で結成が進み、現在は37団体、団員数1,142人となっている。

県では、公益社団法人青森県緑化推進委員会と協力し、「緑の少年団」の活動支援を行っている。

<主な活動>

- ○緑の少年団交流会(毎年、各県民局管内で実施)
- ○森林·林業教室
- ○木工教室

・(必要に応じ、随時実施)

- ○自然観察
- ○緑の少年団全国大会への県代表派遣

第 **2-2-9 表 地域別「緑の少年団」数(令和 5 年 5 月現在)** (単位:グループ、人)

		県月	 民局管	內			グループ数	会	員	数
東	青	地	域	県	民	局	8			173
中	南	地	域	県	民	局	5			196
=	八	地	域	県	民	局	7			291
西	北	地	域	県	民	局	10			259
上	北	地	域	県	民	局	3			80
下	北	地	域	県	民	局	4			143
			計				37			1, 142

資料:林政課

ウ 林業への就業支援

「青い森林業アカデミー」では、地域林業の中核を担う人材を育成するため、研修生に対して森林・ 林業に関する基礎的な知識と技術を身に付ける一年間の研修を実施している。

令和3年度の開講から令和4年度までに15名が研修を修了し、県内の林業事業体等に就業している。

第2-2-10表 青い森林業アカデミー受講者数(単位:人)

N1 10 37	/ ~ MT I M	\ _ _ _ _ · / · / · /
年度	定員	受講者
令和3年度(第一期生)	10	8
令和4年度(第二期生)	10	7
令和5年度(第三期生)	10	10 (研修中)
合計		25

資料:林政課

3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援

(1) 勤労観・職業観の形成

ア 職場体験、インターンシップ等の実施状況

(ア) 中学校

令和2年度の公立中学校における職場体験の実施状況調査は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、調査は行われなかった。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により148校中40校であり、実施率は27.0% となっており、令和元年度から69.8ポイント減少した。

第 2-2-11 表 中学校における職場体験実施状況の推移(公立学校)

年度	実施校(校数)	実施率(%)
H29	153 / 156	98. 1
30	150 / 156	96. 2
R元	149 / 154	96. 8
2	- / -	-
3	40 / 148	27. 0

出典:国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査は中止した。

(4) 高等学校

令和3年度、公立高等学校のインターンシップの実施状況を課程別でみると、全日制で29.6%、定時制で33.3%、通信制で33.3%となっており、全日制では新型コロナウイルス感染症の影響により、3割程度の実施となっている。全体の実施率は30.2%となっており、令和元年度から51.3ポイント減少した。

第2-2-12表 高等学校におけるインターンシップ実施状況の推移(公立学校、課程別実施率)

(単位:%)

年度	全日制	定時制	通信制	全体
H29	86. 0	30.0	66. 7	77. 1
30	82. 5	44. 4	66. 7	76. 8
R元	85. 7	55. 6	33. 3	81. 5
2	-	_	_	_
3	29. 6	33. 3	33. 3	30. 2

出典:国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査は中止した。

(2) 地域が支えるキャリア教育の充実

ア 社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業 (キャリア教育の推進)

学校と企業・NPO等を結ぶ窓口となる「青森県教育支援プラットフォーム」の各地区(6地区)におけるネットワークを活用し、地域産業による教育支援活動等により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるキャリア教育を実施している。

(ア) 地元企業と学校のネットワーク会議の開催

学校、企業、教育支援プラットフォーム、地域学校協働本部等の関係者が「顔の見える関係」を 築き、地域における未来をつくる人財像を共有するため、各地区においてネットワーク会議を開催 し、意見・情報交換を行う(各地区1回実施)。

(4)「我が社は学校教育サポーター」への新規登録及び登録企業の周知

各関係機関と連携して情報収集しながら、新たに「我が社は学校教育サポーター」に登録する企業を新規開拓する。また、「我が社は学校教育サポーター」に登録されている企業について、学校等へ周知し、企業による教育支援活動の一層の充実を図る。

(ウ)教育支援活動展示会の開催

企業による教育支援活動を県民に周知することを目的に、教育支援活動展示会を開催し、各企業による教育支援活動及びキャリア教育実践活動の活性化を促進する(各地区1回実施)。

イ 高校生のための講演会

県教育委員会では、青少年のキャリア教育の充実を図ることを目的として、東京及びその近郊に在住する本県出身者や本県にゆかりのある著名人を講師に、高校生を対象とした講演会事業に対して助成を行っている。

令和3年度は、県内の高等学校6校で講演会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。

(3) 職業能力開発の充実

技術革新の進展など経済・社会環境の変化に対応し、人口減少や高齢化、労働力不足など本県が抱える課題の解決や「経済を回す」仕組みづくりに貢献する産業人材の育成及び多様な人材の活躍を推進するため、県では、「第11次青森県職業能力開発計画(実施期間:令和3年度~令和7年度)」を定め、

- ①経済・社会環境の変化を踏まえた産業人材の育成
- ②多様な人材が活躍するための職業能力開発
- ③産業界や地域の人材ニーズを踏まえた職業訓練の実施
- ④技能継承の促進

の4つの基本方針を設定し、この基本方針に基づいて基本的施策及び具体的取組を展開することにより、新たな時代の環境変化に対応した個々の能力を発揮できる人づくり、環境づくりに取り組んでいくこととしている。

ア 公共職業能力開発施設

本県には県立の職業能力開発施設として、青森市、弘前市、八戸市、むつ市に職業能力開発校が4 校あり、延べ13訓練科、定員445人で人財育成を行っているほか、障害者のための県立障害者職業 訓練校(弘前市)があり、3訓練科、定員40人で人財育成を行っている。

また、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設として、五所川原市に 青森職業能力開発短期大学校があり、3訓練科、定員 120 人で高度な専門知識を兼ね備えた実践技術 者 (テクニシャン・エンジニア) を養成しているほか、青森市の青森職業能力開発促進センターにお いては、5 訓練科、定員 254 人で離転職者の再就職訓練を行っている。

第 2-2-13 表 県立職業能力開発校の状況(令和5年4月)

(単位:人)

第44 10 数 示		別元以の火ル(ヤヤリキャカ)			(単位,八)
校 名	課程	訓練科名	年 次	定員	在籍者数
		電気設備施工科	1年	20	14
***	华 /圣	電気工学科	2年	20	8
青森高等	普通	土木施工管理・測量科	1年	20	10
技術専門校		環境土木工学科	2年	20	6
		計		80	38
		自動車整備科	1年	20	20
	 	自動車システム工学科	2年	20	20
71 24	普通	総合建築科	1年	20	21
弘前高等		建築システム工学科	2年	20	14
技術専門校	<i>4</i> == ++n	造 園 科	_	15	12
	短期	ライフライン設備科	_	20	12
		計	115	98	
		機 械 加 工 科	1年	15	8
	普通	機械システム工学科	2年	25	6
		自動車整備科	1年	25	25
		自動車システム工学科	2年	30	14
11		総合設備科	1年	20	14
八戸工科学院		設備システム工学科	2年	20	6
		スマートFA技術科	1年	20	10
		制御システム工学科	2年	25	10
	短期	溶接施工科	_	15	1
		計		195	94
	 	建築施工科	1年	15	4
むつ高等	普通	木 造 建 築 科	2年	20	4
技術専門校	短期	建築設備科		20	17
		計		55	25
		 合 計		445	256

資料: 労政·能力開発課

第 2-2-14 表 障害者職業訓練校の状況(令和 5 年 4 月) (単位:人)

No 1 St 1- H H MANIAN	Addition to be a second of the little	1 - 7 - 7 - 7
訓練科	定員	在籍者数
デジタルデザイン科	15	5
OA事務科	15	11
作業実務科	10	14
合 計	40	20

資料: 労政•能力開発課

第 2-2-15 表 青森職業能力開発短期大学校の状況(令和 5 年 4 月) (単位:人)

訓練系	訓練科	年次	定員	在籍者数
機械	 生産技術科	1年	20	13
システム系	土生技術科	2年	20	15
電気・電子	電気エネルギー	1年	20	8
システム系	制御科	2年	20	11
電子情報制御	電フは却せ後到	1年	20	24
システム系	電子情報技術科	2年	20	17
	合 計	120	88	

資料: 労政•能力開発課

第 2-2-16 表 青森職業能力開発促進センターの状況(令和 5 年 4 月)

(単位:人)

訓練科	期間	定員	入所時期
デジタルものづくり科	6ヶ月	各 15	4月、7月、10月、1月
住宅リフォーム技術科	6ヶ月	各 16	4月、7月、10月、1月
電気エンジニア科	6ヶ月	各 10	6月、9月、12月、3月
電気設備技術科	6ヶ月	各 15	7月、1月
住宅建築施工	1ヶ月	各 15	6月、9月、12月、3月
合 計		254	

資料: 労政·能力開発課

イ 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主が雇用している者に対して、職業に必要な知識と技能を習得させ、又は向上させるために行う職業訓練であり、事業主が共同して実施する共同職業訓練校と、単独で実施する単独職業訓練校とがある。

現在、県内の認定職業訓練実施校は7校で、延べ28訓練科(コース)、約243人で職業訓練を実施している。

第 2-2-17 表 認定職業訓練実施校一覧(令和 4 年度)

(令和4年10月)

区分	訓練校名	所在地	訓 練 科 (コース)
	八戸職業能力開発校	八戸市	塑性加工科、木造建築科、建築設計科、建築塗装コース(短期 2
			コース)、建築大工コース (短期1コース)、建築板金コース (短
			期1コース)
	十和田職業能力開発校	十和田市	木造建築科、建築板金科
₩=	三沢職業能力開発校	三沢市	和裁科
共同	弘前職業能力開発校	弘前市	建築板金科、木造建築科、左官・タイル施工科、建築塗装科、
			板金コース(短期1コース)、塗装コース(短期1コース)、建
			築コース(短期 2 コース)
	七戸職業能力開発校	七戸町	木造建築科
	あおもりコンピュータ・カレッジ	青森市	プログラム設計科
単独	ヘアーメイク・アーティスタースクール	十和田市	美容コース(短期8コース)
合計	7校		

資料: 労政·能力開発課

(4) 技能検定

技能検定は労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、 我が国の技能水準を向上させ、技能及び職業訓練の成果に対する社会一般の評価を高め、技能労働者 の技能と地位の向上を図ることを目的とするものであって、職業能力開発促進法に基づいて実施され ている。

技能検定は、職種ごとに特級、1級、単一等級、2級、3級等に分けて、それぞれ学科・実技試験によって行われ、両方に合格した者に、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級等については都道府県知事名の合格証書が交付され「技能士」の称号が与えられる。

本県では、令和 4 年度までに、特級 74 人、1 級 18,325 人、単一等級 618 人、2 級 19,448 人、3 級 8,815 人、随時 2 級 6 人、随時 3 級 17,764 人、基礎 1 級 77 人、基礎 2 級 2,975 人、基礎級 19,423 人の合計 92,353 人に技能士の称号が与えられている。

※基礎 1 級, 2 級は、平成 8 年度から平成 29 年 10 月まで実施され、平成 29 年 11 月に基礎級として一つに統合された。

(5) 青森県技能奨励賞

青森県技能奨励賞表彰制度は、若年技能者を表彰することにより、技能を通じて能力発揮の希望を 与え、技能労働者の地位向上と、技能の研鑽を奨励することを目的に平成4年度から実施している。

ア 表彰対象者 技能の程度が極めて優秀であり、それに関わる職業に10年以上の経験を有し、かつ45歳未満の者で、将来その活躍が一層期待される者であること。

イ 表彰者数 5 人以内ウ 表彰時期 毎年11月

工 受賞者数 122人(令和5年11月11日現在)

(6) 小規模事業者等後継者の育成

県では、小規模事業者等の若手後継者及び青年経営者等の育成及び資質向上を図るため、次の事業を 実施する商工会、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会に対し助成、指導を行っている。

- ア 商工会及び商工会議所の青年部が部員の資質向上を図るために広域で行う、各種研修会、講習会の開催及び地域の小規模企業の振興、発展を図るために行う調査研究、地場産業育成事業等
- イ 県中小企業団体中央会が事業協同組合等の青年部員の資質向上を図るために行う各種研修会、講習会及び研究会の開催等

(7) 就労支援・就労相談

「青森県若者サポートステーション」(平成19年4月、ジョブカフェあおもり内に設置)は、国の認定施設であり、15歳から39歳までの若年無業者や保護者を個別・継続的に支援するため、キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談をはじめ、職場見学、就労体験、地域イベントへの参加などを通じた就労支援を行っている。

平成25年4月からは、青森市に加えて、弘前市(常設サテライト)及び八戸市にも「地域若者サポートステーション」を設置し、同様の支援を実施している。

「ジョブカフェあおもり」(平成 16 年 4 月設置)では、相談から就職決定までの一貫したキャリアカウンセリングや、就職支援ガイダンス・企業説明会、就職活動に役立つさまざまなセミナーの開催など、若者を対象とした総合的な就職支援サービスを提供している。

また、平成23年11月から「ジョブカフェあおもり」、「ハローワークヤングプラザ」及び「あおもり若者サポートステーション」の3施設を一体的に運営する「ヤングジョブプラザあおもり」をオープンし、新たに総合案内窓口の設置や「チーム支援」及び「就勝クラブ」の実施など、若年求職者に対する一貫した就職支援を行っているほか、県内3ケ所(弘前、八戸、むつ)に設置している「ジョブカフェあおもりサテライトスポット」において、ハローワークとの一体的運営を行っている。

第 2-2-18 表 ジョブカフェあおもり利用状況

年度	利用者数	就職者数
H28	57, 812	2, 428
29	59, 075	2, 116
30	59, 848	2, 631
R1	59, 482	2, 440
R2	50, 935	2, 209
R3	52, 277	2, 388
R4	52, 289	2, 240

(注)就職者数は併設のハローワークヤングプラザの職業紹介を含む。

資料: 労政•能力開発課

(単位:人)

第3章 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

第1節 ニート等に対する支援

1 ニート等に対する就労支援

「青森県若者サポートステーション」(平成19年4月、ジョブカフェあおもり内に設置)は、国の認定施設であり、15歳から39歳までの若年無業者や保護者を個別・継続的に支援するため、キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談をはじめ、職場見学、就労体験、地域イベントへの参加などを通じた就労支援を行っている。

平成25年4月からは、青森市に加えて、弘前市(常設サテライト)及び八戸市にも「地域若者サポートステーション」を設置し、同様の支援を実施している。

2 若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進

(1) 雇用対策

ア ジョブカフェあおもり

「ジョブカフェあおもり」(平成16年4月設置)では、相談から就職決定までの一貫したキャリアカウンセリングや、就職支援ガイダンス・企業説明会、就職活動に役立つさまざまなセミナーの開催など、若者を対象とした総合的な就職支援サービスを提供している。

また、平成23年11月から「ジョブカフェあおもり」、「ハローワークヤングプラザ」及び「あおもり若者サポートステーション」の3施設を一体的に運営する「ヤングジョブプラザあおもり」をオープンし、新たに総合案内窓口の設置や「チーム支援」及び「就勝クラブ」の実施など、若年求職者に対する一貫した就職支援を行っているほか、県内3ケ所(弘前、八戸、むつ)に設置している「ジョブカフェあおもりサテライトスポット」において、ハローワークとの一体的運営を行っている。

第 2-2-18 表 ジョブカフェあおもり利用状況(再掲) (単位:人)

年度	利用者数	就職者数
H28	57, 812	2, 428
29	59, 075	2, 116
30	59, 848	2, 631
R 1	59, 482	2, 440
R 2	50, 935	2, 209
R 3	52, 277	2, 388
R 4	52, 289	2, 240

⁽注)就職者数は併設のハローワークヤングプラザの職業紹介を含む。

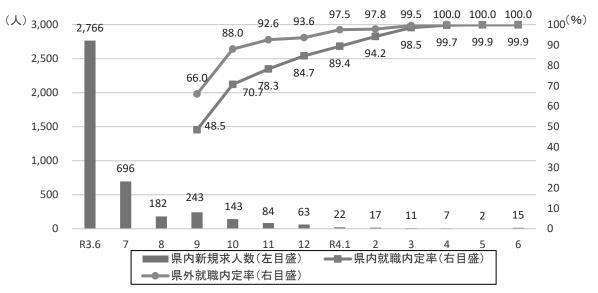
資料: 労政•能力開発課

(2) 県内就職促進・定着化

ア 新規高等学校卒業予定者県内就職促進事業

県では、新規高等学校卒業予定者の県内就職を促進するため、県内経済団体等への早期採用活動 等の要請や、高校生を対象とした企業見学会に対する支援を行っている。

第2-3-1 図 令和4年3月新規高卒者の月別新規求人数及び就職内定率比較(県内、県外)



資料:青森労働局

第 2-3-2 表 企業見学会実施状況

和 4 0 4 数 正未见了			
年度	延べ回数 (回)	参加学生数(人)	見学企業数(箇所)
H26	71	2, 992	215
27	72	3, 206	213
28	64	2, 702	205
29	59	2, 531	189
30	49	2, 205	166
R1	49	2, 064	158
R2	18	622	58
R3	20	599	59

資料: 労政•能力開発課

イ 県出身学生就職促進事業

本県出身の大学、短大、専門学生等の県内就職を促進するため、青森県雇用対策協議会と共催で、 就職ガイダンス(合同企業説明会)を開催している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感 染状況を踏まえ、例年開催している仙台、東京については開催せず、県外からの参加希望者に対して は、オンラインで対応することとし、令和4年3月に対面式(青森、弘前、八戸)及びオンラインで 開催した。令和4年度は、企業からの要望を踏まえ、令和5年3月に県外開催も含めた対面式(青森、 盛岡、仙台)及びオンラインで開催した。

第 2-3-3 表 就職ガイダンス開催状況

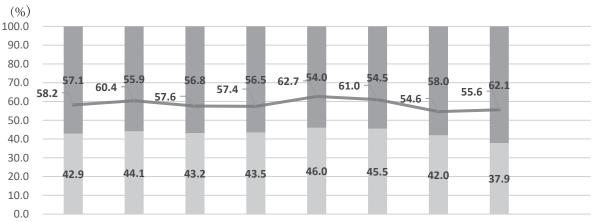
No									
年度	参加企業数(社)	参加学生数(人)							
H28	393	622							
29	144	274							
30	137	230							
R 1	-	_							
R 2	95	269							
R 3	193	239							
R 4	108	131							

※R1は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 資料: 労政・能力開発課

ウ 若年者の県内定着促進事業

若年者の県内就職の促進を図るため、高校生に対し、県内企業の情報や県内就職の魅力を PR するイベントを開催するともに、県内企業の女性社員により「あおもり女子就活・定着サポーターズ」を結成し、女子高生・女子学生に対して県内就職の意識醸成とキャリアプランニングに資する講話等を行った。また、小学生とその保護者を対象にした企業見学会を開催し、小学生の県内企業への関心を喚起した。

第 2-3-4 図 新規高卒者(全日制課程)の県内・県外就職割合の推移



H27年3月卒 28年3月卒 29年3月卒 30年3月卒 31年3月卒 R2年3月卒 3年3月卒 4年3月卒

■ 県外 ■ 県内 - 工業高校県外

資料:教育政策課(高等学校等卒業者の進路状況(令和4年3月卒))

第2-3-5表 新規学校卒業者の定着状況

(単位:%)

第 2-3-3 衣 初 別 子 大 年 未 日 の た 看 人 八									
	\wedge	新規高等学校卒業者の定着率		新規大学等卒業者の定着率					
区分		1年後	2 年後	3 年後	1年後	2 年後	3 年後		
H23.3月卒	全 国	79. 2	69. 2	60.4	85. 7	76. 5	67.6		
	青森県	71.8	61.0	51.1	78. 3	69. 5	62. 1		
H24.3月卒	全 国	80. 4	68.6	60.0	87. 0	76. 7	67. 7		
	青森県	71. 4	59.0	49.7	81. 1	69. 9	61.4		
H25.3月卒	全 国	80. 1	68.2	59. 1	87. 3	77. 2	68. 1		
	青森県	74. 1	60.8	50. 5	83. 0	71.8	62.5		
H26.3月卒	全 国	80.6	68.6	59. 2	87.8	77. 2	67.8		
	青森県	74.8	61.6	51.9	78. 3	68. 2	60. 2		
H27.3月卒	全 国	81.9	70.3	60.7	88. 2	77. 7	68. 2		
	青森県	79. 5	66. 6	56. 7	81.8	69. 6	60.0		
H28.3月卒	全 国	82.8	71.0	60.8	88. 7	78. 1	68.0		
	青森県	81.4	68.4	56.6	83. 5	71. 7	63.0		
H29.3月卒	全 国	82. 9	70.6	60.5	88. 5	77. 1	67.2		
	青森県	82.0	68.4	58. 4	83. 7	71. 7	62.6		
H30.3月卒	全 国	83. 2	71. 3	63. 1	88. 4	77. 2	68.8		
	青森県	81. 7	67. 9	59.8	84. 4	71. 9	64.8		
H31.3月卒	全 国	83.8	73. 7		88. 3	78. 5			
	青森県	81.1	69. 5		86. 1	76. 3			
R2.3月卒	全 国	85.0			89. 4				
	青森県	83.8			89.0				

資料:青森労働局

第2節 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応

1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援

(1) いじめに対する施策

県及び県教育委員会は、本県の児童生徒の尊厳を保持するため、県・市町村・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法(以下、「法」という。)第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成 26 年 6 月、青森県いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定し、平成 29 年 10 月に改定を行った。

この基本方針に基づき、専門的知識を有する外部人材を委員とする県教育委員会の附属機関である「青森県いじめ防止対策審議会(以下「いじめ防止対策審議会」という。)」を設置し、県立学校におけるいじめ防止等のための調査研究等について、専門的知見からの審議や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う体制を整備している。また、県は、法28条の重大事態に係る再調査を行う知事の附属機関として、「青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会(以下「いじめ調査部会」という。)」を設置している。

さらに、県教育委員会では、「青森県いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)」を設置し、関係機関、団体及び各市町村教育委員会の参加を得て、いじめ防止等に関する情報共有や相互の取組に対する一層の連携に取り組んでいる。

具体的な施策としては、いじめ防止対策審議会、いじめ調査部会及び連絡協議会の意見等を踏まえ、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実現するため、校内における児童生徒主体のいじめ防止活動を促進するとともに、各学校の組織的な対応力を強化するため、ハートフルリーダー等を対象とした研修を実施した。

また、教育相談体制の拡充を図るため、公立小・中・高等学校へスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するとともに、資質の向上を図るための研修会を開催している。児童生徒及び保護者等からのいじめ等の相談窓口として「24 時間子供SOSダイヤル」等の相談専用電話を開設し、助言・支援を行っている。

さらに、携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を 図るため、ネット通報窓口サイトを開設するとともに、ソーシャルメディア等監視員を配置し、児童 生徒に関係する不適切な情報があった場合は、速やかに学校及び関係機関と連携し、学校への支援や 情報の削除に努めている。

このほか、いじめ防止に関するポスターの掲出、テレビCMの放映、地域の青少年健全育成団体等と協力して、いじめ防止を街頭で呼び掛ける取組等を行い、児童生徒、保護者、県民が一体となったいじめ防止対策に努めている。

〇 いじめ防止キャンペーン推進事業

いじめ問題への理解と認識を深めるため、いじめ防止を内容とした標語を募集し、その優秀作品をテレビを通じて視聴者へ語りかけることにより、広く県民のいじめ防止に向けた意識の啓発を行っている。

【令和5年度の実績】

① いじめ防止標語コンクール

県内の小学生・中学生・高校生及び一般を対象として、いじめ防止を訴える標語を募集し、児童・生徒及び県民一人一人が、いじめについて考える機会を創出している。

- 募集期間 6月~8月
- · 応募作品総数 11,573 点
- ・ 審査結果 審査会において、6点を優秀賞、4点を審査員特別賞として選定し、これ を表彰した。

② テレビCM放映

学校の長期休業明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、 大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、児童生徒 の変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化等を集中的に行 うことは効果的であるとされていることから、テレビCMを制作し放送することにより、いじめ防止に向けた一層の意識啓発に努めている。

ア 令和4年度いじめ防止標語コンクール優秀賞作品を基にしたテレビCMを放送

- ・春休み明け(R5.4/6~4/7、5/8~5/10)
- ・夏休み明け(R5.8/24~8/25、8/28~9/1、9/4~9/5)
- ・冬休み明け(R5.1/15~19)
- イ 令和5年度いじめ防止標語コンクール優秀賞作品を基にしたテレビCMを制作し放送
 - · 年度末(R6.3 月下旬)

○ 地域の見守りで輝く笑顔推進事業

(第2部第2章第1節1(2)「地域の見守りで輝く笑顔推進事業」を参照。)

(2) 不登校に対する施策

県教育委員会では、児童生徒の望ましい人間関係の構築、児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、教育相談に関わる各種研修講座の充実及び少人数学級の実施、小・中・高等学校・特別支援学校へのスクールカウンセラー配置・派遣等の拡充に努めている。

また、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、医療・福祉等の関係機関と連携しながら、ケース会議や家庭訪問、面談等を行い改善に努めている。

平成30年度からは、「居場所づくり・絆づくり調査研究」を実施している。この研究は、学校の取組に対する浸透度を児童生徒の意識調査をもとに点検し、取組の改善を図ることで安心して学べる学校づくりを推進して、不登校の未然防止に努めるものであり、研究成果を発表会で報告し、県内への普及を図っている。また、不登校児童生徒の支援に関わる機関・団体が一堂に会する「不登校児童生徒支援連絡協議会」を開催し、本県の不登校の現状等についての情報交換や事例を検討し、効果的な支援の手立てや対処の仕方等についての研修を行っている。

令和5年度からは、「多様な教育機会を活用した教育支援推進事業」を実施している。この事業は、 小・中学校の不登校児童生徒支援の研究校を指定し、不登校支援の調査研究を通して得られた知見を踏まえ、不登校児童生徒の学習機会の提供と支援の在り方について検討している。

(3) 暴力行為に対する施策

県教育委員会では、子どもたちの規範意識の醸成や教員と子どもとの信頼関係の構築に向け、教育相談に関わる各種教員研修講座の開設、小・中・高等学校・特別支援学校へのスクールカウンセラーの派遣及びスクールソーシャルワーカーの派遣等の施策の一層の充実に努めている。

さらに、「地区健全育成推進会議」や「地域生徒指導連絡協議会」等を開催し、暴力行為の実態や具体的な取組についての情報交換や協議を行うなど、学校、家庭、地域社会、関係機関の協力体制の強化に努めている。

2 高校中途退学対策と中途退学者への支援

県教育委員会では、中途退学を防止するため学校における生徒の能力・適性や興味・関心などに応じた 魅力ある教育活動となるよう様々な取組の支援に努めている。

学業の継続に悩んでいる生徒に対する各学校のガイダンス機能の充実やきめ細かな教育相談体制の整備が重要であることから、各学校の要請に応じてスクールカウンセラーを派遣するとともに、福祉的な支援が必要な場合は、スクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒や保護者等が抱える悩みや状況等の改善に向けた支援に努めている。

第3節 障害等のある子ども・若者への支援

1 障害等のある子ども・若者への支援

(1) 心身障害児(者)の現況

ア 身体障害児(者)の現況

本県における令和 5 年 3 月 31 日現在の身体障害者手帳交付児(者)は、54,174 人で、県人口に対する割合を見ると、1,000 人に対し 45.5 人となる。

これらを主な障害の種類別にみると、肢体不自由が48.0%と一番多く、次いで内部障害が36.5%、 聴覚・平衡機能障害が8.7%、視覚障害が5.9%、音声・言語機能障害が0.9%となっている。

身体障害者の障害の程度をみると 1、2 級の重度の身体障害者は総数の 51.4%と過半数を占めている。

障害者に対する施策は、その自立を主眼に推進しており、重度障害者の対策強化を図るとともに、 在宅障害者の社会参加を進めるための地域福祉活動の促進等に努めている。

第2-3-6表 身体障害者障害別人員数(令和5年3月31日現在)

(単位:人、%)

年齢	区分	障領	≸別 /	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18	歳	未	満	25	79	2	535	174	815
18	歳	以	上	3, 165	4, 640	500	25, 453	19, 601	53, 359
	計	•		3, 190	4, 719	502	25, 988	19, 775	54, 174
構	成	比((%)	5. 9	8. 7	0. 9	48.0	36. 5	100.0

資料:障害福祉課

第2-3-7表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数(令和5年3月31日現在)

(単位:人、%)

障害別	等級別	1級	2級	3 級	4級	5 級	6級	=
視 覚	障害	1, 355	865	196	237	324	213	3, 190
聴 覚	障害	63	1,099	550	1, 323	180	1,666	4, 719
音声・言語	吾機能障害	14	13	317	158	0	0	502
肢 体 7	不 自 由	6, 894	5, 518	4, 190	6, 199	2, 176	1,011	25, 988
内 部	障害	11,870	169	3, 406	4, 330	0	0	19, 775
1	计	20, 196	7, 664	8, 659	12, 247	2, 518	2,890	54, 174
構 成	比(%)	37. 3	14. 1	16. 0	22. 6	4. 6	5. 3	100

資料:障害福祉課

イ 知的障害児(者)の現況

障害者相談センターで把握している令和 5 年 3 月 31 日現在の知的障害児(者)は、13,713 人となっている。これを障害程度別にみると重度のものが 4,928 人で 36.0%を占め、中軽度が 8,785 人の 64.0%となっている。

第 2-3-8 表 知的障害児(者)の障害程度別人員数及び構成比(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位:人、%)

为 Z O O X MINPED 11(11) VM	F百性及別人員数及い情况比	(中和り午り月 51 日処年)	(半世.八、/0)
年齢区分 障害程度	重度	中軽度	計
18 歳 未 満	636	1, 764	2, 400
18歳以上	4, 292	7, 021	11, 313
計	4, 928	8, 785	13, 713
構 成 比(%)	36.0	64. 0	100.0

資料:障害福祉課

(2) 心身障害児(者)の福祉対策

知的、身体的に障害を持つ人々に対しては、障害者も社会の構成員であり、その生活の欲求は健常者と何ら変わるものではないという基本的な認識のもとに、これらの人々の日常生活を支援しつつ、リハビリテーション体制の確立と就労機会の増大を図り、障害者の社会活動への参加を促進するとともに、公共施設や道路等を障害者が気軽に利用できるような住みよい環境づくりを推進している。

また、障害者の真の幸福は家族とともに生活するだけでなく、社会の一員として生活することにあると考えられるため、障害者が家族や地域社会との関係を十分に保ちながら生活できるよう、教育、労働、保健等の各分野のきめ細かい在宅対策を進めている。

ア 身体障害者への対策

身体障害者の更生援護に関する問題については、市町村及び障害者相談センター(身体障害者更生相談所)が診査及び更生相談を行っており、更生医療の給付、障害者支援施設への入所等必要な支援・措置を行っている。

(ア) 障害者相談センター(身体障害者更生相談所)における処理状況

令和4年度の障害者相談センター(身体障害者更生相談所)における処理状況を見ると、取扱 実人員が4,155人(来所及び巡回の合計)、相談件数が4,169件となっており、相談内容は更生 医療の2,856件が最も多い。また、判定内容別ではすべて医学的判定で4,169件、判定書交付件 数は4,169件となっており、内容別では更生医療の2,856件が最も多くなっている。

第 2-3-9 表 障害者相談センター(身体障害者更生相談所)における処理状況

(単位:人、件)

		取			相	談内	容					判	定内	容			判定	官書交信	寸件数	汝	
年度	区分	取扱実人数(人)	更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判断	心理学的判断	機能的判断	その他	盐	更生医療	補装具	身体障害者手帳	障害支援区分	その他	計
	来所	4,004	2,856	1148	0	0	0	0	0	4, 404	4,004	0	0	0	4,004	2, 856	1, 148	0	0	0	4, 004
R4	巡回	151	0	81	84	0	0	0	0	165	165	0	0	0	165	0	81	84	0	0	165
	計	4, 155	2, 856	1148	0	0	0	0	0	4, 169	4, 169	0	0	0	4, 169	2, 856	1, 148	0	0	0	4, 169

資料:障害福祉課

(イ) 青森県身体障害者福祉センター「ねむのき会館」

「ねむのき会館」は、身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市に開館した。平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会に管理運営を委託している。

第 2-3-10 表 ねむのき会館利用状況

(単位:人)

•	77 L U 1U 2	X 18000C	本品でいいい	· C					(平位・八)
	年度	肢体 不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の 障害	介護者	福祉 関係者	その他	計
	30	1, 353	60	281	4, 949	1, 595	2, 238	4, 667	15, 143
	R1	1, 359	102	174	4, 939	1, 389	2, 289	3, 781	14, 033
	2	843	76	62	3, 974	887	2, 143	650	8,635
	3	752	42	48	2, 928	477	1, 599	168	6,014
	4	785	59	136	3, 423	730	1, 995	320	7, 448

資料:障害福祉課

イ 知的障害者への対策

知的障害者の更生援護に関する問題については、知的障害児(者)やその家族からの相談に応じて、市町村、児童相談所及び障害者相談センター(知的障害者更生相談所)が必要な助言、指導、施設入所等必要な支援・措置を行っている。

(ア) 障害者相談センター(知的障害者更生相談所)における処理状況

令和4年度の障害者相談センター(知的障害者更生相談所)における処理状況を見ると、 更生援護取扱実人員が544人(来所及び巡回の合計)、相談件数が544件となっており、相談 内容は療育手帳の331件が最も多い。また、判定件数は705件で、内容別では心理学的及び 機能的判定が310件となっているほか、判定書交付件数は527件で、内容別では療育手帳の 325件が最も多くなっている。

第 2-3-11 表 障害者相談センター (知的障害者更生相談所) における処理状況

(単位:人、件)

		取				相	談内容	\$					半	定内容	\$		半	定書を	で付件数	汝
年度	区分	扱実人数(人)	施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	1	医学的判断	心理学的判断	機能的判断	その他の判断	# <u></u>	障害支援区分	療育手帳	その他	計
	来所	317	2	0	1	0	0	0	104	210	317	26	86	86	0	198	0	101	202	303
R 4	巡回	227	0	0	0	0	0	0	227	0	227	56	224	224	0	507	0	224	0	224
	計	544	2	0	1	0	0	0	331	210	544	82	310	310	0	705	0	325	202	527

資料:障害福祉課

ウ 心身障害児(者)の在宅福祉対策

心身障害児(者)の主な在宅福祉対策は次のとおりである。

第 2-3-12 表 主な在宅福祉対策

第 2 3 12 夜 王 4 任·	七曲性对果
制度・事業等	内 容
自立支援医療 (更生医療)の給付	身体上の障害を軽減除去し、日常生活能力、職業能力の回復向上を図るための医療給付を 行う。令和4年度の給付人員は6,163人である。
補装具の交付修理	身体上の欠損又は機能の損傷を補うための義肢、装具、補聴器、車いす等の補装具交付及び 修理。令和4年度の交付及び修理件数は3,820件である。
居宅介護事業	居宅において食事の世話、洗濯等の日常生活上の介護を行う。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	重度の障害のゆえに負っている特別の負担軽減の一助として月額 27,300 円 (児童 14,850円) 支給。令和4年度の受給者 (月平均) は1,870人 (児童 884人) である。
心身障害者扶養共済 制度	心身障害児(者)を扶養する保護者の死亡後、残される障害児(者)の生活の安定と福祉向上 を図るため、任意加入の共済制度として、昭和45年から実施している。
日常生活用具の給付	重度障害者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常 生活の便宜を図る。
職親委託	知的障害者を職親のもとに預かり、その更生に必要な生活指導及び技能習得訓練を行う。
重度心身障害者医療費 助成	市町村が行う重度心身障害者医療費支給事業に対し、県が 2 分の 1 を補助し、重度心身障害者の医療費負担の軽減を図る。
共同生活援助 (グループ ホーム)	地域の中にあるグループホームでの生活を望む障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活を助長する。

制度・事業等	内 容
障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の地域での生活を支援するため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する、より専門的な療育
	機能との重層的な連携を図ることにより、障害児(者)の福祉の向上を図る。
児童発達支援·放課後等	心身に障害のある児童に対し通所の方法により日常生活における基本的動作等の指導及び
デイサービス	集団生活への適応訓練を行う。
生活介護事業	心身に障害のある者に対し、通所の方法により日常生活上の支援等を行う。

資料:障害福祉課

エ 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

令和4年度における心身障害者扶養共済制度加入者数は406人、年金受給者数は618人となっている。

第 2-3-13 表 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

(単位:人)

区分 年度	Н30	R 1	R 2	R 3	R 4
加入者数	523	503	460	489	406
年金受給者数	596	601	622	589	618

資料:障害福祉課

才 重度心身障害者医療費助成

令和4年度における重度心身障害者医療費助成の実施状況は、次のとおりである。

第 2-3-14 表 重度心身障害者医療費助成金額 (令和 4 年度)

	実施市町村	受給者交付件数	医療費給付金額	県補助金	備考
Ī	40 市町村	16,576件	1,266,373 千円	633,008 千円	補助率1/2

資料:障害福祉課

(3) 障害児入所施設等への入所支援

平成18年、障害者自立支援法(現障害者総合支援法)施行により、障害種別の一元化や複雑な施設体系の見直しが図られ、障害者にとって必要なサービスを選択し利用する体制となった。障害者の入所施設については、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設など種別ごとに設置されていたものが障害者支援施設として再編された。

ア 福祉型障害児入所施設

施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行っている。

第 2-3-15 表 福祉型障害児入所施設設置状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
八甲学園	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	青森市	10
弘前市弥生学園	弘前市	弘前市	15
うみねこ学園	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市	40
森田学園	西北五広域福祉事務組合	つがる市	10
公立もみのき学園	上北地方教育・福祉事務組合	七戸町	30
はまゆり学園	下北地域広域行政事務組合	むつ市	30
あすなろ療育福祉センター	青森県	青森市	6
さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	5
計			146

資料:障害福祉課

イ 医療型障害児入所施設

施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識機能の付与及び治療を行っている。

第 2-3-16 表 医療型障害児入所施設設置状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

施設名	所 在 地	定員(人)
県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚 17 の 729	(肢体) 42、(重心) 40
国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	(重心) 120
国立病院機構八戸病院	八戸市吹上3丁目13の1	(重心) 100
計		302

資料:障害福祉課

ウ 障害者支援施設

施設に入所する障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

第2-3-17表 障害者支援施設(令和5年4月1日現在)

施設名	設 置 主 体	所在地	定員(人)
青森コロニーセンター	青森県コロニー協会	青森市	40
障害者支援施設徳誠園	徳誠福祉会	青森市	60
障害者支援施設金浜療護園	心和会	青森市	85
指定障害者支援施設りんどう苑 (東京都委託施設)	浪岡あすなろ会	青森市	80
青森コロニーリハビリ	青森県コロニー協会	青森市	40
青森月見寮	義栄会	青森市	46
障害者支援施設こぶし園	田茂木野福祉会	青森市	40
障害者支援施設野木和園	新井田福祉会	青森市	50
障がい者支援施設幸養苑	清養会	青森市	30
障害者支援施設津麦園	喜倖会	青森市	50
ゆきわり荘	ゆきわり会	青森市	50
あすなろ療育福祉センター	青森県	青森市	15
知的障害者生活支援施設弘前市弥生荘	弘前市(弘前草右会)	弘前市	50
障害者支援施設千年園	千年会	弘前市	40
障害者支援施設山郷館	七峰会	弘前市	30
障害者支援施設拓光園	七峰会	弘前市	80
障害者支援施設草薙園	島光会	弘前市	40
さくら園	聖康会	弘前市	40
障害者支援施設三和の里	つがる三和会	弘前市	50
さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	20
青森ワークキャンパス	道友会	八戸市	50
のぞみ園	のぞみ会	八戸市	40
妙光園	豊寿会	八戸市	40
八太郎山療護園	秋葉会	八戸市	40
いちい寮	八戸市社会福祉事業団	八戸市	60
松舘療護園	やすらぎ会	八戸市	80
障害者支援施設東幸園	東幸会	八戸市	50
障害者支援施設山郷館くろいし	七峰会	黒石市	30
障害者支援施設栄幸園	愛生会	五所川原市	40
障害者支援施設大東ヶ丘サントピアホーム	叶福祉会	五所川原市	50

施 設 名	設 置 主 体	所在地	定員(人)
障がい者支援施設第二うちがた	内潟療護園	五所川原市	30
障害者支援施設青松園	愛生会	五所川原市	36
障害者支援施設あかまつ園	新生会	十和田市	50
となみ療護園	明和会	むつ市	30
陽幸園	みちのく福祉会	むつ市	50
障害者支援施設しもきた療育園	みちのく福祉会	むつ市	40
月見野園	健誠会	つがる市	40
つがるの里(東京都委託施設)	健誠会	つがる市	80
障害者支援施設旭光園	七峰会	平川市	40
障害者支援施設青葉寮	七峰会	平川市	50
障害者総合福祉センターなつどまり 障害者支援施設しらかば寮	青森県すこやか福祉事業団	平内町	80
障害者総合福祉センターなつどまり 障害者支援施設さつき寮	青森県すこやか福祉事業団	平内町	60
障害者支援施設かもめ苑(東京都委託施設)	平舘福祉会	外ヶ浜町	80
大鰐療育センター	素樸会	大鰐町	60
障がい者支援施設内潟療護園	内潟療護園	中泊町	30
障害者支援施設あすなろクリーナース	海陽会	野辺地町	40
障害者支援施設あぜりあ苑(東京都委託施設)	つつじ会	七戸町	80
障がい者支援施設一誠園	至誠会	七戸町	120
障害者支援施設からまつ寮	七戸福祉会	七戸町	45
上北療護園	新生会	東北町	60
障がい者支援施設けやき寮	恵徳会	東北町	40
公立ぎんなん寮	上北地方教育・福祉事務組合	東北町	40
障害者支援施設かけはし寮	松緑福祉会	六ヶ所村	40
障害者支援施設あかしや寮	昭壽会	おいらせ町	40
明幸園	サポートセンター虹	五戸町	35
やまばと寮	サポートセンター虹	五戸町	40
清岳園	清慈会	南部町	40

資料:障害福祉課

(4) 障害者地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりを促進するため、次の事業を実施している。

第 2-3-18 表 障害者地域生活支援事業(令和 4 年度)

事 業 名	実施主体	実 施 状 況	
1. 障害者社会参加推進センター 運営事業	(一財) 青森県身体障	事業内容:「障害者 110 番」運営事業のほか、社会 参加促進事業の実施に対する協力等	
2.「障害者 110 番」運営事業	害者福祉協会	事業内容:常設相談窓口を設置(相談員2人配置)、 障害者の権利擁護に係る相談等への対応 相談件数:532件	
3. 相談員活動強化事業	①(一財)青森県身体障害者福祉協会	①身体障害者相談員研修 実施地区:青森市、弘前市、八戸市、むつ市 実施回数及び参加人員:延4回、延65人	
6. 但恢复证勤庶旧事未	② (一財) 青森県手をつなぐ育成会	②知的障害者相談員研修 実施地区:青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員:1回(Z00M)、56人	

事業名	実施主体	実施 状況
4. スポーツ教室開催事業	(一財)青森県身体障	事業内容:視覚障害者スポーツ教室 参加人員:計500人
5. スポーツ大会開催事業	害者福祉協会	青森県障害者スポーツ大会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
6. スポーツ指導員養成事業		中級スポーツ指導員養成研修会 2人
7. 字幕入りビデオライブラリー 貸出事業	(一社)青森県ろうあ 協会	利用登録者数:313人、29団体 貸出件数:342件
8. 指定居宅介護事業者情報提供	(一財) 青森県身体障 害者福祉協会	障害者等が都道府県間を移動する際に、その目的 地において必要となるガイドヘルパーの確保のた めの調整等を行う。
9. 在宅視覚障害者点字指導事業		実施なし
10. 視覚障害者コミュニケーション支援事業	(一社)青森県視覚障 害者福祉会	視覚障害者用機器・用具の利用体験及び各種講習会により視覚障害者の生活向上を図るとともに、一般の方々に対して点字や福祉機器の体験と通じて視覚障害者についての理解啓発を図る。
11. 盲女性家庭生活訓練事業	(一財)青森県身体障 害者福祉協会	視覚障害者の女性が日常生活上必要とされる家庭 生活に係る学習会等の開催
12. 盲青年等社会生活教室開催事業	(一財)青森県身体障 害者福祉協会	視覚障害者が社会生活上必要な知識等の習得に係 る学習会等の開催
13. 手話講習会事業	(一社)青森県ろうあ 協会	実施地区:青森市等(全7市2町1村) 実施回数及び参加人員:延51回、延486人
14. オストメイト社会適応訓練事業	(一財)青森県身体障	実施回数及び参加人員:1回、80人
15. 音声機能障害者発声訓練事業	害者福祉協会	実施地区:2地域 実施回数及び参加人員:延68回、延319人
16. 音声機能障害者指導者養成事業	(一財)青森県身体障 害者福祉協会	実施なし
17. 点訳奉仕員養成事業	(一社)青森県視覚障	実施場所:五所川原市(全17回)
18. 音訳奉仕員養成事業	害者福祉会	実施場所:弘前市(全17回)
19. 要約筆記者養成事業		講 座 I:41時間(全10回)11人修了 講 座 II:43時間(全10回)3人修了
20. 手話奉仕員養成事業	(払) 表末旧っると	入門課程:35 時間(全23回)11人修了 基礎課程:45 時間(全23回)9人修了
21. 手話通訳者養成事業	(一社)青森県ろうあ 協会	通 訳 I:53 時間(全19回) 9人修了通 訳 II:50 時間(全16回) 8人修了通 訳 II:16 時間(全5回) 3人修了
22. 手話通訳設置事業		設置場所:県障害福祉課(1人) 青森県聴覚障害者情報センター(2人)
23. 手話通訳者等指導者養成研修	(一社)青森県ろうあ 協会	手話通訳士養成担当講師研修会:参加者 18 人 手話奉仕員養成担当講師リーダー研修:10 人 手話通訳者養成担当講師リーダー研修:参加者 5 人 要約筆記者養成指導者研修会:参加者 7 人
24. サービス提供者情報提供事業		派遣件数 県内:0件
25. 障害者権利事業	(社福)青森県社会福 祉協議会及び(公社) 青森県社会福祉士会	障害者虐待の通報等への対応などを行う障害者権 利擁護センターの運営や困難事例の専門職への相 談支援体制の整備を行う。 相談・問合せ等件数:公表なし 障害者虐待防止・権利擁護研修:国が行う研修へ 担当職員、研修講師を派遣

資料:障害福祉課

(5) 障害者の生涯学習支援事業

自立と社会参加を支援し社会性の向上をめざすことを目的として、集団生活や趣味の講座、障害者スポーツを通して他の卒業生や在校生、地域住民等と交流する機会を提供している。

第 2-3-19 表 令和 4 年度「障害者の生涯学習支援事業」開催状況

①社会参加学習

開設校	回数	時間	参加者数	主な内容		
青森第二養護学校	4	10	178名	情報交換、レクリエーション、ボウリング教室、スポーツ体験、会報の発行		
青森若葉養護学校	1	6	13名	体験を広げる校外学習(入級生、職員、地域の方との交流)		
青森第一高等養護学校	1	1.5	41 名	めいせい祭参加(在校生、卒業生、保護者、職員との交流)		
青森第二高等養護学校	4	14	268 名	情報交換、レクリエーション、学校祭参加(展示及び模擬店見学、作業体験)、ボウリング		
盲学校	1	4	4名	学校祭参加(発表の観賞、運営の手伝い)		
浪岡養護学校	1	2	8名	同窓会、二十歳を祝う会		
弘前第一養護学校	1	3	23 名	会員相互の近況報告、記念撮影		
八戸第二養護学校	1		300名	書面による近況報告(8~12月)		
八戸盲学校	2	8	24 名	等教室、スポーツ体験活動(グランドソフトボール競技並びに サウンドテーブルテニスの選手の発掘・育成のための体験会)		
森田養護学校	2	6	57名	Zoom 講座、ハーバリウムの制作、二十歳のお祝い		
黒石養護学校	1	3	49 名	自己紹介、映画観賞		
七戸養護学校	2	4	81 名	同窓会レクリエーション、成人を祝う会		
むつ養護学校	4	7	460名	卒業生のお知らせ、卒業生スポーツ交流会		
合計	延べ回数 25 回 延べ時間 68.5 時間 参加者数合計 1,506 名					

②スポーツ体験交流

実施日	開催場所	参加者数	内容
7/31(目)	青森第一高等養護学校	28名	ボッチャ教室
11/26(土)	青森若葉養護学校	36名	ニュースポーツ教室
12/17(土)	青森第二養護学校	32 名	ボッチャ、フライングディスク教室
合計	開催回数3回 参加者数合	計 96 名	

資料:生涯学習課

(6) 精神障害者の保健福祉

精神障害者に対する保健福祉は、「入院治療中心から地域ケア、さらには社会復帰へ」という流れに沿って展開されており、地域医療との連携の下に、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、次の施策を推進している。

- ア 保健所や精神保健福祉センターにおける、医療や社会復帰など精神保健福祉に関する相談指導
- イ 回復途上にある精神障害者を対象に、保健所における生活指導等
- ウ 通院医療の一環として、精神保健福祉センターや精神科病院における作業指導や生活指導・療養 指導等を内容とした精神科デイケア
- エ 精神障害者の保健福祉の向上を目的として、精神障害者保健福祉手帳の交付事業を実施
- オ 精神障害者の地域生活の充実、社会生活の適応や就労への移行を推進するため、各種障害福祉サービスや相談支援の利用を促進

第 2-3-20 表 精神障害者保健福祉手帳の所持状況(各年度末現在)

(単位:人)

等級	Н30	R元	R 2	R 3	R 4				
1級	4, 080	3, 873	3, 712	3, 536	3, 150				
2級	6, 408	6, 642	6, 775	6, 868	7, 051				
3級	1, 394	1,535	1, 750	1,875	2, 130				
計	11, 882	12,050	12, 237	12, 279	12, 331				

資料:障害福祉課

(7) 慢性疾患を抱える児童や難病患者への支援

ア 難病患者への支援

難病患者について、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、医療費助成を行っている。

第 2-3-21 表 指定難病医療費受給者数 (各年度 3 月 31 日現在)

(単位:人)

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
指定難病医療費受給者数	9, 299	9, 369	10, 378	10, 165	10, 189

資料:がん・生活習慣病対策課

イ 小児慢性特定疾病児童への支援

小児慢性特定疾病は、幼少期から長期にわたり治療が必要な疾病であることから、県では慢性疾病を抱える子どもとその家族に、肉体的、心理的負担に加え、医療費などが大きな経済的負担となることから、医療費の助成を実施している。

また、慢性疾病を抱える子どもや家族の負担軽減や支援のため、保健師による面接相談や電話相談、巡回相談、また相談日を設けた専門医等による療育相談も実施している。令和4年度は、開設相談 12 件、随時相談 73 件、訪問指導 12 件、電話相談 40 件を実施した。

第 2-3-22 表 小児慢性特定疾病医療受給者数(各年度 3 月 31 日現在)

(単位:人)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小児慢性特定疾病医療費 支給事業給付人員	734	704	727	662	656

資料:こどもみらい課

2 発達障害のある子ども・若者への支援

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害 その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている

発達障害のある人には、症状の発現後できるだけ早期の発達支援が重要であることから、就学前や学校における発達支援や、発達障害のある人への就労及び地域生活への支援、家族に対する支援の必要がある。

県では、発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として発達障害者支援センターを設置し、発達障害児(者)及びその家族からの様々な相談への対応や普及啓発、地域の支援体制の充実を図っている。

ア 相談支援

- (ア) 発達支援相談 発達障害のある人やその家族からの発達支援に関する相談への対応。その人 の特性応じた療育支援計画の作成や助言
- (イ) 就労支援相談 就労を希望する発達障害児(者)の相談への対応。公共職業安定所などの労 働関係機関との連携による情報提供

第 2-3-23 表 青森県発達障害者支援センターにおける相談件数

(単位:件)

	H28 年度	29 年度	30 年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
発達障害に係る相談	2, 105	3, 226	3, 657	3, 404	4, 156	4, 567	4, 345

資料:障害福祉課

イ 普及啓発

発達障害をより多くの人に理解してもらうための地域住民向けの講演会、発達障害を支援する保 健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関職員を対象とする研修の実施

(単位:回、人)

	H28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	2年度	3年度	4年度
研修実施回数	16	36	48	37	30	53	31
参加延べ人数	970	1, 551	1, 547	1, 422	637	955	932

資料:障害福祉課

ウ 地域の支援体制

市町村や保育所等を訪問し、発達障害についての各種サポート、ペアレントトレーニング等の支援 等を実施し、地域の発達障害者支援体制の充実を促進

第4節 ひきこもりの子ども・若者への支援

1 精神保健・福祉・医療分野での支援

ひきこもりのうち、本人の社会参加の回避が長期化し社会生活の再開が困難となった場合や、何らかの 精神障害の症状が顕在化している場合は、精神保健・福祉・医療分野などからの支援が必要となる。

(1) 青森県ひきこもり地域支援センター(県立精神保健福祉センター・県民福祉プラザ)

ア 相談支援

本部(県立精神保健福祉センター内)及びサテライト(県民福祉プラザ内)において電話相談、面接相談(要予約)、訪問支援(要相談)を行っている。近年の実績は、**第2-3-25表**のとおりである。

なお、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の実施制限等の影響もあり、各相談件数(電話相談、面接相談、訪問支援)の推移に変動が見られ、特に訪問支援は、令和3年度は5件、令和4年度は0件と大きく減少した。一方、面接相談は、令和元年度以降はいずれも90件強と横ばいにあり、電話相談について令和4年度は159件と、令和元年度と同水準になっている。

また、地域でのひきこもり支援の充実を図ることを目的に、地域へ出向き相談等の事業を行っているが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止等の理由により、実績はなかった。

イ グループ等支援

対人交流等を通じて社会参加の促進を促す本人グループ(ひきこもり ほっと・ステーション) 及び家族が悩みを共有し不安軽減等を図る家族教室(青年期ひきこもり家族教室)を開催している。 近年の実績は**第2-3-25表**のとおりである。(いずれも延べ件数)

相談支援と同様、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の実施制限の影響等により、参加者 の減少が見られるものの、令和2年度以降において家族教室は同水準を維持しており、本人グルー プにおいては復調傾向にある。

第 2-3-25 表 青森県ひきこもり地域支援センターにおける相談支援状況

(単位:件、人)

年度	電話 (延べ)	面接 (延べ)	訪問 (延べ)	地域での 相談等	本人グループ 参加者	家族教室 参加者
H30	90	133	29	出張相談会2回	176	84
R1	140	96	18	ケース会議2回	155	85
R2	87	97	20	0	74	55
R3	94	93	5	0	86	55
R4	159	95	0	0	102	51

資料:障害福祉課、精神保健福祉センター

ウ 連絡協議会

県内のひきこもりに関する支援について様々な角度から検討するとともに、関係機関・団体相互の連携を構築することを目的に、平成28年度より年1回程度開催している。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止とし、令和3年度はオンラインで開催した。

工 教育研修

ひきこもり支援に関する知識と理解を深めることを目的に、ひきこもり支援者研修を実施している。

第2-3-26表 青森県ひきこもり地域支援センターにおける研修実施実績

(単位:人)

年度	年月日	テーマ	講師	受講者
Н30	Н30. 6. 1	ひきこもり支援の理解 ~アウトリーチを中心に~	横浜市こども青少年局 青少年相談センター 所長 内田太郎 氏	34
R1	R1. 8. 28	家族と考えるひきこもり支援 〜長期化事例へのアプローチ〜	北海道大学学生相談総合センター 准教授 齋藤暢一朗 氏	51
R2		中止(新型コロナウィ	イルス感染拡大防止のため)	
R3	R4. 2. 28	ひきこもりの多面的理解と具体的支援:家族の支援力を高めて本人支援 につなぐコツ【オンライン開催】	九州大学大学院医学研究院精神病態医学 准教授 加藤隆弘 氏	87
R4	R4. 11. 29	ひきこもりの基礎と回復過程 ほか (全国精神保健福祉センター長会と共催)	鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田豊 氏 ほか	38

資料:精神保健福祉センター

才 普及啓発

青森県ひきこもり地域支援センターのリーフレット及び事業のちらしを当所ホームページに掲載し広く県民に周知するほか、関係機関に対する関連資料の送付等を適宜行っている。

カ 多職種支援チームによる市町村支援

より身近な支援機関となり得る市町村に対し、多職種により構成される専門家チームを派遣し、専門的なアドバイス等を実施することにより、市町村におけるひきこもり支援の充実を図ることを目的に、令和4年10月より実施している。令和4年度は2市に対し計3回の支援を行った。

(2) 精神保健福祉相談(県立精神保健福祉センター及び各保健所)

こころの悩み、ストレスの問題、こころの病気等についての精神保健福祉相談を実施している。 県立精神保健福祉センターにおける近年の実績は**第2-3-27表**のとおりである。令和3年度に減 少傾向が見られたが、令和4年度は令和2年度以前と同等の水準となっている。

第 2-3-27 表 精神保健福祉相談状況

(単位:件)

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
延べ件数 (うち新規)	279 (75)	221 (86)	258 (83)	188 (57)	266 (65)

資料:精神保健福祉センター

(3) 思春期精神保健相談・精神科クリニック(県立精神保健福祉センター)

思春期における様々な精神保健問題に対して相談及び診療を行っている。近年の実績は**第2-3-28表**のとおりである。(いずれも延べ件数)

第 2-3-28 表 思春期精神保健相談状況

(単位:件)

年度	Н30	R 1	R 2	R 3	R 4
電話相談	36	22	22	45	51
来所相談	41	7	41	36	70
診療	43	38	36	68	116

資料:精神保健福祉センター

2 社会教育からの支援

(1) 自然体験・交流塾の実施

高等学校に在籍中の不登校経験がある等の困難を抱える高校生及び社会とのつながりへのきっかけを求めている若者(16歳~概ね40歳)を対象に、就労体験や自然体験活動を通して、コミュニケーション力や社会性を育み、社会参加を促進するため、自然体験・交流塾を実施している。

【令和4年度の実績】

○第1回自然体験·交流塾

日時・場所:令和4年6月25日(土)9:00~15:00・県立梵珠少年自然の家

7月16日(土)9:00~15:00・県立種差少年自然の家

参加者:22名(梵珠会場:3名、種差会場:19名) 活動内容:アイスブレイク、野外炊事、創作活動など

○第2回自然体験·交流塾

日時・場所:令和4年9月3日(土)9:00~15:00・梵珠少年自然の家

9月17日(土)9:00~15:00・種差少年自然の家

活動内容:自然体験活動、創作活動など

参加者:21名(梵珠会場:3名、種差会場:18名)

○第3回自然体験·交流塾

日時・場所:令和5年1月28日(土)9:00~15:00・梵珠少年自然の家(参加者少数のため中止)

2月18日(土)9:00~15:00・種差少年自然の家

活動内容: 就労体験、創作活動 など 参加 者: 13名(種差会場: 13名)

第5節 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援

1 非行・犯罪防止対策

(1) 少年補導センター

少年補導センターは、警察、教育、児童福祉等の関係機関、団体及びボランティアが、少年の非行防 止を図り、あわせて少年の健全育成を期するための合同活動の拠点として、全国に設置されている。

本県においては、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市及び三 戸町の9市町に少年補導センターが設置されている。

少年補導センターの業務は、少年補導委員等による非行少年等の早期発見、早期補導のための街頭巡回を主とし、少年相談の受理、専門機関への通告、補導連絡会の開催、家庭等に対する補導連絡及び補 導活動等に必要な情報資料の収集整備、並びにその他少年の非行防止等に関する事項がある。

第2-3-29表 少年補導センターの設置状況(令和5年4月1日現在)

名 称	所 在 地	設置年月日	補導委員(人)	所 長
青森市教育委員会指導課少年育成チーム	青森市栄町一丁目 10-10	S41. 4. 1	137	教育委員会指導課長
弘前市少年相談センター	弘前市上白銀町1-1	S41. 6. 1	216	健康福祉部こども家庭課長
八戸市少年相談センター	八戸市内丸一丁目 1-1	S38. 10. 1	87	教育委員会教育指導課長
黒石市青少年相談センター	黒石市内町 24-1	S41. 4. 1	30	教育委員会社会教育課長
五所川原市少年相談センター	五所川原市一ッ谷 504-1	H17. 3.28	30	教育委員会社会教育課長
十和田市民生部まちづくり支援課	十和田市西十二番町6-1	H19. 3.30	10	民生部まちづくり支援課長
三沢市青少年補導センター	三沢市幸町1-8	S43. 8. 1	17	市民生活部生活安全課長
むつ市少年センター	むつ市中央一丁目 8-1	S44. 4. 1	41	福祉部福祉政策課長
三戸町少年指導センター	三戸町川守田字関根川原 55	S40. 12. 10	35	教育委員会教育長

資料:青少年·男女共同参画課

(2) 不正大麻・けし撲滅運動

近年、若年層を中心に広がりを見せており、全国の大麻事犯検挙者数は令和4年において30歳未満の割合が全体の約69%を占めるなど、他の薬物事犯に比べ若年層の割合が高く、本県においても大麻事犯の検挙者数は平成29年と比較して増加している。

県では、自生している大麻による乱用を防止するため、自生大麻の除去作業を実施している。

併せて、あへんの原料となる、植えてはいけないけしが栽培されていないか巡回が実施され、栽培が確認された場合は警告書を交付し除去させている。

また、悪質事例に対しては、麻薬取締員による取締りを実施している。

第 2-3-30 表 不正大麻・けし除去状況

(単位:本)

区分 年度	H28	29	30	R 1	2	3	4
大麻除去本数	117, 122	106, 523	43, 041	60, 450	50, 173	48, 239	47, 417
けし除去本数	8, 319	5, 079	3, 487	4, 297	9, 401	10, 442	2, 895

資料:医療薬務課

2 立ち直り支援

(1) 警察

ア 少年警察活動の基本

少年警察活動は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動であり、

- ・ 少年の健全育成の精神
- ・ 少年の心理、生理その他少年の特性に関する理解
- ・ 少年の性行及び環境を洞察するなど処遇の個別化
- 少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないようにすることへの配意
- ・ 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向への配慮

を基本としている。

イ 非行少年を生まない社会づくりの推進

(ア) 少年の立ち直り支援活動の推進

少年相談への対応、非行などの問題を抱えた少年や犯罪被害を受けた少年に対する継続的な支援を強化するため、令和3年4月、これまで警察本部に設置していた少年サポートセンターに加え、青森警察署、八戸警察署、弘前警察署に少年サポートセンターを設置した。

少年問題の専門職員である少年補導職員を同センターに集中配置し、少年及びその保護者と継続的に連絡を取り、指導・助言を行うとともに、少年警察ボランティア、大学生ボランティア(少年サポートボランティア「picot」)、関係機関・団体と連携し、少年個々の状況に応じた就学・就労などの支援活動を行っている。

(イ) 少年を見守る社会気運の醸成

社会全体で少年を見守る必要性について理解を得るため、地域の非行情勢について、PTA団体、自治会等に対する情報発信活動を推進するとともに、少年警察ボランティアや防犯ボランティアと連携した声掛け・挨拶運動、社会奉仕活動や各種街頭キャンペーンへの参加など、少年が大人と触れ合うことができる機会の確保に努めている。

(ウ) 街頭補導活動の推進

被害少年及び要保護少年を早期に発見して、継続補導等適切な保護措置を図るほか、不良行為 少年を早期発見・補導するため、街頭補導活動を推進している。

※要保護少年…児童虐待を受けた児童、保護者のいない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置 などが必要と認められる少年をいう。

(エ) 相談活動の推進

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止、いじめ、児童虐待等に係る被害少年 及び要保護少年の保護のため、少年サポートセンター設置の相談電話、インターネット利用の「少年サポートメール」などによる相談活動を推進するとともに、関係機関との一層の連携を図っている。

(オ) 少年の規範意識の醸成活動の推進

少年の規範意識の醸成を図るため、非行防止教室等の啓発活動、少年非行防止 J UMPチームのスキルアップと同チームの活動を推進している。

また、県警察本部及び県教育委員会から合同サポートチームを、学校、PTA、その他少年育成団体の研修会に派遣し、少年の非行防止、犯罪被害防止などの取組を支援している。

(カ) 非行防止活動の推進

「万引き」、「自転車盗」などの非行を防止するため、少年警察ボランティア、学校、PTA、関係機関・団体と連携した巡回の強化及び管理者側に対する自主的防犯対策の指導・要請などの集中対策を推進している。

ウ 福祉犯の取締りの強化

児童の性的搾取を含む福祉犯罪は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、取締りを強化している。

特に、低年齢児童を狙ったグループによる事犯、児童ポルノ販売グループによる事犯、ファイル共有ソフト利用事犯などの悪質な児童ポルノ事犯やコミュニティサイトの利用に起因する児童買春については、各種警察活動を通じてその把握に努め、把握した場合には速やかな捜査を行い、検挙の徹底を図っている。

エ 被害少年支援対策の推進

犯罪被害に遭った少年に対しては、二次被害の防止を図るため、心身への影響に配慮しつつ、個々の被害少年の事情に即した適切な助言を行っているほか、必要に応じて、被害少年カウンセリングアドバイザーの専門的助言を受けるなど、少年の特性に配意した効果的な支援を行っている。

オ 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進

善良な風俗環境を保持するため、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業、児童の性に着目した営業などの実態把握に努め、各種営業者への指導、警告及び取締りを強化し、少年の有害環境への接触の未然防止を図っている。

また、携帯電話販売会社などに対して課せられている保護者へのフィルタリング説明義務、フィルタリング有効化措置義務等が徹底されるよう携帯電話販売会社などに要請するとともに、保護者説明会などの機会を利用した広報啓発活動により、フィルタリングに対する保護者理解の浸透、少年による有害情報の閲覧やインターネットに起因する福祉犯被害の防止を図っている。

カ 児童虐待への対応における取組の強化

児童の安全の確認及び保護を最優先とした児童虐待への迅速な対応、各種活動を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、児童の安全確認及び保護を最優先とした迅速な対応を図っている。

また、被害児童を認知した際は、速やかに児童相談所へ通告し、関係機関との緊密な連携を保つなど、児童の保護のための措置を講じている。

キ 学校におけるいじめ問題に対する的確な対応

学校におけるいじめ問題に関しては、学校等関係機関と連携を図るとともに、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、迅速・的確な対応を行っている。

(2) 家庭裁判所

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和24年1月1日に発足した。

家庭裁判所は、このような夫婦、親子、相続、戸籍、家族の福祉等に関するいろいろな問題の家事 事件について審判や調停を行い、また、罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等に関する少年 事件について、審判を行っている。これらは、非公開の手続きで行われる。

○ 少年保護事件

少年法における「少年」とは、20歳未満の者をいい、このうち、18・19歳の者は、成年年齢の引き下げなどにより、重要な権利・自由を認められ、責任ある主体として社会に参加することが期待される立場となったが、なお成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できることから、「特定少年」とされ、少年法の適用対象とされている。特定少年については、その立場に応じた取扱いをするため、17歳以下の少年とは異なる特例が定められている。

家庭裁判所が、少年保護事件として扱うのは、主に①犯罪少年(罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の少年)、②触法少年(刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為の時 14 歳未満であったため、法律上、罪を犯したことにならない少年)、③ぐ犯少年(18 歳未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある少年)の事件である。

少年保護事件のほとんどは検察官、警察官から送致されてくるが、これら以外の機関(例えば、児 童相談所等)や一般の人も、それぞれの立場から、送致又は通告できるようになっている。

事件を受理した家庭裁判所は、少年に対し、心理学、教育学、社会学等の専門的知見を活用した家庭裁判所調査官による調査を行い、さらに、家庭裁判所の中にある医務室で精神面及び身体面等の医学的な検査や診断をすることもある。また、詳しい心身鑑別の必要が生じたときには、少年に少年鑑別所の鑑別を受けさせ、その結果を活用している。

少年に対する処分は、非行に陥った少年を保護し、教育することにより健全な市民として更生させることを目的としており、家庭裁判所の教育的措置によって、少年が立ち直ったため、特に処分を必要としない状況にあると認められる場合には、審判不開始又は不処分の決定となる。近年は、保護者への指導助言をより強化し、また、万引き等事件について、被害者の立場を考えさせる講習を実施するなど、教育的措置の充実を図っている。

審判が開かれると、裁判官は、単に非行の内容だけでなく、その背後にあるいろいろな事情について詳しく審理し、かつ、少年の更生を十分考えた上で、少年の処分を決定する。また、重大な事件については、検察官が関与し、合議体により審理を行うこともある。少年や家庭の問題に応じて、児童福祉法による措置が適当であれば知事又は児童相談所長に事件を送り、あるいは、保護観察所の指導、監督が必要であれば保護観察決定がされる。在宅での保護が困難な場合には、少年院や児童自立支援施設において指導、訓練を受けさせることもある。

また、家庭裁判所は少年に刑罰を科することが適当と認めた場合には、事件を検察官に送って刑事裁判を受けさせることもある。以上のほかに、中間的な処分として、少年を家庭裁判所調査官の試験観察に付して一定期間生活状況を観察したり、老人福祉施設等で社会奉仕活動に従事させて、その経過を見た上で最終処分を決めることもある。なお、被害者等の意見聴取、審判傍聴、審判結果通知及び記録の閲覧謄写など、被害者等に対する配慮の充実も図られている。

第 2-3-31 表 青森家庭裁判所全管内少年保護事件新受状況(事件種類別新受人員) (単位:人)

事件	年 種類別	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
_	刑法犯	255	194	171	147	183
般	特別刑法(除く自動車運転死傷処罰法犯及び道路交通保護事件)	21	18	28	7	18
保護	ぐ犯	4	2	5	0	2
事	その他					1
件	計	280	214	204	154	204
道路	道路交通法違反保護事件		36	32	27	23
総数		322	250	236	181	227

※令和4年4月から項目の追加あり。

出典:司法統計年報

(単位:人)

	年		平成 30 年			令和元年			令和2年			令和3年			令和4年	
終局決定 別		総数	一般	道交 法	総数	一般	道交 法	総数	一般	道交 法	総数	一般	道交 法	総数	一般	道交 法
検察官送 致	年齢超 過	8	6	2	7	6	1	6	5	1	8	8	0	10	8	2
快宗日迈 玖	刑事処分相 当	11	1	10	9	3	6	10	3	7	2	0	2	9	2	7
	保護観察(17歳以下)※	53	31	22	57	36	21	59	40	19	49	29	20	24	17	7
	保護観察 (特定少年・収容期間有)													7	6	1
保護処 分	保護観察 (特定少年・収容期間無)													9	5	4
保護処分	児童自立支援施設、児童養護施設送 致	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	少年院送致 (17歳以下) ※	7	7	0	4	4	0	7	7	0	13	12	1	2	2	0
	少年院送致(特定少年)													2	2	0
知事・児童村	相談所長送 致	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不処 分		113	109	4	100	96	4	102	100	2	79	79	0	88	88	0
不開 始		69	68	1	41	41	0	51	50	1	18	16	2	37	36	1
従たる事 件		8	7	1	8	7	1	8	7	1	6	6	0	8	7	1
移送・回 付	·	28	26	2	19	14	5	16	14	2	9	8	1	21	18	3
総数	·	299	25 7	42	249	211	38	260	227	33	184	158	26	218	192	26

※ただし、令和4年3月までは18歳、19歳を含む既済人員

出典:司法統計年報

(3) 少年鑑別所(法務少年支援センター)

少年鑑別所は、法務省所管の施設であり、現在は平成27年に施行された少年鑑別所法(平成26年法律第59号)に基づき業務を行っている。各都道府県庁所在地など、全国で52か所(本所・支所を含む。)に設置されている。

少年鑑別所の主たる業務は、(ア) 家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、

(イ) 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、(ウ) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことである。

少年鑑別所法により、少年鑑別所視察委員会の設置、救済や苦情の申出制度等、施設運営の透明性を確保するための法体制が整備されている。

(ア) 鑑別

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識や技術に基づき、対象者について、その非行等に影響を及ばした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するための適切な指針を示すことであり、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行っている。

(イ) 観護処遇

家庭裁判所により観護の措置が執られて収容された者の収容期間は、おおむね4週間以内である。 収容された少年たちが落ち着いた気持ちで審判を受けられるように、明るく静かで規則正しい生活 環境を整備するなど配慮している。また、少年たちが成長過程にあることを踏まえ、その健全な育 成のため少年一人一人の自主性を尊重しつつ、学習支援や一般教養の付与等の支援を行っている。 なお、年次別の年間収容人員は、第2-3-33表のとおりである。

第 2-3-33 表 青森少年鑑別所年間収容人員(過去 5 年) (単位:人)

区分 年別	H30	R1	2	3	4
男	21	15	17	18	17
女	4	3	4	3	3
計	25	18	21	21	20

資料:矯正統計年報

(ウ) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助(地域援助業務)

非行・犯罪に係る専門的知識や技術を活用し、地域社会における非行及び犯罪の防止、青少年の 健全育成のために、本人や保護者等の個人及び関係機関や団体(以下、「機関等」という。)の依頼 に応じ、次に示す様々な活動を行っている。

① 情報の提供

本人・保護者や機関等に対して、非行・犯罪をした者の特性や他の関係機関に関する情報など を提供する。

② 助言

本人・保護者や機関等に対して、特定の対象者のために必要な対応策や処遇方針、指導計画等 についての助言を行う。

③ 各種調査の実施

本人・保護者や機関等の依頼に応じて、知能検査、性格検査、職業適性検査等を実施する。

④ 心理的援助

本人・保護者や機関等の依頼に応じて、面接、カウンセリング、各種プログラム等を実施する。

⑤ 青少年の健全育成活動の実施、協力 機関等が実施する社会貢献活動や行事等に協力する。

⑥ 事例検討会の実施、出席

機関との事例検討会において、対象者の処遇方針等について助言を行う。

⑦ 講演・研修

機関等に対する研修・講演・法教育等を実施する。

なお、地域援助業務として活動する場合には「法務少年支援センター」として業務を行っており、令和4年における地域援助業務実施人員は、第2-3-34表のとおりである。

第 2-3-34 表 地域援助業務実施人員(令和 4 年) 単位:人(() 内は件数))

Г				機関・団体	体関係の方 な	いらの相談	
	区分	一般の方 からの 相談	合計	個別の 対象者に 係る援助 *1	事例 検討会	講演・ 研修 *2	その他
	件数	15	1008	104	14(12)	890 (24)	0

資料:矯正統計年報

- (注) 1 令和4年に実施した機関等の相談における個別の対象者に係る援助の内容…心理検査の実施、問題行動がある 少年への継続的なカウンセリングの実施等
 - 2 令和4年に実施した研修・講演の内容…小中学校及び高等学校等での法教育(いわゆる出前授業(アサーション、薬物乱用防止教室、性教育))、職員研修等への講師派遣等

(4) 保護観察所

保護観察所は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の推進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的に設置された法務省の機関である。

本県においては、青森市に青森保護観察所が置かれ、国家公務員である保護観察官とともに民間ボランティアである保護司が協働して、更生保護関係団体等と連携しながら業務に取り組んでいる。

また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、社会復帰調整官が、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、対象となった者の病状の改善及び同様の行為の再発防止を図っている。

(ア) 保護観察

保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と保護司が協働して実施する(事案に応じて、複数の保護観察官

又は保護司が担当する場合もある。)。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなど指導監督を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の補導援護を行っている。

なお、保護観察の種類及び保護観察期間については、第2-3-35表のとおりであり、保護観察事件の年間取扱い件数は、第2-3-36表のとおりである。

○ アセスメントに基づく保護観察の実施 (CFP: Case Formulation in Probation/Parole)

理論的かつ実証的な根拠を基盤とし保護観察対象者に係る情報の収集及び分析の方法を構造化したアセスメントツールとしてCFPを定め、再犯又は再非行のリスクの程度に応じた処遇密度(面接の頻度及び方法、指導監督、補導援護その他の処遇による介入の程度等)を踏まえ、保護観察対象者の犯罪又は非行に結びつく要因や過程等に関する適切な仮説に基づく的確かつ最もふさわしい介入方法を選択して保護観察処遇を実施するとともに、保護観察の実施状況に応じアセスメントに基づく各種措置等の判断を適期適切に行うことにより、保護観察の実効性を高めることを目的としている。

〇 如遇区分

再犯又は再非行のリスクの程度を踏まえた処遇密度の高低を示すものであり、5 つの処遇区分がある。保護観察対象者のある一時点における再犯又は再非行のリスクの程度を示す指標としても位置付けられる。

〇 類型別処遇

効果的な保護観察のため、保護観察対象者の心理や犯罪又は非行を誘発する要因及び改善更生を 促進する要因に焦点を当て、個々の保護観察対象者の特性に適合した方法で、指導監督及び補導援護 を実施するものであり、4領域16類型に全体の構造が体系化されている。

○ 専門的処遇プログラム

一定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して、その犯罪傾向の改善のため、認知行動療法(自己の思考や物事の捉え方のゆがみを自覚させ、行動パターンの変容を促す心理療法の一つ)を理論的基盤として、体系化された手順に基づき行われるもので、性犯罪再犯防止プログラム、暴力防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラムの4種類がある。プログラムの受講は遵守事項により義務付けられる場合と保護観察対象者の任意意思で実施する場合がある。いずれのプログラムも中心は全5回のコアプログラムであり、薬物再乱用防止プログラムについてはコアプログラム修了後にステップアッププログラムがある。

○ 社会貢献活動

社会貢献活動は、保護観察対象者が地域社会に貢献する活動を行い、社会の役に立つ体験を通じて、 人の役に立てるという感情(自己有用感)や社会のルールを守る意識(規範意識)を育むとともに、 一緒に活動するボランティア等とのコミュニケーションを通じて社会の一員としての意識(社会性) を高める効果が期待される保護観察処遇の一つである。

○ ジョブキャリア学習

特定少年(処分時 18・19 歳)で、就労意欲が乏しい者、当面就労の見込みが無い者などに対し、望ましい勤労観・職業観の醸成を図り、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むことを目的として実施するものである。ワークブックを用いた学習に加え、就労準備講習会や職場体験講習、職場見学会等の体験学習を実施する。

○ 修学支援パッケージ

修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の対象者の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施することにより、再犯・再非行を防止し、修学を通じた円滑な社会復帰を図ることを目的として実施するものである。対象者のニーズを踏まえ、学習支援や学校等の関係機関とケース協議を実施するなどの支援を行う。

○ 親業を学ぶ会

保護観察対象者や生活環境調整対象者の保護者等に対し、子どもとのより良い意思疎通のあり方や働きかけの改善について学ばせることにより、親子関係の調整を図り、対象者の改善更生に資することを目的として実施するものである。親業訓練インストラクターによる講話等を行っている。

第 2-3-35 表 保護観察の種類及び保護観察期間

	保護観察の対象となる者	保 護 観 察 の 期 間
保護観察処	家庭裁判所の決定により、保護観察に付さ	処分時 18 歳未満:原則として 20 歳まで
分少年	れた者	処分時 18・19 歳(特定少年): 2 年又は 6 月
少年院	地方更生保護委員会の決定により、少年院	少年院仮退院の日から仮退院の期間が満了するまで。
仮退院者	から仮退院を許された者	処分時 18 歳未満:原則として 20 歳まで
		処分時 18·19 歳 (特定少年): 3 年以下
仮釈放者	地方更生保護委員会の決定により刑務所等	仮釈放の日から残刑期間の満了する日まで。
	から仮釈放を許された者	
保護観察付	裁判所の判決により、刑の全部の執行を猶	 刑の全部を猶予された期間、又は刑の一部を猶予さ
執行猶予者	予され保護観察に付された者、又は、刑の一	れた期間で、いずれもその期間が満了するまで。
	部の執行を猶予され保護観察に付された者	

資料:青森保護観察所

第 2-3-36 表 青森県内における保護観察事件の年間取扱件数

(単位:件)

					(1 32 : 117
年別 号別	平成 30 年	平成 31 年 令和 1 年	令和2年	令和3年	令和4年
保護観察処分少年	97	103	104	84	64
少年院仮退院者	16	13	9	8	14
仮釈放者	108	114	92	108	92
保護観察付執行猶予者	120	94	88	79	80
合 計	341	324	293	279	250

資料:青森保護観察所

(イ) 生活環境の調整

矯正施設に収容されている者の社会復帰に備えて引受人等の引受意思を調査し、釈放後の帰住環境の調整を行い、改善更生に最も適した環境を整えておくことである。生活環境の調整は、矯正施設に収容された後速やかに開始し、釈放になるまで計画的・継続的に行われる。

(ウ) 更生緊急保護

刑務所から満期釈放された人や裁判で執行猶予となった人若しくは検察庁で起訴猶予になった人などが、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、家族や親戚、公共の福祉機関などから自立更生に必要な保護や援助が得られない場合に、本人自身の申出により、当面の宿泊所の提供や食事の供与、就業の援助、社会生活の訓練といった必要な援助を行うものである。

(エ) 就労支援・居住支援

犯罪や非行をした人が、再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任のある社会生活を送ることが重要である。そのため法務省と厚生労働省が連携し、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、協力雇用主のもとでの積極的な就労やトライアル雇用や身元保証制度などの就労支援メニューを活用した支援を行うものである。

更生保護施設プラザあすなろ、自立準備ホーム(県内5か所)、居住支援法人等と連携した居住支援を 実施している。

(オ) 犯罪被害者等施策

犯罪・非行による被害者等に対して、更生保護においては、仮釈放等について意見等を述べたい被害者等の支援や、保護観察中の加害者に心情を伝える制度、保護観察中の処遇状況等の通知、不安や悩みに対する相談・支援等の制度を設け、被害者等の思いに応えるよう努めるとともに、保護観察対象者の反省や悔悟の情を深めさせることにも資する施策を行っている。

(カ) 犯罪予防活動

犯罪や非行の予防のため、世論の啓発や社会環境の改善に努める活動として、更生保護における犯罪 予防活動の特色は、社会内処遇実施者としての専門的知識や経験を生かしつつ、犯罪を抑止する社会的 諸条件の強化促進に焦点をおいている。

さらに、犯罪や非行に陥った人の社会復帰に対する地域社会の関心・理解を深め、地域社会がそれらの人を排斥することなく地域社会の一員として受入れ、その更生を援助することによって、新たな犯罪・非行を防止することを目指している。

毎年7月を強調月間として「社会を明るくする運動」を実施し、青森県では、県知事を推進委員長として、県内各地で、街頭や地域のイベント等における広報活動、座談会、講演会、スポーツ大会等を通じ、犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼び掛けている。

(キ) 保護司

保護司は、社会奉仕の精神をもって、保護観察所の所掌事務に従事する非常勤の国家公務員として、 法務大臣が委嘱し、県内を11の区域に分けた「保護区」に配属されている無給のボランティアである。 県内の保護司定数は630名で、保護観察や生活環境の調整に従事するほか、保護区ごとに保護司会を組織し、地域の関係機関・団体と、地域における犯罪予防を始めとする様々な活動を行っている。

令和5年10月1日現在、11地区の保護司会が「更生保護サポートセンター」を自治体等の協力を得て公共施設内に設置し、地域の安心・安全の拠点となっている。また、県単位の組織としては青森県保護司会連合会がある。(令和3年10月1日現在 保護区数11 保護司数583人)

近年、保護司の担い手確保が難しくなってきており、県内の保護司数が減少傾向にある。そのため、 保護司の適任者、特に若手や有職者の保護司の確保に向け、保護司活動インターンシップの実施、ICT 化 の推進や保護観察対象者との面接場所確保など、保護司活動の環境整備などの取り組みを進めている。

(ク) 民間協力組織

(1)	民间肠刀組織	
関	関係組織等	主 な 活 動 内 容
更	生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である。更 生保護事業には、更生保護施設を設け、被保護者に宿泊所を提供して必要な保護を行う継続保 護事業、宿泊所は提供せず帰住の援助、金品の給貸与、生活相談等の保護を行う一時保護事業 及びこれらの事業等に対する連絡・助成等を行う連絡助成事業がある。
	更生保護法人 青森県更生 保護協会	被保護者に対する一時保護事業の他、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係団体の活動への助成、更生保護関係者の研修の実施及び更生保護に関する世論の啓発等の連絡助成事業を行っている。
	更生保護法人 あすなろ	更生保護施設プラザあすなろを設置し、保護観察対象者、満期釈放者、執行猶予者及び起訴猶予者等で、適当な住居が無いため更生のための保護を必要としている者を宿泊させ、食事の給与、就職の援助、生活指導その他の保護を行うことを目的としている。
更	生保護女性会	女性としての立場から、地域の犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、 次代を担う青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人たちの更生に協力することによって、 犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体である。 (令和5年4月1日現在 地区会数22 会員数846人)
(Bi	3S会 ig Brothers and isters Movement)	非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年によるボランティア活動である。(令和5年1月1日現在 地区会数5 会員数52人)
協	3.力雇用主	保護観察対象者や更生緊急保護対象者をその前歴にこだわることなく積極的に雇用等し、職業生活の補導の面から更生保護事業に協力している民間篤志事業家である。 (令和5年10月1日現在 196事業所)
自	立準備ホーム	施設の一部を、生活する場のない保護観察対象者、満期釈放者、執行猶予者及び起訴猶予者等に提供し、宿泊や食事の給与等を行う福祉施設等である。青森県内では5事業所が登録されている。
		次则 主木口芸組 京司

資料:青森保護観察所

(ケ) 医療観察

医療観察法は、心神喪失等の状態で、重大な他害行為を行った者に対してその適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的としている。

社会復帰調整官が指定通院医療機関等の関係機関と連携し、対象者の居住地の選定や医療及び援助の 確保のための必要な調整を行っている。また、通院処遇中は、対象者の居住地等を訪問し、通院及び生 活状況を確認し、必要な助言や指導等を行っている。

第6節 子どもの貧困対策の推進

困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、未来を担う子どもたちが、いわゆる貧困の連鎖によって将来が閉ざされることのないよう、本県の貧困対策を進めていくための指針として、「第2次青森県子どもの貧困対策推進計画」を令和3年3月に策定した。

1 計画に基づく施策の推進

本計画に掲げる「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」、「新型コロナウイルス感染症等への影響への支援」の5つを基本方針として施策を体系化し、すべての子どもたちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指して取組を推進している。

(1) 教育の支援

子ども・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないよう、学校を地域に開かれた プラットホームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減などの総合的な取組を推進して いる。

(2) 生活の安定に資するための支援の推進

親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、SOSを出せない子どもや家庭を支援するため、相談支援につなげる子どもの居場所づくりや生活の安定に資するための支援を推進している。また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援を始め、相談機能の充実や支援施策の周知など、きめ細かな生活面の支援を図っている。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援の推進

世帯の生活の安定が図られるよう、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられる労働環境の確保と、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう、保護者に対する就労の支援を推進している。

また、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至るなど、不安定な就労形態にある家庭が多いことから、その改善のため、より高い収入が得られる就業を可能とするための支援を図っている。

(4) 経済的支援の推進

生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度など、様々な支援を組み合わせて世帯の生活の基盤を維持していけるよう経済的支援を図っている。

また、ひとり親家庭に対して、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての周知のほか、養育費の確保の推進を図っている。

(5) 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援の推進

新型コロナウイルス感染症など社会経済に大きな影響を与える事態が生じた場合、ひとり親家庭等の困窮家庭においては、経済的にも生活面においてもその影響を受けやすいことから、危機的な状況を未然に防ぐための支援を推進している。

2 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、教育関係者、社会福祉事業従事者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、学識経験者で構成される、青森県子どもの貧困対策等推進委員会を設置し、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行い、その状況について、県ホームページで公表している。

第7節 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

1 子ども・若者の自殺対策の推進

平成29年度に策定した「いのち支える青森県自殺対策計画」では、基本施策の一つとして「児童生徒の自殺予防に向けたこころの教育等の推進」、重点施策の一つとして「子ども・若者対策」を掲げ、庁内外の関係機関と連携の下、以下の事業を含めた総合的な対策に取り組んでいる。

(1) SOSの出し方教育の推進

児童生徒の自殺予防に向けた心の教育、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の 仕方を身につける教育=SOS の出し方教育について、既に各市町村単位で取り組みが進められている。 いのち支える青森県自殺対策計画の評価指標において、令和 5 年度までに全市町村で取組むことを 目標としていることから、市町村自殺対策担当課及び市町村教育委員会等を対象に実施方法等の周知 事業を実施している。

(2) SNS相談事業の実施

平成30年度から、県内の中学生、高校生及び大学生等の若年層を対象に、若年層のコミュニケーション手段がSNSに移行していることを踏まえ、SNSによる即応性のある文字情報による相談事業を実施し、若年層の「相談したい気持ち」に対応し、若年層が抱える悩みの早期解消を図っている。

2 外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援

県内の小・中・高等学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒が安心して学べるよう、県内関係機関と連携し、日本語指導体制の確保とその充実のための支援を行っている。

具体的な取組として、「日本語指導スタートアップパッケージ」による日本語の支援、中学生・高校生の進学やキャリア支援のための取組、外国人保護者と学校の連携のための取組が進められている。

3 性的マイノリティに対する理解の促進

性的マイノリティ(生まれつきの身体の性、性別自認、性的指向、性別表現が多数の人と在り方が異なる人々のこと)を理由として困難な状況におかれている子ども・若者等に対する偏見・差別をなくし、県民の理解を促進するための普及活動を行うこととしている。

第8節 困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援

1 関係機関等による相談支援体制の強化

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者や その家族に対する総合的な支援を推進するため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの各 分野における関係機関等により構築したネットワークにおける相互の連携・協力体制の強化に努めている。

(1) 青森県子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者支援に関わる関係機関の連携・協力体制を強化するため、平成25年度から、子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会として、「青森県子ども・若者支援地域協議会」を設置している。同協議会は、教育、福祉、保健、医療、雇用などの各分野における公的相談機関や行政担当課、民間支援団体、学識経験者など、計31の構成機関で構成されている。

(2) 地域ネットワーク会議の実施

「青森県子ども・若者支援地域協議会」に、地域における関係機関等が連携して支援する体制の強化及び地域の課題解決に向けた協議会の円滑な運営を図るため、令和元年度から県内3地域(津軽、県南、下北)に地域ネットワーク会議を設置している。また、各地域ネットワーク会議の事務局運営を民間団体に業務委託することにより、会議や研修等の企画運営の試行・実践を通じて連絡調整団体として育成している。

【令和4年度の実施内容】

○ 県内3地域(津軽・県南・下北) 令和4年6月~令和5年2月 会議 各3回、研修会 各1回 計 各4回

(3) 「子ども・若者総合案内」の設置・運営

困難を有する子ども・若者やその家族が適切な支援を受けることができるよう、各分野における様々な相談窓口等の周知に努めるとともに、どこに相談したらよいかわからない方などに対して、適切な相談機関を紹介・案内するための「子ども・若者総合案内」(専用電話)を青少年・男女共同参画課内に設置(平成25年6月)している。

2 支援対応能力の向上と支援機関の周知

(1) 合同相談会の開催

地域ネットワーク会議では、支援対応能力の向上のための研修を実施するとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者やその保護者等が地域に構築された総合支援体制につながることができる機会づくりに取り組んでいる。

【令和5年度の実施内容】

多くの相談支援機関が一堂に会することで「ワンストップ」が可能となる合同相談会を県内3地区で各1回開催した。その際、地域内市町村広報と連携し、集中的に周知活動を行った。

(2) 「あおもり子ども・若者支援機関マップ」の作成・配布

青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会の構成機関を中心とする子ども・若者支援に関する相談窓口や専門機関を紹介した「あおもり子ども・若者支援機関マップ」を、平成25年度から毎年度作成しており、各相談機関や市町村窓口などを通じて配布するほか、県ホームページに掲載している。あわせて、当事者やその家族等に対して地域の相談支援体制の周知を図るため、LINE等SNSを使った広告配信を当事者に向けて配信している。

第4章 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成

第1節 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成

1 グローバル社会で活躍する人財の育成

(1) 国際理解教育の推進

高校生がグローバルに活躍するための英語活用機会の増加を目指し、幅広い教養や主体的に課題を発見し解決する国際的素養を身に付けた人材を育成する。具体的には、協定締結した台湾の高校との教育交流や韓国済州特別自治道において開催される済州国際青少年フォーラムへ高校生の派遣が行われる。

(2) 国際交流

ア 内閣府青年国際交流事業

この事業は、日本や各国を代表する青年が、共に国際的課題についてのディスカッション等の活動を行うことを通じ、国際的視野を広げ、国際協調の精神と実践力を向上させ、リーダーの育成を目指すことを目的に内閣府が毎年度実施しているもので、以下に述べる5つの事業で構成されている。

(7) 国際社会青年育成事業

昭和、平成の皇太子殿下の御成婚記念事業を、2019年のお代替わりを契機にして発展させた事業であり、2か国に日本青年を派遣している。訪問国では、地元青年との社会課題に関するディスカッション、施設訪問及びホームステイを行う。また、帰国後は派遣先から招へいした外国青年と国際青年交流会議に参加する。

(イ) 日本・中国青年親善交流事業

1978年の日中平和友好条約が締結されたことを記念し、1979年から開始された事業で、日本・中国両政府が共同で実施している。文化紹介やホームステイを通した交流とともに、ビジネス環境・就職・ボランティアの状況などについて、両国の共通点や相違点などを掘り下げて考える機会ともなる大学生との意見交換、グローバルに飛躍をとげる中国の先進企業訪問、起業をめぐるビジネス制度等に関連する施設の訪問等を行う。

(ウ) 日本·韓国青年親善交流事業

1984年の日韓両国首脳会談における共同声明の趣旨を踏まえ、1987年から開始された事業で、日本・韓国両政府が共同で実施している。文化紹介やホームステイを通じた交流、地球環境、文化、教育、社会福祉等の各種施設、先進企業の訪問やディスカッション等を行う。これらを通じて、日韓関係の将来に向けたありようについて踏み込んで考え、どのような領域で青年たちが東アジア地域の発展に貢献できるか考える。また、日本に招へいした韓国青年との合宿文化交流会等を行う。

(エ) 「東南アジア青年の船」事業

1974年に開始したわが国と ASEAN 諸国との共同事業で、ASEAN10 か国の青年と船内等で共同生活をしながら、ディスカッションや文化交流を行っている。東南アジア各国から選び抜かれた青年とのネットワークを構築するとともに、アジア地域の未来を担う人材の育成を図る。

(オ) 「世界青年の船」事業

1967年度開始の「明治百年事業」にルーツがある事業で、毎年異なる世界 10 か国から集まった外国青年と船内等で共同生活をしながら、ディスカッションや文化交流を行っている。プロジェクトマネジメントや異文化対応を、理論・実践の両面で強化することに重点をおいた事業を行う。

(カ) 地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」

高齢者、障害者、青少年の3分野に特化した社会活動経験者向けの事業である。各国で同じ分野で働く同世代の若者との交流や政府機関・関連団体及び施設の訪問や意見交換等を通じて、人

的ネットワークを形成し、社会課題解決能力を高める活動を行う。

第 2-4-1 表 青森県からの内閣府青年国際交流事業派遣状況

(単位:人)

年度 事業名	平成30年度までの累計	令和元	2	3	4	合計
青年海外派遣	71	2	中止	中止	0	73
国際社会青年育成						
日本・中国青年親善交流						
日本・韓国青年親善交流						
東南アジア青年の船	9	0	中止	中止	0	9
世界青年の船	22	0	中止	中止	0	22
次世代グローバルリーダー	1				0	1
地域課題対応人材育成	0	0	中止	中止	0	0
### H	103	2		中止	0	105

資料:青少年·男女共同参画課

イ 青年農業者の海外研修

公益社団法人国際農業者交流協会が行う、主に 20 代の農業青年を対象としたアメリカ、ヨーロッパ等での長期研修プログラムへの参加推薦により、青年農業者の農業技術や経営管理能力の向上、国際的視野の拡大を図っている。

第 2-4-2 表 青森県からの青年農業者海外研修推薦状況

(単位:人)

年度 区分	平成27	28	29	30	令和元	2	3~5
アメリカ	1		_	_	_	1	_
オランダ			_	1	_		_
計	1	_	_	1	_	1	_

資料:構造政策課

(3) 外国青年受入状況

ア 外国青年招致事業

県内における外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の発展を図るため、総務 省、文部科学省、外務省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下に「語学指導等を行う外国青 年招致事業」を実施しており、本県の令和5年度の受入状況は次のとおりである。

- (ア) 日本人教師の外国語授業の助手として職務に従事する「外国語指導助手(ALT)」153人を招致又は再任用し、主に教育委員会または私立学校に配置した。(第2-4-3・4表)
- (イ) 外国からの訪問客の接遇、外国語刊行物の翻訳・監修、イベント等の通訳などの職務に従事する「国際交流員(CIR)」14人をアメリカ、イギリス、オーストラリア、ドイツ、韓国及び中国の各国から招致又は再任用し、県及び市町村に配置した。(第2-4-3・4表)

なお、昭和62年度からの招致人員は延べ3,533人である。(第2-4-4表)

第2-4-3表 語学指導等を行う外国青年招致人員内訳(令和5年9月1日現在)

(単位:人)

_									(手匠・八)
	玉	1		名			外国語指導	国際交流員	計
	_	-		. 1			助手(ALT)	(C I R)	н
ア	メ	IJ	カ	合	衆	国	128	6	134
イ		ギ		IJ		ス	7	2	9
オ	Ţ	ス	١	ラ	IJ	ア	1	1	2
力			ナ			ダ	7		7
ド			イ			ツ		1	1
中	華	人	民	共	和	国		2	2
大		韓		民		国		2	2
セ		ル		ビ		ア	1		1
フ	-	1	IJ	ŀ	<u>-</u> °	ン	4		4
南	ア	フ	リス	7 共	和	玉	1		1
モ	_	IJ	,	シ	ヤ	ス	1		1
イ			ラ			ン	1		1
1	リニ	・ダ	<u> </u>	` •	トバ	ゴ	2		2
			計				153	14	167
								24.	N 3545-3538

資料:誘客交流課

第 2-4-4 表 語学指導等を行う外国青年招致事業外国青年招致数(令和5年9月1日現在)

(単位:人)

	f	和5年度	(* B	Ŕ	予和4年月	£	昭和62年度~令和3年度					
団体名	CIR	ALT	計	CIR	ALT	計	CIR	専任PA	ALT	SEA*	計	
青森県	4		4	4		4	134	7			134	
教育庁	1	28	28	_	29	29		2	971	5	978	
小計	4	28	32	4	29	33	134	2	971	5	1, 112	
青森市	2	17	19	2	17	19	72	_	235	Ť	307	
弘前市	1	17	18	1	18	19	9		182		191	
八戸市	1	20	21	1	18	19	24		244		268	
黒石市	1	4	5	1	4	5	3		67		70	
五所川原市	1	4	4	1	4	4			80		80	
十和田市	+	8	8		8	8	2		102		104	
三沢市	+	5	5		4	4			36		36	
むつ市	1	5	6	1	5	6	17		106		123	
	1			1								
つがる市	1	4	5	1	4	5	34		96		130	
平川市	+	2	2		2	2			59		59	
平内町	+	1	1		2	2	4		36		36	
今別町		1	1		1	1	4		25		29	
蓬田村	+ -	1	1		1	1			20		20	
外ヶ浜町	+ -	2	2		2	2	- 10		36		36	
鰺ヶ沢町		1	1		1	1	13		33		46	
深浦町	+ -	2	2		2	2	5		33		38	
西目屋村	1											
藤崎町					1	1			30		30	
大鰐町	1	1	1		1	1			27		27	
田舎館村		1	1		1	1	6		6		12	
板柳町		1	1		1	1	21		31		52	
鶴田町	1	1	2	1	1	2	30		34		64	
中泊町		2	2		2	2			61		61	
野辺地町		2	2						7		7	
七戸町		2	2		2	2	9		41		50	
六戸町		3	3		3	3	16		15		31	
横浜町		2	2		2	2			16		16	
東北町		1	1		2	2			25		25	
おいらせ町		3	3		3	3			22		22	
六ヶ所村	2		2	2		2	38		24		62	
大間町									14		14	
東通村									5		5	
風間浦村		1	1		1	1			20		20	
佐井村		1	1		1	1			15		15	
三戸町		1	1		1	1			41		41	
五戸町		3	3		3	3			68		68	
田子町		2	2		2	2			33		33	
南部町									52		52	
階上町		2	2		2	2			31		31	
新郷村									6		6	
中部上北広域事業組合		1	1		1	1			32		32	
東部上北教育研究協議会									52		52	
市町村計	10	124	134	10	123	133	303		2,098		2, 401	
私立学校	†	1	1		2	2			20		20	
県計	14	153	167	14	154	168	437	2	3, 089	5	3, 533	

(注) ※はスポーツ国際交流員

資料:誘客交流課

(4) その他

ア JICA海外協力隊

JICA海外協力隊は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施しているボランティア事業の一つで、開発途上国の人々のために、自分の持っている技術や経験を生かしたいという強い意欲を持った青年を派遣する事業である。

本事業の昭和 40 年発足以来、本県からは、世界 74 ヶ国で 470 人の派遣実績がある。(令和 5 年 10 月 1 日現在) (第 2-4-5 表)

(ア) 対 象 国:アジア、アフリカ、中南米、大洋州、中東、欧州の約90か国

(イ) 活動分野と職種:計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、 人的資源、保健・医療、社会福祉の9分野、約120職種

(ウ) 派 遣 期 間:原則として2年間

(エ) 応募資格:満20歳から満69歳までの日本国籍を有する者

(オ) 待 遇:現地生活費、往復渡航費等は国際協力機構の負担

イ 日系社会青年ボランティア

日系社会青年ボランティアは、中南米の日系人社会の一層の発展を図るため、独立行政法人国際協力機構 (JICA) が満 20 歳から満 69 歳までの青年をボランティアとして派遣する事業である。昭和 60 年発足以来、本県からは、世界 3 ヶ国で 10 人の派遣実績がある。(令和 5 年 10 月 1 日現在)

ウ 三沢基地内大学県民就学推進事業

三沢基地内大学県民就学推進事業は、青森県の発展に貢献する国際性に富む有為な人材を育成するため、県内に居ながら三沢米軍基地内にあるアメリカの大学等(メリーランド大学、トロイ大学院、エンブリーリドル航空大学)への就学を希望する県民を対象としており、これまでの就学者数の累計は、令和5年4月1日現在で581人となっている。

(5) 市町村の青少年国際交流状況

青少年の国際交流事業は、各市町村においても積極的に取り組む姿勢をもっており、継続的あるいは 記念事業としての海外派遣事業や、相互交流を推進する海外青少年の受入事業を積極的に推進している。 令和4年度の実施状況は**第2-4-6表**のとおりである。

第 2-4-5 表 本県出身 JICA 海外協力隊年度別派遣数(令和 5 年 10 月 1 日現在)

(単位:人)

新 4	-4-5 表 本県出身	Y NOID A	#71	`\勋.	/J %	干)及几	אוע ניו		X.	(L)	TH C	7	. 10	7	1 6	1 9%	1 T /					(1	丰117.	: 人)
	派遣国	~H13年度		15		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	合計
	インドネシア共和国	6	_		1		- 1			- 1	1				- 1			- 1					- 1	$\vdash\vdash$	12
	マレーシア	17	_				1	-			- 1									-				_	19
	フィリピン共和国	19			-	- 1		1			1								- 1					1	23
	タイ王国	5			1	1	-		- 1		- 1								1					\vdash	8
	カンボジア王国	3					- 1		1		- 1				-									\vdash	5
	ラオス人民民主共和国	3							-		- 1					- 1			- 1					\vdash	
	東ティモール民主共和国	- 1		-							- 1				-					- 1		ļ	-	\vdash	3
ア	ベトナム社会主義共和国		-	- 1		- 1									- 1					- 1				\vdash	
ジ	中華人民共和国	4	1			1					_					_				_			_	\vdash	(
ア	モンゴル国		١.								2									ı			ı	\vdash	
地 域	ブータン王国	44	1		٠.									_										\vdash	2
134	バングラディシュ人民共和国	11	_		1	1		1						1		1								ш	16
	モルディブ共和国	2								_														\vdash	2
	ネパール連邦民主共和国		_	1					1	2								1	1					\vdash	15
	パキスタン・イスラム共和国	1		1		1																		\vdash	3
	スリランカ民主社会主義共和国	7						1		1		1			1		1							ш	12
	キルギス共和国					1						1			1									\vdash	3
	ウズベキスタン共和国	1					_	_	<u> </u>		2			<u>.</u>	_	_			_	_			_	⊢	3
	小計	89	2	3	3	5	2	3	4	4			0	1	5	3	1	2	3	3	0	0	_		148
	ヨルダン・ハシミテ王国		<u> </u>							ļ.,	2				1				2	_ 1			1	\vdash	
中	シリア・アラブ共和国	4						1		1														ш	(
近	イエメン共和国					1	1																	ш	2
	エジプト・アラブ共和国		_	_	1				1				١.	<u> </u>	_		1	\vdash		<u> </u>		-		ш	1
地 域	モロッコ王国	9	_										1					Ш		_		<u> </u>		ш	10
~34	チュニジア共和国	2		H.	Ļ		—	.	-	٠,	<u> </u>		<u> </u>	Ļ	٠,	Ļ	H,			H	Ļ	-	—	ليسا	2
	<u>小計</u>	15	0	0	0	1	1	1	1	1	2	0	1	0	1	0	1	0	2	1	0	0	1	0	29
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	<u> </u>	<u> </u>	—		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	_	<u> </u>	<u> </u>	.	ш	1	<u> </u>	.		<u> </u>	ш	3
	エチオピア連邦民主共和国	3			<u> </u>		ļ.,		2							1	1	\vdash		_		-		ш	1
	ガーナ共和国	9		_			1		<u> </u>		1	1		<u> </u>	١.		2			<u> </u>	-		_	ш	14
	ケニア共和国	20		<u> </u>	—		<u> </u>	<u> </u>	-	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	_1	<u> </u>		Ш		<u> 1</u>	.		-	ш	22
	リベリア共和国	2		-			-	_		_					_	_		Н		-	-	 		$\vdash \vdash$	10
	マラウイ共和国	14	_		<u> </u>	1	1	2				1						Ш		_		<u> </u>		ш	19
	南アフリカ共和国		1	-	<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>								\vdash				-		ш	
	ウガンダ共和国			-					1	1	1							Ш	1	_		-		ш	4
~	タンザニア連合共和国	14		1		1			2	ļ.,														ш	18
アフ	ザンビア共和国	8						1		1														\vdash	10
ij	ジンバブエ共和国	4					1								<u>.</u>		- 1							\vdash	6
ź	ベナン共和国		١.			_					1		1		_1									\vdash	- 3
地	ブルキナファソ	1	1			2	2		1		1							_1	1	_				Н	10
域	カメルーン共和国									1			1			1				1				\vdash	4
	コートジボワール共和国	I	١.,																					\vdash	
	マダガスカル共和国		1																					Н	
	モザンビーク共和国			-		- 1													1					\vdash	
	ニジェール共和国	3		1		1	- 1						-	-	-								-	\vdash	
	ルワンダ共和国						1						1	1	- 1				- 1					\vdash	
	ガボン共和国		-	-	4	- 1			_	_	4		1						1					\vdash	2
	セネガル共和国	/	1	1	1	1			2	2	1			-					- 1					\vdash	17
	ジブチ共和国	0.0	4	2	1	7	-	2	0	-	c	0	4	1	_	2		1		2	_	_	- 1		150
	小計	88	_	3	1	/	6	3	8	5	6	2	4	2	3	2	4	1	6	2	0	0	1	0	158
	コスタリカ共和国	4					- 1				1													\vdash	
	ドミニカ国	2					1				0		0	1			1							\vdash	Ę
	ドミニカ共和国	2			1		- !				U		U				- '							\vdash	
	エルサルバドル共和国	2			-	- 1	- 1																	\vdash	
	グアテマラ共和国	5		1	-	1	1	\vdash	\vdash	 		1	 	\vdash	 	-		\vdash		\vdash	-	1	-	$\vdash \vdash$	
	ホンジュラス共和国	2		-				<u> </u>		-			<u> </u>		-	-1		\vdash	1	<u> </u>		1		${m ert}$	
	ジャマイカ			_						-					-	1			- 1			-		\vdash	į
中	メキシコ合衆国	2			1	1										-		H		<u> </u>		1		Н	3
南米	パナマ共和国	3		-	-			 	2	1			 		<u> </u>	-		1		1	-	1		${oldsymbol{ op}}$	
米地	ボリビア他民族国	1		1	1			-	1 2	1	1		-	\vdash	-	-		Н		Н	-	1		1	12
域	チリ共和国		_	_												-		\vdash		<u> </u>		-		Щ	
~	コロンビア共和国	1			-			-		-				1	-	-		-				-		Н	1
	エクアドル共和国	8		1	-	1	\vdash	1	\vdash	-	1		-	\vdash	2	-		1		\vdash	1	1	\vdash	\vdash	14
	パラグアイ共和国	8		H		1					- 1		1					-		<u> </u>		1		$\vdash\vdash$	1
	ベネズエラ・ボリバル共和国		-	-				-	-	-			 	-	-	-		\vdash		<u> </u>	-	1	2	\vdash	
	セントルシア	2						1		-			<u> </u>		-	-		\vdash		-		1	- 4	\vdash	2
	ペルー共和国	3						1										H		-		├		ш	1
	ブラジル連邦共和国	47	3	2	3	3	3	2	2	1	3	1	1	2	2	1	1	3	1	2	0	0	2	\vdash	87
	小計	3		3	3	3	3	 	2	\vdash	3	1		2		\vdash		3	1	 	U	U		┌┤	
	フィジー共和国	3	-	-				-	-	1			-	-	-	-				-	-	1		\vdash	1
オ	マーシャル諸島共和国	1	-		1			<u> </u>		\vdash			-		-	-		\vdash		-	-	1		\vdash	2
セ	ミクロネシア連邦	5			1			1		1								H		<u> </u>		1		${oldsymbol{ op}}$	
ア	パプアニューギニア独立国			-	H			H		\vdash	1		-		-	-		1	1	-		1		\vdash	
ニア	ソロモン諸島	6			<u> </u>						1		1			-		Н	1	<u> </u>		-		Н	
	トンガ王国	3		-	1			-	-	1	\vdash		 		-					-		1		\vdash	
地	バヌアツ共和国	8			H			-		\vdash			-		-	-		\vdash		-	-	1		${m ert}$	
域	サモア独立国	1						1										H		<u> </u>		1		\vdash	
	パラオ共和国	31	_	0	3	0	0	2	0	3	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	4
	小計	31			3	U	U	 	U				 	U	U	U	U	Н	1	U	U	U	U	┌┤	
欧	ハンガリー		1						-	-	\vdash				-					-		1		\vdash	
州	ルーマニア	0	_	_														\vdash		<u> </u>		1		$\vdash\vdash$	2
	小計		_							-		-	-	-		-		\vdash		 	Η.	-	-	\vdash	
	合計	270	11	9	10	16	12	11	15	14	21	6	7	5	11	6	7	7		8					470
																			*Arr de-						十

資料:独立行政法人国際協力機構

第 2-4-6 表 令和 4 年度各市町村における青少年国際交流の実施状況

市町村名	担当部署	事業名	実施時期 (期間)	対 象 国 (対象地域)	事業概要	実績数値
青森市	教育委員会事務局指導課	語学指導等を行う外国青年招 致事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実 を図った。	招致17名
青森市	教育委員会事務局指導課	国際交流員設置事業 (教育委員会設置分)	通年	英語圏	地域の国際化推進のため、国際交流員を配置し、通訳・翻 歌、国際交流事業の企画立案、民間団体等が主催する国際 交流事業への支援などを行った。	招致1名
青森市	教育委員会事務局指導課	友好交流推進事業	R5.3	ハンガリー(ケチケメート)	交流指定校であるセーチェニヴァローシ小中学校(ケチケメート市)に、本市交流指定校の児童生徒の制作した美術作品(絵画、版画)を送付した。	送付22点
青森市	教育委員会事務局指導課	友好交流推進事業	R5.3	中国(大連市)	交流指定校である第19中学校、新甘井子小学校、松山小学校(大連市)に、本市交流指定校の児童生徒の制作した美術作品(絵画、版画)を送付した。	送付36点
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	青森市民大学中央校1年 外国人が見た日本人「台湾 編」	R4.9.8	台湾	市民が、外国の文化及び言語(中国語)等に触れることにより 国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講 座を開催した。	受講者数24人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	青森市民大学中央校4年 外国の文化及び生活の紹介、 簡単な日常会話(米国)	R4.11.9	英語圏	市民が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講座を開催した。	受講者数15人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	青森市民大学・大学院(荒川校) 文化・風土・歴史を学ぼう「米 国編」	P4 0 13		市民が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講座を開催した。	受講者数12人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	市民スクール(中央) エミリアノ先生の楽しい英会話 教室	R5.1.17, 2.10, 2.24, 3.6, 3.13, 3.20	英語圏	市民が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講座 を開催した。	受講者数140人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	キッズスクール 国際交流【ゲーム】「国際交流 員ベン先生に教わる『アメリカで人 気のゲームをたくさん楽しんじゃおう!』	R4.7.3	英語圏	青少年が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより 国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講 座を開催した。	受講者数13人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	キッズスクール 国際交流「おでかけバーチャル ようこそ台湾『行ってみたいな!国際交流員に教わる 台湾ってどんな国?』」	R4.7.27	台湾	青少年が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより 国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講 座を開催した。	受講者数9人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	キッズスクール 国際交流「おでかけバーチャル ようこそ台湾 第2弾『おい しいものがいっぱいの国 台 湾を国際交流員に学ぼう!』」	R4.8.9	台湾	青少年が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより 国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講 座を開催した。	受講者数11人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	キッズスクール 国際交流【スポーツ】「国際交 流員ベン先生に教わる『本場 のアメリカンフットボール』」	R4.8.27	英語圏	青少年が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより 国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講 座を開催した。	受講者数6人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	キッズスクール 英語「国際交流員と学ぶ『キッ ズ英語』」	R4.10.30	英語圏	青少年が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより 国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講 座を開催した。	受講者数13人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	キッズスクール 国際交流【ものづくり】「国際交流員ペン先生と一緒に『クリスマスプーツとツリーを作ろう!』	R4.12.4	英語圏	青少年が、外国の文化及び言語(英語) 等に触れることにより 国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講 座を開催した。	受講者数19人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	キッズスクール 英語「国際交流員と学ぶ『キッ ズ英語』」	R5.1.12	英語圏	青少年が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより 国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講 座を開催した。	受講者数10人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	キッズスクール 国際交流【ゲーム】「国際交流 員べン先生に教わる『英語も 学べるトランプゲームアラカル ト』!	R5.2.25	英語圏	青少年が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより 国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講 座を開催した。	受講者数4人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	市民向け講座(東部) 東部キッズスクール ペンジャミン先生の「わくわく 英会話」	R4.6.11, 9.10, 11.5	英語圏	青少年が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより 国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講 座を開催した。	受講者数22人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	市民向け講座(東部) 東部キッズスクール キャスリーン&キラ先生の「わ くわく英会話」	R4.7.10、8.28、10.2、 12.11	英語圏	青少年が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより 国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講 座を開催した。	受講者数37人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	市民向け講座(戸山) 台湾人から見た日本人のおも しろいところ〜台湾文化紹介 〜	R4.10.12	台湾	市民が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講座 を開催した。	受講者数15人
青森市	教育委員会事務局中央市民センター	市民向け講座(横内) 国際交流員ふるさとの話 ~ 台湾の名勝めぐり~	R4.9.27	台湾	市民が、外国の文化及び言語(英語)等に触れることにより国際感覚を養う学習機会として、国際交流員を講師とした講座 を開催した。	受講者数5人
青森市	教育委員会事務局文化学習 活動推進課	グローバル人材育成事業	R4.6~R4.12 (各月1回 計7回実 施)	英語圏、タイ、マレーシア、メ キシコ、アイルランド、ルーマ ニア	参加者が国際理解を深めるプログラムを実施する。各回では 講師が外国の食を通して、文化を紹介、体験させることによ り、参加者の理解を深める。	児童20名
青森市	教育委員会事務局文化学習 活動推進課	棟方志功賞版画展入賞作品 送付	R5.2.4~R5.2.6 (作品送付:R5.3)	:R5.3) チェコ(プラハ)、中国(大連) を送付した。		送付点数 41点
青森市	教育委員会事務局浪岡教育課	青森市中学校生徒海外派遣· 受入事業	R5.2.11~R5.2.12	英語圏	本市の中学生を対象に、外国語指導助手(ALT)と交流する 青森市中学生国際交流会を実施した。(新型コロナウイルス 腐染症の影響及び米国側事務局の解散により、中学生の海 外派遣・受入ともに中止。)	中学生27名、CIR 1名、ALT18名
弘前市	学校指導課	英語教育推進事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、外国語教育の 充実を図った。	招致18名
弘前市	学校指導課	ひろさき イングリッシュキャンプ	R4.9.23~24	英語圏	ALTが企画・運営する、市内中学生を対象とした「ひろさき イングリッシュキャンプ」を開催し、オンライン英会話や英語を 使ったアクティビティやクイズなどにより、英語演けの生活体 験の中で英語への興味関心を高めるとともに、異文化への理 解を深めた。	参加中学生28名
弘前市	学校指導課	ひろさき イングリッシュデー	R4.10.15	英語圏	ALTが企画・運営する、市内小学生を対象とした「ひろさき イングリッシュデー」を開催し、 英語を使ったゲームに取り組	
弘前市	中央公民館	外国人留学生から直接聞ける 世界のおはなし	①R4.9.10 ②R5.1.21	各国	弘前大学で学ぶ外国人留学生が、各国の文化などを日本語 で紹介し、勉強の成果を発表する場とするとともに、市民が交 流を通じて、外国の文化を知る機会を創出した。	参加者数 ①15名 ②9名

市町村名	担当部署	事業名	実施時期(期間)	対 象 国 (対象地域)	事業概要	実績数値
八戸市	市民連携推進課	語学指導等を行う外国青年招 致事業	通年	英語圏	国際交流員として外国人青年を招致し、地域の国際化推進 を図る。	招致1名
八戸市	総合教育センター	国際理解教育·英語教育推進 事業	通年	英語圏	外国語指導助手による小・中学生等への国際理解教育・英 語教育	招致20名
八戸市	八戸国際交流協会(事務局: 市民連携推進課)	ハロウィンツアー	R4.10.30	_	仮装した子どもが「トリックオアトリート」を言ってお菓子をもらう ハロウィンの風習を体験してもらう。	参加者数 330名
黒石市	企画課	くろいしグローバル探求隊「外 国語講座」	R4.5月~R4.7 全5回×2コース	英語圏	国際交流員(CIR)や外国語指導助手(ALT)を講師として、 市内小学生に文化紹介や英語をつかったゲームを行い、児 童が異文化に親しむ機会を創出した。	小学3~4年生 20名参加
黒石市	企画課	くろいしグローバル探求隊 「English Salon」	R4.7月~R4.8月	英語圏	児童生徒の夏休み期間中に、国際交流員(CIR)や外国語指導助手(ALT)と自由に交流することができる場として、公民館や市立図書館を会場にサロン活動を実施した。	小学生~高校生 81名参加
黒石市	企画課	くろいしグローバル探求隊 「バーチャルツアー」	R4.10.25	オーストラリア	市内の中学生に対しWeb会議システムを使い、オーストラリアで働く日本人との交流や、風景文化の中継による紹介を行った。	中学生19名参加
黒石市	観光課	語学指導等を行う外国青年招 致事業(CIR)	青年招		1名	
黒石市	観光課	国際交流員活用派遣事業	通年	実施した。		8件
黒石市	指導課	語学指導等を行う外国青年招 致事業	通年	子校の央語教育の光美を図った。		昨年度から継続4名
黒石市	指導課	黒石市イングリッシュキャンプ	R4.8.8 英語圏 オールイングリッシュによる活動を行うことで、英語カやコミュ ニケーション能力の育成を図った。 席		ALT6名(他市から2 名) 参加生徒4名(当日欠 席3名)	
黒石市	指導課	小学校3学年親子レク	席3 1.7毎日のキンボールご会加! 一級に楽! カかがら茶今野		ALT4名	
黒石市	指導課	やる気「UPる」塾	R4.7.2/7.9 R4.12.3/12.17	でデヤレンジした。 市内在住の中学生を対象に月2回実施している「UPる」塾に AI 講師として参加し、主に英語の学力定著・向上を図った。参		ALT3名 参加生徒10名程度
黒石市	指導課	出前講座	R5.2.25	英語圏	外国語指導助手(ALT)がこども園園児に、出身地の紹介や 絵本の読み聞かせ等を行った。	オンライン交流 ALT4名 園児数名
五所川原市	学校教育課指導係	指導係 語学指導等を行う外国青年:		英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、市内小・中学校全校に派遣し、英語教育の充実を図った。	派遣4人
五所川原市			44904	英語圏	教育支援センター通所生と外国語指導助手との交流活動を 実施した。	参加者3名
十和田市	指導課指導係	語学指導等を行う外国青年招 致事業	R4.4~R5.3	アメリカ、カナダ、イギリス	外国語指導助手として外国青年を招致し、小・中学校における外国語教育の充実を図った。	アメリカ4名、カナダ2 名、イギリス2名(R5.3 月時点)
十和田市	指導課指導係	国際教育支援事業	R4.4~R5.3	アメリカ	小学校で行われるクラブ活動及び外国語活動・外国語科の 授業に講師を派遣し、授業を支援した。	地域に住むアメリカ人 2名
十和田市	指導課指導係	国際教育支援事業	R4.12	アメリカ、カナダ、イギリス	イングリッシュ・デイ in Towada (冬) 市立小・中学校の児童生徒を対象に、ALTと手紙のやり取り を実施した。	アメリカ4名、カナダ2 名、イギリス2名
三沢市	国際交流課	ウェナッチバレーカレッジ 英語研修派遣	中止	アメリカ ワシントン州 (ウェナッチバレー)	三沢市とウェナッチバレーとの姉妹都市交流を基盤とし、国際感覚の醸成と語学に対する向上心の涵養を図り、次代を担うグローバル人材の育成及び特来にわたる姉妹都市関係のさらなる発展を図るため、ウェナッチバレーカレッジでの英語研修プログラムに三沢市の高校生を派遣。	-
三沢市	国際交流課	あおもりグローバル アカデミー	R4.10.29~10.30 R4.11.19~11.20 R4.12.10~12.11	青森県	国内外のグローバル化の流れが急速に進展する中、それに 対応し、世界的な視野を持ってチャレンジしていく若い人財 の育成を目的として青森県と共同開催。	受講者20名中、 18名修了
三沢市	市民スポーツ課	国際交流ニュースポーツ フェスティバル	R5.3.11	三沢市及び 三沢基地	国際都市を標榜する当市の特色を生かし、子供たちの冬期間の交流の場として、三沢国際交流スポーツセンターを会場 にスポーツを通じてお互いの友好を深めることを目的として開催。	120名
三沢市	学校教育課	三沢市中学生 イングリッシュ・キャンプ	R4.7.28~7.29	英語学習に興味・関心のある 市内中学生	国際社会で活躍できる人材育成事業として、三沢市の地域語学習に興味・関心のある	
三沢市	学校教育課	三沢市小学生ジュニア・ イングリッシュ・デイ	R4.7.22	三沢市	三沢市在住の外国人小学生や外国語指導助手との交流活動を通し、参加者が英語を使って楽しくコミュニケーションを 図ることを目的に実施。	参加者40名
三沢市	学校教育課	外国青年招致事業	R4.4.1~R5.3.31 年間482回	アメリカ、カナダ	外国語指導助手(ALT)として外国青年を招致し、市内小学校及び中学校における英語教育の充実を図ることを目的に実施。	招致4名
三沢市	学校教育課 国際理解教育事業 R4.4.1~R5.5.3.1 メキシコ、プエルトリコ 派遣し		三沢市内全小学校における国際理解教育へ外国人講師を 派遣し、異文化理解を通して、自国文化の理解と愛国心の育成を図ることを目的に実施。	2名 小学校各校へ派遣		
三沢市	学校教育課	英語教育推進事業	P4.4.1~P5.2.3.1		5名	
三沢市	学校教育課	日米交流推進事業	R4.4.1~R5.3.31	基地内小学校	三沢市内全小学校を対象として、日米の国際理解教育による異文化理解と英語による交流の充実を図ることを目的に実施。	_

市町村名	担当部署	事業名	実施時期 (期間)	対 象 国 (対象地域)	事業概要	実績数値
むつ市	経済部 観光・シティプロモーション推 進課	Aomori Global Advance Project 2022 (AGAP2022)	令和4年3月 ~令和5年1月	シンガポール	【事業目的】 ・青森県内をはじめとする大学生と、シンガポール国立大学 の学生及びシンガポール在住のビジネスマンとが互いの文 化を学びあう機会を作り、輸出の促進やインバウンドの促進 等のスツションに取り組むことで、むつ下北地域の産業の高 度化と国際的なビジネスマインドを備えた担い手の育成を図 る。 【事業概要】 ・参加学生は「輸出の促進」、「インバウンドの促進」、「ブランディング」をテーマに、テストマーケティングやインフルエンサーを招聘してのファムツアーの企画運営、Instagram等を活用したプロモーションを実施。 ・市長をはひめ、関係者とともに9月にシンガポールへ渡航し、特産品のテスト販売や、各種プロモーションがを実施。あわせて、シンガポール国立大学等の視察も実施。 【合意書締結】 ・むつ市とシンガポール国立大学等の視察も実施。 よ中で取ります。	・県内大学生9名が事業参加 ・ファムツアー参加者3名 名・インフルエンサーによる動画の視聴数1.6 万回(令和5年8月17日現在) ・期間中の物販金額 \$3,992.20
A	41.++2.12 / 22.14.4+2.20	語学指導等を行う外国青年招	7.5	的な連携について合意し、令和4年10月24日に合意書を締結した。 精した。 ・ 英語圏 ・		In The fr
むつ市	教育委員会学校教育課	致事業	通年	—————————————————————————————————————	の充実及び国際交流事務の円滑化を図っている。	招致2名
むつ市	教育委員会学校教育課	中華民国陽明國民中学とのオ ンライン友好交流	12月	むつ市立関根中学校と陽明國民中学とのオンライン交流を 実施し、お互いの学校生活、日常生活、文化について交流 を行った。		関根中生徒25名 陽明中生徒15名
平川市	教育委員会 指導課	語学指導を行う外国青年招致 事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実 を図った。	招致2名
平川市	教育委員会 指導課	イングリッシュキャンプ	R4.8.16 (豪雨災害に より中止)	英語圏	外国語指導助手(ALT)等と交流しながら、英語による様々 な活動を行うことにより、英語に対する興味関心を高め、英語 によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際感覚 を養う。	ALT4名(平川市1 名、黒石市3名) 外国語教育支援員1 名の計5名がスタッフと して、 小学生4名、中学生3 名の計7名が参加予 定でした。
平内町	学校教育課 学務係	語学指導等を行う外国青年招 致事業	R4	米国	外国語指導助手として外国青年を招致し、管内児童生徒等 の将来を見据えた英語教育の充実を図った。	招致2名
今別町	教育課	語学指導等を行う外国青年招 致事業	R4.4.1~R5.7.31	アメリカ	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実 を図った。	招致1名
外ヶ浜町	学務課	語学指導等を行う外国青年招 致事業	R4	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実 を図った。	招致 2名
板柳町	教育委員会学務課	語学指導等を行う外国青年招 致事業	R4.4~R5.3	英語圏	国際化に対応した行政施策の推進及び語学教育の充実を 図るため、外国語指導助手(ALT)を招致。	ALT1名
鶴田町	企画観光課	アースデイ2022	R4.4.15	-	国際交流員と小・中学生が、アースデイの歴史を学んだり、ご みとして捨てられるものを再利用した工作をしたりしながら、 環境保護の意識を高める。	参加者20名程度
鶴田町	企画観光課	イングリッシュ・デイ	R4.6.18	_	小学生が国際交流員や外国語指導助手と一緒に、英語を使 うゲームやアクティビティに挑戦して英語に慣れ親しむ。	参加者30名程度
鶴田町	教育委員会	町民英会話教室	通年	_	国際交流員及び外国語指導助手が大人を対象に公民館で 英会話教室を開催する。	参加者10名程度
六戸町	教育委員会	語学指導等を行う外国青年招 致事業	R4	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実 を図った。	招致延べ4名
横浜町	横浜町教育委員会教育課	横浜町英語指導助手招致事業	R4.5.1~R5.1.31	日本、英語圏	外国語指導助手を招致し、児童・生徒の外国語学習活動の 向上を図った。	招致 3名
東北町	商工観光課 交流振興係	日米交流ひな祭り	R5.3.4	アメリカ	東北町内小学生と、三沢基地内の小学生の交流	東北町参加:16名 三沢基地参加:34名
おいらせ町	学務課	語学指導等を行う外国青年招 致事業	R4.4~R5.3	英語圏	外国語指導助手として外国人青年を招致し、英語教育の充 実を図った。	招致3名
三戸町	教育委員会事務局	語学指導等を行う外国青年招 致等事業	R4.4~R5.3	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致又は直接採用し、町 内小中学校での英語教育の充実を図った	招致1名、採用1名
五戸町	教育課	語学指導等を行う外国人青年 招致事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実 を図った。	3名
田子町	教育委員会	語学指導外国青年招致事業	通年	アメリカ	外国語指導助手として外国青年(ALT)を招致し、児童生徒 の英語教育の充実を図った。	招致2名
田子町	政策推進課	清水頭小学校イースター交流 会	R4.4.14	アメリカ (ギルロイ市)	清水頭小学校全校児童10名とギルロイ市の高校生3名をオンラインでつなぎ、アメリカの「イースター」の文化を体験した。	小学生ほか 計13名参加
田子町	政策推進課	上郷小学校ハロウィン交流会	R4.10.26	(イルロイ)		小学生ほか 計14名参加
田子町	教育委員会	田子中学校オンライン交流授 業	R4.10.5 R4.12.6	(ギルロイ市) シフインでつなぎ、アメリカの1ハロワイン)の陳子を体験した。 アメリカ (ギルロイ市) 交流を行った。(1回目:3学年生徒27名、2回目:2学年生徒32名)		中学生ほか 計64名参加
田子町	政策推進課	小学生オンラインクリスマス交 流会	R4.12.24	アメリカ 町内小学生8名とギルロイ市の一般家庭(3名)をオンラインで		
田子町	政策推進課	中高生オンラインミーティング	R5.1.7	アメリカ	田子中学生3名とギルロイ市の高校生10名が、オンラインで	中学生ほか
階上町	教育課	語学指導を行う外国青年招致 事業	通年	英語圏	外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実 を図った。	招致2名
田子町	政策推進課	流会 中高生オンラインミーティング 語学指導を行う外国青年招致	R5.1.7	(ギルロイ市) アメリカ (ギルロイ市)	町内小学生8名とギルロイ市の一般家庭(3名)をオンラインでつなぎ、アメリカのクリスマスの様子を体験した。 田子中学生3名とギルロイ市の高校生10名が、オンラインで新年の伝統行事を紹介し合い交流した。 外国語指導助手として外国青年を招致し、英語教育の充実	11名参加 中学生ほか 13名参加

資料:誘客交流課

2 科学技術に精通した人財等の育成

(1) 理数教育の推進(スーパーサイエンスハイスクール)

ア スーパーサイエンスハイスクールについて

文部科学省では、科学技術、理科・数学教育に関する教育課程等の研究開発を行う高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」に指定し、先進的な理数教育を通して、生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力、判断力及び表現力を培い、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図ることとしている。

この事業は平成 14 年度からスタートし、本県においては県立八戸北高等学校が平成 17~21 年度及び平成 22~26 年度の 2 期、県立三本木高等学校が平成 22~26 年度の 1 期、県立弘前南高等学校が平成 28 年度~令和 2 年度の 1 期指定を受け、本県の理数教育を牽引してきた。現在は、県立青森高等学校が平成 29 年度~令和 3 年度及び令和 5~9 年度の指定を受け、 2 期目の研究開発を実施している。本事業における指定校は全国で約 200 校である。

イ 指定校の取組

県立青森高等学校

「学際的研究により新たな価値を創出できる国際的な科学技術系人材の育成」をテーマとし、課題研究を中核として、専門家の支援・協力のもと、科学的能力・科学的思考力を伸長する教育プログラムを開発するとともに人文・社会科学的視点からの考察を加え、企業・行政・NPOなど様々なステークホルダーとの対話・協働を進め、課題研究の成果を上げる取組を通して、多面的な考察力と新たな価値を創出する力を育成することを目的として実施している。

ウ 県教育委員会の取組

指定校に対し、専門的見地から指導、助言に当たる運営指導委員会を設け、年2回実施している。 SSH指定校は県内における理数教育を牽引する存在として位置付けており、先進的な実践例は各種 事業、研修会等において紹介し、普及・啓発を図っている。

3 地域で活躍する人財の育成

(1) 若者の地域定着の推進

ア 若者に対する奨学金の返還支援

県では、若者の県内定着・還流の促進及び産業人財の確保を図るため、35 歳未満の若者が6年間 青森県内に住み、対象企業(サポート企業)で働いたとき、県とサポート企業とで奨学金の返還を支援する「あおもり若者定着奨学金返還支援制度」を令和4年度から運用している。

<対象者>

- ・日本学生支援機構又は青森県育英奨会の奨学金利用者
- ・大学・短大等を卒業した35歳未満の者(※県内居住・就職時点)
- ・現在青森県内で正規雇用されていない者

<要件>

- ①企業、若者ともに内定前までに制度に登録していること
- ②県内に居住し、かつサポート企業に就職すること
- ③上記②の要件を満たしてから3年及び6年経過すること

<支援内容>

以下の金額をサポート企業と県が2分の1ずつ負担し、貸与機関に繰上返還する。

学校区分	支援額(企業が設定)
大学等	150 万円、100 万円、60 万円のいずれか
短大等	75 万円、50 万円、30 万円のいずれか

※支援額は返還総額(残額)の2分の1を上限とする。

※要件を満たして3年経過時と6年経過時にそれぞれ支援額の2分の1を支援

イ 若者による地域づくりの推進

地域おこし協力隊

県内では、地域資源の発掘や地場産品のプロモーション、農林水産業の振興など、地域産業や地域活性化支援の担い手として、多くの地域おこし協力隊が活動している。

県では、市町村による地域おこし協力隊の受入態勢の強化や、協力隊員として活動していくための 心構えや注意点、キャリア形成に関する知見を身につけるための研修会を開催するなど、地域おこし 協力隊の受入・定着促進に向けた取組を実施している。

4 国際的に活躍できる次世代競技者の育成

(1) 本県の競技力の現状

本県の競技力向上の目安となる国民体育大会における男女総合成績の順位は、近年、低下傾向にあり、 過去5年をみると、平成29年は30位台であるが、概ね40位台が続いている。

第 2-4-7 表 国民体育大会における本県の種別獲得得点の推移(72 回大会~/競技得点のみ)

		00 17 W17 17 12 13			> WEIX 11 MM -	
回数	年 (平成・令和 /西暦)	成年男子	成年女子	少年男子	少年女子	合計 天皇杯順位
7.0日土人	H 2 9	194. 5	32. 0	167. 5	33. 5	427. 5
72回大会	2107	226	3. 5	201	. 0	3 5位
7.0日七人	H 3 0	87. 0	44. 0	132. 5	39. 0	302. 5
73回大会	2018	131	1.0	171	. 5	4 2位
7.4日十八	R 1	73. 5	48. 0	89. 5	83. 0	294. 0
74回大会	2019	121	1. 5	172	2. 5	4 5位
7.7日十八	R 4	87. 0	78. 5	125. 5	36. 0	327. 0
77回大会	2022	165	5. 5	161	. 5	4 2位
性叩尸体	R 5	115. 0	67. 0	90. 5	79. 0	351. 5
特別国体	2023	182	2. 0	169). 5	40位

※75回大会(R2)については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により R5 に延期 資料:スポーツ健康課 ※76回大会(R3)については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

この原因としては、国民体育大会での獲得得点のうち $6 \sim 7$ 割を占めていた少年男女の成績が低下していることなどが考えられ、2026 年に本県で開催予定の第 80 回国民スポーツ大会をはじめとした全国大会はもとより、国際的に活躍できる次世代競技者の育成が急務である。

また、世界で活躍できるトップアスリートになるためには、専門的な技能はもとより、世界のスポーツ 情勢や最新のスポーツ医・科学情報、メンタルマネジメントや栄養学等、様々な知識や能力が必要とされ るため、ジュニア期から、こうした分野に触れる機会を増やすことも重要である。

(2) 次世代競技者の発掘・育成・強化

本県では、第80回国民スポーツ大会の本県開催を見据え、平成29年度に青森県競技力向上対策本部を設置し、平成30年1月に策定した「青森県競技力向上基本計画」に基づき、将来有望なジュニア選手を輩出するため、高い能力を有する小学生を県内から選抜し、日本スポーツ振興センター、日本スポーツ協会、青森県スポーツ科学センター、県内競技団体等と連携した各種育成プログラムを実施する「あおもりスポーツアカデミー事業」を実施している。

ア 事業の趣旨・目的

国民体育大会をはじめとする全国大会や世界大会での活躍が期待できる、将来有望なジュニア選手を輩出するため、高い能力を有する小学生を県内全域から発掘するとともに、関係競技団体等と連携し、スポーツ医・科学を活用した本県独自の各種育成プログラムを実施する。

イ 実施内容

① 発掘プログラム

青森県内に住む小学校4年生、6年生を対象に選考会を実施し、運動能力が高く優れた素質を有する選手、または体格等に優れた選手を発掘する。

(7) 一次選考会

小学校で行われる新体力テスト総合A判定の児童の中から、県内3会場で運動能力測定を実施し、その結果により各学年30名程度を選考する。

第 2-4-8 表 令和 4 年度発掘プログラムー次選考会実施状況

開催日	開催地	会場	測定内容	参加	者数
	刑准地	云伽	例足鬥谷	4年生	6年生
10月22日(土)、23日(日)	八戸市	八戸市 体育館	①身長・体重 ②立ち幅跳び		
11月5日(土)、6日(日)	青森市	マエダアリーナ	③立ち三段跳び ④20m走 ⑤メディシンボール前投げ ⑥反復構跳び	82名 (41名)	93名 (32名)
11月12日(土)、13日(日)	弘前市	青森県 武道館			

※カッコ内は一次選考通過者数

資料:スポーツ健康課

(4) 二次選考会

一次選考通過者に対し、保護者も含めた面談を実施し、本人の意思(保護者の意向)・健康状況 等の確認を行う。

第 2-4-9 表 令和 4 年度発掘プログラム二次選考会実施状況

151/24 口	開催日開催地会場	△担	参加	者数
用作口	用推地	云 物	4年生	6年生
※新型コロナウイルス原 て実施		響により、個別面談を中止とし、書面に	41名 (37名)	32 名 (29 名)

※カッコ内は二次選考後、確定した令和5年度あおもりスポーツアカデミー生(小5、中1)数

資料:スポーツ健康課

② 育成プログラム (5回)

発掘プログラムによって選考した選手を対象に、スポーツ医・科学を活用した講義・トレーニングや、多競技種目の体験など、発達段階に応じた独自の育成プログラムを実施する。

第2-4-10表 令和4年度育成プログラム実施状況

第 2-4-10 表 令和 4 年度育開催日	会場	実施内容
がはほり	7.70	知的能力開発プログラム
第1回 4月29日(土)	マエダアリーナ	知的能力開発プログラム 講演「トップアスリートに必要な言語教育~自ら考える力・表現する力を 身に付けよう~」 講師:株式会社インターファースト 代表取締役 高柳 公一 氏 栄養・食生活サポートプログラム 講師:(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ栄養士 米谷 瑞紀 氏 身体能力開発プログラム 実技「スポーツリズムトレーニング」 講師:一般社団法人スポーツリズムトレーニング協会 STAR公認インストラクター 塩越 昭弘 氏
第2回 7月9日(土)	マエダアリーナ	医・科学サポートプログラム 講義・実技「ケガに負けない身体の作り方」 講師: (公財) 青森県スポーツ協会 スポーツ科学センター スポーツ科学専門員 藤田 恭介 氏 日本一部活動見学 講演・競技体験「青森山田中学校女子バドミントン部に学ぶ一流選手とし ての心構え」 講師:青森山田中学校バドミントン部 監督 成田 奈緒 氏
第3回 10月1日(土)	マエダアリーナ	競技体験プログラム【トランポリン】 講師:青森県トランポリン協会 理事長 塩谷 喜兵衛 氏 医・科学サポートプログラム 講演:「スポーツと歯科医学~スポーツ歯科を学んでパフォーマンス向上 ~」 講師:日本スポーツ協会公認スポーツデンティスト 工藤歯科医院 院長 工藤 真裕 氏 身体能力開発プログラム 講義・実技「YPDモデル(青少年身体発達)に基づくトレーニング実践」 講師:(公財)青森県スポーツ協会 スポーツ科学センター スポーツ科学専門員 後藤 大 氏
第4回 12月10日(土)	カクヒログループスタジアム	トップアスリートプログラム 講師:モディ株式会社 カヌースプリント競技 U23 日本代表 佐藤 友香 氏 医・科学サポートプログラム 講演:「アスリート×睡眠〜睡眠を知れば競技力は上がる〜」 講師:東洋羽毛北部販売株式会社 青森営業所 所長 岡野 美和 氏 身体能力開発プログラム 実技「スポーツリズムトレーニング〜発展編〜」 講師:一般社団法人スポーツリズムトレーニング協会 STAR公認インストラクター 塩越 昭弘 氏
第5回 2月23日(木)	マエダアリーナ	 医・科学サポートプログラム 講演:「自分でできる!セルフコンディショニング」 講師:(公財)青森県スポーツ協会 スポーツ科学センター スポーツ科学専門員 廣本 瞭 氏 栄養・食生活サポートプログラム 講演:「食生活を見直そう!」 講師:(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ栄養士 米谷 瑞紀 氏 競技体験プログラム 実技:「ハンドボール」 講師:青森県ハンドボール協会 荒尾 祐治 氏

資料:スポーツ健康課

ウ 選択プログラム

小学校6年生・中学校3年生を対象に、中学校・高等学校進学以降にトップアスリートを目指す 可能性のある最適な競技種目を選択できるよう、対象児童生徒・保護者と面談しアドバイスを行う。

第 2-6-11 表 令和 4 年度選択プログラム実施状況

45 - 1 54 12 1 04 0 14 1 0 4 0 1 1 0 1 0						
開催日	開催地	会場	参加	者数		
用作口	用推坦	工 物	小6	中 3		
10月22日(土)	八戸市	八戸市体育館		2名		
11月 5日(土)	青森市	マエダアリーナ		2名		
11月12日(土)	弘前市	青森県武道館		2名		
11月24日(木)	鶴田町	鶴田町公民館		1名		
2月23日(木)	青森市	マエダアリーナ	15名			

資料:スポーツ健康課

第5章 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

第1節 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上

1 家庭の教育力向上のための支援の推進

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤である。一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から 子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が変化している。こ のため、社会全体で家庭教育を支えることが求められている。

県教育委員会は、「あおもり家庭教育支援総合事業」により、地域全体で家庭教育を支援していく気運を高めるとともに、親の育ちを応援する学びの機会の充実や支援のネットワークづくりを行い、家庭教育を支援する取組を推進している。

(1) あおもり親楽プログラム

家庭教育の今日的な課題に対応するために、子どもの理解や親子の関わり方等、子育てに必要な知識や技術について、参加者同士が身近なエピソードをとおして話し合い、主体的に学ぶ参加型の学習プログラム「あおもり親楽プログラム」を平成24年度から作成している。(平成24年度「乳幼児・小学生編」、平成25年度「中・高校生編」、平成26年度「支援者編」、平成28年度「特別編~乳幼児期(0~3歳)の生活習慣~」、平成29年度「特別編2~幼児期(4~6歳)の生活習慣~」)。

新しいプログラムを追加するなどして、令和2年度「乳幼児・小学生編」、令和3年度「中・高校生編」、令和4年度「支援者編」の改訂版を作成した(第2-5-1図)。また、プログラムの進行役となる「あおもり家庭教育アドバイザー」を養成し、市町村教育委員会やPTA等の希望により研修会等へ派遣している。(「あおもり家庭教育アドバイザー」の養成・派遣については、第2部第5章第2節1(3)青少年のための施設の整備アー青森県総合社会教育センターに掲載)

第 2-5-1 図 あおもり親楽プログラム











(2) あおもり家庭教育応援フォーラム

地域が一体となって子どもたちを育むことについて学びを深める講演会、様々な家庭教育支援に関する情報提供を通して、家庭教育についての理解と認識を深め、地域全体で家庭教育を支援する意義や必要性についての普及・啓発を行っている。

(3) 青森県家庭教育支援ネットワーク形成研修会

社会全体で家庭教育を支援するため、家庭教育支援に関わる人々(家庭教育支援チーム関係者、家庭教育支援・子育て団体関係者、あおもり家庭教育アドバイザー等)が一堂に会し、家庭教育の今日的な課題等について学習するとともに、家庭教育支援関係者等と市町村職員のネットワークを広げるための研修会を開催している。

(4) 家庭を支える連携・協働セミナー

市町村教育委員会、市町村児童福祉担当課等をはじめとする、家庭教育支援に携わる人々が予防的・早期対応型の家庭教育支援の体制構築の必要性、家庭教育の今日的な課題等について学習し、地域における家庭教育支援の充実を図るためのセミナーを開催している。

(5) 家庭教育支援チーム

家庭教育支援チームは、地域の学校や公民館などを活動拠点に、子育てサポーターや民生委員、保健師等様々な地域の人や専門家が関わりながら、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりしている。学校や地域、教育委員会、福祉関係機関等と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートしている。

【登録チーム(令和5年10月現在)】

- ・今別町家庭教育支援チーム
- ・鰺ヶ沢町家庭教育支援チーム 「鰺ヶ沢町子育てサポートセンター」
- ・青森市家庭教育支援チーム 「青森市家庭教育サポーター連絡会」
- ・子育て応援推進委員会 (横浜町)
- ・つがる市家庭教育支援チーム 「つがる絆プロジェクト」
- ・おいらせ町家庭教育支援チーム「しるくはぁと」
- ・五戸町家庭教育支援チーム 「五戸町家庭教育応援隊」

2 家庭や地域との連携・協働による学校づくりの推進

本県の学校教育においては、子どもたちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を重要な教育課題としており、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児児童生徒の育成が重要である。

本県では、これまでも、子どもたちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、自ら学び自ら考える力などの確かな学力、人権を尊重するとともに他人と協調し他人を思いやる心などの豊かな人間性、困難を乗り越えていくたくましい心と健康や体力など、生きる力を育む教育の推進に取り組んできている。社会の変化は、人間の予測を超えて加速度的に進展し複雑で予測困難となり、職業や人生の選択によらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっている。このような時代に生きる子どもたちが、答えのない課題に対して受け身になることなく、主体的に関わり合ったり、多様な他者と協働したりしながら目的に応じた納得解を見いだすことができるよう必要な資質・能力を育成する教育が求められている。そのためには、教育は人づくりという視点に立って、一人ひとりの子どもの未来を見据え、幼児期から小・中・高等学校までの12年間を見通した学校教育の推進と、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を社会と共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育成する「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、計画的、組織的、継続的に取り組む必要がある。

(1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化

ア 地域の多様な人財の参画による教育支援の充実

学校が多様な要請に応えつつ、特色ある教育を推進していくためには、教育の様々な分野において、地域の多様な人財の参画による教育支援の取組を積極的に進めることが有効である。

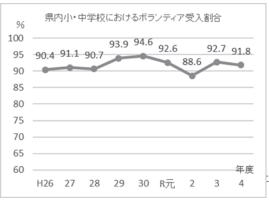
県教育委員会は、平成23年度から国庫補助事業を活用し、市町村が授業の補助、読み聞かせや環境整備、登下校の見守りなどについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートできるよう「学校支援地域本部(学校支援センター)」の設置に取り組み、学校支援コーディネーターが中心となって、地域住民など豊かな社会体験を持つ外部の人財などを活用し、学校・家庭・地域の連携による様々な取組が行われるよう支援を行った。

平成27年度からは、域内の子どもたちの土曜日の教育活動充実のため、多様な経験や技能を持つ人財・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図った。

平成 29 年度からは、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することを目的として、幅広い地域住民等の参画による多様な活動を継続的、安定的に実施する体制づくりを支援している。

また、多様な形態による地域学校協働本部のモデル を設置し、その普及を図るとともに、地域学校協働活動推進員や教職員等を対象とした研修会を県内6地区で開催し、地域学校協働活動の理解と啓発を進めている。

第 2-5-2 図 県内小·中学校でボランティアを 受け入れている割合の推移



令和 4 年度に県内小中学校でボランティアを受け入れている割合は 91.8% となっている。 (**第 2-5-2 図**)

イ 地域とともにある学校づくりと学校評価

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校 運営の改善と発展を目指すための取組である。「学校評価ガイドライン」では、学校評価の実施手法 を次の三つの形態に整理している。

- (ア) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- (イ) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- (ウ) 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

地域とともにある学校づくりを進めていく上で、学校関係者評価は、学校の現状と課題について学校と保護者・地域住民等の共通理解や信頼関係を深め、相互の信頼関係や連携・協働を促すコミュニケーション・ツールとして、また、教育活動その他の学校運営の改善を目的とした学校と保護者や地域住民との「協働の場」として活用されることが期待されるものである。

また、平成29年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置が努力義務化されたことを踏まえ、同法第47条の6の規定に基づき、平成30年2月「青森県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則」を定め、平成30年度から県立特別支援学校に学校運営協議会を設置し、令和5年4月現在では、全ての県立特別支援学校に加え、県立高等学校7校で取組を進めている。

学校運営協議会の機能としては、(1)校長が作成する学校運営の方針を承認する、(2)学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる、(3)職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について意見を述べることができる、が挙げられる。

学校運営協議会が設置された学校においては、学校や児童生徒の教育に対する保護者・地域住民等の理解が深まり、相互に連携・協働する場面が増え、教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組が増えるなど、学校運営の改善に向けた効果が期待される。

3 地域の教育力向上のための取組の推進

(1) 放課後の居場所づくりの推進

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人財を育成するため、全ての児童が 放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働 省が協力し、「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業(以下、放課後児童クラブという。)」 の一体的な実施を推進する「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、両事業の整備を進めている。

県では、「放課後子ども教室」を教育庁生涯学習課、「放課後児童クラブ」を健康福祉部こどもみら い課がそれぞれ所管し、市町村の取組を支援している。また、両課が連携して放課後対策の総合的な 在り方について検討する推進委員会を設置するとともに、放課後子ども教室関係者と放課後児童ク ラブ関係者を対象とした支援員等研修を実施し、同プランを推進している。

地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う 「放課後子ども教室」は、令和5年5月現在、21市町村で82教室(中核市の八戸市の6教室を含 む。)が行われている。

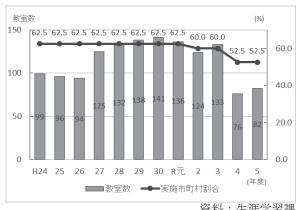
共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおい て、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、令 和 4 年 5 月現在、35 市町村で 281 か所(中核市の青森市 51 クラブ、八戸市の 48 クラブを含む。)で 実施され、16,345人の児童が登録されている。(第2-5-3図)

「放課後児童クラブ」については、平成27年4月から、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳 未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、職員の資格、職員数等の具体的な基準を 定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号) や「放課後児童クラブ運営に関する指針」(平成27年3月)に基づき、児童の生活の場としての質の 向上を図っている。

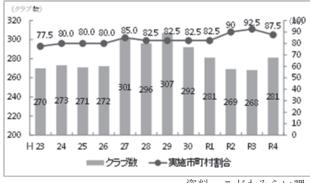
第 2-5-3 図 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の開設状況の推移(中核市含む)

放課後子ども教室





資料: 生涯学習課



資料:こどもみらい課

第2節 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくり

本県の未来を担う青少年の健全育成に関わる民間活動の中核として、青少年の社会参加の促進・地域社会の環境浄化運動の促進・青少年の非行防止活動などの県民運動を実施している「青少年育成青森県民会議」と協働し、県民一人ひとりが地域の住民としての自覚や愛着に基づいた自主的、自発的な特色ある青少年健全育成運動への取組を促進している。

1 地域活動の支援の充実

(1) 青少年育成県民運動の推進

ア 青少年育成青森県民会議

青少年育成青森県民会議は、県民全ての願いである、青少年の心身ともに健やかな成長を実現するため、国や県の施策に呼応して、青少年育成関係機関・団体等の支援と協力を得ながら、青少年育成県民運動を推進している民間団体である。(事務局 青少年・男女共同参画課内)

(ア) 結成の経緯

昭和 40 年に、中央青少年問題協議会の青少年非行対策特別委員会で青少年の非行防止と健全育成を進めるために強力な国民運動の推進の必要性が政府に意見具申されるなど、青少年健全育成の一大国民運動の展開の必要性が叫ばれるようになり、昭和 41 年 5 月、国民運動の推進母体として青少年育成国民会議が結成された。(※青少年育成国民会議は平成 21 年に解散。)

本県でも、それと時をほぼ同じくして、国や県の青少年に対する施策と呼応して健全育成のために県民総ぐるみで取り組むことを目的に、昭和41年11月28日、青少年育成青森県民会議が結成されたものである。

- (イ) 組織(令和5年10月末現在)
 - ・会長1人、副会長8人、監事2人、委員15人
 - · 青少年専門指導員1人
 - ·会員(個人 219人、団体 74団体、40市町村)
 - ·参与(環境生活部長、環境生活部次長)
 - · 賛助会員(個人3人、団体 72団体)
 - ・事務局 8 人 事務局長(青少年・男女共同参画課長) 事務局次長(青少年・男女共同参画課 青少年グループマネージャー) 事務局員 6 人(うち1人は専任の県民会議主事)
- (ウ) 令和5年度事業

重点目標1 健全な家庭づくり運動

① 「家庭の日」の普及・啓発

重点目標2 人と人とのつながり、命を大切にする心を育む環境づくり推進活動

- ① あいさつ運動の推進
- ② 命を大切にする心を育む県民運動の推進

重点目標3 青少年の自立と社会参加活動

- ① 青少年の自立と社会参加活動の促進
 - 「第 45 回青森県少年の主張大会」開催
 - · 期日…令和5年9月29日(金)
 - ・ 会場…鰺ヶ沢町立鰺ヶ沢中学校
 - 対象…中学生、青少年育成関係団体等の関係者、PTA関係者、青少年教育関係者等
 - 記録…報告書「青い雲」
- ② 困難を抱える子ども・若者への支援推進

重点目標 4 青少年の非行防止とよい環境づくり運動

- ① よい環境づくり運動の推進
 - 情報啓発誌「若い芽」の作成・配布
 - ・ 内容…インターネットを安全に利用するための情報、地域活動の様子など
 - ・ 配布先…小学生(4~6年生)及びその保護者、育成関係者、企業など
- ② 非行・事故防止運動への協力
- ③ 良書の普及推進

重点目標 5 県民運動推進体制の整備

- ① 総会、各種会議の開催
 - ・ 総 会…令和5年6月1日(木) アピオあおもり
 - 委員会…年2回開催(6月、2月)
- ② 地域活動促進事業
- ③ 青少年育成市町村民会議等への協力
- ④ 他都道府県民会議との連携
- ⑤ 青少年育成推進指導員の研修
- ⑥ 表彰
- ⑦ 広報・啓発活動
- ⑧ 正会員、賛助会員の加入促進

イ 青少年育成市町村民会議

青少年育成活動を地域社会に十分に浸透させ、より効果的に展開するため、地域住民が進んで参加できるような総合的組織として、全県的に市町村民会議を結成し、青少年育成青森県民会議等と連携しながら、健全育成運動を推進していくことが望まれる。

令和5年4月1日現在の市町村民会議設置状況は、第2-5-4表のとおりである。

第 2-5-4 表 市町村民会議設置状況

既設置 34 (市町村民会議 15 類似の組織 19)

区分		市町村民会議を設置して いる市町村	類似の組織を設置している市町村	未設置の市町村
市		青森市、弘前市、八戸市、 十和田市、平川市		
	東青地域	蓬田村	平内町、今別町、外ヶ浜町	
	中南地域		藤崎町、大鰐町、田舎館村	西目屋村
	三八地域	三戸町	田子町、階上町、新郷村	五戸町、南部町
町村	西北地域	板柳町	深浦町、鶴田町、中泊町	鰺ヶ沢町
	上北地域	野辺地町、七戸町、六戸町、 東北町、おいらせ町	横浜町、六ケ所村	
	下北地域	大間町、佐井村		東通村、風間浦村

資料:青少年·男女共同参画課

(2) 「家庭の日」の促進

ア 「家庭の日」の制定

人が生まれ、育てられる最も基礎的な生活の場である家庭は、子どもにとって安心して成長していける場であり、夫婦・親子が愛情と信頼の絆で結ばれ、社会を形成する基礎的な単位である。

「家庭の日」は、県民がそれぞれの地域において、家庭単位で過ごす日として、ぬくもりある家庭

づくりを促進し、青少年の健全育成に資することを目的に定められている。

青少年育成青森県民会議では、昭和41年の発足とともに「家庭の日運動」を青少年育成県民運動の重要な柱として推進してきた。

県においても、平成11年9月に「青森県家庭の日及びノー行事デイを定める要綱」を制定し、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭づくりについて、家庭内で考え、話し合い、楽しみ合い、協力し合う日としている。また、毎年5月を「家庭の日」普及強化月間とし、その第3日曜日は「ノー行事デイ」として、県及び公共団体等は原則として行事を開催しないこととしている。

イ 「家庭の日」の具体的なねらい

「家庭の日」を周知するにあたって、具体的には次のようなことを啓発している。

- 家族みんなで話し合おう
- 家族みんなで楽しみ合おう
- ・ 家族みんなで協力し合おう

ウ 「家庭の日」普及啓発の取組状況

県では、「家庭の日」及びノー行事デイについて、市町村等に対する周知やホームページによる広報活動を行っている。

(3) 青少年のための施設の整備

ア 青森県総合社会教育センター

県では、社会教育の充実振興を図り、県民の生涯にわたる学習意欲の高揚及び学習活動の進展に資するために、平成元年7月1日、青森県総合社会教育センターを設置し、市町村及び関係機関・団体と連携しながら、次の事業を総合的に実施している。

(7) 運営方針

a 人材育成

地域を支える人材や次代を担う青少年を育成するため、受講者の実践活動を含め専門的、実践的な研修を行う。

b 教育活動支援

家庭や地域の教育力の向上を図るため、地域づくりや家庭教育支援の人材育成に関する専門的、実践的な研修を行う。

c 市町村 · 団体支援

生涯学習、社会教育関係職員の資質向上及び社会参加活動を推進するため、生涯学習、社会教育に関する専門的な研修や社会参加活動支援機関の研修と情報交換を行う。

d 生涯学習活動支援

県民の学習活動や社会参加活動を支援するため、生涯学習、社会教育に関する情報提供、学習 相談を行うとともに、今日的課題や生涯の各時期における課題に対応した学習講座を開設する。

e 施設提供

社会教育及び県民の学習活動のために研修施設・視聴覚機材を提供する。

- (イ) 令和5年度の事業の実績
 - a 青森で生きる未来人財育成事業

高校生・大学生を地域で行われる活動に派遣して異年齢交流を図り、青少年の自己肯定感や 主体性を高めることを目指す趣旨で行った。

【令和5年9月30日現在の実績】

(a) ボランティアチーム養成講座の実施

異年齢交流などの多様な体験活動実施のため、様々なボランティア活動について扱う 講座を実施。

	実施日時	内容・講師	受講者数
1	5.6.11 (日)	テーマ:「ボランティア活動」	68 名
1	14:00~15:00	日本赤十字社青森県支部 事業推進課 主事 岩井 雄太郎	08 泊
	5.6.25 (日)	テーマ:「災害ボランティア」	F0 &
2	14:00~15:00	青森県社会福祉協議会 地域福祉課 課長代理心得 木村 亨	59 名
3	5.7.9 (日)	テーマ:「国際ボランティア」	40 Ø
3	14:00~15:00	JICA 青森デスク 国際協力推進員 阿部 翔太	49 名

資料: 県総合社会教育センター

(b) ボランティアチーム員の派遣【令和5年度の派遣は10月以降実施】

ア 対象市町村

地域で行われるボランティア活動に派遣し、異年齢交流などの多様な体験活動に参加させる。

イ 内容

多様なボランティア活動 (学習支援、レクリエーション、体験活動など)

b 大学生とカタル!キャリア形成サポート事業

中学生及び高校生が自らの夢に向かって主体的に行動できるように、コミュニケーション、コーチング等の研修を修了した大学生からの働きかけにより、中・高校生のやる気や意欲を引き出し、チャレンジする心を育むためのワークショップを計画的に実施している。

【令和5年9月30日現在の実績】

- (a) 会議等の開催
 - · 大学生会議(令和5年5月13日(土)、7月16日(日))
- (b) 大学生対象研修会の開催
 - ・ 基本研修(計2回)延べ受講者数:165人
 - ・ ワークショップ演習(計2回)延べ受講者数:161人
 - ・ 合同リハーサル(計8回)延べ参加者数:478人
 - · 応用研修(計2回)受講者数:12人
 - ・ 中学校対応研修(計6回)延べ参加者数:41人
- (c) ワークショップ「キャリサポ」の実施
 - 実施高等学校数 12校(全16校予定)
 - 延べ参加高校生数 1,381人
 - ・ 延べ参加大学生数 463人

c 高校生スキルアッププログラム推進事業

学校外学修への積極的な取組とレポート作成によって、高校生の知識や経験の幅を拡げるとと もに、社会の変化に柔軟に対応し、たくましく生きるための様々なスキルの向上を図ることを目 的に事業を実施している。

【令和5年9月30日現在の実績】

(a) 研修会

開催日	会場	参加者	主な内容		
5.11.24(金)	青森県総合社 会教育センタ 一	高校生スキルア ッププログラム 担当教員、進路 指導担当教員	【講義】「未来の大人と未来を創る」 講師 皇學館大学現代日本社会学部教授 一般社団法人「未来の大人応援プロジェクト」 代表理事 岸川 政之 氏		

資料: 県総合社会教育センター

(b) 参加学校数等(令和5年9月30日現在)

地区	参加学校数	参加生徒数	認定証交付者数	奨励証交付者数
東青	9 校	711 人	8人	3 人
西北	4 校	485 人	0人	2 人
中南	3 校	175 人	1人	4 人
上北	1 校	19 人	0人	0人
下北	3 校	1,106人	3 人	0人
三八	6 校	1,718人	8人	12 人
合計	26 校	4,214 人	20 人	21 人

資料: 県総合社会教育センター

d あおもり県民カレッジ運営業務

県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、興味・関心の高いテーマについて体系的・継続的 に学習し、その学習成果が社会から適切に評価され、学習成果を生かして社会参加できることを 目的として、県民の生涯学習を総合的に支援している。(指定管理者による実施)

【令和5年9月30日現在の実績】

(a) 県民カレッジ学生総数 累積 29,898 人
 ・教養学習コース 累積 25,860 人
 ・子どもカレッジコース 累積 4,038 人
 (b) 県民カレッジ・認定者数 累積 9,197 人
 (c) 連携機関数 累積 392 機関

e 地域学校協働活動推進員等研修

地域学校協働活動の推進に向けて、地域と学校が協働する仕組みづくりに関わる市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等の資質向上を図っている。

地区	開催日	会場	参加 人数	主な内容
東青	5. 6. 2(金)	青森県総合社会教 育センター (オンライン参加も含む)	67 人	【講義】 「地域と学校の連携・協働の推進について」 講師 楢葉町地域学校協働活動センター長 楢葉町教育委員会 指導主事 猿渡智衛氏

資料: 県総合社会教育センター

f 家庭教育支援動画制作普及事業

子育て情報を動画により発信することで、不安や悩みに対する解決の糸口とし、家庭教育の充 実を図っている。

【令和5年9月30日現在の実績】

(令和5年度制作:5分動画6本 ※過年度制作を含めると全38本)

- ①虫歯予防 子どものうちから身につけよう!
- ② Z 世代のネットリテラシー
- ③「考える力」を伸ばせる子育てスキル
- ④子どもの悩みと心のケア
- ⑤子どもの体のよりよい成長
- ⑥親子の絆を育む~絵本の読み聞かせ~

g 家庭教育相談事業

子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、乳幼児から高校生の保護者や家族を対象 に、電話・メール等による寄り添い型の家庭教育相談を実施している。

【令和5年9月30日現在の実績】

- (a) 電話相談 週3回 月・水・木曜日(祝日・年末年始を除く。)
- (b) メール相談(24 時間受付)、面談(予約制) 相談件数:計18件

h あおもり家庭教育力向上事業

地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論学習や心構えを学ぶ講座を開催するとともに、そこで養成した人財を「あおもり親楽プログラム」を使う研修会等に派遣する。

(a) あおもり家庭教育アドバイザー養成講座

・開催地区:県内2地区(中南地区…弘前市/下北地区…むつ市)

・参加対象:家庭教育支援者を目指す人及び活動中の人、家庭教育支援に関心のある人、

市町村の家庭教育担当者等

・申込者数:中南地区…17人 下北地区…19人

○講座内容

	坐门谷			
口	地区	開催日	参加 人数	内容
第 1	中南	5. 6. 15(木)	11 人	【開講式】(オリエンテーション) 【講義】「家庭教育支援者の心構え」
回	下北	5.6.21(水)	12 人	〈両地区〉特定非営利活動法人はちのへ未来ネット 代表理事 平間 恵美 氏
第 2	中南	5.7.11(火)	13 人	【講義】「子どもをもつ親の気持ち」 〈両地区〉スクールカウンセラー 岩田 彩子 氏
口	下北	5.7.25(火)	10 人	【演習】「あおもり親楽プログラム I 」 進行 県総合社会教育センター職員
第	中南	5.8.8(火)	15 人	【講義・演習】「家庭教育支援チーム・子育て団体等参観」 〈中南地区〉社会福祉法人清光福祉会 城東保育園
3 □	下北	5.8.2(水)	12 人	園長 三浦 テツ 氏 《下北地区》学校法人星美学園幼保連携型認定こども園 星美幼稚園 園長 關 洋子 氏
第	中南	5. 9. 7(木)	10 人	【講義】「子どもの気持ちを理解するために」 〈両地区〉青森明の星短期大学 子ども福祉未来学科
4 □	下北	5.9.12(火)	12 人	准教授 髙橋 多恵子 氏【演習】「あおもり親楽プログラムⅡ」 進行 県総合社会教育センター職員
第 5	中南	5. 10. 19(木)	-	【講義】「今、親が悩むこと〜食育〜」 〈両地区〉青森中央短期大学 食物栄養学科 准教授 今村 麻里子 氏
5 口	下北	5. 10. 3(火)	-	作教授 与村 麻里子 八 【演習】「あおもり親楽プログラムⅢ」 進行 県総合社会教育センター職員
第 6	中南	5.11.9(木)	_	【演習】「あおもり親楽プログラムIV」 進行 県総合社会教育センター職員
回	下北	5.11.15(水)	-	に

資料: 県総合社会教育センター

(b) あおもり家庭教育アドバイザースキルアップ講座

【講義】「家族のコミュニケーション」

柴田学園大学 生活創生学部健康栄養学科 准教授 萩臺 美紀 氏

- ・開催方法 web 会議システムを使用したオンライン講座
- ・参加対象 あおもり家庭教育アドバイザー 市町村の家庭教育担当者等
- · 受講者数 12 人

(c) あおもり家庭教育アドバイザー派遣 【令和5年9月30日現在の実績】

・実施件数:計5件・受講者数:計8人

イ 青少年教育施設

青少年教育施設は、青少年に集団による宿泊体験や野外活動等を経験させる機会を提供する施設であり、県立の施設としては、梵珠少年自然の家(昭和46年開設、五所川原市)、種差少年自然の家(昭和51年開設、八戸市)がある。この他に、公立の施設として、公立小川原湖青年の家(東北町)、むつ市下北自然の家がある。

これらの施設では、施設が自ら企画・実施する主催事業及び学校・各種青少年団体等の計画に基づいて実施する受入事業が行われており、自然環境を生かした自然体験活動やレクリエーションのほか、各種研修が行われている。

また、県立少年自然の家では、県内各地で身近な自然を利用した自然体験活動が促進されるよう に、平成19年度から学校や青少年団体等への出前講座を実施している。

近年、子どもたちの「生きる力」を育むため、自然体験・生活体験が重視される中にあって、青少年教育施設の役割はますます大きくなっている。

第2-5-5表 少年自然の家、青年の家施設状況

70	SECON DIDWON HIGHWAY					
名 称	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	収容人員 (人)	野外施設		
県立梵珠少年自然の家	6, 514	2, 187	160	野営場、営火場、梵珠山登山コース、各種活動プログ ラムコース		
県立種差少年自然の家	65, 977	3, 488	200	野営場、営火場、自然観察コース		
むつ市下北自然の家	122, 432	3, 633	193	野営場、営火場、野外炊事場、野外食卓、登山・ハイ キングコース、スキーコース、トレッキングコース、 冒険の森アスレチック		
公立小川原湖青年の家	70, 444	4, 396	200	野営場、営火場、多目的グランド、ウォークラリー、 サイクリングロード		

資料:生涯学習課

第2-5-6表 少年自然の家、青年の家年間延利用者数

(単位:人)

区分 年度	H30	R1	R2	R3	R4
県立梵珠少年自然の家	16, 786	14, 611	8, 549	9, 703	13, 068
県立種差少年自然の家	38, 063	37, 160	19, 630	18, 746	29, 628
むつ市下北自然の家	10, 507	8,804	3, 530	3, 619	6, 156
公立小川原湖青年の家	18, 467	16, 245	5, 277	5, 474	7, 754

資料:生涯学習課

ウ 公民館

公民館は、地域における青少年の自主グループの育成や学習・レクリエーションの機会と場を提供するなど青少年の地域活動の拠点となっている。このため、県は地域住民と一体となった公民館活動の推進や、その指導体制の充実について指導助言に努めている。

本県の公民館は、令和5年4月1日現在、県内38市町村に設置されており、その総数は270館である。これを本館、分館別にみると、本館171館(中央館38館、地区館133館)、分館99館となっている。

青少年の多様な学習要求への対応や、余暇の健全な活用に資する新たなプログラムの開発、各施設間の連携・協力、学習情報の提供などが積極的に行われることが望まれる。

工 図書館

図書館は、青少年が自ら進んで学習するための資料や情報を収集・保存し、提供する役割を持っている。

県立図書館を含めた県内の公立図書館は、令和4年4月1日現在で、本館・独立館が24館、分館が9館、分室が1室設置され、その他、市町村公民館図書室等図書館機能を有する施設が21か所設置されている。

これらの施設では、青少年の健全育成を図る上からも、青少年に関する資料の充実やおはなし会の開催、学校への配本など様々な取組みが行われている。

また、県立図書館と市町村立図書館等をオンラインで結ぶ「青森県図書館情報ネットワークシステム」による相互貸借等のサービスも活用されている。

第 2-5-7 表 県内の図書館

売 4⁻∪⁻/	久 末門の四言語			
区分		施 設	艺 名	
	青森県立図書館	三沢市立図書館	板柳町民図書館	東北町立図書館
独	青森市民図書館	むつ市立図書館	中泊町図書館	六ヶ所村民図書館
<u> </u>	弘前市立弘前図書館	つがる市立図書館	野辺地町立図書館	おいらせ町立図書館
館	八戸市立図書館	平川市平賀図書館	七戸中央図書館	三戸町立図書館
(24)	五所川原市立図書館	平内町立図書館	六戸町立図書館	五戸町図書館
	十和田市民図書館	藤崎町図書館大夢	横浜町民図書館	田子町立図書館
	弘前市立岩木図書館	五所川原市立図書館金木分館	むつ市立図書館川内分館	
分館(9)	八戸市立南郷図書館	五所川原市立図書館市浦分館	むつ市立図書館大畑分館	
	八戸市図書情報センター	平川市尾上図書館	むつ市立図書館脇野沢分館	
分室(1)	東北町立図書館乙供分室			
	黒石ほるぷ子ども館	西目屋村中央公民館	東通村教育委員会	ハートフルプラザ・はしかみ
公	ふれあい文庫 (今別町中央公民館)	大鰐町中央公民館	風間浦村中央公民館	石鉢ふれあい交流館
民	蓬田村ふるさと総合センター	田舎館村中央公民館	佐井村中央公民館	新郷村教育委員会
館 等	外ヶ浜町中央公民館	鶴田町公民館	南部町立福地公民館	
す (21)	日本海拠点館	大間町立公民館	南部町立名川中学校図書室1階	
(41)	「太宰の宿」ふかうら文学館	北通り総合文化センター「ウイング」	階上町道仏公民館	

出典:青森県の図書館 令和4年度版

オ 勤労青少年ホーム

令和5年4月1日現在、県内に10か所(5ち1か所は休館中)の勤労青少年ホームが設置され、青少年が参加するレクリエーション、クラブ活動、その他余暇活動を行うための施設として利用されている。

第 2-5-8 表 勤労青少年ホーム所在地

(令和5年4月1日現在)

4	名 称	所 在 地	TEL
青森市勤労青	青少年ホーム	青森市松原1丁目6の3	(017)735 - 1649
弘前市	"	弘前市大字五十石町7	(0172)34 - 4361
八戸市	"	八戸市沼館 2 丁目 13 の 20	(0178)22 - 8612
三沢市	"	三沢市幸町1丁目7の5	(0176)53 - 5714
むつ市	11	むつ市大湊上町3の12	(0175)24 - 2410
平内町	"	東津軽郡平内町大字小湊字小湊 79 の 3	(017)755 - 3945
野辺地町	"	上北郡野辺地町字中道 20 の 1	(0175)64 - 9657
大間町	"	下北郡大間町大字大間字大間平 41 の 7	(0175)37 - 4346
三戸町	IJ	三戸郡三戸町大字川守田字関根4の1	(0179)22 - 0173

資料: 労政・能力開発課

カ 児童厚生施設

児童厚生施設は、広く一般児童のため健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにする ためのものであり、児童憲章にいう「児童はよい環境の中で育てられる」という精神を具現化した ものである。

(ア) 小型児童館・児童センター

小型児童館は、小地域を対象として児童の集団的及び個別的指導を行うとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図るなど、児童健全育成に関する総合的な機能を果す拠点として設置されているものであり、令和5年4月1日現在52館(休止中を含む。)となっている。

また、児童の体力低下、運動ぎらい等が問題となっていることから、従来の小型児童館に体力増進機能を加えた児童センターの整備を図ってきており、令和5年4月1日現在27館となっている。

第 2-5-9 表 市郡	別児童館・児童センタ	一設置状況(令和	5年4月1日現在)
市	沿	郡	沿
区分	設置数(か所)	区分	設置数 (か所)
青森市	17 (1)	東津軽郡	1
弘前市	20 (9)	西津軽郡	
八戸市	15 (9)	中津軽郡	
黒石市	4 (1)	南津軽郡	2
五所川原市		北津軽郡	
十和田市		下北郡	
三沢市	9 (4)	上北郡	6 (3)
むつ市		三戸郡	2
つがる市	1		
平川市	2		
計	68 (24)	計	11 (3)
県	計	79	(27)

第2-5-9表 市郡別児童館・児童センター設置状況(令和5年4月1日現在)

(注)()内は、児童センターの再掲

資料:こどもみらい課

2 男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進

男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進においては、女性も男性も互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会に対する理解を深めるとともに、男女が子育てに参画できる環境づくりが重要である。

「第5次あおもり男女共同参画プラン(計画期間令和4~8年度)」(県の男女共同参画推進に関する基本計画)では、「教育、メディアを通じた理解の促進」と「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」等を重点目標に掲げて、学校教育等における男女共同参画に関する理解促進、男性の家事・育児参画促進等に取り組んでいる。

(1) 高校生等を対象とした啓発パンフレットの作成・配布(平成19年度~)

経済、政治、教育等について男女格差を指数で表したジェンダー・ギャップ指数や、従来女性が多いとされた職業に就いている男性の紹介など、男女共同参画の現状及びデートDV等を解説するパンフレットを作成し、県内の高校生等に配布して、家庭や学校生活における意識啓発を図っている。

(2) 男性の家事・育児参画の促進(平成 29 年度~)

- ア 夫婦の対等なパートナーシップの形成促進のための普及啓発(令和3~4年度)
- イ 仕事と家庭のジェンダーギャップ解消事業 (男性の家事シェア促進) (令和5年度~)
- ウ あおもりイクボス宣言企業登録の推進

※イクボスとは、部下のワーク・ライフ・バランスを応援し、組織の業績も高める上司のこと。

エ 男性の家事・育児参画促進のための講座等開催

(3) ハートフルセミナーの開催(平成 20 年度~)

女性の人権軽視が背景にあるとされるDV (ドメスティック・バイオレンス)の被害者にも加害者にもならない良好なコミュニケーションのあり方について学んでもらうため、県内中学校でセミナーを開催している。

第3節 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

1 社会環境浄化対策の推進

(1) 青少年健全育成条例に基づく対策の推進

青森県青少年健全育成条例(以下この節において「条例」という。)は、明日の青森県を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、昭和54年12月24日に公布(昭和55年4月1日施行)された。本条例の趣旨は、県民総ぐるみの運動を基調とした青少年の健全育成の推進と関係業界の良識ある判断と自粛によって、その目的を達成しようとするものであり、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した改正(計10回)を重ねながら現在に至っている。

(2) 条例に基づく指定・推奨等の状況

ア 有害図書類の指定状況

条例第 12 条の規定に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を審議会の答申を受けて有害指定しており、その状況は**第 2-5-10 表**のとおりである。

第2-5-10表 有害図書類の指定状況

*1-		1 70C - 0 1 1 1 7 C D 1 10	~					
	年度 [分	H28	29	30	R 1	2	3	4
総	数 (冊)	24	20	19	12	16	15	13
	雑誌	3	8	12	3	8	8	5
	単行本	_			1	_	_	
	コミック誌	21	12	7	8	8	7	8
	DVD	-	_		_	_	_	

資料:青少年·男女共同参画課

イ 優良書籍、映画及び団体の行う活動の推奨状況

条例第25条の規定に基づき、青少年の健全な育成に特に有益であると認められる書籍、映画及び団体の行う活動を審議会の答申を受けて推奨しており、その状況は**第2-5-11表**のとおりである。

第2-5-11表 優良書籍、映画及び団体の推奨

医分 年度	H28	29	30	R 1	2	3	4
優良書籍(冊)	4	1	1	2	2	4	2
優良映画(本)	_	-	-	-	1	_	_
優良団体	-	-	_	_	1	-	_

資料:青少年·男女共同参画課

ウ 条例に基づく表彰状況

条例第26条の規定に基づき、青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの又は青少年、青少年団体でその活動等が他の模範となると認められるものに対して知事表彰を行っており、その状況は**第2-5-12表**のとおりである。

第 2-5-12 表 条例に基づく表彰状況

	>	- 1 5-4 10 0 10	•					
 区分	年度	H28	29	30	R 1	2	3	4
個	人	9	9	6	10	12	11	13
寸	体	0	0	0	0	1	2	1

資料:青少年·男女共同参画課

エ 立入調査員の配置及び調査実施状況

条例の遵守状況について調査と指導を行うために、立入調査員を8人(青少年・男女共同参画課) 配置し、県内において立入調査を実施している。

また、県では毎年、立入調査員などによる社会環境浄化一斉調査を行っており、令和5年3月末 現在の対象店舗等は、有害図書類等収納自動販売機56、有害図書類取扱書籍販売店55、有害図書類 等取扱スーパーマーケット・コンビニエンスストア・一般雑貨店等380、有害DVD取扱店等64、有 害コンピュータソフト販売店30、個室カラオケ営業店39となっている。

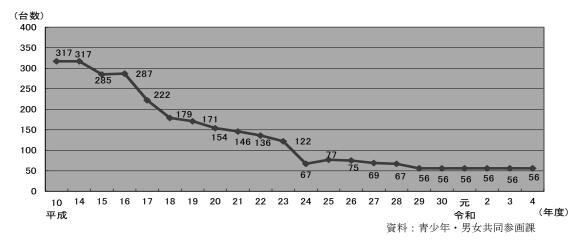
オ 有害図書類等収納自動販売機の設置状況

本県における有害図書類等収納自動販売機の設置台数は、昭和56年11月以降、年々減少の傾向にあったが、平成6年から増加傾向を示したことから、平成8年の条例改正により、自動販売機等による販売等の状況を把握し、条例の効果的な施行と行政指導が行えるよう、業者に自動販売機等による販売の届出を義務付けている。

平成16年度以降から減少に転じているが、今後も設置業者などに対する条例の遵守に関する行政 指導を行っていく。

本県における平成 10 年以降の有害図書類等収納自動販売機の設置台数の推移は、**第 2-5-13 図**のとおりである。

第 2-5-13 図 有害図書類等収納自動販売機設置台数の推移



(2) インターネット等をめぐる問題対策の推進

ア 青森県青少年健全育成条例に基づくインターネット利用環境の整備

インターネット上の有害情報から青少年を保護することを目的に、条例を平成 18 年 10 月に改正 (規定の新設) し、平成 19 年 4 月 1 日から施行した。

保護者や事業者等は、青少年がトラブルに遭わないよう、フィルタリングソフトの活用や情報提供などに努めなければならないこととされている。

※条例第21条の2の内容

- ○保護者や学校の関係者等の青少年の育成に携わる者は、有害情報を青少年に閲覧等させないよ うに努めなければならない。
- ○インターネットカフェや公共施設等でインターネットを入場者に利用させる者は、フィルタリングソフトの活用等の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- ○インターネットに接続する端末設備(パソコン等)の販売業者やプロバイダ等のインターネット 事業者は、フィルタリングソフトの活用等に係る情報提供により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。

イ 合同サポートチーム (STEPS) の活動

県教育委員会及び県警察本部は、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチーム(STEPS)を結成し、学校や団体の要望に応じた人数を派遣し、少年非行防止、犯罪被害防止などの取組を支援している。

令和4年度中、スマートフォン等を利用したインターネット関連の犯罪被害防止を目的とした派遣が31件あり、その派遣では県内の児童生徒や教職員、保護者に対して県内の現状を説明するとともに、加害者、被害者にならないために心掛けるべき点やトラブルに巻き込まれた際における対応法などについて、分かりやすく講話を行っている。

ウ インターネットに関する情報の監視

県教育委員会では、携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、ネット通報窓口専用サイトを開設するとともに、平成22年度からインターネット上の児童生徒が関係する情報の監視を実施している。インターネットの監視については、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の普及に対応し、平成26年度からソーシャルメディア等監視員を配置し、児童生徒に関係する不適切な情報があった場合は、速やかに学校及び関係機関と連携を図り情報の削除や学校への支援に努めている。

また、県警察本部では、少年警察ボランティアの中から2人を「サイバーボランティア」として 指定、県内の大学生を「サイバー防犯ボランティア」として委嘱し、サイバーパトロールや小学校、 中学校、高等学校におけるネット犯罪被害防止講話等を実施している。

エ 青少年のネットセーフティ向上推進の取組

インターネットを通じた犯罪やいじめなど様々な問題を、保護者が自分のこととして捉え、フィルタリングの設定や家庭でのルール作りを促すとともに、青少年自身がネットモラルを身につけ、安全に安心してインターネットを利用できるよう、県と県警察本部が連携し、「インターネットでキズつけない!キズつかない!」を統一キャッチフレーズとした普及啓発活動を実施している。

また、県教育委員会においては、SNS等を介したいじめや犯罪被害を未然に防止するため、青 少年の安全・安心なネット利用環境づくりを推進する啓発活動を実施した。

【青少年·男女共同参画課】

青少年及びその保護者を対象として、SNS広告配信による注意喚起と、SNS広告から詳細情報につながる「ランディングページ」で青少年のネットセーフティに関する情報発信を行っている。

また、インターネット利用の低年齢化に対応して、未就学児の保護者を対象とした啓発活動や携帯電話等販売事業者への協力要請のほか、行政、民間事業者、関係団体等によるワーキンググループを設置し、今後の取組等について検討をしている。

- (ア) SNS広告配信・ランディングページでの情報発信
- (イ) 啓発ポスター (300部) 及びリーフレット (30,000部) の作成
- (ウ) 携帯電話等販売事業者に対する協力要請
- (エ) ワーキンググループの設置

【警察本部生活安全企画課】

少年非行防止JUMPチーム員(高校生)及び少年警察ボランティア等を対象に、SNSを介したトラブルについての演習などを通して、ネットモラル及びネットリテラシー向上の重要性を学ぶ「高校生のネットセーフティ研修会」を県内3地区で実施した。

- a 令和5年7月24日(月)下北文化会館(むつ市)出席14人
- b 令和5年7月26日(水)五所川原市民学習情報センター(五所川原市)出席58人
- c 令和5年7月27日(木)青森市はまなす会館(青森市)出席43人

【学校教育課】

いじめの防止を主目的とした児童生徒及び保護者向けの指導啓発用リーフレットを作成し、授業や家庭等での活用に向けた学校・PTA団体等への講演会等の啓発活動を実施した。

(ア) 指導啓発用リーフレットの周知

県教育委員会ホームページに掲載するとともに、教員研修会等で周知した。

(イ) 情報モラル教室の実施

学校・PTA団体等の要請に応じて、指導啓発用リーフレットの内容を踏まえた情報モラル教育に関する講演を実施した。

2 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

(1) 虐待防止

県では、子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育、発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、早期に発見できるネットワークの構築を図るとともに、気軽に相談できる体制をつくり、虐待の防止を図るため、広報・啓発や関係する職員への研修など各種事業を実施している。

(2) 子供・女性 110番の家

「子供・女性 110 番の家(車)」とは、子供や女性が何らかの犯罪に遭った又は遭いそうになって助けを求めてきたときに、その子供や女性を安全に保護し、警察や学校等に連絡するなどして、子供や女性の安全を守っていくボランティア活動である。

各地域では、一般家庭や商店、事業所等の協力を得て、「子供・女性 110 番の家(車)」の設置促進を図り、子供と女性の安全対策を強化している。

第 2-5-14 表 子供・女性 110 番の家(車)設置状況 (令和 5 年 3 月末現在)

区分	設置状況
子供・女性110番の家(戸)	12, 781
子供・女性110番の車(台)	5, 466

資料:警察本部生活安全企画課

(3) 薬物乱用防止

インターネットや携帯電話の普及等により、県内においても青少年への薬物汚染の広がりが懸念されており、青少年の薬物情勢は依然として予断を許さない状況にある。

県及び県教育委員会では、青少年による薬物乱用を防止するために、次のような薬物乱用防止対策に 取り組んでいる。

ア 青森県薬物乱用対策推進本部

当本部は、県内の関係行政機関(矯正、警察、行政機関等)及び関係団体(医業、薬業団体等)の長などで構成されており、当本部にて策定している青森県薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、これらの関係機関・団体が連携しながら、県内における対策を総合的かつ効果的に推進している。県としては、この要綱に基づき、地域における啓発、広報媒体・運動による啓発等を行っている。

イ 青森県薬物乱用防止指導員

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止を目的として、地域に密着した啓発活動の強力な 推進及び講演等での指導・相談活動を行うため、薬剤師、保護司、民生委員など約302人を青森県 薬物乱用防止指導員として委嘱している。

また、各保健所単位で指導員地区協議会が設置されており、協議会毎に「ダメ。ゼッタイ。」普及 運動や麻薬覚醒剤乱用防止運動期間中に街頭キャンペーンの実施、各種会合における啓発など各指 導員の職能等を活かした活動を展開している。

ウ薬物乱用防止教室の開催

県教育委員会では、心身の健全な発達や健康の保持増進の観点から、児童生徒の発達の段階に応じ、健康を害する行為をしないという態度等を身につけることが重要であることから、各学校に対して、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、薬物乱用による心身の影響、依存症、社会への影響などについて理解するとともに、適切な意思決定と行動選択ができる資質や能力を育成するため、全ての中・高等学校において薬物乱用防止教室を開催するよう指導している。

また、若年層の大麻や覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用が大きな問題となっていることから、 教職員等への薬物に対する正しい知識の普及啓発や指導力の向上を図るため、健康教育指導者研修 会の中で薬物乱用防止に関する内容を扱うなど、薬物乱用防止教育の充実を図っている。

(4) 性教育

県教育委員会では、性に関する科学的知識と人間関係の築き方などを包括して「性に関する教育」としてとらえ、指導力の向上を図るために教職員・地域保健関係者等を対象とした「性に関するセミナー」や「性に関する教育指導者研修会」を開催している。また、高校生の性(エイズ)に関する教育のさらなる充実を図るため、平成4年度から、県内の県立高等学校に学校医として6名の産婦人科医を配置し、令和4年度からは13名に拡充し、全ての県立学校の児童生徒・教職員及び保護者に対し性に関する保健指導や講演会、健康相談等を実施することとしている。

(5) 性犯罪·性暴力被害者支援

県では、平成29年4月1日から、性犯罪、性暴力被害者からの相談を受け、必要な支援をコーディネートし、関係機関と連携・協力して支援をつなぐワンストップ支援センターとして、あおもり性暴力被害者支援センターを設置している。

性暴力は怪我や他の暴力に比べて外見では気付きにくく、羞恥心などから被害者自身が告白しにくい犯罪である。特に、被害者が子どもの場合は、本人が性暴力と認識できないことも考えられ、また、身近な大人も気付くことができずに、被害が水面下で深刻化、長期化することもある。

このため、若年層に対する性暴力被害への支援が重要と考え、性暴力被害が潜在化しやすい若年層向けの相談先案内カード、通称「りんごっこカード」及び保護者向けチラシを作成し、毎年小学4年生及びその保護者に対し配付している。

また、男女共同参画やデートDV等を解説する啓発パンフレットに、性暴力被害者相談窓口等の情報を掲載して、毎年高校1年生に配付している。

第6章 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

第1節 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

1 地域の人財育成

(1) 青森県青少年健全育成推進員

県は、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し実施する責務を有しているが、その ためには、県民の自主的な活動を援助し、促進する形で効果的に行う必要がある。

このため、青少年の健全育成を目的として地域と密着した形で諸活動を行う「青森県青少年健全育成推進員」を設置している。

推進員は、昭和55年度から設置されているが、令和2年度に新たに制定された要綱に基づき、知事の委嘱を受けて活動を行っており、定員は473人である。

(第2部第1章第2節3(5)「青森県青少年健全育成推進員」を参照。)

(2) 地域活動の向上に向けた人財の育成

ア 社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業(社会教育主事の資質・能力向上と地域課題の解決)

様々な立場から社会教育活動を支援していく人財を育成し、地域の活性化を図るため、市町村の社会教育主事等の資質・能力向上を図り、首長部局、企業、NPO団体、地域づくり団体等の地域ネットワークを活用した事業の企画・実践に取り組んでいる。

(ア)地域課題解決スタートアップ研修会の開催

市町村の社会教育主事を始めとする社会教育関係職員(以下、社会教育主事等)、首長部局、企業、 地域住民等が、市町村における地域課題や地域素材等をもとに、地域の活性化を図る取組の方策に ついて考えるワークショップ(熟議)を行い、実施可能な事業について検討する。

(イ)事業の企画・実践

社会教育主事等、首長部局、企業、地域住民等で構成される実行委員会が、多面的な視点で、地域に関わる課題を解決したり、地域の良さを生かしたりするための事業を企画・実践する。

(ウ) 地域課題解決フォローアップ研修会の開催

実行委員会による実践発表及び事業成果を域内の市町村へ波及させるための意見交換を行う。

(3) 少年警察ボランティア

少年警察ボランティアは、少年の非行防止、健全な育成を目指して、街頭補導、少年の社会参加や立ち直り支援、少年非行防止 JUMPチームの活動支援、広報啓発などの様々な活動を展開している。

第 2-6-1 表 少年警察ボランティア内訳

277 Z U I 2X	ン十百水小ノノノハハノリハ		
	少年補導協力員	少年指導委員	少年サポートボランティア 「picot」
任 務	地域ぐるみの各種非行 防止活動の推進	風俗環境が及ぼす影響から少年を守るための活動を推進	少年により近い目線での立ち直り支援や居場所づくり活動を推進
委嘱者	警察本部長	県公安委員会	警察本部長
任 期	1年	2年	1年
人員	県下 17 警察署 合計 518 人	青森、八戸、弘前、五 所川原、黒石、十和田、 三沢及びむつ警察署 管内 合計 64人	青森、八戸、弘前及び十和田警察署 管内 合計 25人(大学生)

注:人員は令和5年2月現在

資料:警察本部生活安全企画課

(4) 少年非行防止(リトル) JUMPチーム

小学校・中学校・高校学校の各校で結成されている「少年非行防止(リトル) JUMPチーム」は、 規範意識の醸成を図るために非行防止についての呼びかけや、地域のボランティアなどと連携し、「非 行防止の輪」を広げる活動を展開している(小学校で結成されたものをリトル JUMPチームという)。 JUMPチームは、

- ○万引き防止啓発活動
- ○自転車盗難被害防止活動
- ○いじめ撲滅運動
- ○情報モラル向上啓発活動

などを学校内外において、それぞれ創意工夫を凝らしながら行っている。

第2-6-2表 令和4年度の(リトル) JUMPチーム員数

小 学 生	3,284 人
中 学 生	1,918人
高 校 生	957 人
計	6,159 人



JUMPチームシンホルマー

資料:警察本部生活安全企画課

2 専門性の高い人財の育成

(1) 総合的な知見の下に支援をコーディネートする人財の育成

こども家庭庁では、困難を有する子供・若者の相談業務に当たる職員を対象に、支援の方策や実践的に学ぶことを目的とした研修会を実施しており、各児童相談所職員及び子供・若者育成支援に関わる民間団体において相談業務に携わる職員が参加している。

ア 相談業務研修

日時: (オンライン研修) 令和5年10月19日(木)~20日(金)

(集合研修) 25 日(水)~27 日(金)

本県参加者:1名 イ 相談業務上級研修

日時: (オンライン研修) 令和5年10月19日(木)~20日(金)

(集合研修) 10月23日(月)~25日(水)

本県参加者:1名 ウ アウトリーチ研修

日時:(前期研修)令和5年9月11日(月)~15日(金)

(実地研修) 9月19日(火)~12月22日(金)

(後期研修①) 令和6年1月17日(水) (オンライン)

(後期研修②) 令和6年1月31日(水)~2月2日(金)

場所:国立オリンピック記念青少年総合センター(前期研修及び後期研修②)

各受入団体 (実地研修)

※こども家庭庁へ直接申し込み

エ アウトリーチ上級研修

日時:令和5年9月11日(月)~15日(金)

場所:国立オリンピック記念青少年総合センター

※こども家庭庁へ直接申し込み

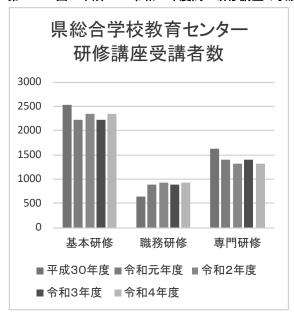
(2) 教員の資質向上のための研修の充実

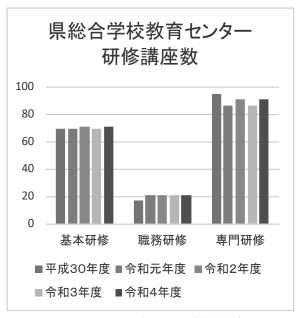
県教育委員会は、複雑化・多様化している学校現場の諸課題に適切に対応できる実践的指導力のある教員を育成するため、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」を策定し、それを踏まえた「教員研修計画」の中で、次のとおり、教員養成・研修などの充実を図っている。

- ・ 基本研修【初任者研修、フォローアップ研修(2年次)、中堅教諭等資質向上研修(前期・後期)】
- · 職務研修【職務研修 I (新任時)、職務研修 II (随時)】
- 専門研修【教科研修、教科外研修】
- 特別研修
- 指導改善研修
- 派遣研修

本県における基本研修、職務研修、専門研修の実施状況は、第2-6-3図のとおりである。

第 2-6-3 図 平成 30~令和 4 年度間 研修講座の状況



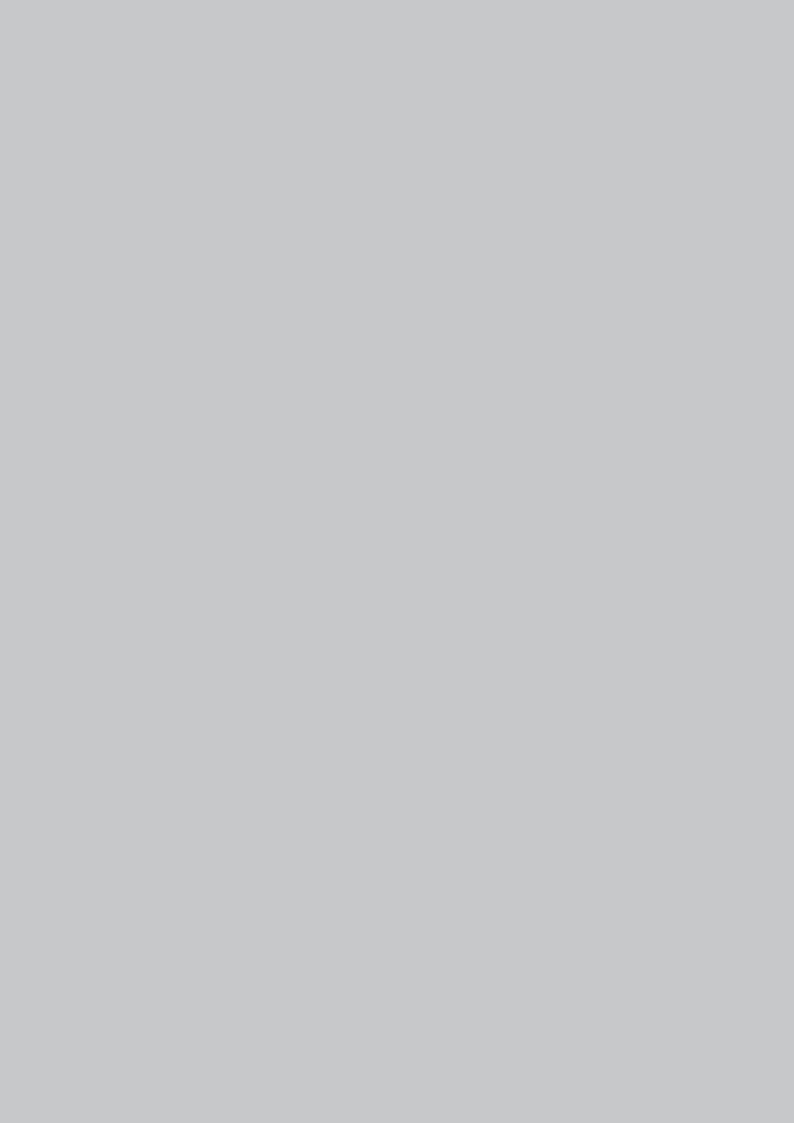


資料:県総合学校教育センター

《第3部》

令和5年度 本県の子ども・若者関連事業の概要

(青森県子ども・若者育成支援推進計画における基本目標・重点目標ごとに掲載)



【基本目標 I 】 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

重点目標 1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
「夢のカタチ」形成事業 【重点目標2に再掲】		継続	5, 312	「先輩から後輩への夢相伝講座」を県内の高等学校(5 校程度)で開催する。 中学生を対象に、発想力と創造力を磨くサマーセミナー「未来 ひらめき創造塾」を開催する。 「日本の次世代リーダー養成塾」への本県高校生の派遣(10名 程度)を継続する。	地域活力振興課
統計理解で次代を担う世代育成 事業		継続	1, 332	児童生徒等を対象とした統計グラフコンクールやその統計指導 者向けセミナーなどを開催することにより、統計の重要性を理解 するとともに、統計の基礎的能力を身につけた人財を育成する。	統計分析課
青少年行政基礎調査事業 【重点目標2に再掲】		継続	322	本県の青少年の現状と課題を明らかにするとともに、関係行政機関における青少年に関する諸施策を取りまとめ、次代を担う青少年の健全育成に資するため、青森県子ども・若者白書を作成・配付する。	青少年・男女共同参画課
命を大切にする心を育む県民運 動推進会議・フォーラム開催事 業		継続	2, 320	推進フォーラムを開催するとともに、情報誌の作成・配付等を 行う。	青少年・男女共同参画課
地域の見守りで輝く笑顔推進事業 【重点目標4、12、13に再掲】		継続	3, 344	学校・家庭・地域が一丸となっていじめ防止に取り組む気運を高めるとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりの促進と、子どもたちの孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちを醸成するため、県内一斉声かけ活動、他人を思いやり命を大切する心を育む対話集会や各種媒体を活用した普及啓発等を実施する。	青少年・男女共同参画課
県民の未来の健康創造事業	0	新規	20, 421	本県の肥満傾向児等が全国と比較して多い状況を改善し、子どもの頃から適切な食習慣や運動習慣を定着させていくため、子どもと保護者の食事面・運動面などの生活習慣の実態調査、運動習慣定着に向けたイベントを実施する。	がん・生活習慣病対策課
あおもりの「食」を育む食育県 民運動推進事業		継続	6, 462	全県的な食育推進体制の実現のために設置している青森県食育 推進会議において、本県の食育推進対策についての意見・提言を徴 するとともに、食育関係者・団体等による地域の実情に即した食 育の推進に向けた、人材育成や活動支援を行う。	食の安全・安心推進課
地域みんなの食育推進事業	0	継続	10, 627	全ての県民が健全で充実した食生活を実現できるよう、地域内での連携・協力による食育や、若い世代等の生活様式に合った取組を実施する。 ①園児対象の食農体験会 ②児童・生徒対象の調理講座 ③高校生対象の自炊塾 ④企業の食生活改善セミナー ⑤「共食の場」食育出前講座 ⑥「共食の場」ネットワークづくりの支援(食材マッチング等) ⑦オンライン食育講座 ⑧野菜で健康大作戦(キャンペーン実施、若者向け啓発資料の作成) ⑨あおもり食育推進大会2024の開催	食の安全・安心推進課
果物食べて健康応援プロジェク ト事業	0	継続	8, 038	当課で育成した「青森りんごで健康応援隊」が関わる団体と地域スポーツ団体をマッチングし、果物の食習慣づくり推進活動を実施する。 知事による児童対象のアップルスクールのほか、県内小学校で「青森りんご出前授業」を開催する。 また、発信力のあるスポーツ団体と連携し、スポーツ教室等において果物の啓発活動を実施する。	りんご果樹課
漁業の担い手・確保育成事業		継続	2, 986	左記事業の中で、水産業に対する理解を深め、漁業後継者を育成するため、水産業普及指導員と漁業現場の提携により児童・生徒の水産教育を行う。	水産振興課
若者世代に向けたあおもりの魚 食普及事業	0	継続	2, 435	生鮮魚介類の消費拡大に向けた魚食の習慣化を目指すため、大学生や社会人等、20~40代をターゲットとして、漁業者と連携し、健康増進にもつながる魚食の普及を行うことにより、家庭での需要への働きかけなどを行う。	水産振興課
景観学習教室		継続	846	県内小学校の3年生から6年生を対象として、景観の専門家等の講師を派遣し、授業を行うことで、児童の景観に関する関心と良好な景観形成への意識を育む。 また、授業で用いる副読本の見直しを行うことで、授業環境の向上を図る。	都市計画課
学習状況調査		継続	6, 126	県内公立小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習 状況の調査及び分析を行い、本県児童生徒の学習指導上の課題を 明らかにするとともに、より学校で活用できるような指導事例を 掲載し、学習指導の改善に向けた報告書を作成する。	学校教育課
進学力を高める高校支援事業		継続	6, 883	大学等進学を目指す生徒の志望達成に向け、各学校における生 徒の教科学力を中心とした進学力向上、教員の教科指導力向上、 保護者の意識啓発を図る事業を支援する。 また、教員の指導力向上の礎となる校内研修体制の改善を支援 する。	学校教育課

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
あおもりっ子育みプラン21		継続	1, 119, 265	小学校全学年及び中学校1・2年生を対象に1学級33人の少人 数学級編制などを実施し、これに要する教職員の増配置を行う。	教職員課
いきいき青森っ子健康づくり事 業		継続	1, 518	新たに健康教育実践研究校11校(幼2、小3、中3、高2、特1)を指定。各研究校において、健康課題解決のための発達の段階に応じた具体的な指導内容、指導方法について研究を行うとともに、小学校・中学校・高等学校ではがんに関する講演会等を開催し、主体的に健康づくりに取り組む児童生徒の育成を図る。	スポーツ健康課
栄養教諭・学校栄養職員研修事業(新規採用研修、中堅教諭等 資質向上研修)		継続	1, 162	経験年数に応じて研修会を開催し、栄養教諭・学校栄養職員と しての資質向上を図る。	スポーツ健康課
学校安全教室指導者研修会		継続	302	各学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進することができるよう、教職員等を対象とした研修会を開催する。	スポーツ健康課
県民の未来の健康創造事業	0	新規	2, 559	肥満傾向児が多い要因を把握するため、児童生徒及びその保護者を対象とした実態調査を実施し、実態に応じた取組を検討する。 また、体育・食育の楽しさアップ研修会により、教員を通して児童・保護者の健康意識の向上を図る。	スポーツ健康課
性に関するセミナー		継続	500	児童生徒に対し、性に関する正しい判断力や適切に選択する能力を身に付けさせるため、性(命を育む)教育の指導の中心的立場にある教員等を対象としたセミナーを開催し、性に関する教育を担当する指導者の資質向上を図る。	スポーツ健康課
体力向上推進事業		継続	869	本県児童生徒の体力を向上させるとともに、児童生徒が自ら進んで運動できる環境づくりを支援するため、中学校及び高等学校保健体育科担当者教員を対象とした実践的な指導法の研修会を開催するとともに、ホームページ上で様々な運動のランキングを競う「あすなろっ子元気アップチャレンジ」を実施する。	スポーツ健康課
交通安全プロモーション事業		継続	103	高校生の交通安全教育の啓発を図るため、交通安全教材を配布 し、交通安全教育の指導体制づくりを強化する。 児童生徒等の交通安全行動の定着化を図るため、交通安全推進 指定校を指定し、学校を中心とする地域全体の交通安全意識啓発 を行う。	スポーツ健康課
命を守る!防災教育推進事業 【重点目標12に再掲】	0	継続	3, 496	防災教育モデル指定校6校において、2年間にわたって実施した防災教育の取組を「防災教育実践事例集」にまとめ、県内の小・中学校に配布し、県内全域の防災教育の底上げを図る。また、令和6年1月に成果発表会を開催し、指定校の取組や事例集の普及を図る。学校防災リーダー養成研修会を西北・上北地区を対象に開催し、学校防災を担う中核教員の資質向上や地域が抱える自然災害リスクを踏まえた防災教育の取組の強化を図る。	スポーツ健康課

重点目標2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
職業・ボランティア・文化等の 体験活動の推進事業(特色教育 支援経費補助)		継続	4, 420	キャリア・職業教育の推進のため、資格取得の支援や多様な職 業体験に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
「夢のカタチ」形成事業		継続	5 212	「先輩から後輩への夢相伝講座」を県内の高等学校(5 校程度)で開催する。 中学生を対象に、発想力と創造力を磨くサマーセミナー「未来ひらめき創造塾」を開催する。 「日本の次世代リーダー養成塾」への本県高校生の派遣(10名程度)を継続する。	地域活力振興課
IT政策推進事業 (ユビキタス出 前授業) (~R4年度 新産業創 造課)		新規	993	小学生を対象とした最先端のデジタル技術を体験してもらう出 前授業を開催する。	DX推進課
消費者教育事業 (消費生活センター委託事業) 【重点目標14に再掲】		継続	1, 271	市町村、社会福祉協議会、学校、消費者グループ等からの依頼 により、講師として消費生活相談員等を派遣し、消費生活に関す る講座を開催する。	県民生活文化課
学校における消費者教育推進事業(消費者行政推進事業) 【重点目標14に再掲】		継続	2, 825	県内7大学と連携し、学生自身による消費者教育活動への主体的取組を支援するとともに、学生による消費生活フェスタを開催する。高等学校の教員等で構成する検討委員会を開催し、関係教科における実践事例等を検討・作成し、県内各高等学校へ周知するとともに、弁護士及び司法書士を講師としたモデル授業を実施する。特別支援学校において授業を実施するとともに、内容について検討するための運営検討委員会を開催する。中学校の教職員を対象に、県内2地区(下北地区、中南地区)において消費者教育研修会を開催する。	県民生活文化課
高校生ファッションチャレンジ 事業		継続	11, 052	ファッション文化の振興を通じた人財育成、産業振興及び地域 活性化を図るため、有観客による実施と併せ、Youtubeからのライ	県民生活文化課

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
芸術文化出前教室開催事業		継続	898	芸術文化の鑑賞機会の充実、担い手の育成を図るため、県民文 化祭に参加する15分野の芸術文化団体を学校や児童館などに派遣 し、出前教室を実施する。	県民生活文化課
青森県民文化祭開催事業		継続	9, 310	芸術文化活動の発表と鑑賞の場として、東青下北地域において 青森県民文化祭を開催する。	県民生活文化課
青少年行政基礎調査事業		継続	322	本県の青少年の現状と課題を明らかにするとともに、関係行政 機関における青少年に関する諸施策を取りまとめ、次代を担う青	青少年・男女共同参画課
【重点目標 1 に再掲】 あおもり環境人財育成推進事業 【重点目標12に再掲】	0	継続	18, 083	少年の健全育成に資するため、青森県子ども・若者白書を作成・ 大学を拠点として、SDGsの考え方や将来の脱炭素社会の視点を 有する若手環境人財の育成を推進する。 環境活動以外の実践団体が環境配慮行動をプラスして事業を実 施することで、地域における環境配慮行動の拡大につなげる。	環境政策課
環境教育推進事業 【重点目標12に再掲】		継続	2, 067	小学校向け環境教育プログラムを活用した、環境教育専門員と地域のNPOとの協働による環境出前講座を開催する。こともエコクラブの活動を支援するため、こどもエコクラブのサポーター及びコーディネーターを対象とした研修会や随時の情報提供を行う。	環境政策課
県立自然ふれあいセンター管理 運営事業(指定管理)		継続	29, 064	自然保護思想の普及を図るため、自然観察会、講習会、発表会 等の各種行事を開催する。	自然保護課
白神山地ビジターセンター管理運営事業(指定管理)		継続	75, 371	自然保護思想の普及を図るため、自然体験事業、文化継承事業を実施する。	自然保護課
地域医療を担う人材育成事業		継続	4, 429	今年度においては、早期から地域医療を志す医師の育成・確保を進めるため、中高生、医学生、研修医等の各ステージに応じた医師確保対策を展開していく。 (1)未来のあおもりを担う医療人財早期育成事業 ① ドクタートーク ② 医療チュートリアル体験 ③ 外科手術体験セミナー (2)医学生・研修医の青森県内研修支援事業 ・へき地医療実習	医療薬務課
医師臨床研修魅力発信・研修環 境支援事業		継続	20, 499	今年度においても、臨床研修病院等との関係機関と協力し、臨床研修の魅力を発信し、臨床研修医の確保に取り組むとともに、研修環境の質の向上を図り、若手医師の育成・定着に取り組む。 ① 合同説明会 ② 臨床研修医セミナー ③ 臨床研修医ワークショップ	医療薬務課
未来を築く創造性豊かな産業人 財育成事業		継続	6, 034	子どもの創造性を育成する発明クラブ等の地域団体への活動費の一部を助成するとともに、会員増や地域企業との連携等による自立化に向けた取組に対し助成する。また、子どものたちの科学的探究心や創造力の開発・育成のため、「発明くよう展」と「科学の夢絵画展」を開催する。本県の子どもたちのものづくりや科学に対する興味・関心を引き出すため、企業・団体等との連携により「ものづくり・科学体験フェア」を開催する。	新産業創造課
ジョブカフェあおもり推進・運 営事業 【重点目標3、4に再掲】		継続	94, 100	15歳から45歳未満の若年者の就職活動を支援するため、仕事に 関する相談や情報収集、各種セミナー等を実施する。	労政・能力開発課
離職者等再就職訓練事業		継続	611, 773	民間教育機関等を活用して、委託により多様な職業訓練(委託 訓練)を機動的に実施することとし、令和5年度は、85コース、 1,275名定員で訓練を計画している。	労政・能力開発課
訓練校事業		継続	41, 491	県立職業能力開発校において、高卒者等に対し職業に必要な技 能及びこれに関する知識を習得するための職業訓練を実施し、県 の産業界を担う技能者育成に取り組む。	労政・能力開発課
未来ものづくり人財確保・育成 事業		継続	1, 741	技術者育成段階で更に技能水準を高め、より技能レベルの高い 人材を社会に供給していくため、技能競技全国大会への参加支援 やものづくりへの理解促進活動により、若年者の技能向上、社会 全体の技能尊重気運の醸成を図る。 また、県立職業能力開発校の業務内容や役割及び魅力について の情報発信を強化するとともに、総務学事課主催の進学相談フェ アに県立職業能力開発校のブースを確保し周知を図る。	労政・能力開発課
若年者の県内定着促進事業	0	継続	17, 052	高校生をはじめ、本県の次世代を担う人財を幅広く対象として、県内就職の魅力や県内企業の情報を伝える取組を進め、県内 定着の促進を図る。	労政・能力開発課
食と生活を支える水循環システ ム保全活動促進事業	0	継続	5, 968	山・川・海をつなぐ水循環システムを保全していくため、小学生を対象とした校外学習会や、学習成果合同発表会の開催を通じて、次世代を担う人財を育成する。	農林水産政策課
女性起業課題解決・活躍促進事 業		新規	3, 192	農山漁村女性起業家の活躍促進を図るため、実態や課題を把握 するための調査を行い、基礎講座と課題解決のためのステップ アップ講座を開催する。また、起業活動の経費を補助する。	農林水産政策課
新規就農者育成総合対策(旧事 業名:農業次世代人材投資事 業)		継続	959, 845	農業への人財の一層の呼び込みと定着を図るため、新たに農業 経営を開始する者及び研修を受ける者に対する資金の交付や機 械・施設等の導入等を補助するとともに、新規就農者への実践研 修を行う協議会等を支援する。	構造政策課
新規就農定着推進事業 【重点目標13に再掲】		継続	5, 783	新規就農者や青年農業者を対象とした専門研修や集合研修を実施する。また、農村青少年クラブの活動を支援することにより、地域活動をけん引するリーダーとしての資質向上やクラブ員間の交流を図る。 新規就農ガイドブックの作成、配布や関係機関と連携した新規就農相談及び各種就農支援を実施する。	構造政策課

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
あおもり新農業人サポート事業	0	継続	22, 715	新規就農者の確保・育成を図るため、オンライン方式を活用した就農フェア等の開催や非農家出身者の定着支援に取り組むとともに、本県農業の将来を担うリーダーを育成する若手農業トップランナー塾の研修内容を強化する。	構造政策課
青い森林業アカデミー運営事業		継続	37, 149	林業への就業に必要な基礎的知識や技術の習得を支援し、地域 林業の中核を担う人材を育成する1年間の研修を実施する。	林政課
建設業の未来を担う人づくり推 進事業		継続	4, 110	建設業の魅力発信のため、小中学生を対象に親子バスツアーや 土木技術公開講座を開催する。 また、工業高校生と若手技術者との意見交換会を開催するほか、中学生・商業高校生を対象に、建設業で働く先輩による講演 会を開催する。 さらに、建設業イメージアップ動画をTVCM及び動画投稿サイト 等で発信し、高校1・2年生をメインターゲットに建設業のイ メージアップを図る。	監理課
県立学校就職促進関連事業		継続	1, 217	高校生の就職促進に向け、経済団体、保護者、行政及び教育関係者による高等学校就職促進連絡会議を開催するとともに、特別支援学校生徒の就労意欲を育み、事業所側の雇用に対する意識を高めるため、産業現場等における実習を希望する生徒の賠償責任保険料及び職場開拓や巡回指導などに係る教員の旅費を助成する。	学校教育課
高校生の就職総合支援プロジェ クト事業		継続	20, 080	就職状況については、就職内定率は依然として全国平均を下回る状況にあることから、職業人としての必要な能力や態度の育成、就職時における付加価値を高めるための取組などの事業を実施し、就職内定率の向上を目指す。また、企画政策部、商工労働部との連携を強化し、高校生の県内就職を支援する。	学校教育課
医師を志す高校生支援事業		継続	18, 599	、医学部医学科を志す高校生の実力養成を図るとともに、教員の教科指導力を向上させることを通して本県高校生の医学部医学科合格者の増加を図っていく。また、拠点校を中心とした学習セミナーにおいては、医師への志を揺るぎないものとし、学習に向かう姿勢の質的向上を図るために、ワークショップを実施する。	学校教育課
高校生スキルアッププログラム 推進事業		継続	190	高等学校との連携・協力体制を強化し、高校生に対し、活動の 有用性の周知と幅広い学修活動から自由に選択して取り組めるよ う各種学修情報を定期的に提供する。 また、上級学校の総合型入試選抜等に活用できる評価サービス を行い、高校生を支援する。	生涯学習課(総合社会教育センター)
大学生とカタル!キャリア形成サポート事業 【重点目標13に再掲】		継続	995	中学生及び高校生の意欲を引き出し、自分自身の見つめ直しにつながる大学生によるワークショップを、高校16校約2,200名の高校生、中学校1校約140名の中学生を対象に実施するとともに、大学生を対象とした研修会を行い、大学生のスキルアップを図る。	生涯学習課(総合社会教育センター)
子どもの読書活動推進事業		継続	3, 426	中・高校生の自主的な読書活動推進に重点を置いた取組として、、「あおもりの中学生・高校生による『大切な広なく県民かる青春の一冊』」コンクールを開催するとともに、広く県民心を深め、家庭・地域・学校を通じた社会全体で子どもの読書活動を推進する機運の醸成を図るため、「子どもの読書活動推進大会」を開催する。 開催する場響である。 開催する。 登発小冊子「絵本で豊かな親子の時間」の改訂第7版を発行し、乳幼児期からの家庭における子どもの読書活動の重要性についた理解とが進むようにする。 を発外一冊子「絵本で豊かな親子の時間」の改訂第7版を発行し、乳幼児期からの家庭における子どもの読書活動の重要性に対する意識啓発を図るとともに、読み聞かせや保護者向け研修会で活用する。	生涯学習課
青少年教育施設主催事業(※人 件費を含む)		継続	217, 224	野外における体験的な学びを通して、自然に親しむ態度や豊かな心を育むために、受入事業、各種主催事業等の充実を図り、多様な自然体験の機会を提供する。	生涯学習課

【基本目標Ⅱ】 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

重点目標3 ニート等に対する支援の充実を図ります

事業名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
ジョブカフェあおもり推進・運 営事業		継続	94, 100	15歳から45歳未満の若年者の就職活動を支援するため、仕事に 関する相談や情報収集、各種セミナー等を実施する。	労政・能力開発課
【重点目標2、4に再掲】				IN TOTAL THE WAY THE CALL A COMMENT OF	

重点目標4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
教育相談体制の整備事業(特色 教育支援経費補助)		継続	10, 200	教育相談体制を整備するため、いじめ防止に係る校内研修会や 生徒等へのカウンセリングに要する経費に対し、補助金を交付す る。	総務学事課
地域の見守りで輝く笑顔推進事業 【重点目標1、12、13に再掲】		継続	3, 344	学校・家庭・地域が一丸となっていじめ防止に取り組む気運を高めるとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりの促進と、子どもたちの孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちを醸成するため、県内一斉声かけ活動、他人を思いやり命を大切にする心を育む対話集会や各種媒体を活用した普及啓発等を実施する。	青少年・男女共同参画課
ジョブカフェあおもり推進・運営事業 【重点目標2、3に再掲】		継続	94, 100	15歳から45歳未満の若年者の就職活動を支援するため、仕事に 関する相談や情報収集、各種セミナー等を実施する。	労政・能力開発課
特別支援学校技能検定事業		継続	4, 606	特別支援学校高等部生徒の社会的・職業的自立を促進するため、青森県版「特別支援学校技能検定」の充実を図るとともに、「青森県特別支援学校技能検定・発表会」を実施する。また、「特別支援学校就職サポート隊あおもり」登録企業を増やし、生徒の進路実現のための体制整備を進め、特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実を図る。	学校教育課
学校の教育相談体制充実を支援 する外部専門家活用事業 【重点目標6、7、12に再掲】		継続	155, 883	スクールカウンセラーについて、県内全ての公立小・中学校への定期派遣及び市町村教育委員会からの要請に応じた緊急派遣を行うとともに、県立高等学校7校と県立特別支援学校1校への定期派遣を行う。また、小中連携型配置校及び同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校で配置日時(時間)の弾力的運用を実施し、効率的・効果的な活用を促進する。スクールソーシャルワーカーについて、各教育事務所に3~5名配置し、全小・中学校の要請に応じて派遣するとともに、県立学校に6名配置し、地区の各校の要請に応じて派遣する。	学校教育課
24時間いじめ等電話相談事業 【重点目標6に再掲】		継続	9, 900	学校教育課生徒指導支援Gとハートケアアドバイザーが平日9: 00~17:00の間対応する。 上記以外は、業者委託により24時間電話相談に対応する。	学校教育課
ソーシャルメディア等監視員配 置事業 【重点目標7に再掲】		継続	2, 935	学校教育課内にソーシャルメディア等監視員1名を配置し、SNS 等インターネットサイトの書き込み等について、各学校へ情報提 供を行う。	学校教育課
安心できる学校づくり推進事業		継続	2, 150	ハートフルリーダー等を対象に、いじめ防止対策の取組等に関する研修を実施し、組織的対応力の向上や教員の指導力向上を図る。 県立学校を対象に、オンライン通信により精神科医から専門的な助言及び指導を受けることにより、生徒の個別支援の充実を図る。 いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめに関する諸問題について、関係機関の取組等の情報交換を行う。	学校教育課
いじめ防止対策事業		継続	760	より実効的ないじめ問題の解決のため、いじめの防止、早期対応について、意見を述べるいじめ防止専門員を県立学校に1名配置する。	学校教育課
居場所づくり・絆づくり推進事 業		継続	2, 661	指定研究校において、「居場所づくり・絆づくり」の研究をさらに深め、研究成果を各管内教育事務所主管の集会で発表し、県教育委員会のホームページに掲載する。 不登校児童生徒支援連絡協議会を開催する。 市町村教育委員会の教育支援センター等の設置に向けた支援や 運営等の助言のため、青森県総合学校教育センター教育相談課 (こころの教育相談センター) 内に不登校支援コーディネーターを1名配置する。	学校教育課
いじめ防止キャンペーン推進事 業		継続	7, 441	いじめ問題への理解と認識を深めるため、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒並びに一般県民から、いじめ防止を訴えるCMの主題となる標語を募集する。また、県内高校生に優秀賞1作品を原案とする、いじめ防止CMを作成してもらい、その絵コンテをもとにしたいじめ防止テレビCMを制作・放送し、幅広く意識啓発を図る。	生涯学習課

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
若者の社会参加促進事業 【重点目標6、10に再掲】		継続	1, 018	社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向け、「自然体験・交流塾」を種差少年自然の家及び梵珠少年自然の家等にてそれぞれ3回ずつ実施する。 青少年教育施設を拠点に、子ども・若者支援団体で形成されているネットワークを活用しながら、若者同士の関わりやつながりを形成する事業を行う。	生涯学習課

重点目標 5 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
私立幼稚園特別支援教育費補助		継続	119, 952	心身障害児の就園を促し、障害に応じた適切な教育を早期に実施するため、学校法人が行う心身障害児教育に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
難病特定医療費負担金		継続	2, 087, 005	指定難病でその症状の程度が、個々の指定難病の特性に応じ、 日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度又 は治療状況等が法令で定める基準に該当する患者を対象として医 療費助成を行い、県はその費用の1/2を負担する。	がん・生活習慣病対策課
特定疾患治療研究事業		継続	701	難病のうち国が特定疾患治療研究事業の対象として指定した疾 患について、患者の医療費に対して、医療保険の自己負担分を公 費負担する。	がん・生活習慣病対策課
先天性血液凝固因子障害治療研 究事業		継続	8, 676	先天性血液凝固因子障害又は血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症に関する医療を受けている者の医療保険の自己負担分を公費負担する。	がん・生活習慣病対策課
難病患者相談事業		継続	3, 469	難病患者やその家族が抱える医療及び日常生活上の相談に対 し、専門医による指導・助言等を行う医療相談及び保健師や看護 師等の相談員を派遣して行う訪問相談を実施する。	がん・生活習慣病対策課
難病医療ネットワーク運営事業		継続	12, 163	県病を中核とした関係医療機関等で構成する連絡協議会を開催するとともに、県病に難病診療連携コーディネーターと難病診療カウンセラーを配置し、医療面での相談支援・連絡調整や難病医療ネットワークの構築・維持を行う。	がん・生活習慣病対策課
重症難病患者在宅療養支援事業		継続	3, 125	在宅で人工呼吸器を使用している重症難病患者を介護する家族が、休養等(レスパイトケア)を理由に介護できない場合に、一時入院の支援又は看護人派遣を行う。	がん・生活習慣病対策課
難病相談・支援センター運営事 業		継続	8, 364	地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設として難病相談 支援センターを設置し、患者等の持つ様々なニーズに対応した相 談・支援を行う。	がん・生活習慣病対策課
発達障害者支援センター運営事 業		継続	56, 001	発達障害児者及びその家族等からの相談に応じて、適切な指導 又は助言を行うほか、基礎講座の開催により一般県民への普及啓 発を図り、センターの総合的なサービスのあり方を検討するため の連絡協議会を開催する。	障害福祉課
発達障害者支援体制整備事業		継続	8, 128	発達障害者の支援体制整備を図ることを目的とした発達障害者 支援地域協議会の設置、発達障害者が日頃より受診する医師等に 対する研修、地域の発達障害者への支援のための巡回相談や事例 検討会の開催、発達障害児者支援の中核となる職員のスキルアッ づ研修、発達障害児者及びその家族への支援を行う家族サポート 応援事業、発達障害児の医療機関初診待機解消を図るための事業 を実施する。	障害福祉課
医療的ケア児支援地域展開促進 事業 【重点目標10に再掲】	0	継続	15, 771	医療的ケア児とその家族が安心して在宅で生活できるよう、多職種連携を円滑にする圏域アドバイザーの設置や在宅支援を行う看護師の確保・育成を行うとともに、医療型短期入所事業所の開設を促進する等地域における在宅支援体制を促進する。	障害福祉課
青森県小児在宅支援センター運 営事業 【重点目標10に再掲】		継続	40, 800	医療的ケア児等とその家族が、県内どこに住んでいても安心して生活でき、充実した医療・福祉・保育・教育等を受けられる環境を整備するため、小児在宅支援の拠点として、医療的ケア児及びその家族の相談支援、関係機関等への助言、人材育成及び調査分析等を行い、県内の医療的ケア児支援体制の充実・発展を目指す。	障害福祉課
自立支援医療(育成医療)負担 金(~R4年度 こどもみらい 課)		新規	7, 915	市町村が実施する身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療(育成医療)の給付を行い、早期治療によって障害の除去及び軽減に努め、またはこれに加えて育成医療に要する費用に対して、県は費用の1/4を負担する。	障害福祉課
障害者の生涯学習支援事業		継続	1, 014	特別支援学校卒業後の障害のある青年たちに、社会性や生活技術・知識を身につけたり、仲間づくりを行うための集団学習の場を広く提供するとともに、地域住民との交流を図るための取組を行う。	生涯学習課

重点目標6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
精神保健福祉センター特定相談 (思春期問題相談)		継続	942	精神保健福祉相談において、思春期及び青年期に起こりがちな 不登校等の相談を実施する。	障害福祉課
ひきこもり地域支援センター設 置運営事業		継続		ひきこもりに特化した第一次相談窓口として、ひきこもり支援 コーディネーターを1名配置し、相談対応、本人グループ、家族 教室、出張相談会、研修会、連絡協議会、普及啓発等の事業を実 施する。また、ひきこもり支援市町村等支援員を1名配置し、多 職種支援チームによる市町村支援事業を実施する。	障害福祉課

事業名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
学校の教育相談体制充実を支援 する外部専門家活用事業 【重点目標4、7、12に再掲】		継続	155, 883	スクールカウンセラーについて、県内全ての公立小・中学校への定期派遣及び市町村教育委員会からの要請に応じた緊急派遣を行うとともに、県立高等学校7校と県立特別支援学校1校への定期派遣を行う。また、小中連携型配置校及び同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校で配置日時(時間)の弾力的運用を実施し、効率的・効果的な活用を促進する。スクールソーシャルワーカーについて、各教育事務所に3~5名配置し、全小・中学校の要請に応じて派遣するとともに、県立学校に6名配置し、地区の各校の要請に応じて派遣する。	学校教育課
24時間いじめ等電話相談事業 【重点目標4に再掲】		継続	9, 900	学校教育課生徒指導支援Gとハートケアアドバイザーが平日9: 00~17:00の間対応する。 上記以外は、業者委託により24時間電話相談に対応する。	学校教育課
若者の社会参加促進事業 【重点目標4、10に再掲】		継続	1, 018	社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向け、「自然体験・交流塾」を種差少年自然の家及び梵珠少年自然の家等にてそれぞれ3回ずつ実施する。 青少年教育施設を拠点に、子ども・若者支援団体で形成されているネットワークを活用しながら、若者同士の関わりやつながりを形成する事業を行う。	生涯学習課

重点目標7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
青少年健全育成推進事業 【重点目標14に再掲】		継続	732	青少年の健全育成をより一層推進するため、少年補導センター の活動促進、有益な活動・書籍・映画等の推奨、貢献のあった個 人及び団体の表彰等を実施する。	青少年・男女共同参画課
薬物乱用防止啓発促進事業		継続	1, 363	中学生・高校生等の若い世代に対して、薬物乱用の恐ろしさを 認識してもらうため薬物乱用防止教室等を開催し、薬物乱用防止 普及啓発を推進する。	医療薬務課
学校の教育相談体制充実を支援 する外部専門家活用事業 【重点目標4、6、12に再掲】		継続	155, 883	スクールカウンセラーについて、県内全ての公立小・中学校への定期派遣及び市町村教育委員会からの要請に応じた緊急派遣を行うとともに、県立高等学校7校と県立特別支援学校1校への定期派遣を行う。また、小中連携型配置校及び同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校で配置日時(時間)の弾力的運用を実施し、効率的・効果的な活用を促進する。スクールソーシャルワーカーについて、各教育事務所に3~5名配置し、全小・中学校の要請に応じて派遣するとともに、県立学校に6名配置し、地区の各校の要請に応じて派遣する。	学校教育課
ソーシャルメディア等監視員配 置事業 【重点目標4に再掲】		継続	2, 935	学校教育課内にソーシャルメディア等監視員1名を配置し、SNS 等インターネットサイトの書き込み等について、各学校へ情報提 供を行う。	学校教育課
青少年非行防止対策費		継続	12, 422	少年警察ボランティアを委嘱して非行防止活動を推進するとともに、少年非行防止JUMPチームオンライン大会の開催、少年非行防止や薬物乱用防止リーフレットの作成・配布等により、少年の規範意識の向上を図る。	生活安全企画課

重点目標8 子どもの貧困対策を推進します

事業名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
生活困窮世帯児童等学習支援事業		継続	15, 481	生活困窮世帯の児童に対する学習支援、進路相談等を県内全域の町村で実施する。 ・対象地域 県内全域の町村(教委等で全世帯の児童を対象とした学習講習会を実施している町村は除く) ・対象児童 生活困窮世帯の児童(小4年生~中学生、必要に応じて小学校 低学年及び高校生世代) ・実施方法 委託	健康福祉政策課
ひとり親家庭等生活向上事業費 補助		継続	498	市が実施主体として学習支援事業を実施する際の事業費の補助 を行う。	こどもみらい課
ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金貸付事業費補助		継続	1, 420	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に 有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、引き続き入 学準備金及び就職準備金を貸付する。	こどもみらい課
仕事と子育ての両立に向けたひ とり親家庭サポート促進事業	0	継続	13, 499	ひとり親家庭等の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、ワンストップ相談 モデル事業を実施するほか、引き続きひとり親家庭就業・自立センターの周知及び専門相談員の配置、事業所の理解促進に取り組む。	こどもみらい課
家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助		継続	73, 755	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対し、大学入学時に必要となる一時的経費を支援する。(貸与上限額60万円、貸付人数100人)	こどもみらい課

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
子どもの未来応援ネットワーク 強化事業		継続	10, 228	貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届くようにするため、関係団体のネットワークを強化し取組を促進させるとともに、子どもの居場所づくり運営団体等への支援を行う。	こどもみらい課
乳幼児はつらつ育成事業費補助 金		継続	701, 313	市町村が実施する乳幼児への医療給付事業に要する経費に対し 助成を行う。	こどもみらい課
ひとり親家庭等医療費補助事業		継続	444, 334	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童(18歳に達した年度末まで)、並びに父母のいない児童に対して、医療費を助成する。	こどもみらい課

重点目標 9 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります

事業名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
SNSを活用した相談事業		継続	9, 816	中学生~39歳までの若年層を主な対象とし、SNS相談を実施する。 実施時期については、検討中。	障害福祉課
性の多様なあり方理解促進事業		新規		青森県パートナーシップ宣誓制度の周知と、性的マイノリティに対する県民理解を促進するため、県民向け啓発パンフレットを 作成し、配布する。	青少年・男女共同参画課
AOMORI多文化共生推進事業		継続	4, 000	外国につながりのある子どもの日本語指導体制の確保・充実を 図るため、県内関係機関と連携し、日本語支援プログラムを実施 する。	学校教育課

重点目標10 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
子ども・若者育成支援推進事業		継続	194	「青森県子ども・若者支援地域協議会」を開催し、子ども・若 者の育成支援を進める上での連携上の課題や効果的な連携方策に ついて検討する。	青少年・男女共同参画課
子ども・若者を地域で支える体制強化事業 【重点目標13に再掲】		継続	3, 368	県内3地域(津軽、県南、下北)でのネットワーク会議の運営 を民間団体に業務委託し、開催する。 また、当事者等と支援体制がつながる機会をつくるため、県内 3地域で合同相談会を開催するとともに、地域の相談支援体制を SNS広告を活用して広報する。	青少年・男女共同参画課
若者のサード・プレイスづくり 事業 【重点目標13に再掲】	0	継続	5, 989	困難や生きづらさを抱える若者が社会的な孤独や孤立に至らないよう、若者が参加し、存在が認められ、安心して発言できる場(サード・プレイス)づくりを進めるため、有識者による検討会及びワークショップを開催するとともに、インターネット上の居場所を配信する。また、それを支援するためのノウハウの蓄積、人財育成に取り組む。	青少年・男女共同参画課
ヤングケアラー支援体制構築事 業	0	継続	14, 534	令和4年度において実施した実態調査の結果をもとに、福祉、 介護、医療、教育等、関係機関が連携し、早期発見と適切な支援 体制の構築に向けた対策を行う。	こどもみらい課
医療的ケア児支援地域展開促進 事業 【重点目標5に再掲】	0	継続	15, 771	医療的ケア児とその家族が安心して在宅で生活できるよう、多職種連携を円滑にする圏域アドバイザーの設置や在宅支援を行う看護師の確保・育成を行うとともに、医療型短期入所事業所の開設を促進する等地域における在宅支援体制を促進する。	障害福祉課
青森県小児在宅支援センター運 営事業 【重点目標5に再掲】		継続	40, 800	医療的ケア児等とその家族が、県内どこに住んでいても安心して生活でき、充実した医療・福祉・保育・教育等を受けられる環境を整備するため、小児在宅支援の拠点として、医療的ケア児及びその家族の相談支援、関係機関等への助言、人材育成及び調査が析等を行い、県内の医療的ケア児支援体制の充実・発展を目指す。	障害福祉課
若者の社会参加促進事業 【重点目標4、6に再掲】		継続	1, 018	社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向け、「自然体験・交流塾」を種差少年自然の家及び梵珠少年自然の家等にてそれぞれ3回ずつ実施する。 青少年教育施設を拠点に、子ども・若者支援団体で形成されているネットワークを活用しながら、若者同士の関わりやつながりを形成する事業を行う。	生涯学習課

【基本目標Ⅲ】 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成

重点目標11 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します

事業名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
次世代を担う人材育成の推進事 業 (特色教育支援経費補助)		継続	6, 720	教育の国際化を図るため、英語教育の強化や国際交流の推進に 係る取組に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
語学指導を行う外国青年招致事 業		継続	11, 481	引き続き、語学指導を行う外国青年を招致し、県立高等学校、 学校教育課、総合学校教育センターに配置する。	学校教育課
スーパーサイエンスハイスクー ル支援事業		継続	3, 610	科学技術や理科・数学に関する教育を重点的に行い、高等学校におけるカリキュラム開発を行うスーパーサイエンスハイスクール指定校に対し、事務負担軽減のための事務支援員1名配置する。	学校教育課
県立学校におけるICTを活用 した授業づくり推進事業		新規	13, 730	高等学校の授業の充実による生徒の資質・能力の育成を図るため、推進校においてICTを効果的に活用した授業改善のための実践研究等を行うとともに、特別支援学校において、障害種や個々の障害に応じた主体的、対話的で深い学びを推進するため、ICTを活用した授業実践や研修会等を行う。	学校教育課
パワフルAOMORI!創造塾		継続	1, 196	地域活動に係る潜在的な人材を掘り起こし、講義・演習や企画・運営を通して、地域を担う人材を育成するとともに、育成した人材相互及び地域活動に関わる関係者等のネットワーク形成を 促進する。	生涯学習課(総合社会教
あおもりスポーツアカデミー事 業		継続	3, 822	国民体育大会をはじめとする全国大会や世界大会などの各種大会で活躍が期待される将来有望なジュニア選手を本県から輩出するため、運動能力が高く優れた素質を有する小学生を県内全域から60名程度発掘する。また、競技団体等と連携しながら、スポーツ医・科学を活用した本県独自の各種育成プログラムを6回実施する。	スポーツ健康課

【基本目標Ⅳ】 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

重点目標12 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
幼稚園の子育て支援活動事業 (特色教育支援経費補助)		継続	38, 880	幼稚園の施設又は教育機能を広く開放することを積極的に推進するため、地域の子どもたちを対象とした遊びの場の提供や保護者に対する教育相談事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
地域の見守りで輝く笑顔推進事業 【重点目標1、4、13に再掲】		継続	3, 344	学校・家庭・地域が一丸となっていじめ防止に取り組む気運を高めるとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりの促進と、子どもたちの孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちを醸成するため、県内一斉声かけ活動、他人を思いやり命を大切にする心を育む対話集会や各種媒体を活用した普及啓発等を実施する。	青少年・男女共同参画課
あおもり環境人財育成推進事業 【重点目標2に再掲】	0	継続	18, 083	・大学を拠点として、SDGsの考え方や将来の脱炭素社会の視点を 有する若手環境人財の育成を推進する。 ・環境活動以外の実践団体が環境配慮行動をプラスして事業を実 施することで、地域における環境配慮行動の拡大につなげる。	環境政策課
環境教育推進事業 【重点目標2に再掲】		継続	2, 067	・小学校向け環境教育プログラムを活用した、環境教育専門員と 地域のNPOとの協働による環境出前講座を開催する。 ・こどもエコクラブの活動を支援するため、こどもエコクラブの サポーター及びコーディネーターを対象とした研修会や随時の情 報提供を行う。	環境政策課
放課後子ども総合ブラン市町村 担当者連絡会議(地域学校協働 活動推進事業) 【重点目標13に再掲】		継続	-	放課後子ども総合プランの推進に係る市町村担当者連絡会議を 開催する。	こどもみらい課 生涯学習課
子ども・子育て支援事業支援計画推進事業 【重点目標13に再掲】		継続	1, 156	「青森県子ども・子育て支援推進会議」と「青森県子ども・子育て支援推進本部」とで連携を図りながら、計画の実施状況の把握・点検及び公表等を含め計画の推進を図る。	こどもみらい課
子どもの未来応援ネットワーク強化事業		継続	10, 228	貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届くようにするため、関係団体のネットワークを強化し取組を促進させるとともに、子どもの居場所づくり運営団体等への支援を行う。	こどもみらい課
放課後子どもプラン推進事業 (放課後児童健全育成事業)		継続	828, 408	市町村が行う放課後児童健全育成事業に要する経費を補助し、 地域における子ども・子育て支援を推進する。	こどもみらい課
学校の教育相談体制充実を支援 する外部専門家活用事業 【重点目標4、6、7に再掲】		継続	155, 883	スクールカウンセラーについて、県内全ての公立小・中学校への定期派遣及び市町村教育委員会からの要請に応じた緊急派遣を行うとともに、県立高等学校7校と県立特別支援学校1校への定期派遣を行う。また、小中連携型配置校及び同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校で配置日時(時間)の弾力的運用を実施し、効率的・効果的な活用を促進する。スクールソーシャルワーカーについて、各教育事務所に3~5名配置し、全小・中学校の要請に応じて派遣するとともに、県立学校に6名配置し、地区の各校の要請に応じて派遣する。	学校教育課
学校評議員配置事業		継続	1, 361	県立学校長が、保護者や地域住民等の代表者で構成される学校 評議員から、学校運営に関する意見を聴取すること等により、家 庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開する。	教職員課
放課後子ども総合プラン (放課 後子ども教室推進事業費補助、 地域学校協働活動推進事業)		継続	40, 776	「放課後子ども教室」を開設する市町村の支援や「放課後子ども総合プラン」に関わる人財の研修機会の提供に取り組む。	生涯学習課
【重点目標13に再掲】 あおもり家庭教育支援総合事業 【重点目標15に再掲】		継続	2, 566	社会や家庭を取り巻く状況の変化に伴い、家庭教育が一層困難になっていることを踏まえ、全ての親が安心して家庭教育を行うために、今日的課題に対応した家庭教育の取組を推進するための協議を行い、地域全体で家庭教育を支援していく機運を高めるとともに、親の育ちを応援する学びの機会の充実や支援のネットワークづくり等を行う。	生涯学習課
特別支援学校を活用した生涯学 習講座開設事業		継続	802	地域住民の学習・文化活動の場として、県立特別支援学校の持つ専門性の高い教育機能を活用した講座を開設する。 ・公開講座開設予定校数:8校	生涯学習課
地域学校協働活動推進事業費補 助		継続	-	学校区等に地域学校協働活動支援者の活動拠点(本部)を確保するとともに、地域学校協働活動推進員又はコーディネーターを配置し、地域住民等のボランティア等と連携・協働しながら地域学校協働活動を展開する市町村への支援を行う。	生涯学習課
社会教育を核とする地域ネット ワーク活用促進事業(キャリア 教育の推進)		継続	1, 649	地元企業と学校とのネットワーク会議や模擬授業等を実施するとともに、企業による教育支援活動を県民に周知する教育支援活動展示会を実施し、各企業による教育支援活動がさらに活発に行われるようにする。 また、「我が社は学校教育サポーター」に登録する企業の新規開拓を行うとともに、登録企業の周知を学校等に対して行い、企業による教育支援活動の一層の充実を図る。	生涯学習課

事業名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
あおもり家庭教育力向上事業 【重点目標15に再掲】		継続	1, 025	地域における家庭教育の支援体制を整備するため、中南・下北 地区において、子育てを応援するあおもり家庭教育アドバイザー を養成することとし、年間各地区6回の講義・演習を行うととも に、登録されているあおもり家庭教育アドバイザーの資質向上を 図るためのスキルアップ講座を開催する。 また、あおもり家庭教育アドバイザーを「あおもり親楽プログ ラム」を使う研修会に派遣し、支援体制の強化を図る。	生涯学習課(総合社会教 育センター)
家庭教育支援動画制作普及事業		継続	3, 866	家庭教育支援の5分の動画を6本及びあおもり子育てネットCM1本を作成し、ホームページで配信するとともに、テレビで放映する。 なお、動画は動画共有サービス(YouTube)にもアップし、より多くの方に視聴できる環境を整える。	生涯学習課(総合社会教育センター)
家庭教育相談事業		継続	396	子育て中の不安や悩みを軽減することを目的に、電話・メール 相談による寄り添い型の家庭教育相談を実施する。 また、相談機関合同連絡会議を3回実施する予定。	生涯学習課 (総合社会教育センター)
命を守る!防災教育推進事業 【重点目標 1 に再掲】	0	継続	3, 496	防災教育モデル指定校 6 校において、2 年間にわたって実施した防災教育の取組を「防災教育実践事例集」にまとめ、県内の小・中学校に配布し、県内全域の防災教育の底上げを図る。また、令和6年1月に成果発表会を開催し、指定校の取組や事例集の普及を図る。 学校防災リーダー養成研修会を西北・上北地区を対象に開催し、学校防災を担う中核教員の資質向上や地域が抱える自然災害リスクを踏まえた防災教育の取組の強化を図る。	スポーツ健康課

重点目標13 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
地域の見守りで輝く笑顔推進事業 【重点目標1、4、12に再掲】		継続	3, 344	学校・家庭・地域が一丸となっていじめ防止に取り組む気運を高めるとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりの促進と、子どもたちの孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちを醸成するため、県内一斉声かけ活動、他人を思いやり命を大切にする心を育む対話集会や各種媒体を活用した普及啓発等を実施する。	青少年・男女共同参画課
子ども・若者を地域で支える体 制強化事業 【重点目標10に再掲】		継続	3, 368	県内3地域(津軽、県南、下北)でのネットワーク会議の運営を民間団体に業務委託し、開催する。 また、当事者等と支援体制がつながる機会をつくるため、県内3地域で合同相談会を開催するとともに、地域の相談支援体制を SNS広告を活用して広報する。	青少年・男女共同参画課
青少年健全育成推進員の配置 【重点目標15に再掲】		継続	4, 378	青少年健全育成推進員の資質向上に向け、県内6地区で研修会 を開催する。	青少年・男女共同参画課
青少年育成県民運動推進事業費 補助		継続	3, 350	青少年育成青森県民会議が展開する青少年育成推進運動に対して、補助金の交付等により支援をする。	青少年・男女共同参画課
若者のサード・プレイスづくり 事業 【重点目標10に再掲】	0	継続	5, 989	困難や生きづらさを抱える若者が社会的な孤独や孤立に至らないよう、若者が参加し、存在が認められ、安心して発言できる場(サード・プレイス)づくりを進めるため、有識者による検討会及びワークショップを開催するとともに、インターネット上の居場所を配信する。また、それを支援するためのノウハウの蓄積、人財育成に取り組む。	青少年・男女共同参画課
仕事と家庭のジェンダーギャッ プ解消事業	0	新規	14, 519	企業等における働きやすさ向上に向けて、女性活躍推進に取り 組む必要性や取組事例の紹介を内容とするオンライン研修会を開 催するとともに、県内企業の意識等調査を行う。 また、カジダン(家事をする男性)が当たり前となるよう意識 醸成し、行動変容を促すため、スーパー等小売店とタイアップし た取組や県内3か所で啓発イベントを行う。 さらに、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、女性を対象 としたセミナーやSNS広告により意識醸成を行う。	青少年・男女共同参画課
放課後子ども総合プラン市町村 担当者連絡会議(地域学校協働 活動推進事業) 【重点目標12に再掲】		継続	-	放課後子ども総合プランの推進に係る市町村担当者連絡会議を 開催する。	こどもみらい課 生涯学習課
子ども・子育て支援事業支援計 画推進事業 【重点目標12に再掲】		継続	1, 156	「青森県子ども・子育て支援推進会議」と「青森県子ども・子 育て支援推進本部」とで連携を図りながら、計画の実施状況の把 握・点検及び公表等を含め計画の推進を図る。	こどもみらい課
青森県子ども家庭支援センター 事業		継続	25, 212	社会全体で子育てを支援するため、相談事業や意識啓発のため の各種イベント等を行う。(青森県子ども家庭支援センター指定 管理業務)	こどもみらい課
地域子育て支援拠点関係者研修		継続	(指定管理業務)	地域における子育て支援拠点の基盤づくりの強化を図るため、 関係者の資質向上のための研修及び連携強化のための情報交換を 実施する。 (青森県子ども家庭支援センター指定管理業務)	こどもみらい課
放課後子どもプラン推進事業 (放課後児童健全育成事業)		継続	828, 408	市町村が行う放課後児童健全育成事業に要する経費を補助し、 地域における子ども・子育て支援を推進する。	こどもみらい課
地域子育て支援事業		継続	833, 939	市町村が行う一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等に要する経費を補助し、地域における子ども・子育て支援を推進する。	こどもみらい課

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
あおもり子育て応援パスポート 事業		継続	(指定管理業務)	地域・社会全体で子育てを支え合う環境づくりを推進するため、店舗等が提供する子育て世帯等に対する優待制度のさらなる 普及を目指して、広報活動等を行う。(青森県子ども家庭支援センター指定管理業務)	こどもみらい課
保育料軽減事業費補助		継続	60, 803	保育所等に入所する第3子以降の3歳児未満の保育料の軽減に 対する経費の補助を行う。	こどもみらい課
病児・病後児保育対策事業費補 助		継続	13 地域子育で支援事業費に計上	市町村が行う病児保育事業に要する経費を補助し、地域における子ども・子育て支援を推進する。	こどもみらい課
延長保育促進事業費補助		継続	13 地域子育で支援事業費に計上	市町村が行う延長保育事業に要する経費を補助し、地域における子ども・子育て支援を推進する。	こどもみらい課
保育士・保育所支援センター事 業		継続	20, 844	青森県保育士・保育所支援センターにおいて、保育士人材バン クを活用し、求人・求職のマッチングを行う。 また、保育士の質を高めるための研修を実施する。	こどもみらい課
あおもり働き方改革推進企業認 証制度事業		継続	772	すべての労働者が働きやすい環境づくりを推進するとともに、 労働者の結婚から子育ての希望の実現を目指すために、「あおも り働き方改革推進企業認証制度」を運用し、働き方改革に取組む 企業を県が認証し、支援する。	こどもみらい課
社会的養護自立支援事業 【重点目標14に再掲】		継続	17, 511	児童養護施設退所者等の自立に向けて、継続支援計画の作成及び相談支援を行うほか、退所後直ちに自立生活を送ることが困難な事情のある就学中の者に対しては、引き続き施設等で生活するのに要する経費等を支援する。	こどもみらい課
幼児教育緊急整備費補助		継続	27, 000	幼保連携型認定こども園に対して幼児教育の質の向上のための 設備整備等に要する経費の補助を行う。	こどもみらい課
児童福祉施設整備費補助 【重点目標14に再掲】		継続	20, 146	放課後児童クラブの創設 1 件及び改築 1 件の整備に要する経費の補助を行う。	こどもみらい課
保育サービス事業所等認証評価 制度事業		継続	2, 555	保育所等における職員の処遇改善・人材育成及びサービスの内容の充実等に関する取組を県が評価・認証し公表を行う認証評価制度を運営する。	こどもみらい課
医療的ケア児保育支援事業費		継続	21, 542	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制の整備に要する経費の一部を補助する。 実施予定:黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、平川市、野辺地町、五戸町	こどもみらい課
医療的ケア児保育所等受入促進 事業	0	継続	2, 972	保育所等職員を対象にフォーラムや研修を実施することで、保育 施設における医療的ケア児の受入に向けた気運醸成と支援技術の 習得を図る。	こどもみらい課
育児・介護休業者生活安定資金 融資制度		継続	2, 729	育児休業または介護休業を取得した労働者に対し生活安定に必要な資金を融資する制度の普及に努める。	労政・能力開発課
新規就農定着推進事業 【重点目標2に再掲】		継続	5, 783	新規就農者や青年農業者を対象とした専門研修や集合研修を実施する。また、農村青少年クラブの活動を支援することにより、地域活動をけん引するリーダーとしての資質向上やクラブ員間の交流を図る。 新規就農ガイドブックの作成、配布や関係機関と連携した新規就農相談及び各種就農支援を実施する。	構造政策課
指導農業士活動推進事業		継続	1, 189	自ら農業及び集団活動に積極的に取り組み、将来とも地域農業の推進者となり得る模範的な農業青年を青森県青年農業士として認定する。 (地域農業の指導者である農業経営士の認定と青年農業士認定を 一体事業で実施)	構造政策課
あおもり新農業人サポート事業	0	継続	22, 715	新規就農者の確保・育成を図るため、オンライン方式を活用した就農フェア等の開催や非農家出身者の定着支援に取り組むとともに、本県農業の将来を担うリーダーを育成する若手農業トップランナー塾の研修内容を強化する。	構造政策課
大学生とカタル!キャリア形成サポート事業 【重点目標2に再掲】		継続	995	中学生及び高校生の意欲を引き出し、自分自身の見つめ直しにつながる大学生によるワークショップを、高校16校約2,200名の高校生、中学校1校約140名の中学生を対象に実施するとともに、大学生を対象とした研修会を行い、大学生のスキルアップを図る。	生涯学習課(総合社会教育センター)
放課後子ども総合プラン (放課 後子ども教室推進事業費補助、 地域学校協働活動推進事業)		継続	40, 766	「放課後子ども教室」を開設する市町村の支援や「放課後子ども総合プラン」に関わる人財の研修機会の提供に取り組む。	生涯学習課
【重点目標12に再掲】					

事業名	重点枠 新規事業 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
-----	-------------	-------------	--------	----

重点目標14 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
消費者教育事業(消費生活センター委託事業) 【重点目標2に再掲】		継続	1, 271	市町村、社会福祉協議会、学校、消費者グループ等からの依頼 により、講師として消費生活相談員等を派遣し、消費生活に関す る講座を開催する。	県民生活文化課
学校における消費者教育推進事業(消費者行政推進事業) 【重点目標2に再掲】		継続	2, 825	県内7大学と連携し、学生自身による消費者教育活動への主体的取組を支援するとともに、学生による消費生活フェスタを開催する。 高等学校の教員等で構成する検討委員会を開催し、関係教科における実践事例等を検討・作成し、県内各高等学校へ周知するとともに、弁護士及び司法書士を講師としたモデル授業を実施する。 特別支援学校において授業を実施するとともに、内容について検討するための運営検討委員会を開催する。 中学校の教職員を対象に、県内2地区(下北地区、中南地区)において消費者教育研修会を開催する。	県民生活文化課
交通安全視聴覚教材貸出事業		継続	275	交通安全啓発DVD等の整備及び貸出を行う。	県民生活文化課
犯罪被害者等支援推進事業		継続	729	総合的な支援のための体制の整備に向けて、犯罪被害者等支援 に携わる職員を対象とした研修会を開催するほか、犯罪被害者等 支援に係る県民等の理解増進に向けた広報用ポスターパネル等を 作成する。	県民生活文化課
青少年健全育成推進事業 【重点目標7に再掲】		継続	732	青少年の健全育成をより一層推進するため、少年補導センター の活動促進、有益な活動・書籍・映画等の推奨、貢献のあった個 人及び団体の表彰等を実施する。	青少年・男女共同参画課
青少年健全育成審議会運営事業		継続	1, 130	青森県子ども・若者育成支援推進計画の進行管理等を目的として審議会を開催する。 図書類等部会を開催し、有害図書類等の指定、優良書籍の推奨 及び青少年育成者等の表彰に係る審議を行う。	青少年・男女共同参画課
図書類等点検・立入調査事業		継続	732	青少年を巡る社会環境の浄化を推進するため、青森県青少年健全育成条例の遵守状況について、継続的に立入調査等を実施していく。	青少年・男女共同参画課
青少年のネットセーフティ加速 化事業	0	新規	2, 729	青少年の安全・安心なインターネット利用を推進するために、 保護者向けのハンドブックを作成し、家庭のネットルールづくり 促進や、フィルタリングの設定を促すほか、民間事業者との連携 による効果的な啓発活動を実施していく。	青少年・男女共同参画課
麻薬・向精神薬等監視指導事業		継続	972	医療用麻薬・向精神薬・覚醒剤原料等の取扱いの適正を期するため、麻薬等取扱施設に対する立入検査及び麻薬・覚醒剤原料等の廃棄立会いを実施する。	医療薬務課
子ども人権啓発事業		継続	79	子ども一人一人が尊重され、その権利を保障される必要性を県民に広く啓発するため、県内の小学児童を対象に子どもの権利擁護・虐待防止啓発を目的としたホットラインカードを配布する。	こどもみらい課
児童福祉施設入所児童等自立能 力強化事業費補助		継続	3, 800	児童養護施設等入所児童及び里親委託児童の自立を目的として、就職のための自動車運転免許の取得及び大学等進学に要する 経費の補助を行う。	こどもみらい課
カウンセリング強化事業		継続	699	児童虐待を行う保護者には、自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合が多いため、精神科医の協力を得て、保護者等へのカウンセリングを効果的に行う。	こどもみらい課
里親養育包括支援事業		継続	24, 080	社会的養護が必要な子どもに対し、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するため、里親等委託を推進し、質の高い里親養育を実現・維持することを目的に、 里親のリクルートから養育への支援に至るまで、包括的な里親支援を一貫した体制で行う。	こどもみらい課
DV被害者等総合支援事業		継続	7, 214	DV被害者の支援・保護等にあたるDV相談支援センターを運営するとともに、女性相談所に設置したDVホットラインにより、配偶者からの暴力被害者の電話相談等に24時間体制で対応する。	こどもみらい課
DV防止広報事業		継続	1, 967	県民へのDVに関する正しい理解の普及を図るため、DV啓発パンフレットやDV周知啓発カードの作成、配布等を引き続き行う。	こどもみらい課
ハートフル・コミュニケーショ ン推進事業		継続	644	暴力の背景に気づき、暴力によらないコミュニケーションのと り方を理解してもらうため、ハートフルセミナーの内容や方法に ついて検討を行う。	こどもみらい課
要保護児童支援者研修事業		継続	1, 646	保護を要する子どもへ関わる機関の適切な支援が確保されるよう、市町村要保護児童対策地域協議会等への研修を行うとともに、県内2地区において児童相談所が主催する、地域の児童福祉関係職員向けの研修を実施する。	こどもみらい課
児童養護施設退所者等自立支援 資金貸付事業費補助		継続	1, 634	児童養護施設等を退所した就職者及び大学等進学者に対して、 家賃相当額や生活費を貸付する。	こどもみらい課
社会的養護自立支援事業 【重点目標13に再掲】		継続	17, 511	児童養護施設退所者等の自立に向けて、継続支援計画の作成及び相談支援を行うほか、退所後直ちに自立生活を送ることが困難な事情のある就学中の者に対しては、引き続き施設等で生活するのに要する経費等を支援する。	こどもみらい課

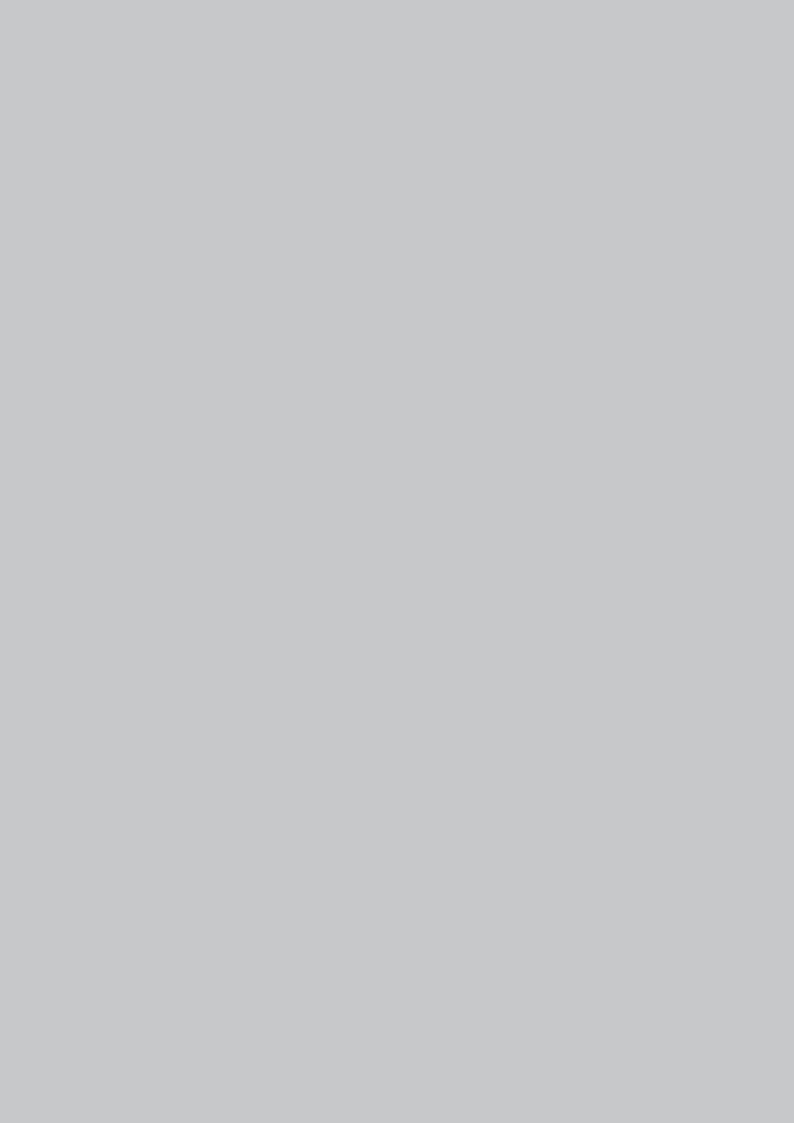
事 業 名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
児童福祉施設整備費補助 【重点目標13に再掲】		継続	20, 146	放課後児童クラブの創設1件及び改築1件の整備に要する経費 の補助を行う。	こどもみらい課
子供・女性を性犯罪等から守る ための対策事業		継続	2, 591	青森県警察防犯アプリ「まもリン」による前兆事案情報発信広報を促進し、さらに子供・女性対象防犯リーフレットの配布や各種啓発電車・バス広告の掲載委託、「子供・女性110番の家(車)」等対象研修会の開催等を通じて、子供や女性を性犯罪等から守るための活動を推進する。	生活安全企画課
青少年のネットセーフティ加速 化事業	0	新規	2, 903	成年年齢引下げを踏まえたインターネット利用に起因する犯罪被害・加害防止を図ることを目的に、高校生対象の研修会の開催、開催結果リーフレットの作成と県内全ての高校生への配布、研修会成果物である高校生の意識啓発のためのキャッチコピーを活用した広報ポスター等の電車・バス車内への掲示を通じて、広く意識向上を図る取組を推進していく。	生活安全企画課

【基本目標 V】 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

重点目標15 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します

事業名	重点枠 事業	新規 継続	予算額 (千円)	主な事業内容	課名
青少年健全育成推進員の設置 【重点目標13に再掲】		継続	4, 378	青少年健全育成推進員の資質向上に向け、県内6地区で研修会 を開催する。	青少年・男女共同参画課
初任者研修・教職員研修関係経 費等		継続	29, 812	新任教員に対し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い 知見を得させるため、職務の遂行に必要な事項に関する実践的な 初任者研修を行うとともに、教員の指導力等のより一層の向上を 図るため、総合学校教育センター等で教員の研修を行う。	学校教育課
あおもり家庭教育支援総合事業 【重点目標12に再掲】		継続		社会や家庭を取り巻く状況の変化に伴い、家庭教育が一層困難になっていることを踏まえ、全ての親が安心して家庭教育を行うために、引き続き、今日的課題に対応した家庭教育の取組を推進するための協議を行い、地域全体で家庭教育を支援していく機運を高めるとともに、親の育ちを応援する学びの機会の充実や支援のネットワークづくり等を行う。	生涯学習課
あおもり家庭教育力向上事業 【重点目標12に再掲】		継続	1, 025	地域における家庭教育の支援体制を整備するため、中南・下北 地区において、子育てを応援するあおもり家庭教育アドバイザー を養成することとし、年間各地区6回の講義・演習を行うととも に、登録されているあおもり家庭教育アドバイザーの資質向上を 図るためのスキルアップ講座を開催する。 また、あおもり家庭教育アドバイザーを「あおもり親楽プログ ラム」を使う研修会に派遣し、支援体制の強化を図る。	生涯学習課(総合社会教育センター)

参考



青森県青少年健全育成条例

昭和54年12月24日青森県条例第34号

改正 昭和59年12月22日条例第49号

改正 平成4年3月25日条例第19号

改正 平成8年10月16日条例第39号

改正 平成 10 年 12 月 24 日条例第 60 号

改正 平成 11 年 10 月 18 日条例第 48 号

改正 平成 11 年 12 月 24 日条例第 59 号

改正 平成14年3月27日条例第48号

改正 平成 18 年 10 月 16 日条例第 85 号

改正 平成 20 年 10 月 17 日条例第 59 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日条例第 25 号

青森県青少年健全育成条例をここに公布する。

青森県青少年健全育成条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 施策 (第6条—第10条)

第3章 社会環境の浄化(第11条―第21条の2)

第4章 行為の規制等(第22条―第24条)

第5章 推奨等 (第25条—第27条)

第6章 雑則 (第28条—第29条)

第7章 罰則 (第30条—第33条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の責務を明らかにし、青少年の健全な育成に関する施策の大綱を定めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の健全な育成を阻害する行為の規制等について必要な事項を定めることにより、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(平 11 条例 59·一部改正)

(適用上の注意)

第2条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用すべきであつて、いやしくも、これを濫用し、 自由と権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

(県の責務)

第3条 県は、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第4条 削除 (平11条例59)

(県民の責務)

- 第5条 県民は、青少年の健全な育成を助長する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境から青少年を保護するように努めなければならない。
- 2 保護者(親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、青少年 を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、あたたかい環境の中で青少年を監護教育する ように努めなければならない。
- 3 家庭を構成する者は、互いに協力し、健全な家庭づくりを進めることによつて、青少年を健全に育成する ように努めなければならない。
- 4 学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、その職務又は活動を通じて、互いに協力し、青少年を健全に育成するように努めなければならない。
- 5 近隣住民は、互いに協力し、青少年を健全に育成するように努めなければならない。

第2章 施策

(施策の基本)

第6条 青少年の健全な育成を図るための県の施策の策定及びその実施は、県民の自主的な活動を援助し、促進することを基本として、積極的かつ効果的になされなければならない。

(重点施策)

- 第7条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項を内容とする施策を重点的に推進するものと する。
 - (1) 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
 - (2) 青少年の健全な育成に関する活動の指導者の養成
 - (3) 青少年の健全な育成を図るための施設の整備及びその利用の促進
 - (4) 青少年を取り巻く社会環境の浄化活動及び青少年非行防止活動の促進
 - (5) 健全な家庭づくりの促進

(推進体制の整備)

第8条 知事は、青少年の健全な育成を図るための施策の推進体制の整備に努めなければならない。

(援助)

第9条 県は、青少年の健全な育成を図るため必要があるときは、市町村、青少年を健全に育成することを目的とする団体、青少年を取り巻く社会環境の浄化のため営業に関して自主規制に努める者の団体等に対し、助成その他の援助の措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない。

第3章 社会環境の浄化

(定義)

第11条 この章以下(第5章を除く。)において「青少年」とは、18歳未満の者(婚姻した者を除く。)をいう。

- 2 この章並びに第 28 条の 2 第 1 項及び第 2 項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)図書類 書籍その他の出版物、文書、絵画、写真、映写用フィルム及び映像又は音声が記録されている テープ、音盤、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用し て当該映像又は音声を再生するもの
- (2) 特定がん具類 性に関するがん具及びこれに類する物品(図書類を除く。)
- (3) 危険器具 刃物その他の人に危害を加える器具として使用することができる物
- (4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物
- (5) 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの、公衆に頒布されるちらし並びにこれらに類するもの
- (6) 利用カード類 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業(以下「店舗型電話異性紹介営業」という。)又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業(以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。)に関して提供される役務に応ずる対価を得る目的で発行される文書その他の物品
- 3 この章において「青少年立入禁止場所」とは、法第2条第1項に規定する風俗営業(以下「風俗営業」という。)、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業(以下「店舗型性風俗特殊営業」という。)及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業所(同条第1項第5号の営業に係る営業所を除く。)並びに法第31条の2第1項第7号に規定する受付所をいう。
- (平4条例 19・平8条例 39・平 10条例 60・平 14条例 48・平 18条例 85・平 20条例 59・平 28条例 25・一 部改正)

(指定)

- 第12条 知事は、図書類、興行及び広告物でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを指定することができる。
 - (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
 - (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- 2 知事は、特定がん具類でその形状、構造又は機能が前項第1号に該当するもの及び危険器具でその形状、 構造又は機能が同項第2号に該当するものを指定することができる。
- 3 前2項の指定は、告示で行わなければならない。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、青森県青少年健全育成 審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、 この限りでない。
- 5 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで第1項又は第2項の規定による指定をした ときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 6 前3項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の取消しについて準用する。
- 7 何人も、知事に対し、図書類、興行、広告物、特定がん具類又は危険器具について、第1項又は第2項の 規定による指定又はその取消しをするよう申し出ることができる。

(平4条例19・平8条例39・平20条例59・一部改正)

(図書類)

- 第13条 次に掲げる図書類は、前条第1項の規定により指定された図書類とみなす。
- (1)書籍その他の出版物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)が総ページの3分の1以上を占めるもの
- (2) 映像又は音声が記録されているテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声を再生するものであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものが総場面の3分の1以上を占め、又はその描写の時間が合わせて3分を超えるもの
- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第1項の規定により指定された図書類又は前項の規定により指定された図書類とみなされる図書類(以下「指定図書類等」という。)を青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させてはならない。
- 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が次の各号のいずれかに 該当するものを青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させないように 努めなければならない。
- (1) 青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等を陳列するときは、他の図書類と区分して屋内の容易に見通すことができる一定の場所に置くとともに、客の見やすい場所に青少年の購入又は借受けを禁止する旨の掲示をするように努めなければならない。
- 5 待合室、集会所その他の施設を管理する者は、当該施設において指定図書類等以外の図書類でその内容が 第3項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならな い。

(平4条例19・平8条例39・一部改正)

(特定がん具類)

- 第13条の2 次に掲げる特定がん具類は、第12条第2項の規定により指定された特定がん具類とみなす。
- (1) 下着の形状をしたがん具
- (2) 使用済みの下着(使用済みと誤認されるものを含む。)
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 2 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、第12条第2項の規定により指定された特定がん具類又は前項の規定により指定された特定がん具類とみなされる特定がん具類(以下「指定特定がん具類等」という。)を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。
- 3 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定特定がん具類等以外の特定がん具類でその形状、構造又は機能が前条第3項第1号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。
- 4 主として特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、客の見やすい場所に青少年の立入りを禁止する 旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。 (平8条例 39・追加)

(自動販売機等への指定図書類等の収納禁止等)

- 第13条の3 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)による図書類又は特定がん具類の 販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等又は指定特定がん具類等を自動販売機等に収納してはならな い。
- 2 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定がん具類について第12条第1項又は第2項の規定による指定があつたときは、 当該指定のあつた図書類又は特定がん具類を直ちに撤去しなければならない。
- 3 知事は、指定図書類等又は指定特定がん具類等が自動販売機等に収納されているときは、当該自動販売機 等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者に対し、当該指定図書類等又は指定特定が ん具類等の撤去を命ずることができる。
- 4 前3項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が指定図書類等又は指定特定がん具類等を入手できないように管理されている自動販売機等については、適用しない。
- 5 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するもの又は指定特定がん具類等以外の特定がん具類でその形状、構造若しくは機能が同項第1号に該当するものを自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

(平8条例39·追加)

(自動販売機等による図書類等の販売等の届出)

- 第13条の4 図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものは、自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機等を管理する者の氏名及び住所
- (3) 自動販売機等の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 自動販売機等の型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始する年月日
- (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち規則で定める事項に変更があつたときは、 その日から 20 日以内に、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売又は貸付けを廃止したときは、その日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、第1項第1号から第3号までに掲げる事項を当該届出に 係る自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。

(平8条例39・追加)

(危険器具)

第13条の5 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、第12条第2項の規定により指定された危険器具(以下「指定危険器具」という。)を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。

2 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、指定危険器具以外の危険器具でその形状、構造又は機能が第 13 条第3項第2号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させない ように努めなければならない。

(平 20 条例 59・追加)

(興行)

- 第14条 興行を行う者は、第12条第1項の規定により指定された興行(以下「指定興行」という。)を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。
- 2 興行を行う者は、指定興行以外の興行でその内容が第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。

(平4条例19・平8条例39・一部改正)

(広告物)

- 第15条 広告主又は広告物の管理者は、第12条第1項の規定により指定された広告物(以下「指定広告物」 という。)を、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布してはならない。
- 2 知事は、前項の規定に違反して指定広告物を掲出し、又は表示している広告主又は広告物の管理者に対し、当該指定広告物の撤去その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 広告主又は広告物の管理者は、指定広告物以外の広告物でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するものを、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布しないように努めなければならない。

(平4条例19・平8条例39・一部改正)

(利用カード類の販売等の禁止)

- 第15条の2 何人も、青少年に対し、利用カード類を販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。
- 2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業に関して提供される役務 を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の4繰上・一部改正)

(自動販売機への利用カード類の収納禁止)

- 第15条の3 利用カード類の販売を業とする者は、利用カード類を自動販売機に収納してはならない。
- 2 前項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が利用カード類を入手できないように管理されている自動販売機については、適用しない。

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の5繰上)

(自動販売機による利用カード類の販売の届出)

- 第15条の4 利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものは、自動販売機ごとに、販売を開始する日の10日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機を管理する者の氏名及び住所

- (3) 自動販売機の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 自動販売機の型式及び製造番号
- (5) 販売を開始する年月日
- (6) その他公安委員会規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち公安委員会規則で定める事項に変更があったときは、その日から 20 日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その内容を公安委員会に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売を廃止したときは、その日から 10 日以内に、 公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の6繰上・一部改正)

(店舗型電話異性紹介営業等に係る広告物の掲出等の制限)

- 第15条の5 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称若しくは所在地若しくは電話番号若しくは無店舗型電話異性紹介営業に係る呼称、事務所の所在地若しくは電話番号又は利用カード類を販売する場所 (以下「店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等」という。)に係る広告物(公衆に頒布されるちらし及びこれに類するものを除く。以下この項において同じ。)を掲出し、又は表示してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に掲出され、又は表示される広告物(青少年の目に触れるおそれがないと認められるものに限る。)については、この限りでない。
- 2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等に係る広告物(公衆に頒布される ちらし及びこれに類するものに限る。)を頒布してはならない。
- 3 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等を記載した文書その他の物品を公衆電話機の周囲 2メートル以内の場所に置いてはならない。
- 4 警察官は、前3項の規定に違反して広告物又は文書その他の物品を掲出し、表示し、頒布し、又は置いている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の7繰上・一部改正)

(深夜個室カラオケ営業)

第15条の6 個室カラオケ営業(個室を設け、当該個室において客に専用機器により再生される伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業をいう。以下同じ。)を営む者は、深夜(午後11時から翌日の日の出の時までをいう。以下同じ。)において、保護者が同伴する場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

(平 18 条例 85・追加)

(古物商等)

第15条の7 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商又は質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合その他正当な理由がある場合を除き、青少年から古物(古物営業法第2条第1項に規定する古物をいう。以下同じ。)を買い受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は物品(有価証券を含む。)を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

(平 18 条例 85・追加)

(遊技機営業)

- 第16条 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、遊技機の構造及び当該遊技機による遊技の方法からみて、当該遊技機による遊技が青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、青少年に当該遊技機による遊技をさせないように努めなければならない。
- 2 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、青少年にその営業場所において遊技機による遊技のため金銭の濫費をさせないように努めなければならない。

(昭 59 条例 49·一部改正)

(旅館業等)

第17条 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業をいう。)又は設備を 設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、これらの営業に係る施設が青少年の怠学、怠業又は不純異性交遊 の場として利用される等青少年の不健全なたまり場とならないように努めなければならない。

(昭 59 条例 49·一部改正)

(異性同伴施設)

第18条 主として異性を同伴する客に宿泊又は休憩をさせる営業で当該営業に係る施設又は設備が規則で定める要件を満たすものを営む者は、客の見やすい場所に青少年の立入りを禁止する旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(平8条例39·一部改正)

(深夜興行等)

第19条 興行を行う者又は設備を設けて客に遊技若しくはスポーツをさせる営業(個室カラオケ営業を除く。) を営む者は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせな いように努めなければならない。

(昭 59条例 49・平 18条例 85・一部改正)

(適用除外)

- 第20条 第13条第2項若しくは第3項、第13条の2第2項若しくは第3項、第14条、第16条又は第17条の規定は、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業(以下「特定遊興飲食店営業」という。)又は設備を設けて客に飲食をさせる営業(風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。)を営む者が法第22条第1項第5号(法第31条の23及び第32条第3項において準用する場合を含む。)又は第28条第12項第4号の規定に違反する行為に引き続いてその営業場所において行う青少年に対する指定図書類等の販売等の行為については、適用しない。
- 2 第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 13 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 15 条、第 15 条の 6、第 18 条又は前条の規定は、風俗営業、法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者が行う法第 16 条、第 22 条第 1 項第 5 号(法第 31 条の 23 及び第 32 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 28 条第 5 項若しくは第 8 項(これらの規定を法第 31 条の 3 第 1 項、第 31 条の 8 第 1 項、第 31 条の 13 第 1 項及び第 31 条の 18 第 1 項において準用する場合を含む。)、第 10 項(法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。)若しくは第 12 項第 4 号又は第 31 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に違反する行為については、適用しない。

(昭 59 条例 49・追加、平 4 条例 19・旧第 19 条の 2 繰下、平 8 条例 39・平 10 条例 60・平 14 条例 48・平 18 条例 85・平 28 条例 25・一部改正)

(自主規制)

- 第21条 第13条第3項から第5項まで、第13条の2第3項及び第4項、第13条の3第5項、第13条の5第2項、第14条第2項、第15条第3項並びに第16条から第19条までの規定(以下「自主規制に関する規定」という。)に従って自主規制に努める者は、当該自主規制に当たって互いに協力するように努めなければならない。
- 2 前項に規定する者の団体は、自主規制についての具体策を定め、その内容を構成員に周知徹底させるとと もに、知事に報告するように努めなければならない。
- 3 知事は、自主規制に関する規定に従った自主規制に努めていない者及びその団体に対し、自主規制に努めるよう要請することができる。

(平4条例19・平8条例39・平20条例59・一部改正)

(インターネットの利用環境の整備)

- 第21条の2 保護者及び学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者は、有害情報(インターネットの利用によつて得られる情報でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。
- 2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつては、有害情報の受信を制限する機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。
- 3 インターネットを利用することができる端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信 役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第 3号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年に見せ、 読ませ、又は聞かせないようにするため必要な情報を提供するように努めなければならない。

(平18条例85・追加)

第4章 行為の規制等

(淫行又はわいせつ行為の禁止)

第22条 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供又は周旋の禁止)

- 第23条 何人も、青少年が次に掲げる行為をすることを知つてこれらの行為が行われる場所を提供し、又は周 旋してはならない。
- (1) 淫行又はわいせつ行為
- (2) 大麻の使用
- (3) 催眠、鎮痛又は鎮咳の作用を有する医薬品をみだりに使用すること。
- (4) 飲酒又は喫煙

(深夜外出)

- 第24条 保護者は、深夜において、みだりに青少年を外出させないように努めなければならない。
- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(平 18 条例 85·一部改正)

第5章 推奨等

(推奨)

第25条 知事は、書籍、映画、演劇、団体の行う活動等でその内容が青少年の健全な育成にとつて特に有益であると認められるものを、審議会の意見を聴いた上、推奨することができる。

(平8条例39·一部改正)

(表彰)

- 第26条 知事は、次に掲げるものを、審議会の意見を聴いた上、表彰することができる。
 - (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
 - (2) 青少年又はその団体でその行動又は活動が他の模範になると認められるもの

(推奨等の申出)

第27条 何人も、知事に対し、第25条の規定による推奨又は前条の規定による表彰を行うよう申し出ることができる。

第6章 雑則

(保護)

第28条 何人も、青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがある事実を発見したときは、保護者、 関係機関等に通報する等青少年を保護するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(報告及び立入調査)

- 第28条の2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、報告若しくは資料の提出をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは営業所若しくは図書類若しくは特定がん具類に係る自動販売機等が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。
 - (1) 図書類、特定がん具類又は危険器具の販売又は貸付けを業とする者
 - (2) 興行を行う者
 - (3) 広告主又は広告物の管理者
 - (4) 個室カラオケ営業を営む者
 - (5) 第15条の7に規定する古物商又は質屋
- 2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード類の販売を業とする者に対し、報告若 しくは資料の提出をさせ、又は警察職員に、利用カード類の販売を業とする者の事務所若しくは営業所若し くは利用カード類に係る自動販売機が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができ る。
- 3 前2項の規定により立入調査をする職員又は警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示 しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (平4条例 19・追加、平8条例 39・平14条例 48・平18条例 85・平20条例 59・一部改正)

(施行事項)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

(平8条例39·一部改正)

第7章 罰則

第30条 第22条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 第22条第2項又は第23条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第13条第2項、第13条の2第2項、第13条の3第1項、第13条の5第1項、第15条の2、第15条 の3第1項又は第15条の6の規定に違反した者
- (2) 第13条の4第1項又は第15条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第15条の5第4項の規定による命令に違反した者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第13条の3第3項又は第15条第2項の規定による命令に違反した者
- (2)第13条の4第2項若しくは第3項又は第15条の4第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第13条の4第4項、第14条第1項、第15条の7又は第24条第2項の規定に違反した者
- (4) 第15条第1項の規定に違反して指定広告物を青少年に頒布した者
- (5) 第28条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは これらの規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は これらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平4条例19・平8条例39・平14条例48・平18条例85・平20条例59・一部改正)

第31条 前条第1項及び第2項に規定する者は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。ただし、青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。 (平4条例19・平8条例39・平14条例48・一部改正)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第30条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平8条例39・平14条例48・一部改正)

第33条 第30条又は前条の規定は、第30条の違反行為があつた時に青少年であつた者については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(青森県附属機関に関する条例の一部改正)

2 青森県附属機関に関する条例(昭和36年1月青森県条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する条例(昭和 27 年 9 月青森県条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年9月青森県条例第43号)の一部を次のように 改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和59年条例第49号)

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(平成4年条例第19号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第39号)

- 1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の青森県青少年健全育成条例第13条第5項の規定によりなされた指定図書類の撤去の命令は、改正後の青森県青少年健全育成条例(以下「改正後の条例」という。)第13条の3第3項の規定によりなされた指定図書類等の撤去の命令とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する図書類(以下「図書類」という。) 又は同項第 2 号に規定する特定がん具類(以下「特定がん具類」という。)の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしているものは、改正後の条例第 13 条の 4 第 1 項に規定する図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをして、同項(同項に係る罰則を含む。)の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の 10 日前までに」とあるのは「平成 9 年 1 月 31 日までに」と、「次に」とあるのは「第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に」とする。
- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から 10 日を経過する日までに図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものに関する改正後の条例第 13 条の 4 第 1 項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する日の 10 日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第 11 条第 2 項第 5 号に規定するテレホンクラブ等営業(以下「テレホンクラブ等営業」という。)を営んでいる者は、改正後の条例第 15 条の 2 第 1 項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項(同項に係る罰則を含む。)の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の 10 日前までに」とあるのは「平成 9 年 1 月 31 日までに」と、「次に」とあるのは「第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号に」とする。
- 6 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による届出をした者で改 正後の条例第 15 条の 3 第 1 項に規定する区域内でテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該テレホン クラブ等営業については、施行日から 2 年を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。
- 7 施行日から10日を経過する日までにテレホンクラブ等営業を営もうとする者に関する改正後の条例第15 条の2第1項の規定の適用については、同項中「営業を開始する日の10日前までに」とあるのは、「あら かじめ」とする。

- 8 この条例の施行の際現に改正後の条例第 11 条第 2 項第 6 号に規定する利用カード類(以下「利用カード類」という。)の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしているものは、改正後の条例第 15 条の 6 第 1 項に規定する利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものとみなして、同項(同項に係る罰則を含む。)の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の 10 日前までに」とあるのは「平成 9 年 1 月 31 日までに」と、「次に」とあるのは「第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に」とする。
- 9 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第 15 条の 6 第 1 項の規定による届出に係る自動販売機については、施行日から 3 月を経過する日までの間は、改正後の条例第 15 条の 5 第 1 項の規定は、適用しない。
- 10 施行日から 10 日を経過する日までに利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものに関する改正後の条例第 15 条の 6 第 1 項の規定の適用については、同項中「販売を開始する日の 10 日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 11 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されている改正後の条例第 15 条の 7 第 1 項に規定するテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から 3 月を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。

附 則 (平成10年条例第60号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第48号)

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成11年11月1日)

附 則(平成11年条例第59号)抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成 14 年条例第 48 号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成 18 年条例第 85 号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項の改正規定及び第20条の改正規定 (「第15条の下に「、第15条の6」を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 59 号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年条例第 25 号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

青森県子ども・若者白書

令和5年12月発行

編集発行 青森県環境生活部

青少年·男女共同参画課 青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-734-9226

FAX 017-734-8050

E-mail seishonen@pref.aomori.lg.jp